

琵琶湖博物館開設準備室 研究調査報告

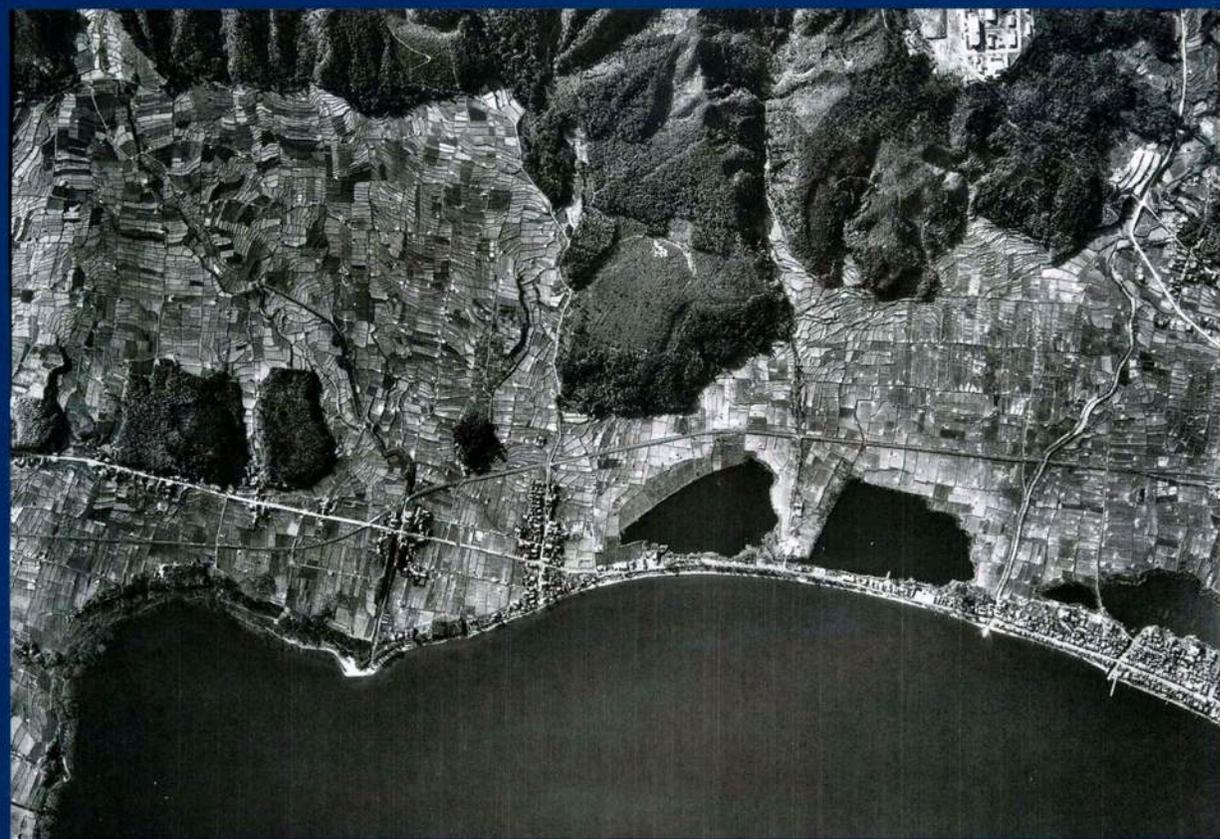
2号 1994年3月

琵琶湖の歴史環境

その変動と生活



琵琶湖歴史環境研究会編



琵琶湖博物館開設準備室研究調査報告

第 2 号

琵琶湖の歴史環境
— その変動と生活 —

琵琶湖歴史環境研究会編

(仮称) 琵琶湖博物館開設準備室

1994年 3月

序

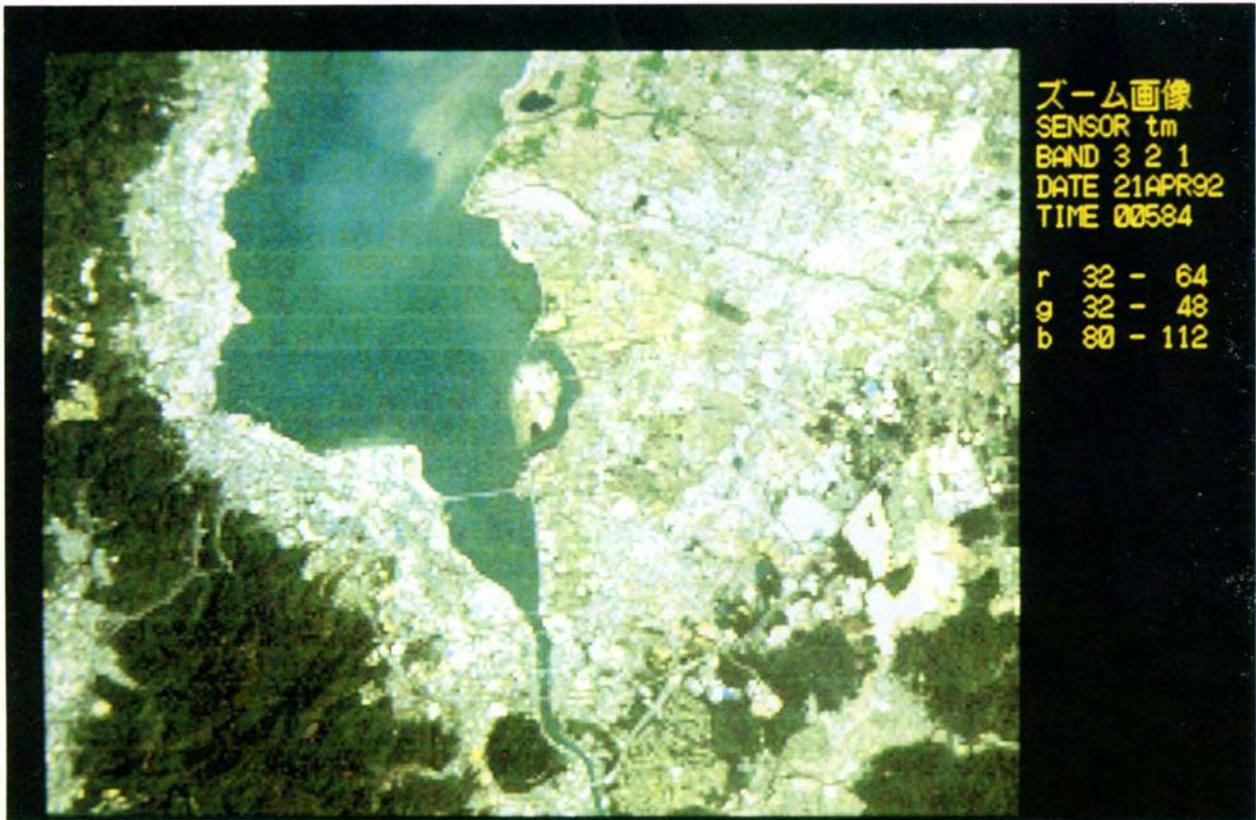
湖と人間との共存関係を考え、情報や体験の交流の場となる（仮称）琵琶湖博物館では、いろいろな活動を行う中で、たえず成長・発展する博物館にしようと考えています。このためには、研究・調査も大切な事業となります。常に幅広いテーマで研究調査に取り組み、その成果を展示や交流活動などに積極的に生かしていく必要があります。

今回、「琵琶湖の歴史環境—その変動と生活—」と題して、地理学、文献史学、考古学、それに地質学などの立場から琵琶湖周辺の歴史環境の変遷を追及した研究調査の成果がまとまりました。これからの博物館活動の貴重な資料として生かしていくと共に、広く琵琶湖の理解の一助となれば幸いです。

1994年3月

滋賀県教育委員会事務局

（仮称）琵琶湖博物館開設準備室長 田口宇一郎



琵琶湖南端周辺の自然色画像



琵琶湖南端周辺の疑似自然色画像



野洲川河口周辺の自然色画像



野洲川河口周辺の疑似自然色画像

琵琶湖の歴史環境

— その変動と生活 —

目 次

琵琶湖の歴史環境調査の経過	金田 章裕…………… 1
近江国高島郡木津荘域の条理プラン —旧湖岸・土地利用復原の一前提—	金田 章裕…………… 3
山門領近江国木津荘に関する基礎的研究	水野 章二…………… 33
琵琶湖周辺の遺跡で検出された地震の痕跡	寒川 旭…………… 53
琵琶湖沿岸平野の地形環境分析	高橋 学…………… 71
琵琶湖の水没村伝承	用田 政晴…………… 87
湖底遺跡と集落分布	濱 修…………… 97
考古資料から見た琵琶湖湖岸の地形的歴史環境	横田 洋三……………111

Historical Geo-ecology around Lake Biwa,
it's Change and life

Contents

Progress Repoet of the Historical Geo-ecology around Lake Biwa	KINDA Akihiro.....	1
<i>Jori</i> Plan in the Manor of Kohtsu Takashima County, Ohmi Province	KINDA Akihiro.....	3
Fundamental Study on <i>Kozu-no-sho</i> in Ohmi Province Governed by Sanmon	MIZUNO Shoji.....	33
Earthquake Traces found out in many Archaeological sites, around the Lake Biwa	SANGAWA Akira.....	53
A Morphological Analysis on the Environment of the Plain around Lake Biwa	TAKAHASI Manabu.....	71
Some Archaeological Notes on the Folk Tale of <i>Sunken Villages in Lake Biwa</i>	YODA Masaharu.....	87
Off Shore Sites of Lake Biwa and the Distribution of Ancient Villages	HAMA Osamu.....	97
Environmental Change in Shore of Lake Biwa from the Archaeological Point of View	YOKOTA Yozo.....	111

(表紙写真は昭和30年代の木津付近(国土地理院))

琵琶湖の歴史環境調査の経過

京都大学
金田 章裕

Progress Report of the Historical Geo-ecology around Lake Biwa

KINDI Akihiro, Kyoto University

琵琶湖博物館開設準備室の方から、琵琶湖をめぐる自然環境や生活の変遷についての研究を行う研究室を組織してほしいという要請があったのは、1991年7月のことであった。

開設のための準備が進められている琵琶湖博物館の展示に、必ずしも直接かかわる研究テーマでなくとも良いが、長期にわたる複雑な様相を少しでも明らかにしたいというのがその主旨であると理解した。とすれば、その必要性は私自身が以前から痛感していたことであり、早速研究会を発足させることとした。

私自身の専門が古代を中心とした歴史地理学であるので、歴史学の分野から、中世史特に村落の専門家である滋賀県立短大の水野章二氏に協力をお願いすることにした。さらに歴史時代の自然環境や災害に強い関心を示し、実際に琵琶湖岸一帯における調査・研究を進めておられる立命館大学の高橋学氏と地質調査所の寒川旭氏に、自然地理学と地質学の立場からの参画をお願いした。考古学の分野からは、湖岸の環境変化にかかわる発掘データの整理を以前から進めておられる横田洋三氏(助滋賀県文化財保護協会)と濱修氏(助滋賀県文化財保護協会)に参加していただき、横田氏には運営の中心となっていただくこととした。以上6人に開設準備室の用田政晴氏も加わった計7人が、それぞれの専門からこのテーマに接近することとした。本報告書に収載したのは、このようにして進めた3年間の研究の成果である。

1の「近江国高島郡木津荘域の条里プラン」(金田)と2の「山門領近江国木津荘に関する基礎的研究」(水野)は、いずれも湖西安曇川下流域に展開した木津荘をめぐる研究である。琵琶湖を擁する近江国では、すでに湖北の菅浦や湖東の今堀をめぐる膨大な中世史料の分析が蓄積されている。しかし、調査・研究を必

要とする中世の史料群はさらに多く、この木津荘もまた豊かな史料を伝えているにもかかわらず、従来必ずしも十分な研究が行なわれてはいなかった。金田論文は、木津荘域と中世の湖岸の土地利用の研究に不可欠な条里プランの復原と、その過程における小字地名の変遷プロセスおよび行政的画定状況について論定したものであり、水野論文は、平安時代から織豊期に至る木津荘の通史的位置付けをさぐり、その歴史的性格や研究史上の問題点を詳細に整理し、同時に木津荘に関する各種の文書史料について、ほとんど初めて体系的に取りあげ紹介したものである。

3「琵琶湖周辺の遺跡で検出された地震の痕跡」(寒川)は、考古学的に調査された遺跡における、液状化や噴砂などといったいわば地震の遺構について整理をしたものである。縄文時代晩期前半、弥生時代中頃、中～近世頃の3時期の地震遺構が検出されることや、特に寛文2年の琵琶湖西岸地震の様相が次第に判明し始めたことは注目に値する。

4「琵琶湖沿岸平野の地形環境分析」(高橋)は、100年単位での地形環境の変化を取り扱ったものであり、リモートセンシングによる琵琶湖南湖部分の地形分析と野洲川下流域平野における地形変化が対象となっている。前者では烏丸崎沖に平野部分と同じ性格の部分が存在することを指摘し、後者では、扇状地Ⅰ・Ⅱ帯、自然堤防帯、三角州Ⅰ・Ⅱ帯という地形帯の区分とその形成時期について検討が加えられており、弥生時代中期と14・15世紀における三角州Ⅰ・Ⅱ帯の形成が論じられている。

5「琵琶湖の水没村伝承」(用田)は、「～千軒」と称される水没村伝承について整理を行ない、その原因について考察したものである。洪水・津波と伝えられているものは多くが瀬田川の河床に関連する琵琶湖の

水位上昇が推定され、さらにその原因が地震である可能性が導き出されている。著名な葛籠尾崎湖底遺跡については水神祭祀にかかわる説を支持している。

6「湖底遺跡と集落分布」(濱)は湖底の遺跡データを整理して、湖南・湖西外部・湖北の各地域類型を抽出し、前者の赤野井湾について詳細に検討したものである。

縄文時代における湖岸の砂堆近くの水面における食料獲得の段階から、弥生時代前期には、現在の湾底部分に稲作を受容した集落が営まれるようになり、後期にかけて次第に内陸部に分布域が移る状況を指摘している。

7「考古資料からみた琵琶湖湖岸の地形的歴史環境」(横田)は、浜堤・内湖という琵琶湖湖岸の地形要素をとりあげて整理し、その成因・時期等について分析したものである。湖西の針江浜遺跡における弥生時代

前期・中期、古墳時代の3時期の古浜堤、唐橋遺跡、高時川河口の弥生中期水田遺構などの例から、浜堤の形成と利用の過程を抽出し、モデル化を試みており、この場合にも水位変動が重要な要因であることが指摘されている。

以上の7論文が、6・7がいずれも考古学の立場からのアプローチであることを除けばいずれも異なった視角を有している。しかし、1・2・3・5・7と4・6・7はそれぞれ共通の事例地域を有し、1・2・3・4・5は中世を、3・4・5・6・7は弥生時代を中心とした時期をとり扱うなど、多様な接点を有し、一部では論点が相互に絡み始めている。個々の論文の評価は各分野に待たねばならないが、研究会の最初の論文集としては、この接点は重要であろう。さらなる展開を期すための一つの足がかりとして、諸賢の御批評をお願いしたい。

近江国高島郡木津荘域の条里プラン

— 旧湖岸・土地利用復原の一前提 —

京都大学
金田 章裕

Jori Plan in the Manor of Kohtsu, Takashima County, Ohmi Province

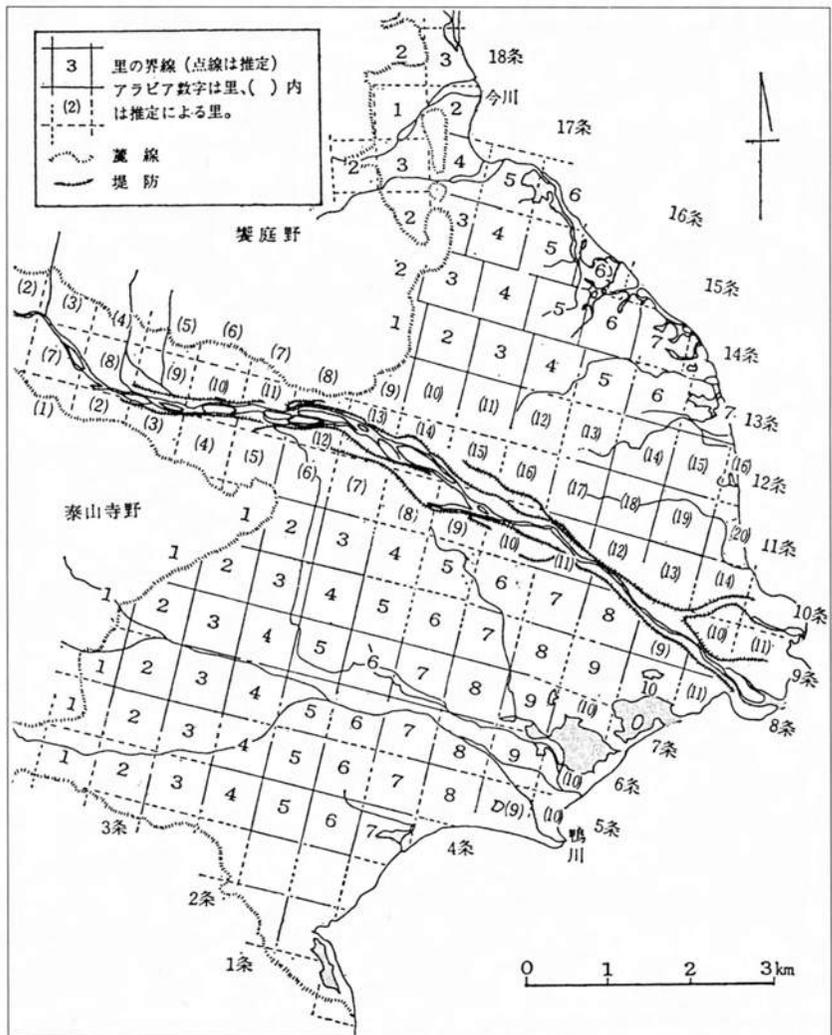
KINDA Akihiro, Kyoto University

1. はじめに

琵琶湖岸は極めて複雑な変動を繰り返しており、一律に陸化が進行した訳でも、また一律に沈水が進行した訳でもなかった。例えば湖東の姉川河口に近い滋賀県東浅井郡びわ町下八木付近では、過去300余年の間に湖岸が200m前後も前進し、同野洲郡中主町の野洲川南北流間でも、11世紀ごろの中津神崎荘の湖岸に比べれば、場所によって1~2kmもの陸化すなわち湖岸の前進が推定される¹⁾。逆に沈水・水没が推定される部分もあり、例えば野洲郡・蒲生郡界の水茎内湖の部分や、前述の下八木のすぐ北側に相当する湖北町延勝寺付近、湖西の高島郡木津荘比定地付近などがその例である²⁾。

このうちの木津荘については、福田徹による復原研究を軸とした一連の成果があり、その遺著『近世新田とその源流』に集成されている³⁾。木津荘に関連する主要史料は、饗庭家文書中の応永29年(1422)の年紀を有する「木津荘検注帳」(以下単に検注帳という場合、同帳をさす)と年紀のない「木津荘引田帳」(以下単に引田帳と表現する場合同帳をさす)、宝徳3年(1451)「比叡之本庄二宮神田帳」などである。これらの史料では、各種の土地の所在を条里呼称法によって表示しており、条里プランの復原が、これらの史料を用いた研究の前提となる。

福田の復原結果の概要は第1図のような状況であった。条里プランの方向はN13°~14°E程度の東傾を示しており、条は安曇川流域の平野の南端から始めて北へ、里は山麓から始めて湖岸へとそれぞれ数詞で数え進んでいる。同図には示されていないが、坪並は



第1図 近江国高島郡主要部の条里プランの福田徹による推定案

西南隅に始まって北へ第1列を数え進む平行式である。1条～13条までは基本的に条・里界線は連続しており、14条では1坪分、15・16条ではさらに2坪分西に里界線がずれていたと考えられている。さらに、15条山麓部以北では条里プランの方位も異なった状況が推定されている。

このほか安曇川下流域では、北岸の新旭町太田付近と、南岸の安曇川町川島付近では里界線が1坪分ほど食い違いを示しているが、これは、西方の上流側では整合しているにもかかわらず、東方の下流側になるに従って次第にずれが大きくなった結果とみられ、条里呼称法による土地表示システム自体としては本来連続的であったものと判断される。このような山地・台地・河川などによって地形的に隔てられた場合、条里地割のずれが次第に大きくなるのはよく見られる状況であり、13条以南における条里プランの連続性・画一性という点では問題がないと考えられる。

さて以上のような条里プランは、条・里を数え進む方向や坪並について、いずれも近江国の他郡の一般的状況と合致する。すなわち、湖東の各郡では条を北から南へ、里を東の山側から西の琵琶湖側へと数え進み、坪並も北東隅から始まって南下し、南西隅に終わる平行式であり、湖西では条を南から北へ、里を西の山側から東の琵琶湖側へと数え進み、坪並は南西隅から始まって北行し、北東隅に終わる平行式である。従って、条・里の配列、坪の配列のいずれもが、湖を中心として、湖から陸上を見た場合の左上を起点とする右まわりであるという統一性を指摘し得ることが判明している⁹⁾。さらに、各郡内では、前述の高島郡14～16条を除けば、山麓部から里を数え進むために里の数詞が条によって異なるものの、里界線は食い違うことなく整合していたものと考えられている⁵⁾。もとより、条里地割の方位が異なっていたり、条里地割の分布が断片的であるような場合には、この状況を的確に確認することが困難な場合がある。しかし、安曇川北岸のような条里地割の分布が連続的かつ典型的であって、しかも同一郡内に属する条里プランにおける、第1図のような13条・14条間、14条・15条間のような1坪分と2坪分の里界線の齟齬は、近江国ではほとんど唯一の例外であることになる。

いずれにしても、復原された条里プランによって、各種の史料に記載された状況の現地への比定を行い、自然環境や土地利用、集落の位置や形態などの分析を進めるのが基本的な研究方法であることからすれば、

条里プランの復原は極めて重要な作業前提となる。福田の研究の時点では、近江国全体の条里プランの性格ないし、統一性に関する認識は十分ではなかったが、現状からすれば、改めて検討を加えて確認作業をしておく必要があることになろう。

小稿の目的は、木津荘域の条里プランについて再検討を行い、近江国の条里プランの特性について考察するとともに、湖岸付近の景観の変遷に関する研究の前提となる条里プランの再確認を行なうことにある。

2. 既往の条里プラン復原とその問題点

(1) 既往の復原の根拠

近江国高島郡の条里プランの復原は、1927年にまず『高島郡誌』によって行なわれ、主要な史料の概括的検討と共に、条・里・坪並の推定が行なわれた⁶⁾。その後のほとんど唯一の本格的な研究が、すでに述べた福田徹による一連の労作であるが、主要なものは3編の論文として発表されたものであり、1974～1978年のことであった⁷⁾。福田論文では、まず条里地割と条里プランの坪並の遺称地名を検出し⁸⁾、さらに「木津荘検注帳」に記入された小字地名と同名の小字地名を検出する作業が行なわれ⁹⁾、その上で検注帳および「木津荘引田荘」の記載地目の図化とその検討へと進んでいる¹⁰⁾。

条里地割と坪並の遺称地名の分布は第2図のような状況であり、注進帳の小字地名と同名のものの分布状況が第3図に示されている。このようにして復原された条里プランは1条～13条の部分において、『高島郡誌』に図示された復原案により、2カ坪分東へ里界線に移した状態となっている。第2図に示された坪並遺称から判明するように、明らかにこの方が正しい。14条で1カ坪分、15・16条でさらに2カ坪分西へ里界線に移した根拠は、坪並遺称と考えられる小字地名のうち、新旭町針江の一ノ坪、四ノ坪、六ノ坪、深溝の一ノ坪、九ノ坪、十七、三ノ坪、四ノ坪、五ノ坪、十三、十九であり、検注帳に記された小字のうち、田井川、ライ川、中フカ、石田、エンリャク寺、ヲアラ田、トヒノ木であると報告されている。

そこでこれらの根拠をめぐって、問題を含んでいる14条以北について検討を試みたい。

(2) 坪並遺称地名の検討

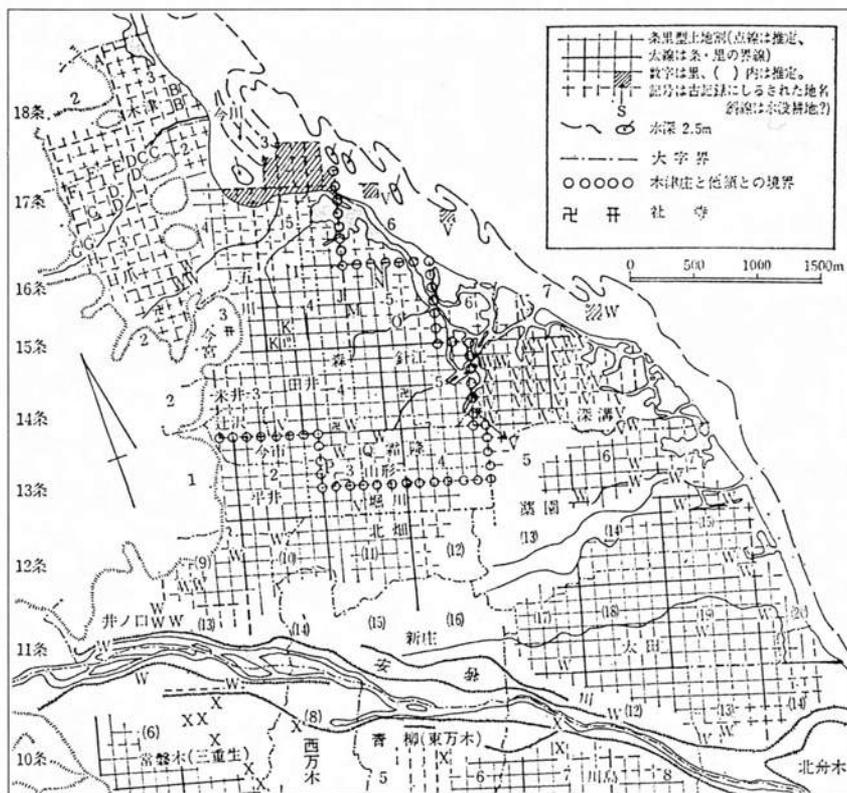
まず、坪並遺称の可能性が高い数詞の小字地名から検討を始めたい。針江地区では、前述のように一ノ坪、



第2図 近江高島郡主要部における条里地割分布と条里界復原案（福田徹による）

四ノ坪、六ノ坪の3つの小字地名がかかわるが、これらはいずれも現行の小字地名ではない。針江地区では、これらの小字地名を記した何点かの村絵図類が伝わっている¹¹⁾。①年不詳（近世後期か）の村絵図には第4図のような小字地名が記され、②慶応2年（1866）に

は同地区東部の第5図のような小字地名が、③明治5年には第6図のような小字地名が使用されていたが、④明治6年の「近江国高島郡第七区針江村地引全図」¹²⁾では、小字が八田・東浦・餅出・西出・大久保新田・川北・西浦の7つに再編され、⑤現在はさらに西出・



応永29年(1422)の木津庄検注帳にみられ、かつ残存する地名。
()内は明治初期および現在の小字名。

- A: 庄サカエ B: 小佃・完佃(佃) C: カケノ前(欠ノ前) D: 新名(新明) E: 杉サハ(杉沢) F: 大ツカ(大塚) G: 坂ノシリ(坂尻) H: 北ハヤシ(北拍子) I: 田井川(田井川) J: ライ川(追川野) K: 中フカ(中フカ) L: 石田(石田) M: エンリヤク寺(延若寺) N: ヲアラ田(大割田) O: トヒノ(飛ノ木) P: 浄土寺敷地(浄土寺) Q: タケノ町(竹ノ町)
- V: 宝徳3年(1451)比叡本庄二宮神田帳に記された耕地 W: 饗庭文書に記された耕地 X: 朽木文書に記された耕地

第3図 福田徹による木津荘の範囲の推定

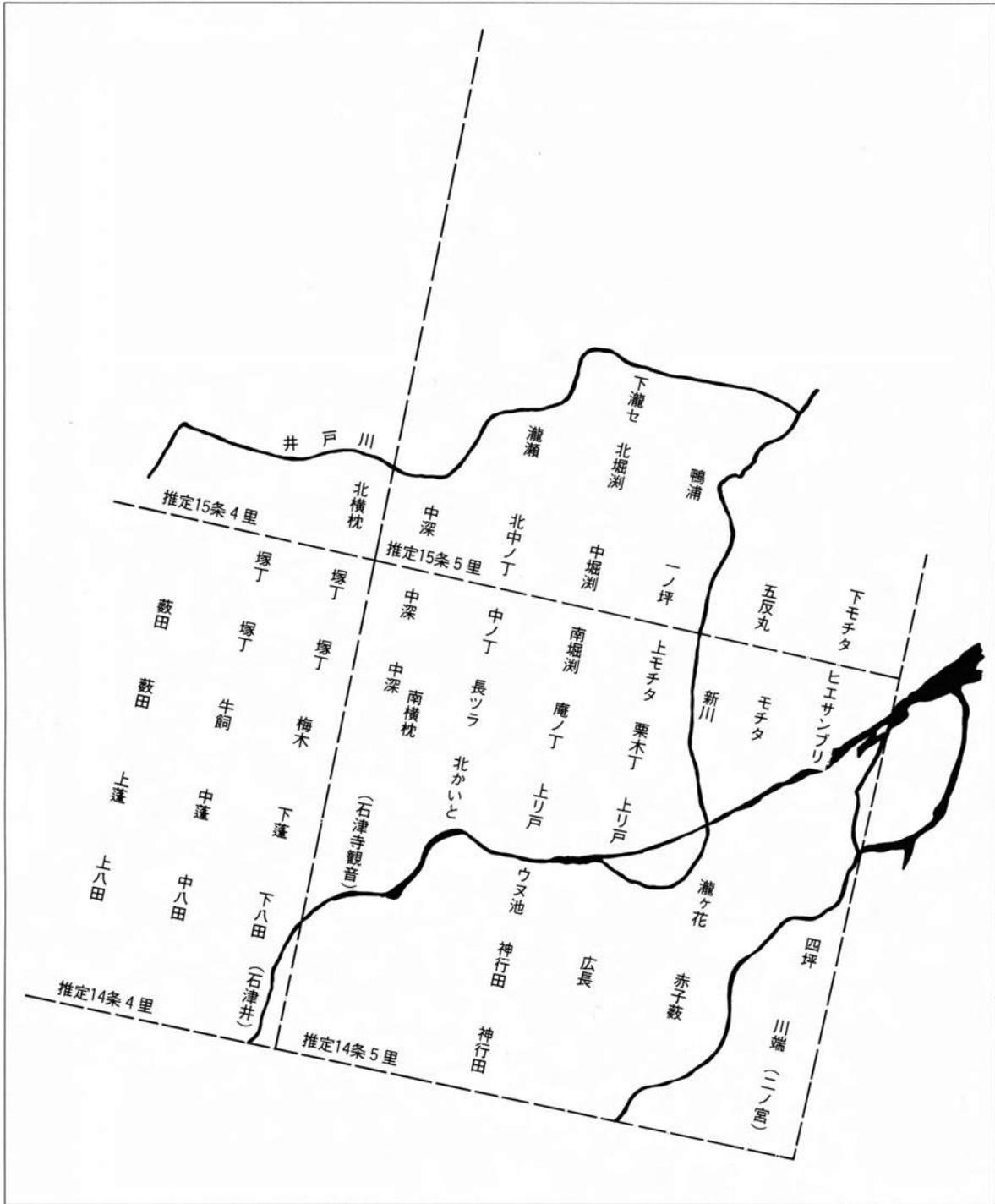
東出・持出・川北・大久保の5つになっている。前述の小字地名のうち一ノ坪は①・②に、四ノ坪は①・②・③に、六ノ坪は③にのみ記載されている。

一ノ坪の位置は写真1・2のように①・②共に同一であり、③では蛭口の一部である。四ノ坪は写真1～3に示すように①・②・③のすべてにおいて場所が異なっており、①では現在の深溝地区に含まれる二宮神社北方に記入されており、②ではさらにその北側に相当する部分、③ではこれらの西側部分となっている。針江村東南隅の小字赤子藪の位置は、①・②・③に共通するが、その位置からすれば、第4～6図のように四ノ坪は①では東北、②では北北東、③では北側に相当することになる。六ノ坪は③にのみ、しかも写真4のように、湖岸の「永荒場」や「新田」地帯の一部に記入されたもので、写真3のような条里的な方形区画が見られない場所である。また、条里関係という点か

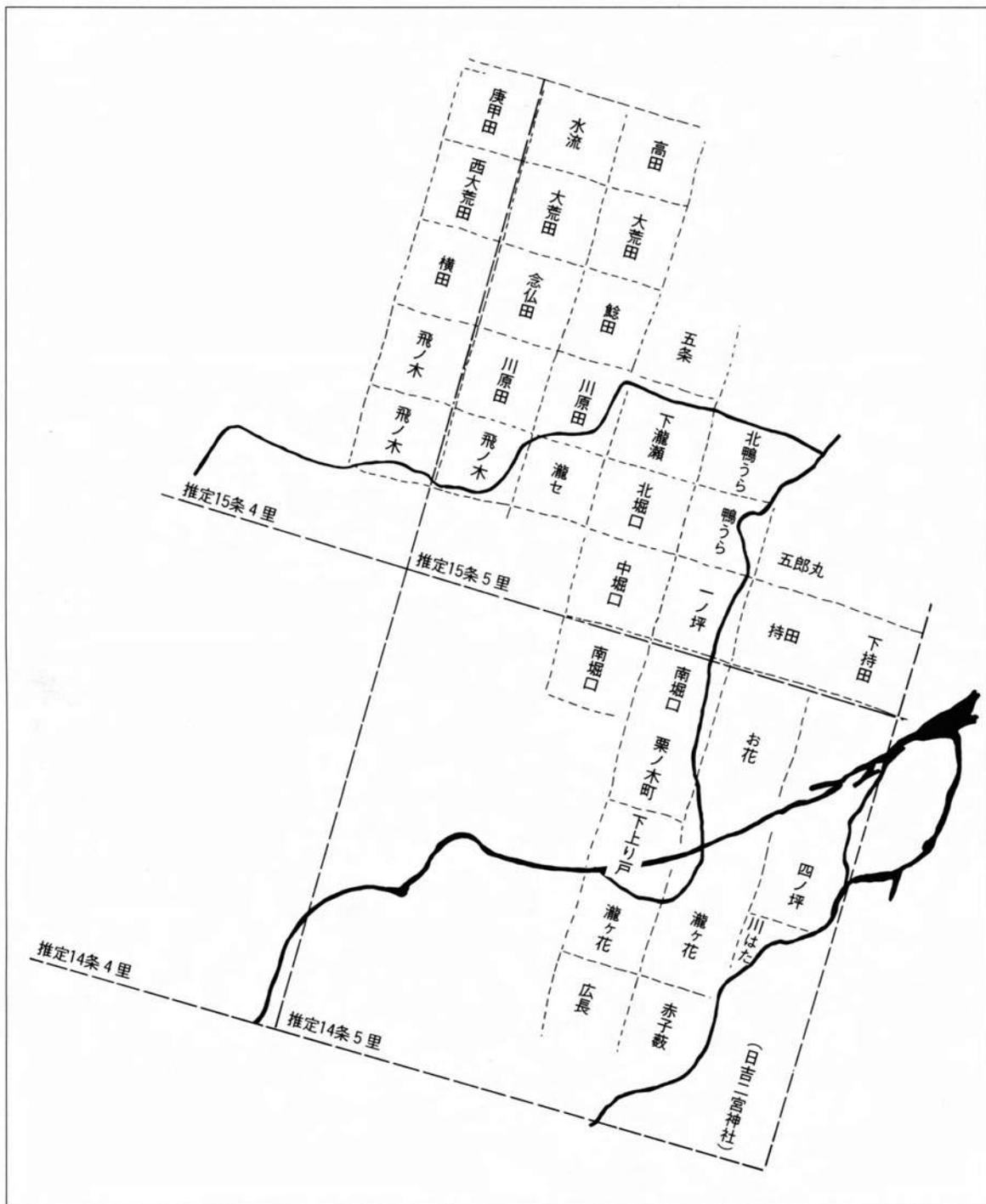
らすれば③には、第6図と写真4のように五条という小字地名がある。

以上の3つの小字地名と条里プランとの関係は、一ノ坪が福田説の15条6里1ノ坪に相当し、②の四ノ坪が14条6里4ノ坪に相当することになる。仮りに13条以南の条・里界線をそのまま延長してみると、前者は19ノ坪に当ることになって説明が不可能であるが、後者は34ノ坪に相当することになり、矛盾はない。六ノ坪は復原の資料として使用することができず、五条は15条に相当することになって問題はない。

さらに深溝地区の検討を進めたい。深溝地区では、小字地名を記入した絵図類として、①元文2年(1737)深溝村古絵図¹³⁾と②明治6年「近江国高島郡深溝村地券取調惣絵図」¹⁴⁾がある。①では第7図のように三ノ坪と四ノ坪を含む計25の小字地名が記され¹⁵⁾、②では再編されて丸沢・日吉・本庄川原の3つの小字となり、



第4図 近世後期針江村絵図に記された小字地名 (写真1参照)



第5図 慶応2年針江村絵図に記された小字地名(写真2参照)



写真1 針江村絵図（年不詳、第4図の部分、上が南）

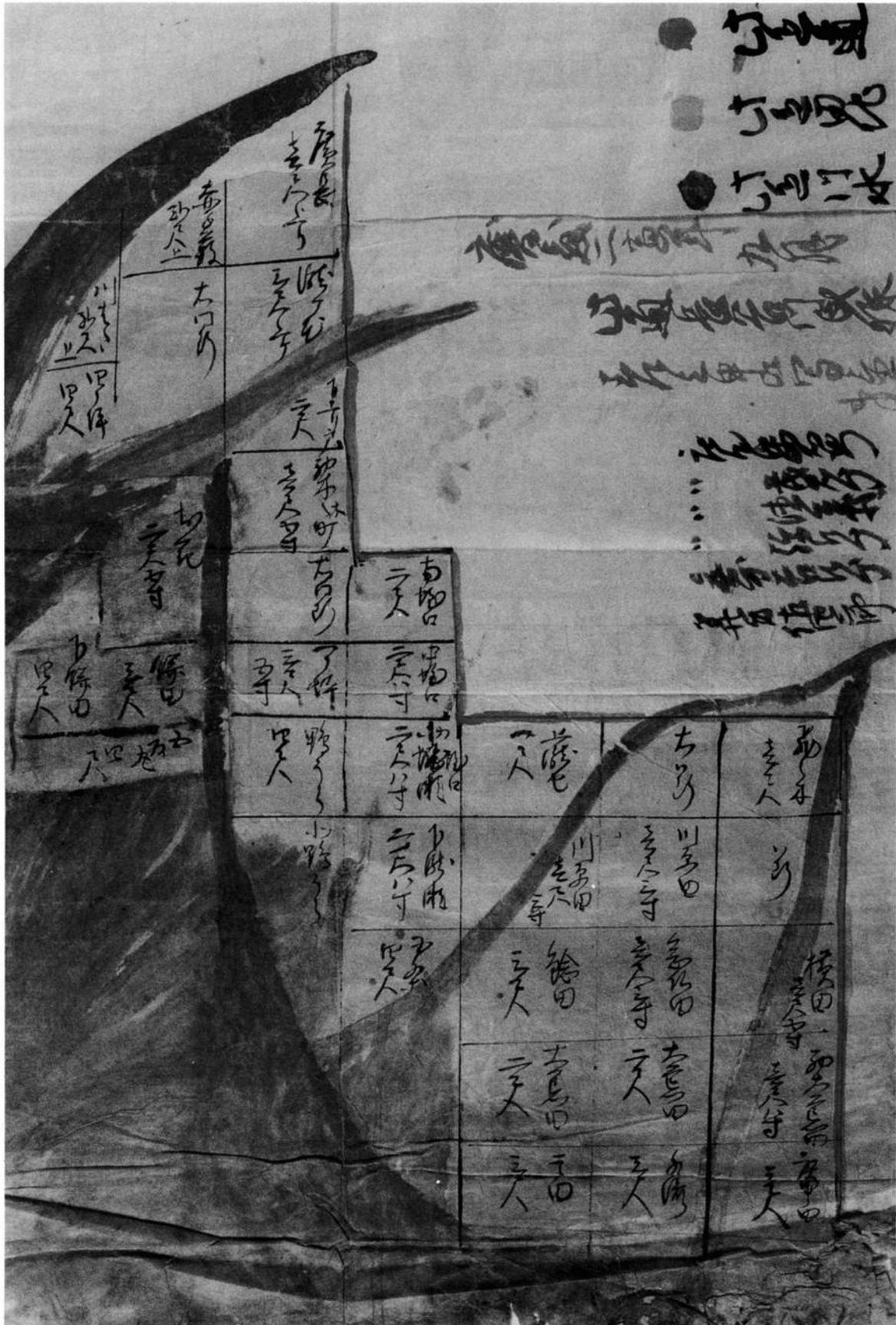


写真2 慶応2年針江村絵図（第5図の主要部、上が南）



写真3 明治5年針江村絵図(第6図の南東部、上が南)

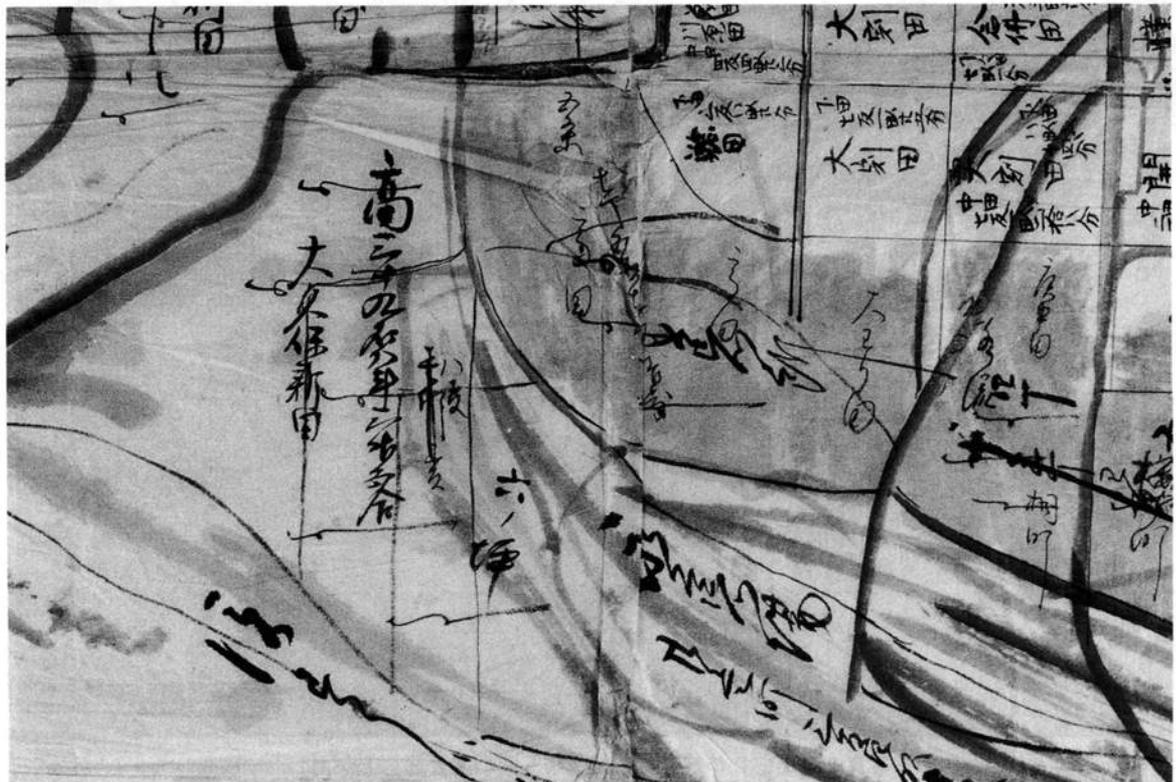


写真4 明治5年針江村絵図(第6図の北端部付近、上が南)

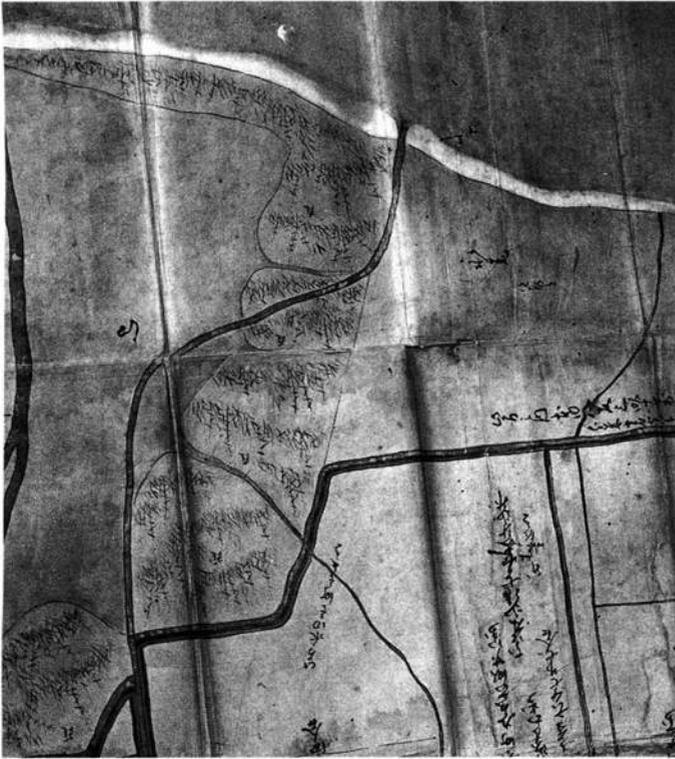


写真5 a 元文2年深溝村古絵図における現行小字一ノ坪相当部分（上がほぼ北）

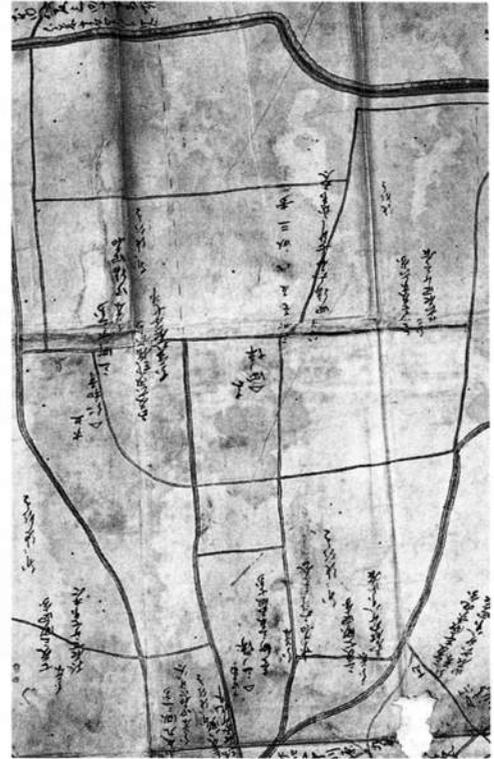


写真5 b 元文2年深溝村古絵図における現行小字三ノ坪、四ノ坪、五ノ坪相当部分（上がほぼ北）

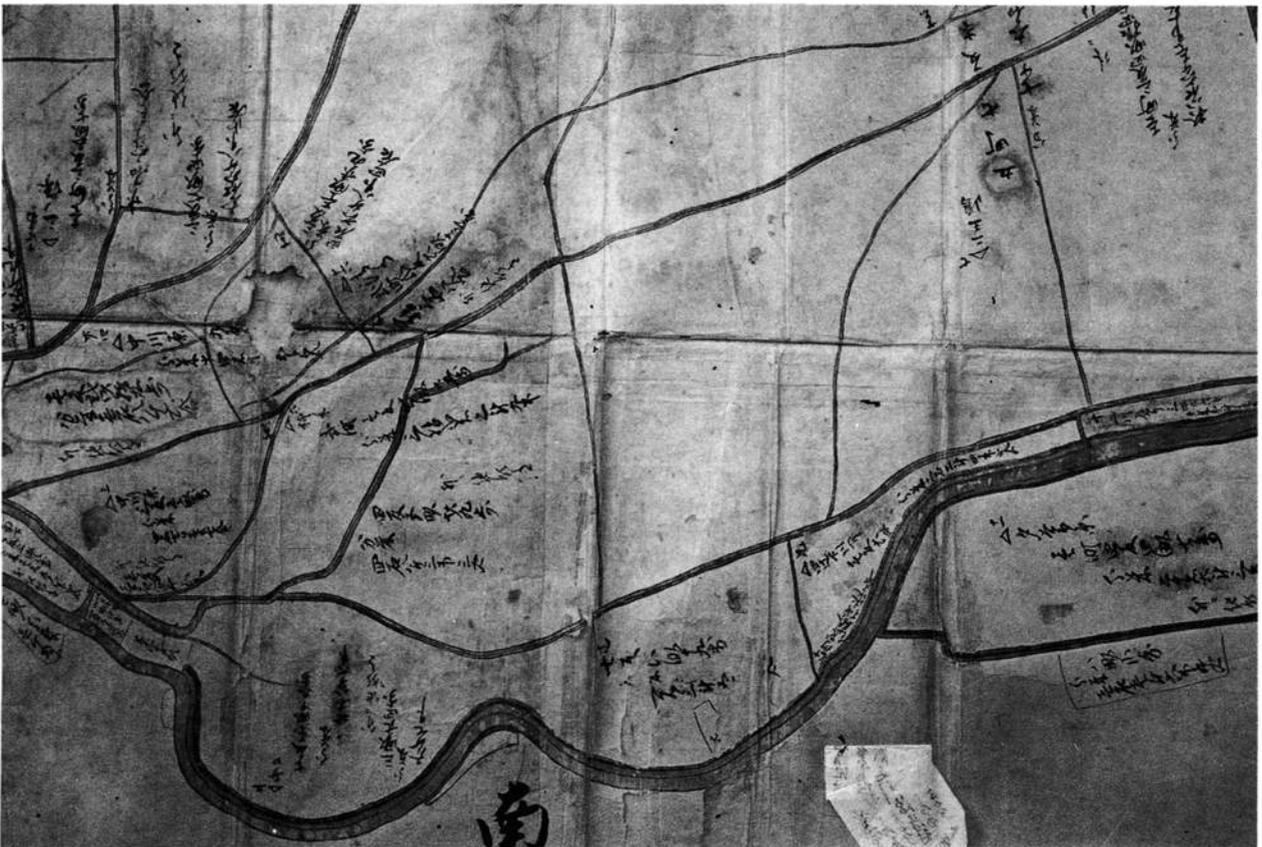


写真5 c 元文2年深溝村古絵図における現行小字十三、十九相当部分（上がほぼ北）

③現在は第8図のように34の小字となっている。現行の小字地名のうち、坪並に関連する可能性のあるのは、前掲のように8カ所に達するが、18世紀にはそのうちの6つの小字地名が使用されていなかったことになる。現行の小字地名は明治20年ごろの地籍編纂の際に確定されたと考えられるが、その際に一ノ坪、九ノ坪、十七、五ノ坪、十三、十九が何らかの理由で設定されたことになる。

第7図と第8図を対照すると、このうち一ノ坪は、写真5 aのような深溝村全体をとり囲む大堤の堤外の葎・沼の部分に相当する。同様に九ノ坪は鬼子母神ノ町と永荒の部分であり、この永荒部分は前掲の針江村の②の四ノ坪(第5図)の部分に相当する。十七は里ノ北の一部である。三ノ坪は写真5 bのように元文2年からほぼ同一の場所に存在したが、四ノ坪は元文2年の四ノ坪の南側部分、五ノ坪はその中央部付近と西側の仁和寺の一部に設定されたものである。写真5 cは現行小字地名の十三・十九付近であるが、元文2年には中川原・清水・柿ノ木・二王嶋という小字地名の部分であり、同写真のように屈曲した川と道からなる旧河道と旧河道に囲まれた中洲の部分に相当する。

元文2年から存在した三ノ坪、四ノ坪は、福田説では14条6里3ノ坪、4ノ坪に相当し、13条以南の界線をそのまま延長してきた条里プランを想定した場合には33・34ノ坪に相当することになる。これ以外の坪並風の小字地名は明治中期以後に確定されたものであるが、福田説ではこれらをも使用している。ただし、この場合も一ノ坪は合致しない。

以上のように、福田によって復原された条里プランは、確かに坪並の遺称と一般に考えられている小字地名に立脚したものである。しかし、これらの小字地名の場所や範囲はもとより、小字地名そのものに至るまで、変化が著しいことも事実である。針江地区の四ノ坪の位置が場所の移動の著しい例であり、第4図と第5図を対比してみると、庚申田、念仏田、高田など幾つもの類例が知られる。小字地名そのものの変化が著しいのは深溝村の例であり、第7図と第8図を対比してみると多数の例が知られる。第8図の段階では、坪並の遺称とみられる小字地名が6カ所も増加しているが、湖岸の旧沼地部分であった一ノ坪を除くとその位置は、三ノ坪、四ノ坪を定位置と考えた際に整合する位置である。このような小字地名が設定される際には、次のような状況が推定される。つまり、この付近の村人の多くは、かつて条里プランによる土地表示が行な

われていたことを知っていた場合が多く、三ノ坪、四ノ坪を条里プランの3ノ坪、4ノ坪とみなし、その北に五ノ坪を、さらに、13・19・9・17各坪の位置を含む場所に、行政的に使用された小字地名とは別に伝えられてきた通称を用いて新たな小字地名を確定したと考えることが可能である。この場合、坪並の遺称地名は、小字地名として確定した際に推定された位置に設定されたものであり、本来の位置からすれば若干移動した可能性を想定することができる。

このような推定が成立するとすれば、14～16条について、13条以南の条里プランの里界線と1～3カ坪分のくい違いを推定することについては、さらに別の角度から検討を加えておく必要があることになろう。すでに指摘したように近世ないし明治初頭に図示された小字地名の位置からすれば、13条以南と同様の里界線を延長した条里プランを推定し得る可能性があるからである。この場合に針江地区と深溝地区のいずれも一ノ坪が例外となるが、一ノ坪という小字地名は時に条里プランと合致しない例があることが知られるから、この可能性を即座に否定する根拠とはなり得ないであろう¹⁶⁾。

(3) 木津荘検注帳に記された小字地名

福田徹によって、木津荘検注帳にみられかつ残存する地名として指摘されたのは、第3図のように17例であるが、前述のように15・16条の里界線のずれの推定に直接かわるのはこのうちの6例である¹⁷⁾。そこで、これらの検討に移りたい。

15条4里1・8坪に記された「中フカ」の場所は、明治7年五十川村上野村合村地引取調総絵図、明治6年田井村地券取調総絵図および現行の小字地名による限り¹⁸⁾、福田案の里界線では五十川村馬上免および田井村竹ノ華の部分に相当する。また、13条以南の条里プランを延長した里界線を想定した場合に、3カ坪分東寄りとなって森村と田井村の範囲に相当することになるが、明治6年森村地券取調総絵図¹⁹⁾には、「中フカ」という小字地名は見当たらない。森村については元文2年(1739)の古地図が伝わっているが²⁰⁾、同図にも相当する小字地名はみられない²¹⁾。

15条4里8坪に記された「石田」についても同様であり、明治6年の五十川村・田井村・森村のいずれの地籍図にも、また元文2年の森村の古地図にも同名の小字地名は存在しない。

15条4里34坪に記された「ライ川」の場合、福田案

では現行の森地区の小字「追川野」の南辺に相当することになるが、前掲の明治6年の森村地籍図では小字「墓ノ町」であり、追川野という小字地名はない。ただし、明治7年の森領旧下吉武村の古地図には「追川野」という小字地名が記されている²²⁾。13条以南の里界線を延長した場合には、第6図に示す旧針江村小字大割田の部分に相当することになる。

15条5里では3坪に「エンリヤク寺」、17・18坪に「ヲアラ田」、20坪に「トヒノ木」と記され、福田案の里界線では第6図の「延若寺」、「庚申田・相町」、「飛ノ木」の部分にそれぞれが相当することになる²³⁾。13条以南の里界線を延長した場合には、それぞれ第6図では「大割田」、「高田」、「鴨浦」に、第5図では「川原田」、「大荒田・高田」、「鴨うら」に相当することになる。福田案では2例が、13条以南の里界線の延長では慶応2年に1例が合致し、明治5年にはいずれも合致しないことになる。

以上のように検討してみると、確かに福田案は相対的に検注帳に記された小字地名といずれかの時点の小字地名との整合性が高い。しかし、それはあくまで相対的であり、15条5里の「ヲアラ田」のように逆の場合もあり得る。しかもすでに前項で述べたように、各古地図・地籍図間における小字地名の変動が著しく、

例えば15条5里相当部分の「延若寺・大割田・飛ノ木」の3小字にしても、すべてが明治6年に小字地名として使用されていなかったことは前述の如くである。さらに、明治5年の小字地名しか知り得ない「延若寺」は別とし、「飛ノ木」は慶応2年と明治5年でその範囲が異なり「大割田」は範囲・名称共に異っている。このような例はほかにも存在し、例えば検注帳の15条5里19・25坪には「中ノ丁」という小字が記され、旧針江村にも、第4・6図のように同様の小字地名が存在する。しかしこの2つの坪の場合、福田案では両図の位置の西側、13条以南の里界線の延長では東側部分に相当することになりいずれとも合致しない。小字地名についても、さらに基礎的な検討が必要となる。

さて、この応永29年木津荘検注帳には、いままで検討を加えた例のほかにも数多くの小字地名が記載されており、全体では第1表の如くなる。木津荘は13条2・3里、14条2～5里、15条2～5里、16条2～5里、17条1・2里、18条2・3里から成るが、同表のように、15条3～5里の各坪に付された小字地名が最も多く、17条がこれに次ぐ。13条には全く記載がなく、14条もわずか2例でしかない。14条の各里の記載坪数は、15条とほとんど変わらないから、この極端な差異には注目しておくべきであろう。

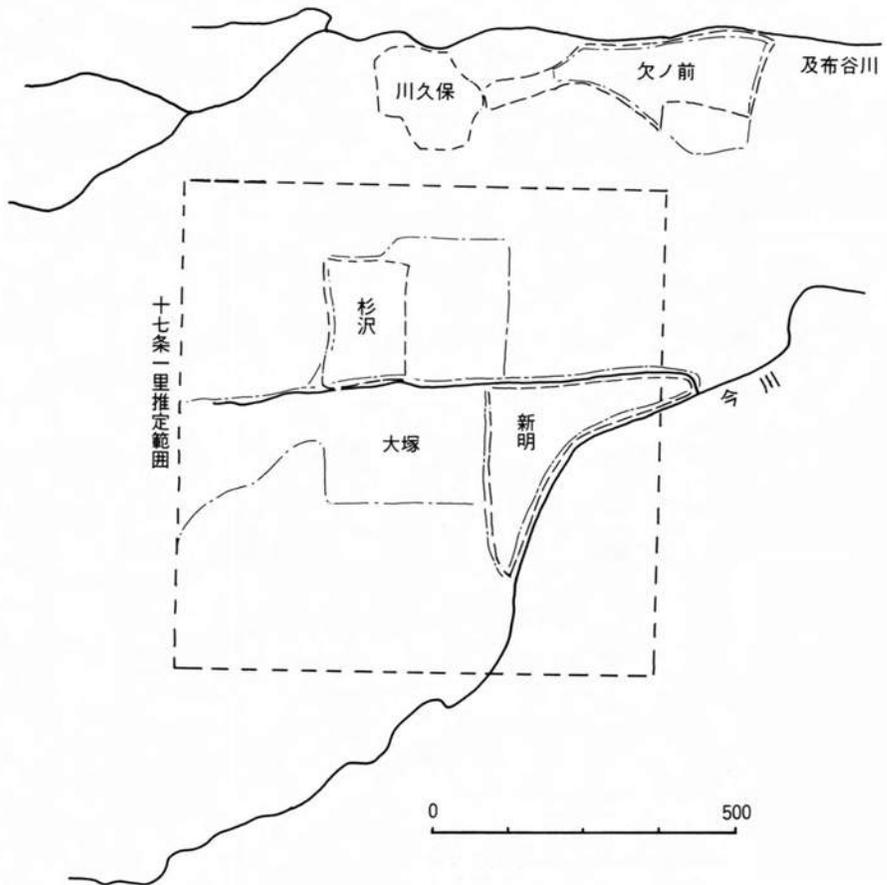
第1表 木津荘検注帳(14～18条)に注記された小字地名および位置表示

14条5里	15条4里	1坪 イトカシラ
35坪 針江川末	1坪 中フカ	3 エンリヤク寺
36 川末	4 宝光坊東	5 鳥井ミソ
15条2里	6 寺アラ井東	6 〃
16坪 西林房東	7 石田	7 イトカシラ
17 栄承房東	8 中フカ	11 カハフテ
21 新堀南	9 江かしら	12 〃
24 報恩寺川ヨリ南	10 〃	14 鳥カハフテ
29 報恩寺川ヨリ	14 まかせにし	17 ヲアラ田
36 報恩寺川ヨリ一丁東	15 〃	18 〃
15条3里	19 う殿のマ南ヨリ	19 中ノ丁
5坪 岡勝承坊南	20 う殿同北ヨリ	20 トヒノ木
6 岡中山道ヨリ	21 まかせこし	25 中ノ丁
17 岡南	22 はかの丁南	28 五てう
18 岡東	25 小ミソ	30 ヒエ新庄サカエ
23 ?	26 小ミソ北ヨリ	16条2里
25 白雲東	27 はかの丁南ヨリ	35坪 坂ノシリ
26 □宮前	28 はかの丁	16条3里
28 宝光坊西	30 ミソシリ	4坪 小ハヤシ
30 五反田	31 小ミソ東	5 坂ノシリ道ヨリ東
31 白雲東	32 はかの丁	10 大丁井口
32 寺井前	34 ライ川	31 シヲ神西三丁目川ヨリ南
36 寺アラ井	15条5里	32 町田

16条4里	7 坂ノシリ南	5 中ハタケ
1坪 町田	15 五反田	10 カケノ前
6 たかうせ	16 杉サハ	11 中ハタケ
10 日爪新井	19 新名	12 栗毛南
34 大ヤフ	20 〃	17 栗毛辰巳
35 丁一	25 川クホ	18 栗毛東
16条5里	26 竹丁	20 山サキ
1坪 寺アライノ北	28 杉サハ	18条2里
2 中島	33 新名	36坪 庄サカエ
3 ショウツノ丁	34 〃	18条3里
4 大ヤフ	35 中ハタケ	9坪 道場立
15 大森	17条2里	10 道場イヌイ
17条1里	3坪 カケノ前	15 道場東
3坪 大ツカ	4 〃	19 大里ヒツシ申

福田徹が指摘した15条の分についてはすでに検討したが、16・17条についても同様の指摘がある²⁴⁾。しかしこの場合もまた、15条の分と類似し、検注帳に記載された小字地名と明治初期の地籍図²⁵⁾ないし現行の小字地名とは、その位置について不整合が目立つ。17条1里3坪に記された「大ツカ」、同里16・28坪に記された「杉サハ」、同里19・20・33・34坪に記された「新名」、同里25坪に記された「川クホ」、17条2里3・4・10坪に記された「カケノ前」の5例については、第9図のような位置に、4例は明治初期の、1例は現行の小字地名の中に同様のものを発見することができる。しかしそれらの位置は、検注帳に記された状況とは異なる場合が多い。例えば、検注帳に記された条里プランの坪からすれば「杉サハ」からみた場合、「新名」は一町ないし三

町東か、二・三町南南東ないし南南西、「川クホ」は南方、「カケノ前」は東方、となるが、明治初期のそれらは第9図のように、全く異なっている。「川久保」・「欠ノ前」は「杉沢」の北北東ないし北東方であり、「新明」も東南東2町程度であって、いずれも相互の位置関係は大きく異なっている。ただし、明治6年の旧木津村の「杉沢」と、現行の日爪地区の「大塚」との相対的位置関係は、「大塚」が著しく広域であるの



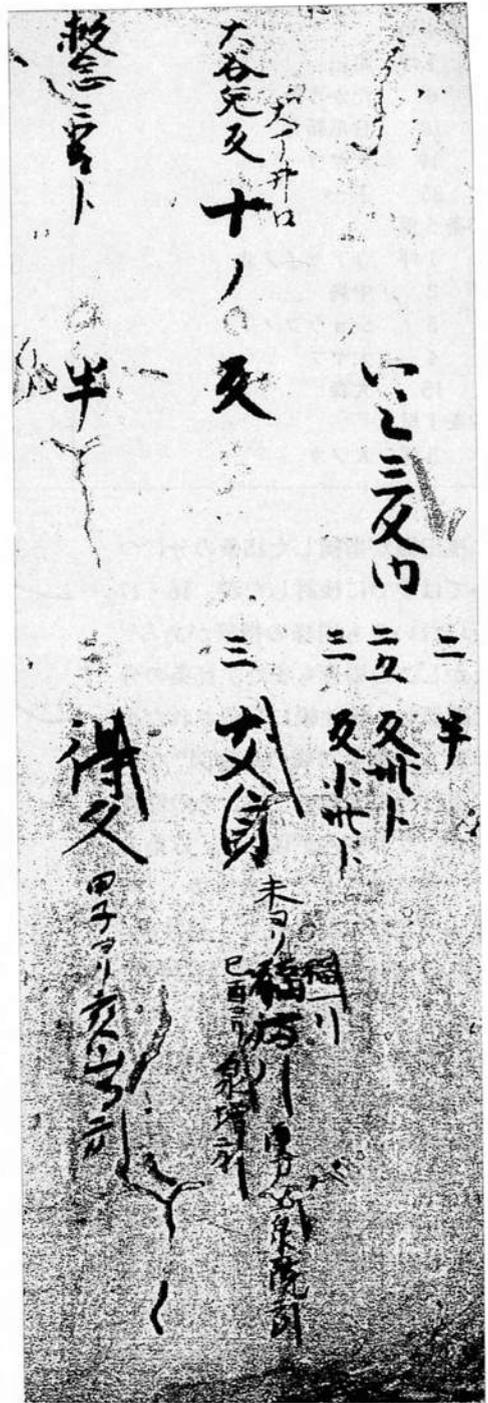
第9図 17条1里推定地付近の小字地名の位置(破線は明治初期、一点鎖線は現行)

で検注帳の記載と矛盾しない²⁶⁾。

以上のように検討を進めてくると、小字地名については、応永29年の検注帳に記載されたものと同一とみなし得るものが10例存在し、そのうちの6例について、条里プランの復原方法によっては、合致の可能性があることになる。しかしその数は、広大な荘域と数多くの小字地名に比べて、余りに少いと考えるべきではないであろうか。



(通常位置の小字地名注記)



(通常の位置を避けた小字地名記入例)

応永29年の木津荘検注帳そのものに戻ってみたい。この検注帳そのものの検討は、現在までのところ全く行なわれてはおらず、15世紀における検注帳という基本的性格も含め、不明の点が多い。この検注帳の記載内容は多岐にわたるが、代表的な部分を例示すれば写真6 a・bのような状況であり、①条里プランの坪と斗代、②坪ごとの名田の面積と名主名、および名田の集計、③畠・屋敷・免などの頭注、④各名に関する注記、⑤朱と黒の合点および朱注、⑥小字地名の頭注、といった各種の記載がある。このうちの少なくとも①・②は同筆であり、さらに③も同筆の可能性もある。④には多様な内容があり、しかも少なくとも③と同筆のものも含まれている場合がある。しかし、⑥の小字地名の頭注は、明らかにこれらとは異筆である。④・⑤のような多様な注記は、この検注帳の基本がどのような経緯で作成されたかという点とは別に、それが現実で使用されていたことを示すと考えてよいであろう。⑥のような異筆の小字地名の頭注はいずれかの段階で後に記入されたものである可能性が高く、例えば写真6 aのように坪の左上に記入している場合が多い。ところが、時に写真6 bのように、左上にすでに他の頭注があった場合に右上に記入する、といった追筆の特徴を示している。

つまり、第1表のような小字地名は、この検注帳と現地との何らかの照合作業ないし確認作業の中で、後に記入されたものである可能性が高い。それが針江村の近世中・後期ごろの小字地名や、旧森村・深溝村の元文2年の古絵図の記載とも異なっている可能性が高いことからすれば、少なくとも18世紀前半以前の記入であるとの推定は可能であるが、それ以上は不明であり、今後の検討が必要である。いずれにしても、小字地名を唯一の根拠として条里プランを復原するという方法は、高島郡14～18条付近の場合、かなり不確実であると判断せざるを得ない。

3. 木津荘検注帳の記載とその現地比定

(1) 田の分布と地形条件による推定

木津荘域に相当する一帯には、前掲の第2図や第10図のように、広範に条里地割の分布がみられる。平野西端部の旧木津・日爪・岡村を除けば、約14度東へ傾いた条里地割が展開している。西北端付近はほぼ東西―南北方向の方格となっているが、その東側や南側一部の部分では、N14°Eの方向の地割りと入り組んで菱形となるなど、やや複雑な形状を呈している。福田徹

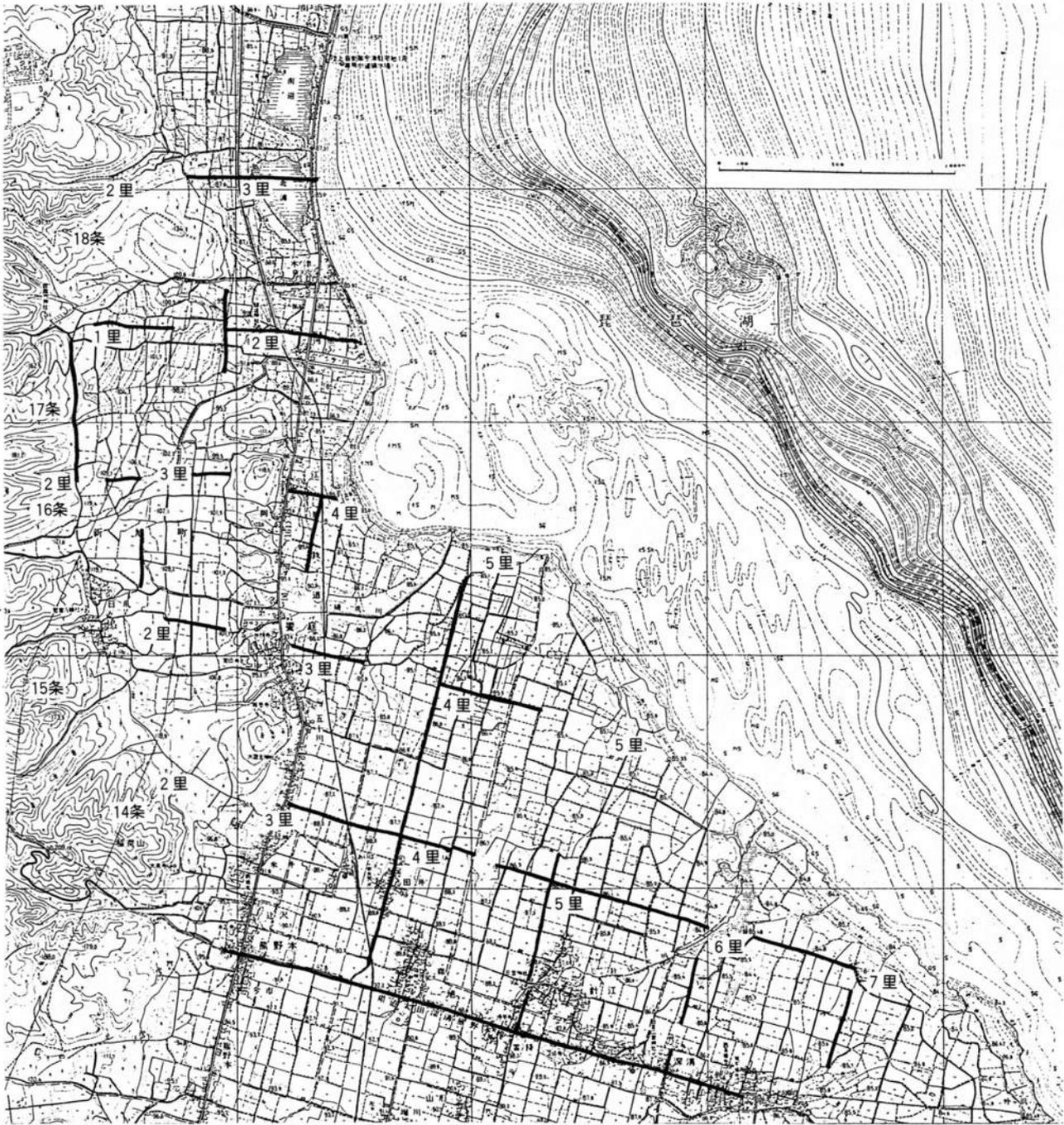
による条里プランの復原案も、第3図のようにこれに対応して15～17条に両者の接合によるゆがんだ形状の里を推定している。

さて、すでに述べたように13条以南の条里プランの復原は問題がないから、14条以北についても連続する6町間隔の条の界線を推定し得る。従って、各条の里界線をどこに設定し得るかが問題であり、さらに明確に言えば、13条以南の里界線をそのまま延長し得るのか(A案)、あるいは福田案(B案)のように、各里で少しずつ里界線を移して推定せざるを得ないのか、といった点が問題である。

そこで再び応永29年木津荘検注帳に立ち戻り、小字地名ではなく、そこに記載された田の分布状況に注目してみたい。言うまでもなく、田は相対的に平坦な部分にしか立地し得ないから、基本的に山の部分とは重複しない筈である。しかも山は、河道や汀線と異なり、基本的には変化が著しく少ないとみてよい。また検注帳の記載は、名田部分(前述の②)と畠・屋敷・寺院等の注記(前述の③)が別になっているので、名田部分は原則として田を示すとみられる。従って、この名田が地形条件からみて、立地し得るか否かの検討が必要となる。

まず14条の場合、条里プランの坪並に従って模式的に名田面積を図示すると第11図ようになる。14条2里東辺に田が集中し、南辺においてはずっと西側まで田が分布している。同3里では西北隅のみに田の分布がみられない。2里南辺の田は、旧沢村西部の北谷川の谷の部分に立地し、3里西北隅の空白部は米井集落西北の旧上野村の山地部分に相当することになる。13条以南の里界線をそのまま延長したA案の方が地形条件とよく合致するが、B案すなわち福田案の場合、14条2里34坪付近の田が稲荷山の山麓部に所在したことになり、やや無理が伴う。

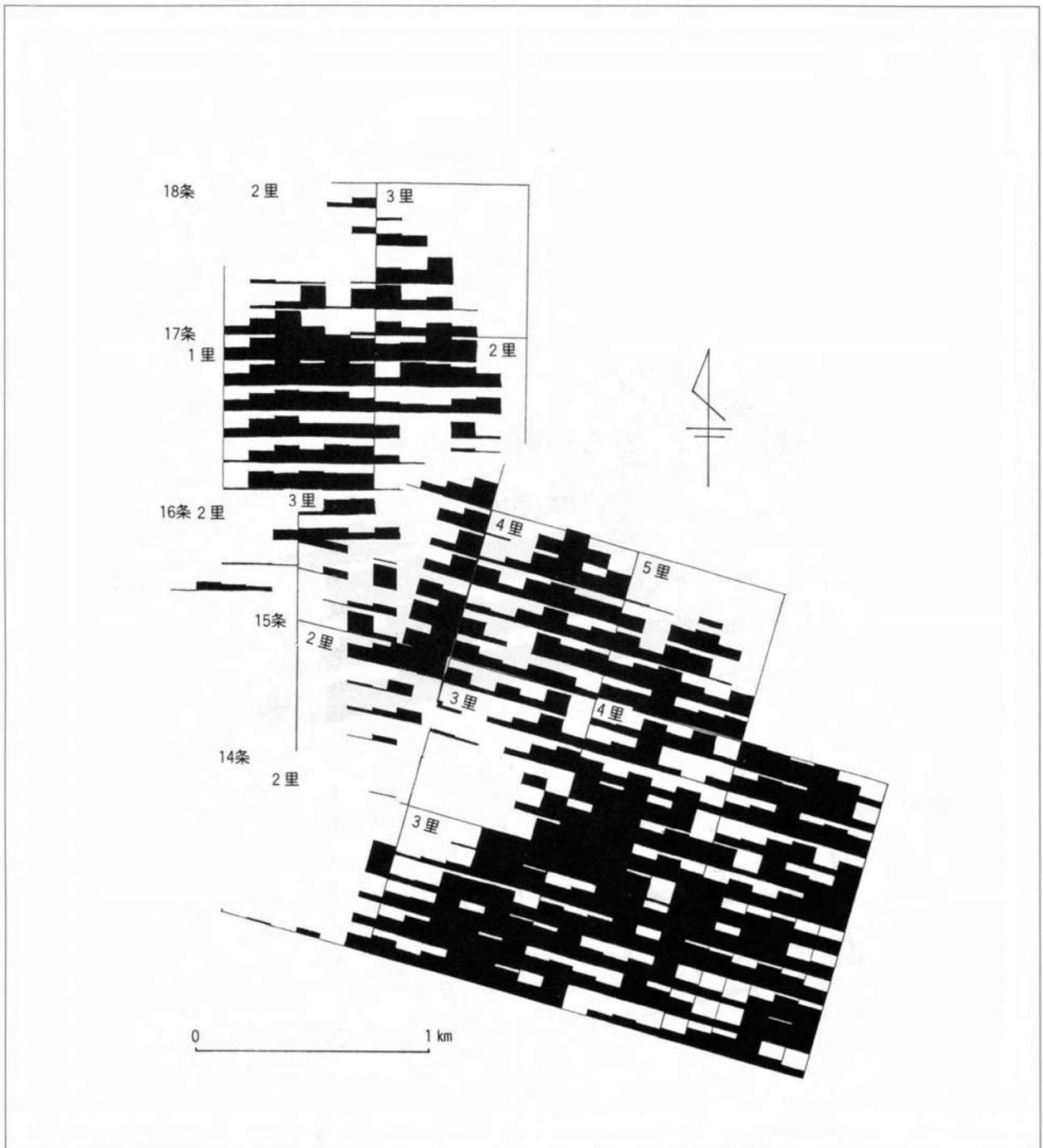
15条では、五十川集落付近を3里と考えれば、同里南西部の空白部は集落南西側一体の山地部に相当することになる。A案では、3里～5里に関する限り地形的には問題がなく、5里の田はまさしく現在の湖岸付近にまで分布したことになる。B案では3里17・18坪の田が山麓傾斜地に立地した五十川集落部分から岡集落の部分にかけて分布したことになり、若干の問題が残る。ただしこの点は、後述のように橋爪川の堆積による地形変化を想定する必要があることから、決定的矛盾とはいえない。15条2里については後に検討を加えたい。



第10図 木津荘域14条～18条付近の条里プラン

16条では、岡集落付近から東側がN14°Eの方向、西側がほぼ南北方向の地割であるが、後者では東西方向の径溝のみが、東側の条里地割と同方向を示す部分があり、この付近での複雑な接合を考えねばならないことになる。13条以南の里界線を延長して考えるA案の場合、第10図のような里界線となるから、16条3里の東半部と同4・5里の田が橋爪川流域の湖岸付近一帯に

分布したことになる。第10・11図を対比すれば判明するように、ほぼ現在の湖岸線に合致した形で田が分布しているが、4里24坪付近では、陸地の若干の水没を想定した方が両者はよく整合する。また3里東南隅と4里西南隅付近には田の集中的分布がみられる（第12・13図参照）が、この部分は第10図では松田川と林照寺川が合流して橋爪川となる付近の川沿いに西から張り出



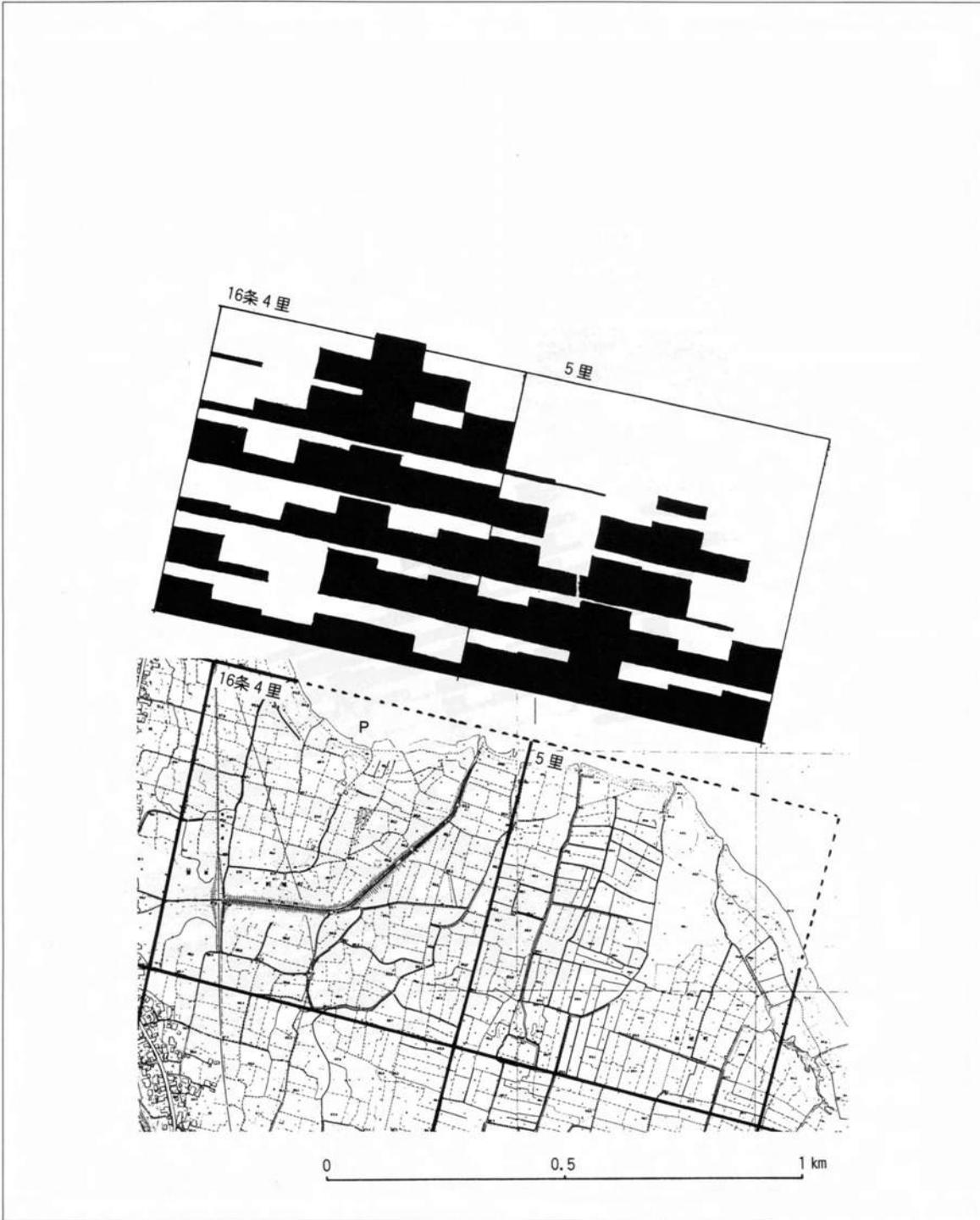
第11図 応永29年木津荘検注帳記載名田の模式的配置
 (各坪内の名田面積を坪南辺から棒グラフ状に表現したもの。15条2里、16条3里、17条2里等の変則的部分については第13図参照)

した微高地上に当り、林・竹林・畑等の多い部分であった。A案が正しいとすれば、この付近は15世紀前半ごろには両川の灌漑を受ける水田が卓越し、その後川
 の堆積が急速に進行して、川沿いに微高地が形成されたことになる。また、前述の4里24坪付近へも、第12
 図のようにP点付近へ微高地がのびており、橋爪川の旧河道であったことを示している。その時点において、
 湖岸には小規模なデルタが100m程度沖合にまで延び

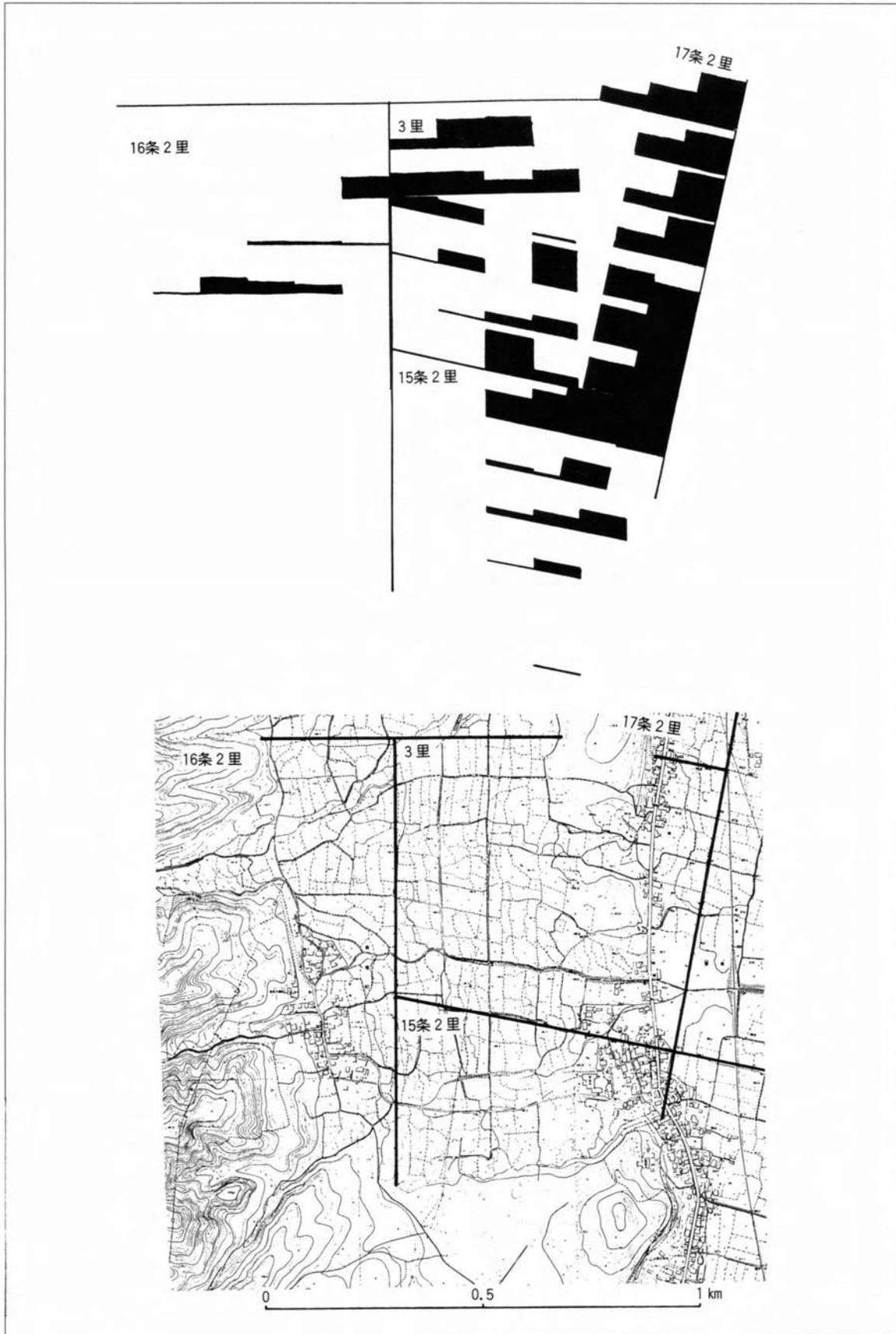
ていた可能性を推定し得ることになる²⁷⁾。

一方B案の16条では、N14°Eの方向の条里地割分布に比定されるのは4里の中央部以東と5里であり、
 湖岸線との関係からは全く問題がない。4・5里につ
 いては山・丘陵との関係においても問題がないが、2
 ・3里については、先に留保してきた15条2里と共に
 改めて検討を必要とする。

さて前述のように旧岡村西南部から旧日爪村東南部



第12図 16条4・5里付近の地形と名田分布
 (上図は応永29年木津荘検注帳の名田面積を各坪に棒グラフ状に模式的に配置したもの、下図は昭和40年測量図の上図相当部分)



第13図 15条2里・16条2・3里付近の地形・地割形態と名田分布
 (上図は応永29年木津荘検注帳の名田面積を各坪に棒グラフ状に模式的に配置したもの、下図は昭和40年測量図の上図相当部分)

にかけては菱形の方格地割りが分布する。A案の場合には、このような地割形態をも考慮すれば、15条2里、16条3里南半部付近について、第13上図のような模式的配置を推定し得る。15条2里北東隅の30・36坪等の田は岡集落やその付近の林照寺川沿いの微高地に相当することになるが、前述のような15世紀以後の堆積を想定することができれば、一応の説明が可能となる。しかし、32・33坪の田が五十川集落西側の山地部に相当することになり、このままでは説明が不可能である。しかし第13下図のように、この山地のすぐ北側の浅谷部に立地した可能性を考慮すれば、これも一応の説明が可能である²⁸⁾。同里北端の18・24・30・36坪は、地形的にはこれと類似した林照寺川添いの浅谷部に立地したことになる。16条3里の場合も、第13上・下図を対比すれば判明するように、すでに述べた林照寺川・松田川合流点付近を除けば、地形的には問題がない。16条2里では、第13上図のように中央部付近で東西方向に田が連なっていた可能性が高いが、この部分はちょうど今川上流の谷の部分に相当することになり、完全に地形条件と合致する。

B案の場合、15条2里・16条3里は菱形の方格地割りが分布する平坦部に位置するので地形的には問題がない。しかし15条2里はほぼ完全に山中に位置することになり、35坪や、9・15坪などが山地に相当することになって説明が困難となる。

17条・18条では、A案・B案とも、主要部は同じように推定される。18条の北側がちょうど新旭町・今津町の境界線と合致し、一部を除いてほぼ東西・南北方向の方格地割りの分布がみられる。17条2里東南隅付近を除いて地形条件からみても矛盾がなく、また前述のように検注帳の「杉サハ」、「大ツカ」が明治初期ないし現在の小字地名の位置と合致する場所でもある。17条2里東南隅付近には、第13下図のように、16条から続くN14°Eの方向の地割がみられるから、13上図はこれに合わせて推定した模式的配置である。これによれば、田の分布は地形条件と完全に合致する。

以上のように検討を進めてくると、A案で田の分布と地形条件との間に基本的に矛盾がなく、B案では14条2里と16条2里の部分で相当の無理が残ることになる。しかもすでに冒頭で述べたように、B案は14条で1坪分、15・16条でさらに2坪分西へ里界線がずれるという例外的条里プランを想定しているのである。A案のように、13条以南の条里プランをそのまま延長して一応の説明が可能であるとすれば、地形条件からみ

てB案を採用する意味が失われることになる。

いずれの場合でも17・18条付近の東西・南北方向の条里プランと平野主要部のN14°Eの方向のそれとの接合を考えざるを得ないが、A案の場合、次のような状況であることになる。17・18条は、さらにその北側と同様に東西・南北方向であるが、17条2里東南隅のみは、16条3里からの連続でN14°Eの方向である。16条3里中の不整合部分の存在理由は北側とは琵琶湖岸の内湖が、西側とは岡集落西側の丘陵が、それぞれ地形的に両側を隔絶していたことによると考えられる。16条3里は西北隅のみが東西・南北方向であり、東北隅はN14°Eの方向、南部は両者の混在による菱形となっている。北側ではやはり丘陵が介在しているが、南側では、林照寺川・松田川の合流点を越えて西側にまで、N14°Eの地割部分からの径溝がのびており、この部分が本来地形的に隔絶していなかったことを示している可能性がある。このことは一方では、この付近の15世紀以後における、前述のような微高地の形成の傍証ともなり得る。

いずれにしても、16条と17条との間で里界線のずれを生じることになるが、地割方向の異なる接合部付近におけるずれは、連続する条里地割分布地におけるずれとは異なり、はるかに蓋然性の高い現象である。しかもこの場合、16条2・3里の里界線と、17条1・2里のそれとは3坪分のずれを生じているが、16条3・4里と17条2里東辺とでは1坪分以下であり、16条3・4里の里界線からすれば、同条2・3里のそれが西に半町程度ずれており、もともと机上では連続したものとして把握されていた可能性が高い。

このような検討結果からすれば、A案が正しいとみられることになる。従ってさらに角度を変えて検討を続けることにしたい。

(2) 寺社の位置をめぐって

検注帳には、いくつかの寺院・神社の所在が頭注の形で記されている。14条以北の分については第2表の如くである。

14条2里31坪に「極楽寺」、同33坪に「観音院大師寺」、同34坪に「大蔵院米井寺」の所在が記されている。その位置はA案では、極楽寺が新旭北小学校南南西、大師寺が新旭北小学校のすぐ西側、米井寺が同小学校の北西側となる(第15図参照)。後二者は旧米井村内であるから、米井寺という地名の関連からすれば問題がない。同村には元禄3年(1690)の米井村古絵図

第2表 木津荘検注帳・引田帳（14条～18条）に記された寺社

	検注帳	引田帳		検注帳	引田帳
14条2里			20	(慈尊寺前屋敷)	(屋敷あり)
31坪	極楽寺	なし(屋敷あり)	21	なし(屋敷あり)	三尊寺
33	観音院大師寺	坪の記載なし	25	小森阿弥陀寺	なし(屋敷あり)
34	大蔵院米井寺	〃	14条5里		
14条3里			9坪	石津寺	堂敷地
4坪	なし(屋敷あり)	広修寺	15条2里		
7	靈山寺	靈山寺	11坪	西福寺	坪の記載なし
8	〃	なし(屋敷あり)	14	普濟寺	〃
11	西方寺	なし(屋敷あり)	19	〃	なし
16	なし	弥勒寺	23	報恩寺	なし(屋敷あり)
14条4里			15条3里		
1坪	常見寺	帝尺寺	21坪	今宮	なし
11	念仏堂	なし(屋敷あり)	28坪	薬師堂	なし
13	貞隆寺・道祖神	貞隆寺	18条3里		
15	地藏堂	なし(屋敷あり)	3坪	屋敷中寺	なし
19	なし(屋敷あり)	釈迦堂・花堂			

と称されている古地図が伝わっており、それには写真7のように「米井寺屋敷・大増寺屋敷」という表現がある²⁹⁾。その位置は、同図のように米井村の集落と推定される部分の南端付近から西へ向い、一度南へ屈曲するものの大泉寺の北側へと進む道の北側に相当する。この道は、明治6年の米井村地券取調総絵図では、第14図のP-Q-Rに相当するとみられる。このQ-Rの道の北側には、西と北を溜池の帯状の堤と山林に囲まれた田があり、この同図アの部分が写真7の絵図に描かれた米井寺屋敷にあたる。この古絵図に林に囲まれて田として表現されている状況は、まさしく明治6年のアの地筆・土地利用の状況と合致する。とすれば、第14図アの東側に位置するウの部分が、大蔵寺屋敷に相当することになる。このアの位置は第15図のアの位置であり、昭和40年の2500分の1地形図の作製時点においても、西・北と東の一部を林地に囲まれた遺構を残していた。このア・ウの位置はまさしく前述のA案14条2里34坪に相当することになる。また、第14図

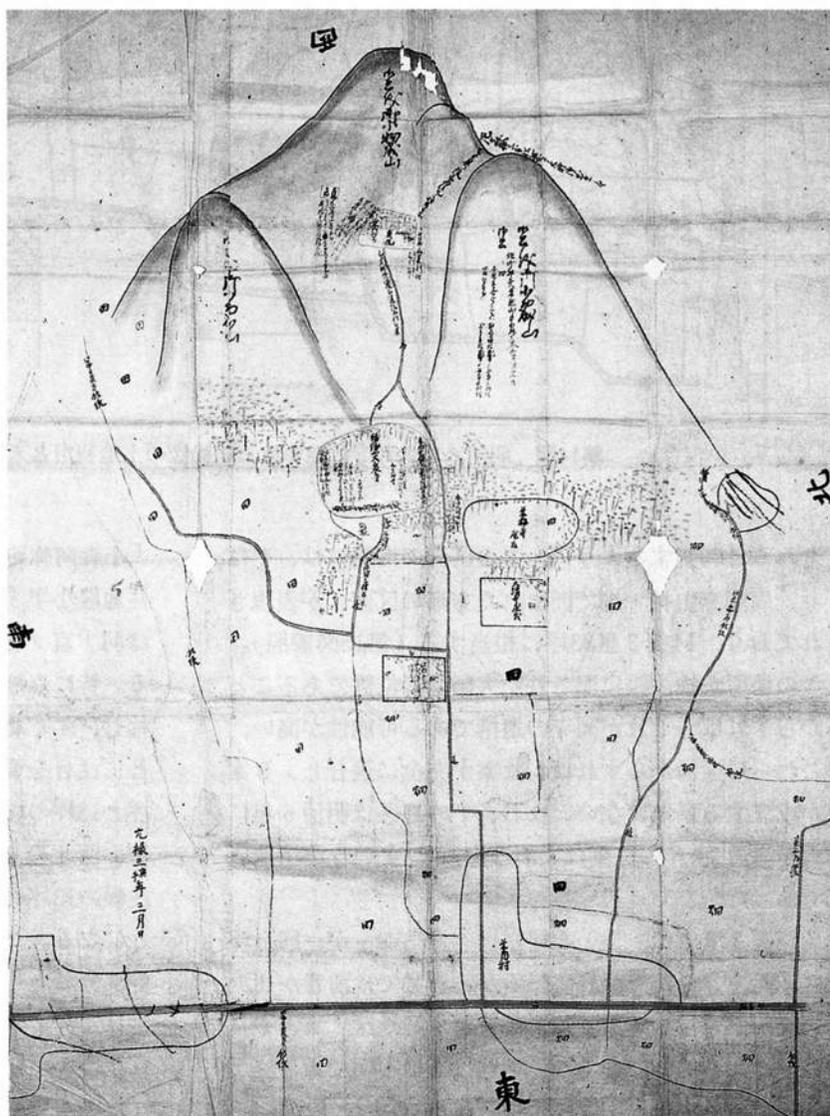


写真7 元禄3年米井村絵図



第14図 明治6年米井寺村地券取調総絵図の土地利用と米井寺・大師寺の推定地

をみると判明するように、アの区画の南側には、やはり、周囲を山林・畑で囲まれた方形の区画イが表現されており、14条2里33坪に相当する（第15図参照）。この場所が検注帳に記された大師寺の位置であることからすれば、これが同寺の遺構である可能性が高い。これらの遺構からすれば、A案が完全に適合し、B案が成立する余地はない。なお、アの地区は明治6年に「寺海道」、イの位置は「胡珍海道」、という小字地名であった³⁰⁾。

14条3里では、7・8坪には「靈山寺」が、同11坪に「西方寺」が記されているが、A案では前者が辻沢地区小字「村・角田」に、後者が米井地区「東・平良田」に当ることになるが、それ以上は不明である。

14条4里では、1坪に「常見寺」、11坪に「念仏堂」、13坪に「貞隆寺・道祖神」、15坪に「地藏堂」、25坪に

「小森阿弥陀寺」が記されている。A案では1坪は田井地区小字「庭川」、11坪は森地区「丸橋」、13・15坪は同「宮ノ腰」、25坪は霜降地区「竹ノ町」に相当する。特に森地区の森神社が明治元年まで「道祖神」と称し、すぐ北側に貞隆親王を祀ると伝える墓があることに注目を要する³¹⁾。この森神社はA案の14条4里7坪と13坪の坪界上に位置し、境内は東の13坪部分および、西北の8坪部分に一部及んでいた³²⁾。つまり、検注帳の13坪の「貞隆寺・道祖神」の所在と合致することになる。ただし、貞隆親王の所在地と伝えるのは8坪部分であり、13坪からは西北にずれる。B案の場合にはこれより一町分西によるが、A案同様に大ききずれることはないことになる。

14条5里では9坪に「石津寺」が記され、A案では旧針江村の針江川右岸における集落部分に相当するこ



第15図 2500分の1図における米井寺・大師寺の推定地(地形図は昭和40年作製)

とになる。ところが、前掲第4図に概要を示した旧針江村の古絵図には、その西側に「石津寺観音」が描かれている。その位置はA案の9坪のすぐ西側であり、B案ではちょうど9坪に相当する。従って、A案の場合には石津寺の若干の移動を想定せざるを得ず、この場合はB案の方が適合性が高い。しかし、同古絵図に同時に記されているように、針江川に「石津井」と記入しており、当時石津が現在の針江に相当するこの地帯の名称であったことが知られる。14条2里ではA案が完全に合致することからすれば、15世紀の石津寺と近世後期の石津寺との間に若干の移動を推定せざるをえない。このような寺堂の移動ないし、消滅は数多く、後述のものも含め、検注帳に注記された16の寺堂のうち、同名の寺院が現存しているのは1例のみであり、しかも全く異なった位置である。近世に存在ない

し位置を伝えているのが前述の米井寺と貞隆寺・石津寺の3例となり、貞隆寺・石津寺は最大1町の移動をした可能性があるが、建造物が新改築の際に少し場所を移すことが多いことや条里プランによる土地表示がわずかな移動であっても坪単位に表現せざるを得ないことを考慮すれば、ほとんど同位置を踏襲していると思し得る可能性もある。A案はこの場合も根本的な矛盾を含まないとみられる³³⁾。

15条では、2里11坪に「西福寺」、同14・19坪に「普濟寺」、23坪に「報恩寺」等の記載がある。15条2里は、第12図に示したように菱形の地割形態の部分であり、また地形条件の制約もあって、変則的な条里プランを推定せざるを得ない。A案では、西福寺は岡集落・日爪集落中間付近の林照寺川辺、報恩寺は現在の岡地区覚伝寺西側の林照寺川南岸、普濟寺は五十川

集落西側山中に位置したことになる。現在五十川集落西側山腹に報恩寺があるが、この位置とは大きく異なる。しかし、同里24坪に「報恩寺川ヨリ南」、29坪に「報恩寺川ヨリ」との注記のある報恩寺川を林照寺川の旧称と仮定すれば、その位置は矛盾なく説明ができる³⁴⁾。

15条3里では、A案によれば21坪に「今宮」、20坪に「今宮馬場」、28坪に「薬師堂」が記されている。今宮は五十川地区小字「馬上免」、薬師堂は田井地区「竹ノ花」に相当する。明治時代にはすでに一面の水田となっていたが、現在の五十川地区に所在する大国主神社はかつてこの竹ノ花に所在したとの伝承がある³⁵⁾。これに従うとすれば、A案の条里プランはまさしく正しいことになる³⁶⁾。

以上の状況からすれば、15条の場合もまたA案が正しい可能性が高い。16～18条については、わずかに18条3里3坪に「屋敷中寺」1反の頭注がみられるのみであるが、その位置は旧木津村小字石浦に相当し、矛盾はないが詳細は不明である。

4. 木津荘引田帳・二宮神田帳による検証

(1) 木津荘引田帳の記載とその現地比定

木津荘検注帳と同様に饗庭昌威氏蔵文書に含まれる「木津荘引田帳」は、記載形式もまた検注帳とほぼ同様である。条里プランによって坪ごとに名田名と面積・斗代・名請人およびその継承者ないし二次的な名請人を記し、各種の頭注と、墨および朱の合点がほどこされている。13条3里～4里、14条2里～5里、15条2里～5里、16条2里～5里、17条1里～4里、18条2里～3里が記載されており、基本的に検注帳と類似するが、17条3・4里は検注帳に記載されていない里である。また、16条5里15～22坪が重出するといった点³⁷⁾や小字地名の注記がみられないといった点³⁸⁾も、現存引田帳の成立過程や特性にかかわるものであろう。前述のように年紀はないが、福田は「応永29年よりさほど年月を経過していない」時期のものとして判断している³⁹⁾。

この引田帳にもまた、山や寺社（第2表参照）の位置に関する注記がある。これらの注記とA案による現地との対応状況について検討しておきたい。

14条2里では、14～18坪が「山」、25・31・32・35坪に「残山」、36坪に「山畠」の注記がある。地形的には全く矛盾がないが、検注帳に大師寺・米井寺を注記していた33・34坪の記載はない。

14条3里では、1～5坪に「残山」、3・4坪に「広修寺」、7坪に「霊山寺」、16坪に「弥勒寺」の敷地を注記している。1～5坪の山は地形条件と矛盾せず、7坪の霊山寺は検注帳と同様である。4坪の広修寺は検注帳では名田のほかには屋敷が注記されていた部分であり、前掲の第14図の地籍図では小字アマダ寺と北海道の部分である。16坪の弥勒寺の所在が注記された坪は検注帳では8段176歩の名田が所在した部分であり、旧田井村小字荒毛の部分に相当する。

14条4里では、13坪に「貞隆寺」の堂・屋敷等、19坪では「釈迦堂・花堂」等、21坪では「三尊寺」の存在が記されている。貞隆寺は検注帳にも同一カ所に記されており、すでに検討した森地区の森神社付近である。検注帳では、19～21坪に屋敷を記し、20坪には「慈尊寺前屋敷」の所在が注記されている。引田帳の三尊寺はこの一帯のものであることになるが、その場所は現在の森集落と針江集落の中間に位置することになり、明治5年には第6図の八田・蓬・藪田といった小字地名であった部分に相当する。

14条5里では9坪に「堂敷地」が記されており、すでに検討した検注帳の「石津寺」に相当する。

15条2里では、17～21坪に「山畠」、22坪に「道溝山」、27坪に「荒山溝」、34坪に「荒溝山」などの所在が記されている。17～21坪を含む一帯は、前述のように検注帳に普濟寺・報恩寺・屋敷・畠等が多数注記されていた部分であり、すでに検討済である。検注帳に27坪は全く記載されず、34坪にも名田と畠が存在した。

15条3里では、1～3坪、7～9坪に「山」、4・5・17坪に「残山道川」と注記しているが、検注帳では、1～3、7～9坪は全く記されておらず、4・5・17坪には名田・畠等若干の注記がある。1～5、7～9坪付近は五十川集落とその西側の山地に相当するから全く問題がない。17坪は平坦地であるが「残山道川」という注記は必ずしも山のみ存在を示したものではないであろうから、これも地形的には不都合を生じないとみられる。

16条2里では、9・21・22・28・34・35坪などに「残山川道・残山川・残山」等の注記がある。いずれも検注帳にも若干の名田が記された坪であり、同里が第10図のように山中・山麓部であることからして問題はない。

16条3里では、3坪に「西山大道」、4坪に「北山」、6坪に「西皆山」といった注記がある。現在の日爪地区東辺であり、明治初期には全面が開拓されて水田化

していたが、検注帳や引田帳の段階では、第11図のように開田率が低い部分であった。西に接する同条2里と同様に、山と認識される部分が広がっていたものと見られる。

16条4里では、3坪に「山畠・残山」、4坪に「残畠山」、5・6坪に「残岡畠」、8坪に「残山大道川」、9坪に「残北山谷川」、10坪に「残山荒」、11・12坪に「岡畠」、14坪に「残岡」などと注記されている。このうち、4～6、9～12坪は検注帳にも「畠」の所在が注記されている部分であり、両者は類似の地形条件を示しているものである可能性が高い。

引田帳に寺や山などを注記している場所は以上の如くである。A案すなわち第10図のような条里プランの復原によって、地形的には矛盾は生じない。従って、引田帳の記載によってもこの復原は正しいと見られることになる。ただし、とりわけ寺の記載については、第2表に示したように検注帳と引田帳の両者での相違がみられる場合が多く、両者の史料の年代差ないし、性格の差異を検討する必要があることになろう。同時にそれは、当時の寺の性格や施設の状況にもかかわることになるが、これらの点については、稿を改めて検討すべきことであろう。

ところでこの引田帳には、すでに述べたように、検田帳には記載されていない、17条3・4里にも名田を

記している。3里では19・20、25～27、31～33坪、4里では1～3、7坪であり、3里の東南隅から4里の西南隅にかけての部分である。この部分はすべて、現在の湖底に相当することになり、汀線付近の地形変化を想定しなければならない。

(2) 日吉二宮神社の位置と小字地名

宝徳3年(1451)の「比叡之本庄二宮神田帳」には主として14条6・7里の神田と寄進主を書き上げている⁴⁰⁾。その分布は第16図に示すような状況であり、第10図に示すA案の延長上での推定位置は、地形条件からみて無理のない状況である。ただし、15条7里3坪1町、16条5里18坪3段、同6里18坪2段、同7里10坪2段については、引田帳の17条3・4里の名田と同様に現在の湖中に所在したことになる。

一方、日吉二宮神社は現在、深溝集落の西端部付近に位置し、この条里プランの復原案では、14条5里31坪に相当する。ところが、饗庭家文書には、年不詳ながら「就段銭二宮社領敷地坪付指出之事」として、「十四条六里一ノ(坪)八段内 宮之敷地 馬場 同二ノ 一反内平以上九段 九月十九日 定林代判」と記した文書があった。日吉二宮神社の所在地は、この文書では14条6里1・2坪とされていたことになる。従って、現在の所在地とこの史料のみからすれば、

14条6里					14条7里				
		2,000		1,180	1,000		2,000		
			2,000		180	2,000			5,000
		1,000	1,000		1,000	2,000	2,000		
3,240		2,000	2,000	3,000	2,000 10,000		2,000	2,000	
2,000	5,000 4,120		2,000	5,120	2,000 2,000		3,000		2,090
10,000	3,000	5,000		3,000	3,000			2,000	3,000

第16図 日吉二宮社神田分布(「比叡之本庄二宮神田帳」による。14条6・7里分、数値は段、歩。)

条里プランの復原（A案）が間違っており、現社地が14条6里1坪であったか、逆に正しいとすれば、前述の石津寺の場合のように社地がすぐ東側の14条6里1坪から14条5里31坪へと若干の移動をしたかの、いずれかの可能性が想定し得る。

しかし、この場合の状況はそれ程単純ではない。前述の神田帳では、第16図に示したように、14条6里1坪1町全域が神田であった。神田帳による限り、この位置に日吉二宮神社そのものが所在したとは見られない。とすれば、単純な社地の移動でも、あるいは条里プランの復原の正誤でもない理由がある筈である。

木津荘域が、検注帳でも引田帳でも、いずれも14条5里の東側の里界線付近を東限としていたことを想起したい。第11図に示すように、名田の分布もほぼこの線以西に限定される。饗庭家文書の享保9年（1724）の写しによれば⁴¹⁾、永正2年（1505）の文書中に建保4年（1216）に定めた四至勝示として「東者限比叡新庄打改事」と記しており⁴²⁾、14条5里東辺が「比叡新庄」との境界であったと判断してよいであろう。前述の神田帳によれば、「比叡之本庄二宮神田」がそのすぐ東側の14条6里西辺の1～3坪を含んでいたことが知られるから、両者は同一のものであった可能性が高い。これを仮りに比叡荘と呼ぶとすれば、同荘は前述のように14条6里と7里の部分を中心としており、その領域は後に深溝村へと継承されたものと見られる。

深溝地区とその西側の針江地区との境界線は、現在は日吉二宮神社の西側であり、前掲の元文2年の深溝村古絵図でもほぼ同様である。ただし、境界付近には「永荒・葎」などの部分が多い。ところが、写真1の針江村絵図では、「二ノ宮」には「深溝村領内」と注記しているが、その北側まで小字地名の記入をしており（第4図参照）、写真2の慶応2年針江村絵図でも同様である（第5図参照）。写真3の明治5年針江村絵図では現在の境界線が示されている（第6図参照）が、近世にはこの付近の境界線は必ずしも確定していなかった可能性がある。つまり針江村の側からすれば、日吉二宮神社の現位置の東側付近に境界があるとの認識があり、深溝側からすれば、社地の西側に境界があると考えられていた可能性が高い。

類似のパターンないし、このような認識の齟齬を形成した過程を想定することができるとすれば、前述のような問題にも説明の可能性が生じる。15世紀ごろにおいて、次のようなプロセスを推定してみたい。

① 木津荘と比叡荘の境界はほぼ14条5里と6里の

里界線に設定されていた。

② ただし、比叡荘にかかわる日吉二宮神社のみはすぐ東に接する14条5里31坪に入り込んで存在していた。この付近は木津荘からみれば、針江川の支流の対岸であり、検注帳では3段240歩、引田帳では名田等の他に5段30歩が「残川沢道」と注記されていた。14条5里の東辺の一部ではあったが木津荘の荘園内には含まれていなかった⁴³⁾。

③ ところが、一般に14条5・6里の里界線が境界とされていることからすれば、日吉二宮神社の位置は西側に入り込んでいることになり、いずれかの段階で社地の所在を明示する必要にせまられることとなった。恐らくその際に作成されたのが、前述の14条6里1・2坪を社地とした年不詳の文書である。とすればこれは、14条5里31・32坪を東側の14条6里1・2坪にとり込む形で表示することによって、境界線と社地との整合性を保とうとした表現であることになる。この文書が作成されたのは16世紀に入って以後のことである可能性が高く、条里プランによる土地表示は間もなく行なわれなくなる時期でもあり、各所でこのような流動的な扱いや間違いが多発していた⁴⁴⁾。

以上のような推定が成立すれば、先に指摘したような問題についても説明が可能であり、本来の条里プランは、やはり第10図のような状況であったことになる。さらにこの推定によって、次のような後世の現象をも説明し得る可能性がでてくる。

④ このように木津荘側からは14条5里東辺が、比叡荘からは日吉二宮神社を含むその西側がその境界の位置と認識されていたとすれば、針江村からは二宮神社の東までが絵図に描かれ、深溝村からは、その西側までが絵図に含まれたのはむしろ当然である。しかも、この境界付近には「永荒・葎・アレ」等が各種絵図に記入されるような部分であり、境界線が不明確になり易いところであった。

⑤ 旧深溝村の側において、日吉二宮神社が14条6里1坪であるという認識が一般化したとすれば、それ以後においては逆に条里プランの遺称の位置を、同社を基準として比定する状況が発生し易い。すでに小字地名の検討の際に14条6里33・34坪の遺称地名としての「三ノ坪」と「四ノ坪」という小字地名を、3坪と4坪とみなして「五ノ坪」の小字地名を加え、さらにそれと適合する位置に「九ノ坪、十七、十三、十九」といった小字地名が復活される形で設定されたプロセスの説明を試みた。実はこれらはすべて、日吉二宮神

社を1坪とした場合の位置に相当する。つまり深溝村の人々は、14条6里1坪を西に拡張して日吉二宮神社の位置を比叡荘に取り込んだ状況を基礎とし、その二宮神社の位置を1坪として、村域全体の条里呼称の遺称地名の位置を判断したことになる。

以上のような小字地名の移動のプロセスは、必ずしも深溝村のみにおける特例ではない。類似のプロセスは各所で発生したものと考えられ、復原される条里プランの坪の位置とは異なった位置におけるその遺称の小字地名化の一つの典型的な例である。

5. おわりに

近江国高島郡の条里プランは、14条・15条・16条の部分においても、13条以南と合致する界線有していたとの結論に達した。14条5・6里付近では、かつて福田徹が根拠としたような西へ1坪分ずれた位置の推定に結び付き易い小字地名・寺社が確かに存在する。しかし、地形条件や15条2里における寺敷地の遺構の存在からみて、むしろ、第10図のような結論を導かざるを得ない。一方、ずれが生じたプロセスを推定し得たことによって、この復原の妥当性が確認されるのみならず、中世末から明治時代にかけての小字地名をめぐる具体的な状況にも接近し得たことになる。

しかし高島郡の条里プランは、17条付近以北の方位が異なる部分との接合点付近において、やはり複雑な様相を呈している。16条・17条の接合部一帯では、両者の方向が入り組んだ菱形の地割形態が出現したり、里の面積が全体として増減したりしていることになる。この付近では、安曇川流域の平野が連続する旧岡村の湖岸部までが、連続したN14°Eの方向の条里プランとして、この部分とは旧内湖や丘陵で地形的に区切られた同村北端部と同村の丘陵部以西が、北側から延びるほぼ正南北方向の条里プランとして復原されることになる。

この旧岡村の明治初期の「地券取調総図」⁴⁵⁾は、極めて興味深い地割形態の認識状況を表現している。東南の旧五十川村との境界線は異なった方位であることを表現しながら、一方では村域を貫通する西近江路を基準としたほぼ方格の道路パターンが村内全体に及ぶかの如く表現している。詳細な分析には稿を改める必要があるが、同総図の表現は、まさしく異なった方位の条里プランの接合部における、地割形態の認識の一つのパターンである。

さて、このような条里プランは、近江国における一

般的状況と合致するものであり、高島郡もまた、同一原則の下で設定された条里プランであったことになる。小稿の目的は、冒頭に述べたようにこの事実の確認にあった。しかし、問題がすべて解決した訳ではない。むしろ漸く、分析の出発点に立ったと見るべきであろう。小稿で言及した多くの史料群をはじめ、現地に伝えられている多数の資料と共に、村落景観の多様でダイナミックな状況を解明する作業を開始しなければならない。

〔付記〕小稿の作製に際しては、琵琶湖歴史環境研究会のメンバーの方々、特に水野章二・横田洋三氏の御協力を得た。また、新旭町郷土資料室の石田弘子・永井秀之氏をはじめ同町の各位には資料の閲覧・撮影について御高配をいただいた。記して謝意を表したい。

末筆ながら、木津荘研究に、まさしく先鞭を付けられた故福田徹氏に対し、その労を賛えたい。小稿は一連の労作に導かれ、それにいわば注を付したに過ぎない。

注

- 1) 金田章裕『微地形と中世村落』吉川弘文館、1993年、11～32頁
- 2) 金田章裕『湖畔の荘園(1) 湖岸の変遷と耕地』、藤岡謙二郎編『びわ湖周遊』ナカニシヤ出版、1980年
- 3) 福田徹『近世新田とその源流』古今書院、1986年、212～291頁。
- 4) 足利健亮『近江の条里』、藤岡謙二郎編『びわ湖周遊』ナカニシヤ出版、1980年
- 5) 服部昌之『律令国家の歴史地理学的研究』大明堂、1983年
同「近江国条里分布図」、『角川日本地名辞典、滋賀県』1979年
- 6) 高島郡教育会編『高島郡誌』1927年、473～480頁。
- 7) 福田徹『安曇川下流域における条里制の復原』、『人文地理』26-3、1974年。
同「中世後期における村落景観—山門領木津庄を中心として—」、藤岡謙二郎先生退官記念事業会編『歴史地理研究と都市研究(上)』大明堂、1978年。
同「中世後期における村落景観の復原—近江国『注進木津庄引田帳』を中心として』、『龍谷史壇』73・74、1978年
以下、引用は前掲3)、による。
- 8) 福田、前掲3)、259～271頁。
- 9) 福田、前掲3)、271～284頁。
- 10) 福田、前掲3)、212～255頁。
- 11) 針江区有文書
- 12) 新旭町教育委員会郷土資料室編『明治の村絵図—滋賀県新旭町』新旭町、1988年、63頁。
- 13) 深溝区有文書、『明治の村絵図』前掲12)、82頁。
- 14) 『明治の村絵図』前掲12)、66頁。
- 15) 『明治の村絵図』前掲12)、65頁では脱落があり、20とされている。

- 16) 一ノ坪については、必ずしも古代における律令の条里プラン、国図の条里プランのような郡を単位とした統一的条里プランではなく、荘園の小字地名の一部などにおいて、本来の一ノ坪の位置とは無関係に成立する場合がある(金田章裕『古代日本の景観』吉川弘文館 1993年、250~286頁。例えば徳治2年(1307)讃岐国善通寺伽藍并寺領絵図では、条里プランの一ノ坪とは関係のない荘園南東隅に「いちのつほ」と記入している)。
- 17) 前述のように、この範囲で列挙されているのは7例であるが、15条4里18坪に「田井川」という小字が記されているとされるのは史料の文字の誤認であり、これは小字地名として記したものではない。従って有効な事例は6例となる。
- 18) 『明治の村絵図』前掲12)、40~41、51~53頁。
- 19) 『明治の村絵図』前掲12)、54~55頁。
- 20) 森区有文書、『明治の村絵図』前掲12)、81頁。
- 21) 尚、通称等の調査はしていないが、福田(第3図参照)は「明治初期および現存の小字名」としている。
- 22) 『明治の村絵図』前掲12)、55頁。
- 23) 福田論文では、第3図のように「大割田」に相当するとされるが、第6図のように「大わり田」は1カ坪分東である。
- 24) 福田論文では、第3図のように、16条部分で「坂ノリシ」、「北ハヤシ」、17条部分で「カケノ前」、「新名」、「杉サハ」、「大ツカ」、「坂ノリシ」、18条部分で「庄サカエ」、「小佃・完佃」が、検注帳にみられ、かつ明治初期および現在の小字地名として存在するとされている。ただし、このうちの16条の「坂ノリシ」・「北ハヤシ」については明治6年日爪村地券取調総絵図(『明治の村絵図』前掲12)、38~39頁)および現行の小字地名の両者には存在せず、18条の「小佃・完佃」という小字地名は検注帳に見られない。また、17条部分の「坂ノリシ」、18条部分の「庄サカエ」も、明治6年木津村地券取調総絵図(『明治の村絵図』31頁)および現行の小字地名には見られない。さらに、「カケノ前」、「新名」、「杉サハ」、「大塚」の位置についても、明治6年と現行の小字地名による限り位置が合致しない。
- 25) 16・17条に相当する部分は旧日爪村・岡村・木津村の範囲内に相当する可能性が高いが、この範囲については『明治の村絵図』(前掲12)) 所載の明治6年地籍図および現行小字地名による。前述の旧針江村のようにこのほかにも小字地名を記載した古地図類が伝わっている可能性があるが、『明治の村絵図』作成段階では確認されていない。
- 26) 相互の位置関係のみであり、条里プランの復原とは一応別の検討である。ただし、最終的には条里プランの復原結果との照合・検証が必要であり、その資料とはなり得る。
- 27) 林照寺川・松田川の合流点付近は、南北を標高100m以上の丘陵端にはさまれた谷状の地形の部分であり、さらに北側の今川とその支流などの場合と同じように、かつては水田の多い浅谷であった可能性が高い。地すべりない山崩れ等を契機として、ある時期に急速に堆積が進んだ可能性が高い。また、第12図の橋爪川河口部にはわずかに突出した湖岸の形状がみられるが、4里24坪付近(P)に橋爪川が流入していた時期にも、類似の形状の湖岸線を想定することができよう。
- 28) 本来、36坪の南へ、35・34・33坪が連続すべきであるが、これが谷沿いに南西方へと続く浅谷部の田に対応すると見なされていた可能性を考慮することになる。
- 29) 『明治の村絵図』前掲12)、80頁。
- 30) 『明治の村絵図』前掲12)、42頁、では、「寺海道」を「米井寺」跡と想定し、「胡珍海道」の西の「大乘寺」に「大蔵寺」の寺跡との関連を想定している。しかし、本文で述べたように、検注帳では「大蔵院米井寺」と記されているのであり、両者を別個に想定するのは無理がある。
- 31) 饗庭昌威文書「定高郷由来」及び、『明治の村絵図』(前掲12)) 54~55頁、福田(前掲3)、275頁。
- 32) 『明治の村絵図』前掲12)、54~55頁。
- 33) 検注帳には35坪に「針江川末」、36坪に「川末」と記されているが、A案によればその位置はまさしく14条5里北東隅の針江川両岸に相当することになる。B案では河川が現位置であったとすれば、川末からは少しはずれることになる。寺堂の変化が著しい一方で、前述の14条4里13坪の「道祖神」、後述の15条3里21坪の「今宮」、さらに後述の日吉二宮祖社等が、その位置を各々たどることができる点には留意しておくべきであろう。
- 34) 検注帳には36坪に「報恩寺ヨリ一丁東」との注記がある。報恩寺は23坪にあるから、やや疑問の残る注記であるが、第12図のような菱形部分と、N14°Eの方格との接合を想定すれば、理解し易い注記である。現在の報恩寺とその位置は新しいものであろう。なお、B案の場合も報恩寺は現状と全く異なった位置となる。
- 35) 『明治の村絵図』(前掲12))、51頁、によれば、天授年間(1375~81)に現在地へと移動したと伝える。検注帳は応永29年(1422)であるから、これより後のこととなって矛盾をきたす。しかし、伝承の年次が必ずしも正しくないことは多くの事例から知られるところであり、むしろ旧社地があったとの伝承の方を重要視し得る可能性がある。
- 36) B案では、現在の大国神社の社地の位置が検注帳の今宮の位置の一町ほど南となる。しかし、この案では「今宮立八段」余が急峻な山腹となり、問題が残る。
- 37) 重出する16条5里、および17条1里~4里、18条2~3里の部分には、13~16条の部分と異なって全く頭注がない。重出する部分に対比すると、基本部分は同じであるが、注記・合点の部分が一方に付加されていることが知られる。つまり、現存の引田帳は、重出の部分の16条5里から18条3里にかけての、頭注が全くなく、また名田名と名請人の間の注記も著しく少ない部分が原型を示しているのであり、後に注記・合点に加えられたものであることが判明する。応永29年の検注帳もまた、記載内容等からみて、恐らく類似の成立過程をたどったものと思われる。
- 38) 前述のように、応永29年検注帳では、少なくとも小字地名は後筆であると考えられるが、この引田帳の頭注自体がそうであり、しかも小字地名の記載がないことは、この判断の一つの状況証拠となろう。
- 39) 福田、前掲3)、234頁。ただし、検注帳・引田帳共に、さらに検討を必要とする。
- 40) 14条6・7里以外では、13条3里13坪、同条6里24坪、14条3里25坪、15条7里2・3坪、16条5里18坪、同6里18坪、同7里10坪の神田の記載がある。
- 41) 同一文面が江州高島郡饗庭庄霜降村饗庭氏「書状之写享保□年二月吉日」にも収録されている。写されている文書の年紀は建保~永正であり、年紀のないものも含まれている。
- 42) 享保9年饗庭莊證文
- 43) 前掲の建保4年確定とされる四至に、北と南が条里プランで示されているのに対し、東が例えば14条5里東堺などと表現されずに、「比叡新庄」としている点もこのことにかかわる可能性がある。
- 44) 金田章裕『古代日本の景観』吉川弘文館、1993年、291~297頁。
- 45) 『明治の村絵図』前掲12)) 34~35頁。

山門領近江国木津荘に関する基礎的研究

滋賀県立短期大学

水野章二

Fundamental Study on *Kozu-on-sho* in Ohmi Province Governed by Sanmon

MIZUNO Shoji, Shiga Prefectural Junior College

はじめに

近江国内では、南都興福寺と並ぶ中世寺社勢力の頂点である比叡山延暦寺の本拠地ということもあり、山門領荘園はきわめて大きな位置を占める。山門領荘園の全容は、延暦寺に文書が遺らなかったため、断片的な史料から検討するほかはなく、その研究は東寺領や東大寺領などに比べ、決定的に遅れていた。近年は各社の地名辞典類の出版などもあり、不明な点は多いものの、おおよその配置などについては、ある程度明確になりつつある。最近の福田栄次郎の整理によれば、近江国内の山門領荘園は一九六箇所に及ぶという¹⁾。

中世寺院には、寺院大衆の和合の精神をたてまえとする、公的な機構としての「寺家」の組織と、私的な師弟・門流としての集団原理による、門跡などの「院家」の組織という、二つの原理が存在していた²⁾。そのそれぞれが独自の経済的基盤として、所領荘園を集積していたのである。

ここでとりあげるのは、近江湖西高島郡の木津周辺に位置した木津荘という荘園である。木津荘は「為千僧供料、施入近江国木津庄」(『天台座主記』)とあるように、保延4年(1138)に山門の寺務機構が管理・運営する千僧供料荘園として成立する。応永期には400町近い田数を有した大荘園であり、「延暦寺三千大衆」全体に関わる重要な経済的基盤として、富永荘(伊香郡)・栗見荘(神崎郡)とともに、「三箇庄聖供」を備進する特別の役割を担った荘園であった。しかし地元の饗庭昌威家に伝えられ、福田徹の一連の歴史地理学的研究³⁾の素材となった応永期の検注帳等の他は、やはり断片的な史料しか遺されていないため、これまで同荘に関する本格的な研究はなされていない⁴⁾。本稿は今後予定される総合的な木津荘研究のために、関

連する基本史料を提示するとともに、その歴史的 성격や研究史上の問題点を整理することを目的とするものである。

1、平安・鎌倉期の木津

『延喜主税式』によれば、北陸道諸国からの貨物は、各国の津から日本海航路をたどって、いったん越前の敦賀津へ送られる。敦賀からは陸路で湖北の塩津に至り、塩津からは湖上を大津へ運び、そこから再び陸路で京へ向かうことになっている。ただし若狭からの官物は湖西高島の勝野津へ運ばれ、そこから船で大津に輸送される規定になっていた。しかし11世紀後半には、これらの交通ルートに大きな変化が生じていたことが、従来からも注目されてきた。

越中国司の解を請けた治暦元年(1065)9月1日の太政官符⁵⁾は、国内の新立荘園の停止および北陸道諸国の調物運漕時の勘過料徴収停止という二箇条を命じたものである。この二箇条は、『勘仲記』弘安10年(1287)7月13日条所引の同年7月3日越中国司源仲経申状にも見えている。特に勘過料徴収の問題については、文章表現もきわめて類似しており、この問題が平安・鎌倉期を通じて、長らく越中国における重大な関心事であったことがうかがえる。

一、請因准先例、被停止路次国々泊津等、号勝載料、取運上調物事

近江国	塩津	大津	木津
若狭国	気山津		
越前国	敦賀津		

右、同検案内、当国者北陸道之中、難治之境也、九月以後三月以前、陸地雪深、海路波高、僅待暖気之期、運漕調物之處、件所々司刀祢等、称勘過料物、留調物、割取公物、冤凌綱丁、徒送数日沙汰之間、

空過參期、遲滯之怠、職而此由、是非只官物之減耗、兼又致進濟之擁滯、望請 天恩、因准先例、被停止件所々勘過料、将令行程之限、弥致合期之勤矣
 すでに戸田芳実⁶⁾によって指摘されているように、11世紀後半には勝野津から大津に向かう旧来の若狭ルートに代わり、気山津（現三方郡美浜町）—木津の新しいルートを加えて、官物運京ルートが複線化しているのである。港湾施設の修造や通関業務など、公共的職務にたずさわる現地管理人集団であったと考えられているこれら津泊の刀祢等は、勝載料・勘過料と称して

積み荷を止めたり、割き取ったりしたという。文献史料の上からは、木津はまず琵琶湖交通上の要衝として、11世紀半ばにその姿を現す。

戸田は官物輸送ルート複線化の理由として、これ以前より運船・駄馬の需要が高まり、その不足によって権力者内部での争奪が起こっていたことから、敦賀・塩津・大津の津刀祢層の成長と、それに競合しながら発展した気山津・木津の刀祢層が、北陸道官物を自分たちの港に引き寄せたと判断する。それとともに11世紀には、湖西の広大な山地を占める近江の高島郡一帯



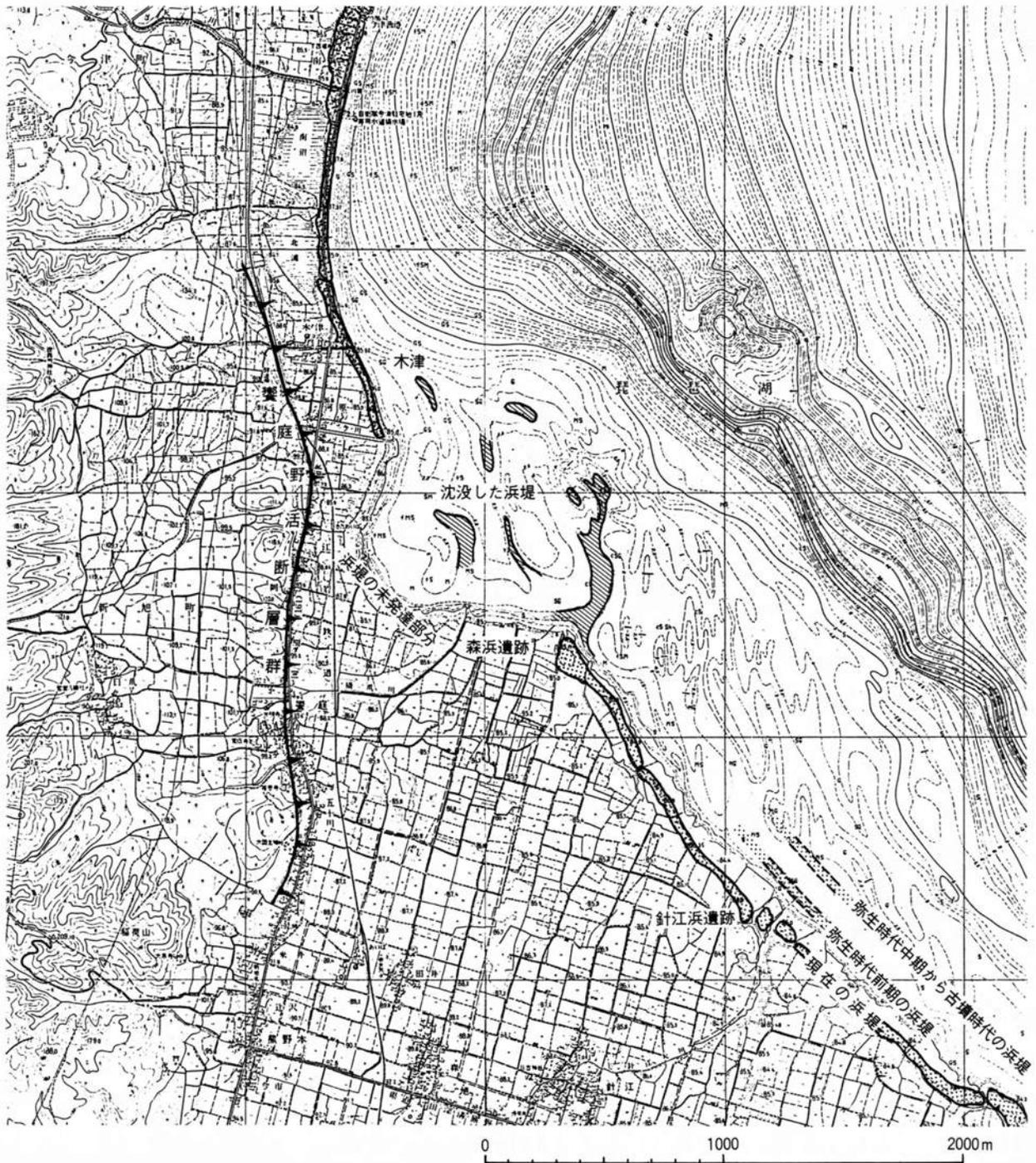
第1図 平安期の近江・北陸交通路

に、法成寺・平等院に属する子田上柚・河上荘や三尾柚、久多・針幡・大見など、摂関家領の柚山が広く存在したことから、木津は文字通りそれら柚山の摂関家用材を中心とした、木材の集積・運送の港として発展したとする。

戸田の指摘は的確であるが、しかしなぜ湖西水運の中心が勝野津から木津へ変化するのであろうか。安曇川上流からの材木の集積をいうのであれば、なぜ河口

の船木ではなく、やや離れた木津でなければならなかったのであろうか。中世を通じて木津のやや北側、石田川河口部に位置する今津が発展し、近世には完全に今津が優位に立つ。このこととはどのように関わるのであろうか。

古代の北陸道は後の西近江路とほぼ重なり、『延喜式』などから想定できるように、大津を経て、琵琶湖の西岸を北上し、穴多（穴太）・和爾（和迹）・三尾



第2図 木津周辺湖岸の地形環境（注12 横田論文より）

・軀結の各駅をつないで、愛発越え（後の七里半街道）で越前の敦賀に至るコースをたどっていた。琵琶湖西岸は比良山系が急斜面で湖に迫るため、東岸のように大規模な平地は展開していない。その中で高島郡では、安曇川・鴨川によって形成された、比較的規模の大きな沖積平野が広がっている。

比良の山麓に沿って湖岸縁りを走っていた北陸道が、高島の平野にさしかかる地点に三尾駅は想定される。前述した勝野津は、現在は乙女ヶ池と呼ばれる内湖を発達させる高島町勝野に、その名を遺しており、三尾との距離も近い。天平宝字8年（764）、越前に脱出を図って失敗した藤原仲麻呂が斬刑された勝野鬼江の地は、この乙女ヶ池周辺に比定される⁷⁾。近世初頭にはこの地形が利用され、織田信澄によって大溝城が築かれた。

安曇川の扇状地を越えると、饗庭野台地が琵琶湖に迫るため、北陸道が再び湖岸近くを通過する地点に、木津は位置する。その意味で、勝野津と木津は安曇川を挟んで対照的な位置となる。木津は『和名抄』高島郡10郷の一つとしてその名が見え、平城宮跡の木簡にも「近江国高島木津道守□□万呂⁸⁾」とあるのが確認される。また木津の美園遺跡からは、7世紀中葉から10世紀まで、ほぼ250年間存続した掘立柱建物群が検出されている。調査担当者は高島郡衙の出先機関として港の管理を行った施設である可能性を指摘しており⁹⁾、それに従うならば、木津は公的な官物漕運港とは公認されないまでも、かなり古い段階から港津としての基礎を有していたことになる。

しかしここで注意しておきたいのは、湖岸の環境変化の問題である。現在の木津集落の東南約1.5キロの地点に森浜遺跡の名で知られる湖底遺跡が存在する。森浜から木津にかけての湖中には、地元の人に「かくれ道」として語り伝えられてきた幅約40～50メートルの浜堤状の浅瀬が延びている。また遺物も散布し、大木の根が原位置の状態でも埋没林となって残っていることなど、かつてこの地域は内湖を形成しており、それが沈下したことが明かとなっている¹⁰⁾。福田徹も、応永期の木津荘検注帳等に記されたこの付近の耕地が、現在は湖中に沈んでいる事実を指摘している¹¹⁾。

横田洋三は、湾型の良港が少ない琵琶湖では、内湖を船だまりとして「津」とする人が多いことを指摘して、次のように結論した。勝野津や海津・今津・堅田などが内湖型の津として発達しているが、現在の木津のように浜堤が発達しておらず、集落が河川の自然

堤防上に湖岸線に直交するように位置する状況からは、津の機能を果たしていたとみることは困難である。横田は沈下した内湖周辺に本来の津は位置し、1600年前後（主因としては地震）の湖岸の沈下によって、木津は津としての機能を失ったと推定した¹²⁾。中世までの木津がかなり大規模な内湖を伴っており、これが港津として木津が発展する前提条件の一つであった可能性は高い¹³⁾。

中世の安曇川はかなり乱流しており、その姿は中世末と推定される安曇川町の竹内家旧蔵「比叡新荘之図」からもうかがえる¹⁴⁾。賀茂別雷神社文書中の貞永元年（1232）の官宣旨写¹⁵⁾によれば、寛治年中（1087～94）に成立したという安曇川御厨は、川尻での梁漁をめぐって青蓮院領比叡荘と紛争を起こした。比叡荘の吉直という人物が、魚漁のため安曇川の川尻を押領し、御厨の供菜人が比叡荘中の川辺に來臨したならば、忽ち喧嘩に及んだという。御厨側は、「彼河新古余流南北遠近之江海、一向停止甲乙之濫妨、皆悉被止他人希望畢、仍船木北浜供菜人等、可全漁進」、或雖有権門勢家之御領、或雖多山門日吉之庄園、於河漁者、更非其所之成敗、只付流水、併為御厨之成敗者也」と主張する。

この相論の根本原因は、「件河建保之比、流比叡庄之条、僅十余年也」という言葉が示すように、建保年間（1213～19）に安曇川の流路が変化し、少なくともその一部が比叡荘内を流れるようになったことにあった。そのため比叡荘は、荘内の河川での漁労を当然のこととしたのに対し、御厨側はあくまで安曇川の流れを、すべて御厨の管理下に置こうとするのである。

現在の地形・地割・地名等からも、何本かの安曇川の旧流路が復元され¹⁶⁾、それは前述した「比叡新荘之図」とも矛盾しない。第3図に示される安曇川北岸の条里地割の乱れも、それに起因するものである。この旧河道は途中からほぼ真北に直角に広がっていくが、比叡荘（中世後期には新荘と本荘に分かれる）内を貫流して、ちょうど木津荘の東辺をかすめて、琵琶湖に注ぐ形となっている。安曇川御厨と比叡荘の紛争の背景には、このような事情が考えられねばならない。それに対し木津荘域は、条里地割に影響を与えないような氾濫が及びにくい、相対的に安定した地域である¹⁷⁾。木津の津も、直接安曇川の影響を受けない安定した条件下にあったものと考えられる。

この官宣旨写には「船木北浜供菜人」が登場するが、これは11世紀末に歌枕として、千鳥が遊ぶ船木浜が詠まれている例¹⁸⁾などを除けば、港津・漁村として船木

が現れる初見史料である。しかしすでに網野善彦が指摘しているように¹⁹⁾、現存の官宣旨写は、室町期以降に真正な文書にこの部分を書き入れて写したものと考えられる。確実な史料は、永仁4年(1296)9月7日六波羅下知状案²⁰⁾において、「蔵人所近江国菅浦供御人等申、当国守護使勝浄・馬太郎・藤二郎等、得大浦庄土民等語、於同国船木浦、搦取供御人等、奪取錢貨以下所持物由事」とみえる船木浦の例などである。14世紀後半には船木に関が置かれ、山門六社造営に充てられている。船木が安曇川河口に位置する港津として発展を遂げるのは、このように鎌倉末以降を待たねばならないであろう。京都に求心する交通・輸送等のいっそうの発達とともに、安曇川流路が次第に安定し、現在につながる河口の景観が出現しつつあった²¹⁾ことが、

船木の更なる発展を加速していったと想定しておきたい。

ここで安曇川流域における材木生産について、一言しておこう。8世紀には、高島郡に石山寺や法華寺等の造営に関わる高島山作所が置かれており、そこで伐り出された材木は、小(少)川津より宇治津・泉津へ漕運されたことが知られる。たとえば正倉院文書中の天平宝字6年(762)9月9日の相樽漕運功銭米注文²²⁾には次のようにある。

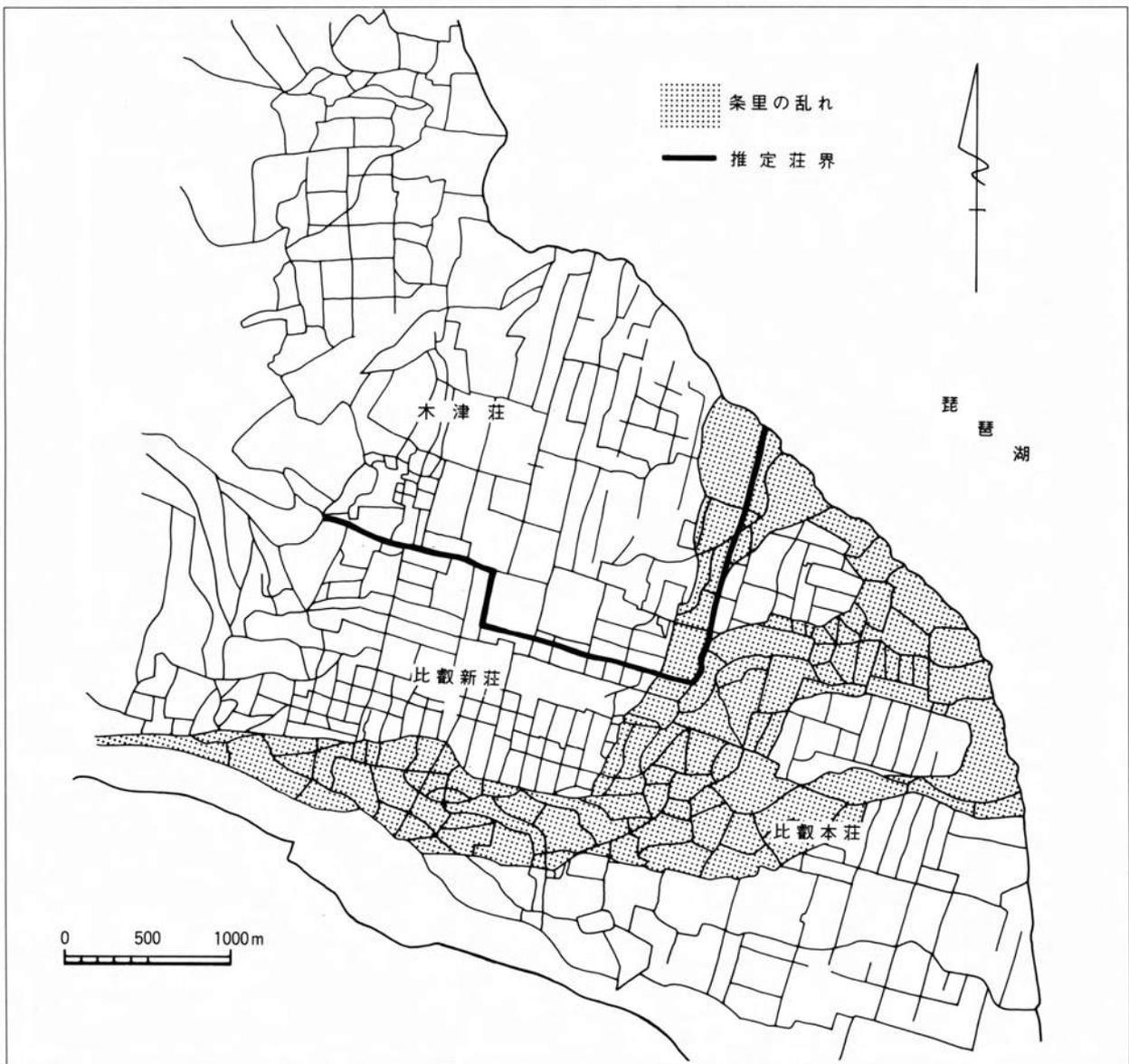
自高嶋山漕運樽事

合相樽六百材 漕功銭四貫八百文

自小川津於宇治津漕樽六百材 功三貫文 三百材々別三文
三百材々別二文

自宇治津於泉津漕六百材 功一貫八百文 材別三文

泉津沽直銭十四貫四百文 漕功充四貫八百文
可残九貫六百文



第3図 木津荘周辺の地割・旧河道(原図は注16報告書)

川とは直接は関連せず、小川津はその南を流れる鴨川の河口近くの津（おそらくは内湖を伴う）であったことになる。鴨川上流域は比良山系の北部に当たり、長承2年（1133）7月12日明法博士中原明兼勸注²⁵⁾所引の康平7年（1064）閏5月の宇治殿政所下文に、朽木杣治（針）幡等と同じく、法成寺領として見える三尾杣である。この説に従うならば、古代における高島の山林開発は、比較的開発容易な鴨川流域に留まっていたと考えざるを得ず、安曇川流域の山林開発は平安以降となる。

治暦4年（1068）3月29日太政官牒写²⁶⁾によれば、今津町の石田川流域一帯は平等院領河上荘として、湖岸の平地部から若狭に連なる杣山を包含する大規模な荘園であったが、同荘は鎌倉期においても、四千寸の樽を撰関家に造進している。そのさらに奥、安曇川の谷から丹波・若狭国境にかけての広大な杣山が、同じく平等院領の子田上杣（現在小高見峯に名を残す）である²⁷⁾。当然これらの地域の山林開発においては、石田川あるいは安曇川が利用されたはずであり、その際両河川の間位置する木津が、それなりの役割を果たしたであろうことは十分推測できる。このように考える場合、木津の発展は11世紀のこれら撰関家の杣山開発が画期となったと思われ、それ以前の木津は材木積み出し港としての性格はさほど強くない、ローカルな小港であったことになる。

これまで述べてきた木津と材木生産の関係は、あくまで木津という地名との関係から類推してきたものであり、実は史料からは木津と材木との関係は明確にはできない。平安・鎌倉期の史料に即して言うならば、木津はなによりも近江と若狭を結ぶ陸上および湖上交通の要衝として現れる。若狭から近江にぬける古道は、熊川一水坂峠一追分の国境付近では谷間を通る関係から固定的であり、後の若狭街道（九里半街道）と重なるが、追分から湖岸にかけては第5図に示すように、三本のコースが復原できる。

Aは追分から饗庭野台地の南の縁を通過して安曇川を渡り、勝野津に至るコースである。これが前述した『延喜式』にみえる若狭からの官物輸送公定ルートに比定できようが、平安中・後期には次第に衰退していく。その理由としては、他のコースに比してやや距離が長いこと、そして安曇川を渡河せねばならないことなどが考えられよう。Bは追分から饗庭野台地の中央を突切って木津に至るコースで、寛永年間に今津との対抗上開設された新道である。一方Cは台地の北縁に

沿って今津に至るコースである。北陸道（西近江路）は本来木津から台地のすそを通過して北上し、C（若狭街道）を分岐させていたと考えられ²⁸⁾、当然木津が江若交通の起点であった。しかし後に西近江路は今津を経由するようになり、若狭街道の起点も今津となる。

勝野津・木津・今津の三津はすべて、山地・丘陵と沖積平地が接する地点であり、北陸道が湖岸近くを走るとともに、内湖が発達し、港津としての条件を備えている。この中で中世前期には、木津が大きく発展した。最初に述べたように、11世紀半ばには敦賀津から塩津経由の官物輸送公定ルートに対抗して、気山津から倉見峠を越え、熊川あたりで若狭街道に合流し木津に至る新ルートが開かれている。このルートは敦賀一塩津よりも距離的には約二倍となるが、標高差も少なく、冬の積雪も少ないことなど、物資滞留現象緩和のうえからも、北陸道諸国の国司等に大いに利用されたと思われる。12世紀後半には、小浜湾の西津が気山津に代わる若狭の公的な津となっており、平安後期には山陰道諸国と若狭との日本海を利用した交通も、次第に利用度を高めていたと推測されるのである²⁹⁾。

永承2年（1147）11月25日若狭守橋某切符案³⁰⁾には
下木津納所行友

可下米陸拾伍斛陸升捌夕事

正米五十石 之 雜質十五石六升八夕 海路料二石五斗八升三合三夕
中 運寺賃十二石四斗七升七合五夕

右、東大寺当年御封内、且奉下如件、取使請文之

永承二年十一月廿五日

若狭守橋朝臣在判

とある。木津には若狭からの物資倉庫が置かれ、行友は納所の管理者であった³¹⁾。東大寺が若狭国で与えられていた封戸の代米65石6升8勺は、木津に設けられた若狭国の納所から大津まで湖上を漕運され、そこから陸路を奈良まで運送されるが、雑質・海路料・運寺賃を差し引いた正米50石が東大寺に進上されたのである。木津はこの時期、若狭との交通・輸送のセンターの役割を果たしていた。

はじめに述べたように、山門領木津荘が成立するのは、保延4年（1138）であった。『天台座主記』に、「九月廿六日、上皇御登山、以南陽房為御所、（中略）、十月朔日、幸無動寺、於中堂供萬燈会、同二日、有千僧御読経、今日被行勸賞、以阿闍梨十口、被置中堂、為千僧供料、施入近江国木津庄、令法橋顯尋叙法眼座主實議之、同三日還幸」とあるように、鳥羽院の山門行幸の過程で木津荘は施入されたのである。保立道久は若狭西津と木津はともに院領となっていたとして、こ

の時期若狭街道沿いの地域には、院権力の影響が浸透していたと言う³²⁾。保立説の当否は措くとして、山門領木津荘の成立した12世紀前半頃は、荘園公領制が確立する時期であり、湖西一帯は山門の膝下として、その強い影響下に置かれた。比良山系周辺の諸荘園には山門の支配が確立し³³⁾、木津荘に接する比叡荘・善積荘・古賀荘も、山門に直接関わるかあるいはその影響の及ぶ荘園であった。

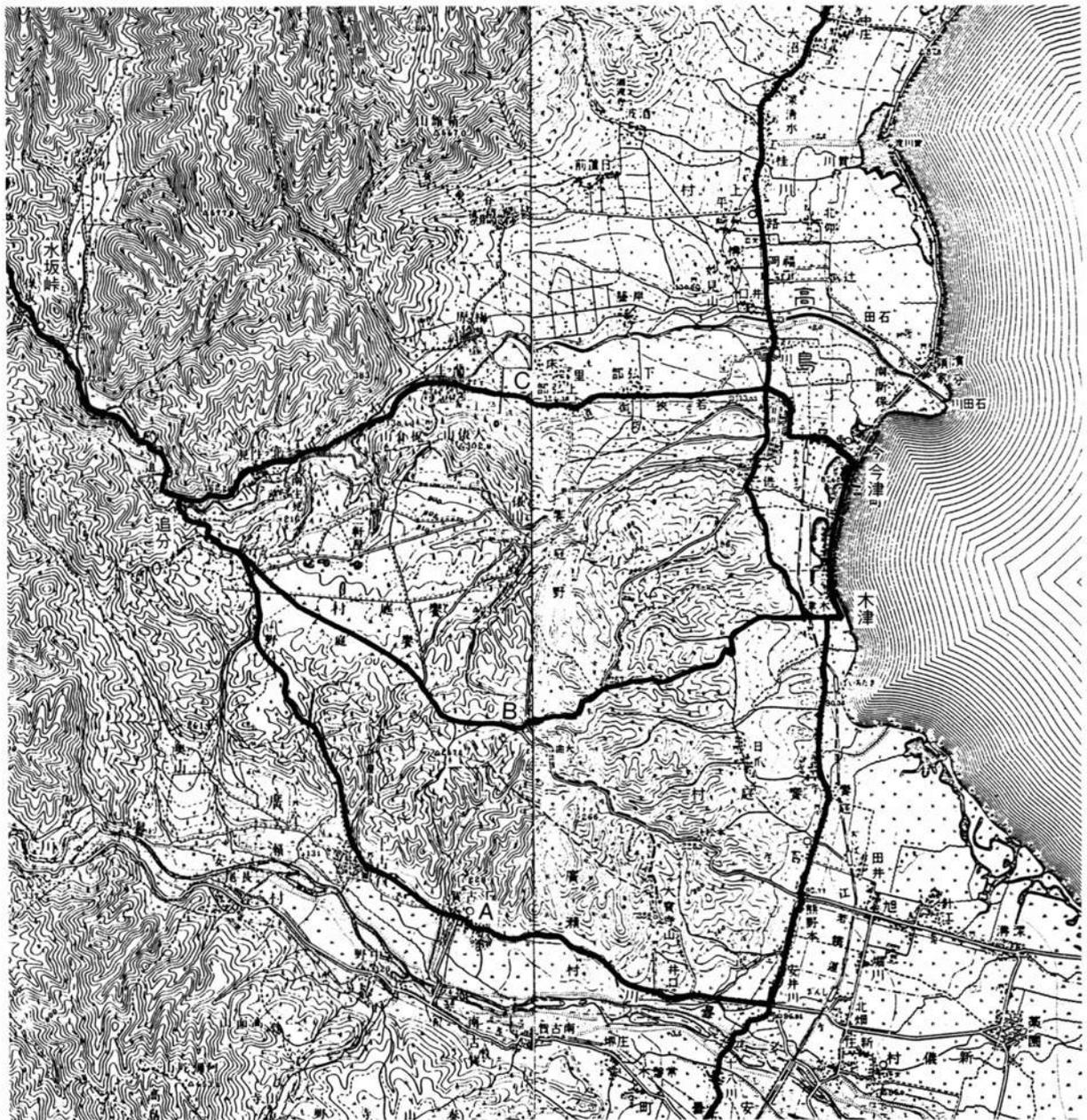
木津荘については断片的な史料しか遺されていないため、平安・鎌倉期の山門領荘園としての実態は不明な点が多く、荘園支配と津との関係なども、ほとんど言及することはできない。木津荘の検討は第3章に譲

るとして、ここでは交通上の問題に限ってふれることにしたい。

鎌倉期以降、木津は若狭国内の諸荘園の年貢輸送の中継地点として、荘園文書に現れる。承元元年(1207)12月の関東下知状³⁴⁾には、太政官厨家領国富荘における領家と地頭の相論の中で、

一、可同令停止除佃所当運上外、京上并木津越夫馬役事

右、京上并木津越夫馬事、至于地頭佃所当者、百姓可勤其役、於此外者、守巡役、老年老度可勤仕、将又以当庄之夫馬、於運送他所物於京都者、頗為非法歟、但可依先例也、



第5図 木津周辺の古道

とある。木津越とは江若国境の山を越え、木津に出ることであった。

この他、太良荘・瓜生荘・御面浦など多くの荘園が、木津を中継地として京都へ年貢などを輸送していたことが明かである³⁵⁾。文永9年(1272)頃、太良荘の未進米を輸送して木(古)津に出てきた綱丁男は、病気が重くなったため、引返してしまった³⁶⁾。また同荘では木津の間丸をめぐる、百姓と預所のどちらが進止するかも争われている³⁷⁾。太良荘の例からは、年貢は船で若狭街道に沿うように流れる北川を遡り、夫・馬で山を越え、木津に至ったようである³⁸⁾が、それは他荘も同じであったろう。

このように中世前期においては、若狭との交通における木津の地位は絶大なものがあつたが、後期には次第に今津が台頭してくる。今津は『源平盛衰記』巻28に、「西路ニハ、大津・三井寺・片田(堅田)浦・比良・高島・木津ノ宿、今津・海津ヲ打過テ、荒乳ノ中山ニ懸テ、天熊・国境・匹壇・三口行過テ、敦賀津ニ著ニケリ」として、寿永2年(1183)4月に木曾義仲追討のために平氏の軍が通過したと見えるのが、初期の例である。応永34年(1427)2月に、湖西を通して越前に向かった飛鳥井雅縁の『宋雅道すがら之記』³⁹⁾には、堅田・比良を経て、白髭神社や打下の浜、竹生島を見ながら、「河原市とかや申所に志ばらく立寄、そのつぎに里有、とへば今津と申す」とある。西近江路が安曇川を渡った北岸の河原市が現れ、そこから今津に至り、海津に向かったのである。ここには交通上の要衝としての木津は登場しない。

太良荘においても、文安3年(1446)6月に同荘で鑄造された東寺の鐘は、50人の人夫によって今津まで運ばれた。「鐘のほり候はん時者、太良庄へ堅被仰付候てのほせらるへく候哉、なをさりに仰下され候は、承引申ましく候、京まで付送候へと仰られ候へ、さやうに候共いま津までならてはつけ候ましく候、舟にて大津まで付候は、安候へく候と存候」⁴⁰⁾、「御鐘持運賃車力之事被懸仰候、これより今津まで人夫五十人にてつけ申候」⁴¹⁾とあるように、東寺は今津まではなんとか、太良荘百姓らに車などによって鐘を運ばせ、そこからは大津まで船で運送したのである。太良荘の物資は鎌倉期には木津へ運ばれたが、この時には今津が湖上輸送の拠点となっていた。

鎌倉後期から太良荘や御面浦などで、木津を古津とする表記が現れる。やはりこれは従来より指摘されているように、今津の発展を意識した表記であつたと思

われる。中世後期には今津が若狭街道(九里半街道)の起点としての地位を確立していくのであるが、このコースCは、若狭から湖岸への最短コースであり、またBなどに比べても平坦である。木津の果たしてきた役割は、若狭との交通では今津に、安曇川水運との関係では船木に、次第に分解しつつあつたのではあるまいか。その前提には、何らかの湖岸の環境変化があつたのかもしれない。今津は秀吉などの保護を受け、近世には湖西の特権的な要津として発展を遂げていく。

2、饗庭昌威所蔵文書

木津荘研究の基本史料として、新旭町霜降の饗庭昌威家に伝えられた一連の文書群がある。従来は郡誌・町誌などで部分的にふれられたり、また主に応永29年(1422)の木津荘検注帳などを素材として、条里や開発の問題が論じられるにとどまり、饗庭文書そのものについての検討はほとんど行われていない。

現在饗庭家には、昭和38年5月(饗庭昌威作成)と無年号の二つの文書目録が残されている。文書の多くには朱色の簡単なラベルが貼付されているが、それは無年号の文書目録の文書番号と対応している。まずその文書目録の番号に従って、おおよその概要を示そう。なお文書名は適宜改めている。

- 1、建保4年(1216)8月3日延暦寺政所下文写
- 2、応永16年(1409)8月17日沙門宗祐・権律師快覚連署私領寄進状案(前欠)
- 3、応永24年(1417)2月山門三綱法橋最全目安状案
- 4、年欠木津荘年貢注文断簡
- 5、文明12年(1480)8月某讓状(前欠)
- 6、文明13年(1481)8月性暹讓状
- 7、明応2年12月(1493)定林坊快重茶園畠売券
- 8、永正5年11月(1508)能登五郎左衛門尉高勝書下
- 9、大永3年(1523)12月13日定光坊快玄・忠兵衛尉定祐連署屋敷売券
- 10、年欠木津荘惣大工職日記
- 11、同上写
- 12、享祿2年(1529)12月饗庭又三郎秀頼公領売券
- 13、天文11年(1552)3月21日出雲守元隆田地売券
- 14、天文13年(1544)有順・舜運等連署捉書
- 15、天文23年(1554)6月年貢注文案(前欠)
- 16、天文19年(1550)7月5日進藤山城守貞治書状
- 17、天正3年(1575)6月定林坊定夫四郎左衛門等連署預状
- 18、天正13年(1585)閏4月24日豊臣秀吉知行宛行状

- 19、年欠饗庭定高卿由来
- 20、10月11日進藤貞治書状
- 21、9月19日二宮社領敷地坪付案
- 22、7月10日磯野員昌書状
- 23、高島郡内諸城城主書上断簡
- 24、閏12月13日員盛書状写
- 25、慶安元年（1648）12月7日豪快書状
- 26、享保12年（1727）閏1月5日饗庭莊一八ヶ村覚書写
- 27、享保12年（1727）閏1月饗庭莊一九ヶ村庄屋・年寄連署申状写
- 28、元文6年（1741）饗庭莊寄進由来
- 29、年欠出米升納升注文
- 30、年欠諸事覚書
- 31、11月20日井上定秋書状
- 32、2月4日小野半之介助大津町中触書写

これらの文書はほとんどが一通文書であり、すべて所在が確認できる。昭和2年頃に影写された京都大学文学部国史学研究所蔵の影写本饗庭文書には、41点の文書が納められているが、それは後述する饗庭村（現新旭町、昭和30年に新儀村と合併成立）役場所蔵文書10点とここにあげた32点のうち、内容的に重複する11を除いたものである。必ずしも編年順になっていない京大の影写本の文書の順番とこの無年号目録の順番とは完全に一致しており、何らかの関連があると考えざるを得ない⁴²⁾。

一方昭和38年の文書目録には、これ以外にもかなりの文書が記載されている。同目録によれば饗庭家では、現状では一括して保管されているものの、饗場昌威所蔵文書と日吉二宮神社および霜降区の関係文書とに、文書群を三分類している。饗庭家は元来深溝の日吉二宮社（霜降・山形・小池・深溝の氏神）の神主の家柄であり、またかつて区長などを勤めたと思われる関係で、このように二宮社関係文書や霜降区有文書を分類・保管していたのであろう⁴³⁾。このうちの饗場昌威所蔵文書について、現在確認できた文書をさきほどの目録に続けて記しておこう。

- 33、応永29年（1422）閏10月21日木津莊検注帳6冊
- 34、年欠木津莊引田帳3冊
- 35、天正2年（1574）6月饗庭定林坊引分並田畠帳2冊
- 36、年欠書札札（前・後欠）
- 37、享保□年2月書状写
- 38、享保9年（1724）9月饗庭莊証文

これらはすべて袋綴の冊子の形態をとっている。京大影写本との関連が想定される無年号目録に掲載されていなかったのも、そのような形状によるのかもしれない。昭和38年目録に記されている中世文書で現在確認できなかったものは、天文2年（1533）の「木津莊大工職知行に関する通達」の一点だけである⁴⁴⁾。しかし昭和38年3月撮影の東京大学史料編纂所蔵の写真帳の最初の部分には、目録と日付・内容の一致する天文2年（1533）12月16日六角義賢奉行人奉書が収録されている。昭和38年3月の饗庭家文書の採訪・撮影と5月の目録作成には密接な関係があると推測できるが、この奉書はその段階で新しく所在が確かめられるとともに、再び不明となったのであろう。逆に目録にはなくとも所在が確認できたものが、37・38である。この2冊は、後述するように同家の文書を近世に書写したものである⁴⁵⁾。

昭和38年目録に日吉二宮神社に分類されていた文書で、所在の確認できたのは次の一点である。

- 39、宝徳3年（1451）11月26日比叡本莊二宮神田帳案
- 日吉二宮神社関係では、目録上では他に幕末の文書二通があったことになっている。東大史料編纂所写真帳はこの1から39までの文書のうち、19と37・38を除くすべてが収録されている。これ以外にも、霜降区と分類された慶長7年（1602）9月の高島郡霜降村検地帳以下の近世から明治初年に至る、帳簿類を中心とした13点あまりの文書が存在する。しかし必ずしもこの分類は厳密なものではなく、饗庭家の文書なのか、霜降村の文書なのか、曖昧さを残すものも見受けられる。以下便宜上、文書の引用に当たっては、この文書番号に基づいて、饗1のように引用することにする。

饗1は立券文ではなく、木津莊の南と北に位置する古賀・善積莊との境相論に関する文書であるが、四至が明示されていることもあり、近世に至るまで、木津莊の根本公験としての役割を果たした。このため後述するように、中世では同じく木津莊（戦国末期以降は木津莊を含む一帯は饗庭莊と呼ばれている）に属し、天正・慶長・寛永・享保と続く、近世の熊野山（饗庭野台地）をめぐる相論においては共同して戦った饗庭の各村々では、この文書を含む中世以来の一連の相論文書の写が作成・保管されている。

政所下文案 木津莊進之 順徳院御代

延暦寺政所 （下脱カ）

可早停止古賀善積自由濫妨、任旧例令打定勝示事右、当庄者、鳥羽院御時保延年中之比、被寄附山門

領刻、為後代被定置四至畢、南十三条、西追分、北十八条、多年之間敢無違乱之處、近来自南古賀北善積庄、後山雖令押領、自然送年月之間、彼兩庄住人等、件之四至内不入当庄民、奪取鎌斧之上、剩令蹂躪云々、所行之旨、甚以不当也、且以庄民解狀、触廻三塔之處、早任旧跡、可令打定勝示之由、大衆議已畢、凡一天下甲乙之輩等、恐伊王山王威、於末寺庄藪、敢不令忌默之處、近年立妨庄民、触事現奇恠条、不知其子細歟、任旧例、且先規、可令打定勝示之狀如件、□解以下

建保四年八月三日 小寺主法師応俊
寺主大法師在判
修理別当法橋上人位奉之^(在判カ) 都維那法師
上座法橋上人位奉之^(在判カ)

元和四^{戊午}九月四日写之

この史料は末尾に明記されているように、元和四年(1618)の写であり、おそらくは慶長年間に行われた山境相論をふまえて、改めて写を取ったものであろう。

この文書を始めとする饗庭昌威所蔵文書の性格を考えるうえで、饗庭村役場所蔵の中世・近世初の文書は見過ごすことのできない内容を持っている⁴⁶⁾。その概要を京大影写本の番号に従って示そう。以下引用の際は村1のように表記する。

- 1、建保4年(1216)8月3日延暦寺政所下文写
- 2、応永13年(1406)4月2日室町幕府御教書
- 3、永正4年(1507)9月山門西塔院執行代祐憲書下案
- 4、天正3年(1575)8月赤尾新七郎・杉立町介連署書状案
- 5、天正3年(1575)9月2日磯野員昌裁許状
- 6、慶長2年(1597)9月25日前田玄以裁許状
- 7、慶長4年(1599)11月15日伊勢半左裁許状
- 8、永正12年(1515)3月善積庄南浜太郎左衛門・北浜四郎衛門等連署礼状案
- 9、寛永19年(1642)5月26日饗庭庄百姓申状
- 10、寛永18年(1641)7月20日饗庭庄一八ヶ村惣百姓申状

一見して明かなように、この10点の文書と饗庭昌威所蔵文書とは、内容上密接な関係がある。それにも関わらず、両者で共通するのは饗1と村1の建保の下文写だけであり、他は全く重ならない。この2つの文書群はどのような関係になるのであろうか。

村1と饗1は当然同文であるが、前述したように饗1の末尾には元和の写であることが明記されているの

に対し、村1にはそのような記載は全く見られない。このことは饗1が村1を写したものである可能性を示している。饗37は享保年間に饗庭氏が13通の書状等をまとめて書写したものであるが、その中には饗1・3・4・8・14・15・20・21・22・24が含まれており、それまでに饗庭家に保管されていた書状等を整理したものであることが明かである。また饗38は享保9年(1724)に饗庭庄関係の証文5通を書写したものであり、享保年間に行われた山境相論に関わって作成されたものと考えられるが、その中味は実は村2・3・4・5・6なのである。すなわち饗38は、享保頃までは饗庭家が所蔵していた村2～6が書写され、その後に元の文書が饗庭家の手を離れたか、あるいはすでに現在のような形で別の所で保管されていた文書を饗庭家が写したのか、どちらかの経緯で残されたと考える他はあるまい。

村2は山門領木津庄と尊勝院(青蓮院の一院)領北古賀庄の境相論に対して、尊勝院の競望を止め、山門雑掌の所務を認めた応永13年(1406)の室町幕府御教書であり、村3は木津庄の四至を明示し、隣郷の侵犯を禁止した永正4年(1507)の山門西塔院執行代の書下である。これらの文書はやはり饗3の応永24年(1417)の山門三綱法橋最全目安案や、饗33の応永29年(1422)の木津庄検注帳などと一体のものとするべきであろうし、同時期に家蔵文書を整理し写を取った饗37の例を考慮するならば、饗38に写を残す村2～6は本来饗庭家に所蔵されていたと判断するしかないであろう。饗38で村1が除外されているのは、当然すでに村1を写した饗1が存在していたからに他ならない。

村1・2・3はすべて木津庄の領域に関わっており、村4・5は天正3年(1575)に木津庄と善積庄の山境相論を磯野員昌が裁許したもの、村8も木津庄と善積庄の境に関わる。村6と7は慶長年間の饗庭庄と善積・北古賀の山境相論の判決、村9・10もやはり寛永年間の山境相論に関する文書である。天正の相論で「如先規、以山門之書物之筋目、無相違被仰下候」(村4)、「従山門之書物出、令披見候」(村5)とある「山門之書物」が村1～3を指していることは間違いない。また慶長の相論で「従饗庭、山門之書物磯丹波折昏明鏡」(村6)として、饗庭庄勝訴の原動力となったのは、村1～5である。寛永の相論の際、饗庭庄側が提出したという「証文」(村9・10)は、おそらくは村1～8だったのであろう。

このように饗庭村役場に所蔵されている文書はすべ

て、木津荘（近世では饗庭荘）の境界に関する文書として相論に実際に使用され、大きな効力を発揮したものである。饗38による限り、このうちの慶長までの文書は饗庭家に所蔵されていたものと判断できる。旧饗庭村内の木津区有文書の中には、村1～7までの写と、それらをまとめて一冊とした「熊野山証文之写」が収められている。同じく針江区有文書中にも、一冊にまとめられた建保4年以降の証文の写（村1～9）が保存されているのである。

饗庭村役場所蔵の10通の文書は、熊野山の相論を勝ち抜くために、中世以来の木津荘関係文書を所蔵していた饗庭家などから、必要な文書をピック・アップしてまとめられたものと考えられる。そして他の饗庭荘内の各村々も訴訟当事者として、その写を作成していたのであろう。最終的に饗庭家からこれらの文書が分離されたのは、饗38が書写された享保年間と判断される⁴⁷⁾。この意味において饗庭村役場所蔵文書は、近世における饗庭荘内の村連合の共有文書的な性格を有していたとみることができよう。そのため個人や各区(村)の文書ではなく、村役場の所蔵文書として現在に伝えられたのである⁴⁸⁾。

話を饗庭昌威所蔵文書に戻そう。同文書および本来一体であったと思われる饗庭村役場所蔵文書のうち、前述した村1・2・3や饗1、木津荘預所職補任に関する饗3、木津荘年貢注文断簡の饗4、あるいは木津荘の検注帳・引田帳である饗33・34などの室町期までの文書の多くは、木津荘の荘官（後述するように公文久光が関わっていた文書と思われる）が伝えたものと考えてよいであろう。それに対し、饗7の定林坊快重茶園畠売券や饗8能登五郎左衛門尉高勝書下以下の戦国期の文書の大多数は、定林坊を充所とするなど、明かに定林坊に関わって遺されたものである。その意味では在地土豪定林坊関係文書と特徴づけることができよう。

第3章で述べるように、木津荘は山門三千大衆の聖供に宛てられる荘園として、座主に直結し、預所も山門寺務執行機関の寺家の責任者である執当や三綱が兼務する例が多いなど、数多い山門領荘園の中でも特別の役割を与えられていた荘園である。山門領荘園としての生命は戦国末期まで続くが、戦国期には土豪定林坊が在地支配の核の一つとなっていた。饗35天正2年（1574）の2冊の定林坊引分並田畠帳には、定林坊引分154石2斗6合を始め、定林坊の支配下に入っていた寺庵等に関するものなど、膨大な田畠・屋敷（後掲

の享保の明細帳の数値によるならば合計63町余）が書き上げられている。この時期定林坊は、木津荘周辺地域において圧倒的な経済力を有していたのである。

しかし文書が断片的に伝える定林坊の姿からは、伝統的な在地荘官の系譜を引くというよりも、むしろ中世後期に荘外より入り込み、急速に勢力を拡張していったという印象を強く受ける。享禄2年（1529）12月の饗庭又三郎秀頼公領売券（饗12）には

永代売渡申比叡新庄内公領之事

合五名一円者 条り坪付作人帳在之

但御公用三貫文ノ外諸公事無之

右、件公領者、為地頭被成御書、雖為饗庭又三郎秀頼先祖相伝之雖為永領、御公用年に借米分米木津庄内升定拾捌石在之、然間返并可申無余力候間、地頭之御書并所務帳相副、限永代、霜降定林坊播磨殿_正売渡申處、実正明白也、（以下略）

とある。霜降村に本拠を置く定林坊播磨は、借財に苦しむ饗庭秀頼から比叡新荘内の五名とそれに伴う所務帳などを買得したのである。

また宝徳3年（1451）比叡本荘二宮神田帳案（饗39）の冒頭部分には次のようにある。

比叡之本庄二宮神田帳

右神田帳并目錄証文悉定林坊へ被召之候、然間其後村人被談合、如此作置候也

この帳簿には、二宮神社の神田のそれぞれの条里坪付と面積・用途・寄進者名、同じく新開田それぞれの条里坪付・寄進者名など、二宮供米の寄進者とその供米高、および神主給・御子（巫）給や八荘官給など神社の必要経費である引米次第が書き上げられている。いわば神社運営のための基本台帳であるが、これらの帳簿・目錄などが定林坊に召し上げられてしまったのである。定林坊は神社の管理権を手中に収めようとしてこの挙に出たのであろうが、村人らは談合して、この神田帳を作り直した。しかし二宮の運営をめぐる村人らの抵抗は失敗に終わったらしく、結局この文書も定林坊の手に帰し、他の定林坊関係の文書とともに子孫である饗庭家に伝えられたのである。

饗33応永29年（1422）の検注帳等には、多くの寺庵が記載されているにもかかわらず、定林坊の名は見えてはいなかった。この神田帳の二宮供米の項目の中に「拾壺石 定林坊之寄進」とあるのが、饗庭昌威所蔵文書における定林坊の初見であるが、この帳簿の段階では定林坊は他の在地諸寺庵と大差はない。宝徳3年（1451）という年紀は、元になった神田帳の作成年

であり、定林坊に抵抗して村人らが作り直した年代は、もうしばらく後のことと考えられる。

定林坊はこのように様々な方法で土地と文書の集積を行って行く。饗庭家に所蔵され、霜降区に分類されている帳簿類中の享保9年(1724)の霜降村正伝寺明細帳の末尾には、末寺とともに日吉二宮社の明細帳も付されている。一部を記そう。

由緒書

- A 一、当饗庭庄拾九ヶ村山内共ニ、鳥羽院御時保延年中、山門為三千聖供領御寄附地、寺社山門之通ニ被為移御勸請被遊候、其時乍恐私先祖饗庭定林坊播磨と申者、数代御奉行職仕知行、五百石拝領仕候所々、元龜年中山門領落申候、其後太閤様_正被召出、五百石御朱印拝領仕、(以下略)
- B 一、往昔饗庭命鶴丸_{と申}者、大平記之時分、私家_へ出申と申伝候、其後饗庭与市と申者、小田原陣へ出申由申伝候
- C 一、右二宮私先祖氏神ニ而御座候、其後代々相統神主仕候

家ニ伝り候書物

応永廿九年

- ① 一、饗庭庄拾九ヶ村之檢地帳 六冊

応永年中

- ② 一、饗庭之庄拾九ヶ村引物帳 三冊
- ③ 一、江南六角殿_へ二宮敷地就反銭御書 壺通
- ④ 一、同進藤山城殿_へ人質状 壺通
- ⑤ 一、磯丹波守殿陣所_へ寄物札状 式通
- ⑥ 一、多胡宗右衛門殿陣所_へ知せ状 壺通
- ⑦ 一、能登五郎左衛門殿知行境證文 壺通
- ⑧ 一、山門_へ四至傍示ノ證文 壺通

宝徳年中

- ⑨ 一、二宮神田社領帳 壺冊
- ⑩ 一、山門領ノ時大工職場所書 壺通

其外山門領之時書物色々御座候

天正十三年

- ⑪ 一、大閤様御朱印 壺通

天正二年

- ⑫ 一、寺社庵物帳 二冊

先祖一家

饗庭定林坊 地方三十三町余
同 鶴場坊 同 廿町余
同 又三郎 同 拾町余

A・Cに見えるように定林坊は近世には二宮神主家として続き、現在の饗庭家に至っている。定林坊が在

地において勢力を拡大していく時期は、Aで先祖の饗庭定林坊播磨が奉行として500石を拝領したと特筆され、前掲饗12でその活動が確認できたように、やはり戦国期であろう。その過程で定林坊はBに見えるように、饗庭命鶴丸との系譜を作り上げていく⁴⁹⁾。饗庭命鶴丸は観応擾乱の際、足利尊氏の側近として活躍した人物で、その姿は『太平記』巻29・31や『園太暦』などにも登場する。これは在地で急速に力を付けた定林坊が、自らの系譜を饗庭姓の中でも最も著名な存在である命鶴丸に結び付けて、その正統性を獲得せんとしたものであることは明瞭である。

定林坊は前述したように、経済力などを駆使して様々な契機で文書の集積を行ったが、その過程で在地に遺されていた木津荘関係文書をも吸収したと思われる。当然定林坊も山門とつながる存在であったろうが、現有文書による限り、山門における位置などは不明で、木津荘の荘官との関係も全く見えてこない⁵⁰⁾。饗2の寄進状案は、条里坪付から判断して木津荘には関係なく、その南側の比叡本・新荘内の田地に関するものと思われる。また饗5の譲状も、坪付の多くは比叡本荘に関わるものであった。日吉二宮社にしても木津荘ではなく、本来比叡本荘の神社なのである。

定林坊はおそらく特定の荘園との関わりで成長したのではなく、荘域を越えた経済活動の中から、その経済力を武器に成り上がった存在だったのであろう。木津荘は戦国期には、深溝など比叡本・新荘の一部を含めて、後に饗庭荘と呼ばれる地域的連合体を形成していた。定林坊はこのような新しい地域的結合の中から登場してきたのである。

なおこの享保の明細帳に見える文書はすべて饗庭昌威所蔵文書として伝えられた。①と②は饗33・34、③から⑧は一部対応する一通文書があるが、すべて饗37に収録されており、⑨・⑩・⑪は饗39・18・35、⑫は東大写真版にある六角義賢奉行人奉書に相当すると思われる。前述した饗37の享保の書状写は、この明細帳作成のため作られた可能性がある。

3、山門領木津荘

第1章で述べたように木津の地は、近江と若狭・北陸道諸国を結ぶ古くよりの交通上の要衝であり、11世紀後半には官物輸送における公的な地位を占めるに至った。12世紀には湖西一帯は山門の強い影響が及び、多くの山門領荘園が成立する。前章で紹介した建保4年(1216)の饗1・村1には、「當庄者、鳥羽院御時保

延年中之比、被寄附山門領刻、為後代被定置四至畢、南十三条、西追分、北十八条」とあった。『天台座主記』に明かなように、保延4年(1138)10月2日に千僧供料として山門に寄進されたが、その時に莊園の四至も定められていたと考えてよい。

饗1・村1には、南は高島郡の条里でいう13条、西は木津から若狭へ向かう若狭街道の分岐点追分、北は同じく条里の18条とだけある。東の記述がないのは、当然莊域が琵琶湖岸まで延びていた関係からである。ただこの時すでに、木津莊の東南には青蓮院領比叡莊が成立していた。比叡莊域周辺は第1章でふれたように、安曇川の乱流する範囲内であり、やや不安定な地域であったとも考えられる。

全国的に12世紀前後のこの時期は、四至内の集落・田畠・山野河海の一元的支配を実現する、中世莊園の基本というべき領域型莊園⁵¹⁾が成立する画期でもあった。建保4年(1216)には、「年来自南古賀北善積庄、後山雖令押領、自然送年月之間、彼兩庄住人等、件四至内不入当庄民、奪取鎌斧之上、剩令蹂躪」とあるように、「後山」⁵²⁾をめぐる紛争が古賀・善積莊との間で起こる。「後山」とは具体的には、木津莊西部の饗庭野台地(近世の熊野山)を指しており、木津莊住人等の共同利用下に置かれていた山野であったが、開発の進行の中で、周辺諸莊との境界の確定をめぐる争いが惹起されたのである。

なおかなり時期の下がった永正四年(1507)の村3には、四至がより明確に示されている。

江州高嶋郡木津庄為三千聖供料所、保延年中山門御寄附以来当知行四至傍示領知堺事

一、東者限比叡新庄打改事

一、南者限十三条南堺西佐々尾南小坂事

一、西者限若狭路追分事

一、北者限十八条北堺坂倉山南字小野事

右、建保四年四至傍示被定置、于今当知行堺一書注之、若隣郷輩令違犯者、可被處罪科之状、如件

山門西塔院執行代

永正二年丁卯九月日 祐憲在判

応永13年(1406)の木津莊と尊勝院領北古賀庄との境相論の際、問題となったのが「十三条」(村2)であったことを考えるならば、立莊当初の四至はやはり饗1・村1のようにシンプルな表現であり、開発の進行と境相論の連鎖が繰り返されるなかで、村3のような細かな表現に確定されていったのであろう⁵³⁾。

木津莊の性格については史料制約が多く、その全

体像の把握は困難であるが、特筆すべきはこれまでもふれてきたように、「延暦寺三千大衆」のための聖供料を負担する莊園として、各門跡などには属さず、延暦寺の寺務機構である寺家が直轄する莊園であったことである⁵⁴⁾。

山門におけるその位置を明瞭に示しているのが、『日吉社室町殿御社参記』⁵⁵⁾における記述である。南北朝内乱を最終的に終結させた足利義満は、その2年後の応永元年(1394)9月に日吉社に参詣する。延暦寺・日吉社は総力をあげて準備にとりかかり、そのため様々な集会が開かれた。同年8月7日の日吉社聖女彼岸所集会では、屏風の手配等の他、経費の問題も話合われた。

一、去五月初、坂本中土倉夫役、本倉卅箇所、各五十貫文、新倉九箇所、各三十貫文宛、雖懸之、今不足之間、六箇条三津浜間別百文宛、在家可懸之事

一、富有之輩可借用料足事、至冬以三箇庄聖供可返之事

(中 略)

一、山門領之錢二百廿文、地主半分百姓半分、為上進物懸之事

ここに見えるように、延暦寺といえども費用負担には苦勞したらしく、山門領や坂本の土倉への賦課だけでは不足し、坂本の六箇条・三津浜の在家への賦課や「富有之輩」からの借料で急場をしのぎとした。「富有之輩」から借用した料足は、「三箇庄聖供」によって返すというのである。三箇庄聖供というのは、近江国内の富永⁵⁶⁾・木津・栗見三莊園の年貢のことであり、8月10日の社頭三塔集会では、次のように決定されている。

借請公用々途事

合

右用途者、就御所御儲可令借用之也、仍毎月貫別上加漆拾文宛之利分、来十一月中、以山門領領錢可令返弁者歟、若令遅々者、三箇庄聖供到来之時、最前可返之也、為嚴重之公用料足之間、更々不可有無沙汰、若此定或違乱、或令不足者、可入立他公物、然間、三箇庄預所中司寺家四至内調連署、使節中加判形之上者、曾不可有子細、万一当年之聖供令不足者、以後年之聖供、遂行結解、本利悉可有立用状、借書如件

応永元年八月十日

富永中司⁵⁷⁾

四至内春全

木津中司

寛盛

木津預所

寺家

栗見預所

弘兼

富永預所⁵⁸⁾

英兼

座禪院

直全

円明房

兼慶

杉生房

暹春 已上使節三人

坂本中有力合期之輩宛之、千貳百貫文借、此料足課役用途悉渡四至内

納所 善勝、善阿弥、両處置之

坂本の有力者から借りた1200貫文は、山門領に賦課した反錢によって返弁するものの、遅れた場合には富永・木津・栗見三莊の聖供を宛てるという借用状に、三莊の預所・中司および3人の山門使節が署判したのである。

三莊のこのような性格は鎌倉期にまで確実に遡る。『天台座主記』の嘉禎2年(1236)6月9日条によれば、前年の神輿入洛をめぐる衆徒張本の有免を幕府に求めるため、所司相尊らが関東に進発した。関東への派遣旅費は、「旅具等為末寺庄園之役、又募木津栗見富永庄千僧供米三升引、為旅糧、皆大衆僉議寺家施行之」とあるように、末寺庄園とともに、木津・栗見・富永三莊の千僧供(聖供)米から充当されたのであり、それは大衆僉議を経て、寺家が施行した。また文永元年(1264)11月8日条によれば、新造された戒壇院で秋季の授戒が行われた。「件戒壇院造営事、今度回禄之後、為山上衆議、寄木津庄当年千僧供一斗、仰預所源春法印、被遂造営」と見えるように、造営に当たっては山上衆議により、木津莊の千僧供米が宛てられたのである。

応永28年(1421)の天台座主准三后義円(後の足利義教)の登山拜堂の際、御拜堂召人夫が宛催されたのは、富永莊52人・木津莊35人・栗見莊21人・愛智上下莊各21人であり、応永32年(1425)の拜堂では、人数はそれぞれ減少しているものの、やはり同じ莊園に賦課されている。

木津莊の支配に寺家が深く関わっていたことは間違いない。寺家については、辻博之⁵⁹⁾および下坂守⁶⁰⁾の

研究があり、その概要は以下の通りである。大衆勢力の成長や莊園制的所領群の形成という背景の中で、寺家の支配機構が12世紀前半を画期に拡大・整備されていく。寺家は天台座主の直接の管轄下において、一山全体にわたる寺務を担当した。①執当(修理別当)・三綱(上座・寺主・都維那)、②所司(勾当・行事)、③四至内・公人などによって構成されていたが、①を中心とする政所の下に、②以下が属する実務機関としての公文所が存在していた。

寺家の最高責任者である執当の職務は、①堂塔の修造に関する奉行、②山上・坂本での検断権の行使、③三塔全体の経済的得分源である千僧供料莊園の知行、④公家・武家との対外的連絡、⑤所司以下の寺官および公人の補任、⑥延暦寺の公的な仏事・儀式への参加、⑦座主よりの命令の寺内および末寺等への施行、⑧大衆の集会をもってする決議事項の施行があげられる。執当職は三綱の経験者が勤めることになっていたが、三綱は鎌倉後期以降は梶井門跡の被官である坂本の堀池と京都の猪熊両家に独占されつつあり、三綱の輪番としての執当職も両家に世襲されるようになっていった。千僧供料莊園の管理については、執当以下の寺家構成員が預所として現地支配を行い、預所得分を取得する一方、大衆は臆次その他にしたがって、供料の給付を受けた。

前述したように、寺家において木津・栗見・富永の三莊園は大きな経済的役割を有していたが、とりわけ木津莊では執当・三綱あるいはそれに近い人物が、預所に補任されるケースが多く見られる。『天台座主記』仁治元年(1240)閏10月6日条によれば、木津莊の預所承弁は所当の増加をめぐる西塔・横川の訴訟を受け、結局同月10日に預所を改易されてしまう。承弁は三綱を歴任した存在で、嘉禎4年(1238)には上座の地位にあったが⁶¹⁾、建長元年(1249)には執当となっている⁶²⁾。『日吉社室町殿御社参記』所収の借用状には、応永元年(1394)の木津莊預所は「寺家」とだけ記され、正確な官職等は不明であったが、翌2年には執当尊能が預所に補任されている⁶³⁾。

木津莊預所は座主の交替ごとに、新座主から補任を受けていたが、応永5年(1398)以降は預所職は半分に分割された⁶⁴⁾。応永24年(1417)の饗3は、三綱の法橋最全が預所職の安堵を求めたものである⁶⁵⁾。

目安 山門三綱法橋最全謹言上

欲近江国木津庄預所職任当□□安堵□□判 []

□進上證文一卷

(副)

右、当庄者、保延年中被寄附山門三千聖供領以来、於預所者、代々相統知行仕者也、隨而最全去年得先師玄全法印之讓、当知行之地也、仍令頂戴安堵之御判、備來際之龜鏡、弥為抽御運長久御祈禱、目安祖(未脱方)謹言上、如件

應永廿四年二月 日

世襲の進んだ寺官組織内における所職の相伝といった色彩が濃厚であるが、三綱であった最全に預所を譲った先師の玄全法印は、『天台座主記』によれば應永16～18年頃に執当に就任している。

文明3年(1471)4月19日に准三后尊應は天台座主に補任されると、同月27・28日に社家や西塔院主職・感神院別当職・赤山禅院別当職・長命寺別当職など、立て続けに人事関係の令旨を發給している。その中には次の補任状もある⁶⁶⁾。

千僧供領近江国木津庄預所職事

如元可被知行者、依

座主准后御気色、執達如件

文明三年四月廿七日

法印判

侍従法橋御房執当真全云々

正確には真全は翌日執当に任命されたのであるが、この一連の補任手続きの中で考えるならば、木津庄預所の地位の高さはよく理解されよう。

『華頂要略門主伝』22の文明16年(1484)12月26日の尊敦親王の青蓮院入室次第には、儀式の手順や多くの参加者の名が詳細に記されているが、「御太刀進上衆」の中に、円明坊兼豪や杉生坊暹恩・月輪院克覚・南岸隆舜ら山門使節クラスの有力青蓮院門徒とともに、執当法眼真全・富永預所真増・栗見預所兼円の名が見られる。

次山徒衆御太刀進上之、從南向縁膝行而於布縁疊進上之、先安忠進上御太刀

円明三位律師 南岸

殿上人被取御太刀、又准后御太刀重進上候、坊官凡僧取御太刀

執当法眼 富永預所 栗見預所

准后御太刀同前

先執当可御礼申之処、円明事者、為御門徒頭之間、前後相論之殊多、預所以後不可參之由申之、又兩預所者、執当同輩間、可為一具之由申之、仍各別御礼申了

この儀式次第の中にも複雑な人間関係がうかがえるが、執当は兩預所とともに、確固たる役割を果たしている⁶⁷⁾。木津庄預所の名が見えないのは、当然ながら

執当真全が兼務しているからに他ならない。この三荘園の山門における重要性が、このような青蓮院の儀式にも強く反映しているのである。

木津庄の在地支配については、実のところほとんど不明という他はない。『天台座主記』などでは、これまで述べてきたように、座主等との関係で荘園の一側面が現れるだけで、在地支配については全く手がかりを与えてはくれない。在地に遺された饗庭昌威所蔵文書についても、決してまとまった木津庄関係文書とは言い難く、前章でふれたようにその本質は在地土豪定林坊関係文書とでも呼ぶべきものであった。その中に木津庄関係文書が混入していたのであり、明かに木津庄支配に関わると思われるのは、前掲の饗1村1延暦寺政所下文写・村2室町幕府御教書・饗3山門三綱法橋最全目安案・村3山門西塔院執行代祐憲書下案と饗4年欠木津庄年貢注文断簡、および饗33・34の検注帳・引田帳だけといってよいであろう。

饗4の年貢注文断簡は、「初納引物」に関する部分だけのものである。

「 已上八十二石三斗七升一合

初納引物

七石五斗	十五聖供	廿石	奉行料堂供養
一石二斗	講堂仏供	一石五斗	紙料
五石	書取	三石	社頭修正猿楽録 <small>(マ)</small>
一石	船祭	一斗	帛立
三石	定使給	四石五斗	出納給
一斗	宿直	一斗五升	土生上分
廿六石	船賃	三石	出納食
三石	欠失米		

已上七十九石五升延米定 縮テ五十二石七斗
都合除米百卅五石七升一合

久光方

應永廿九年里検時目録 同冊一年 帳目録サタマリ畢 」

これだけでは木津庄の注文であるか否かはっきりしないが、末尾に記された「應永廿九年里検時」というのは、同年の木津庄検注のことであり、「帳」というのが饗33の6冊の検注帳を指しているのは間違いない。注文に名を見せる久光は、應永の検注帳・引田帳に多くの田地を有する久光名として登場し、14条4里9坪に居住して、同条5里18坪には公文給を所持するなど、木津庄の公文と目される人物である⁶⁸⁾。18条2・3里に関する検注帳の表紙には、「久光方帳」と記されていた。これは公文久光が検注帳等の在地の文書類を管理していたことを示している。また注文には、「船祭」

・「船賃」が計上されているが、それも琵琶湖水運の要衝として発達した木津荘の性格を反映したものである。検注帳等からは、木津荘の荘官として他に下司や図師がいたことが知られるが、この注文から「定使」・「出納」がいたこともわかる。

応永頃は木津荘を含む山門領において、相対的に荘園制支配の安定していた時期であった。幕府の実権が管領細川頼之から義満の手に移った康暦元年（1379）には、強力な山徒の力を幕府権力下に組み込む山徒政策として、山門使節の制度が創出された⁶⁹⁾。前述したように義満は応永元年（1394）に日吉社に参詣しており、同3年には義満の援助によって再建された延暦寺大講堂の落成供養が、義満を迎えて行われた。青蓮院・梶井・妙法院の山門各門跡には義満の子弟が多く入室し、後に義円（足利義教）などは座主にも就任していく。この時期山門は義満政権と密接な協調関係を作り上げていたのである。検注帳が作成された応永29年（1422）は、義満が死去してから10数年しかたっていない。木津荘においては、南北朝内乱を経て、武家政権との安定的な関係の構築されたこの時期に、従来の「古帳」⁷⁰⁾に代わる新しい検注帳が作り直され、荘園支配体制の再編が図られたのであろう。

この6冊の検注帳は、13から18条までの条里の各条ごとに2～4カ里づつ1冊にまとめられ、各里の坪内の一筆ごとに、面積・斗代・耕作権所有者（年貢負担者）名・権利が移動した場合はその年の干支や人名、屋敷・畠・給免田の種類や面積などを書き上げた、膨大かつきわめて情報量の多い帳簿である。しかも長期にわたって実際に使用されたものらしく、何度も加筆がなされるとともに、その都度朱や墨による合点が付され、権利移動の確認作業が行われている。

中世（主として前期の）の検注の特質について整理した富沢清人によれば⁷¹⁾、まず検注の結果を記した登記簿とでも言うべき取帳が作成される。取帳には、①耕地の所在、②面積、③耕作状況、④徴税請負人・耕作権者の名などが書き上げられ、読合という確認作業が行われて合点が付される。次の段階で、徴税対象となる定田、徴税を免除される除田が確定されるとともに、給免田が引募られ、斗代が決定されるなど、検注結果を整理・集計して目録が作成されるのである⁷²⁾。応永の木津荘検注帳は、取帳とほぼ同じ作業が行われているものの、この段階ですでに斗代等の決定がなされているなど、より多くの行程を踏んだものとなっている。また引田帳では、条里の坪単位に、坪内の名ご

との面積・斗代・耕作権者などが記されている⁷³⁾。

同時期の富永荘においても、「所詮野取帳ニ付て候ハ、栄泉庵の名へ入て候事、無不審候」、「喜見房作地検之野取面を喜見房へ申候処、如野取者、下地不作候由、堅被申候、（中略）誠ニ喜見房不被作候下地を、名之内へ御入候ハ、其ハ為名不便候」⁷⁴⁾とあるように、やはり近い時期に検注が行われ、野取帳が作成されていたらしい。その野取帳にはやはり個々の下地の権利状況が記されており、名編成もそれを前提に行われていた。そのため名への帰属などをめぐってトラブルが起ると、野取帳の記載が問題となったのである。木津荘検注帳はこの野取帳に当たるのであり、引田帳は名への編成を記した帳簿である。木津荘引田帳には、10町以上のものから1反未満に至るまで、100を越える名が記載されている。山門の膝下ではあるが、名の規模を何らかの形で整えるといったような、領主側からの強力な編成は行われていないようである⁷⁵⁾。

検注帳・引田帳の分析は今後の課題としたいが、福田徹の歴史地理学的研究によって、中世後期にはすでに耕地や居住空間が限界近くまで拡大・充実しており、土地生産性も高位に達していたと推定されている。屋敷地の分布からは、現在の集落の多くがすでに形成されており、集落形態も集村化を遂げていた。検注帳等には多数の寺庵が記載されおり、現在まで存続しているものもかなり確認されるが、その多くは現在と同じ場所に位置しているのであった。

15世紀前半には安定した状況を示していた木津荘であるが、後半になると荘園支配は大きな曲がり角にさしかかる⁷⁶⁾。山門全体に関わる千僧供料荘園を管理してきた寺家は、寛正5年（1464）に「富永庄斗付米」について、「木津庄預所証文」を担保に梶井門跡と契約を交わしたが、文正元年（1466）は5石、応仁元年（1467）は5石、同2年（1468）は15石、文明元年（1469）には6石の未進を続けた。結局木津荘預所職（この段階では半分分割されている）は梶井の手に渡ったものと思われ、文明2年（1470）には、「梶井より木津庄預所替地ニ契約候富永斗付米」20石に関する良尊譲状が作成されている⁷⁷⁾。

この時期に起きた応仁の乱に、山門領荘園も無関係では有り得ない。文明14年（1482）に、長年山門と対立を続けてきた六角氏が高島郡に進入し、長享元年（1487）には木津荘の北、河上荘内に城郭を構えている⁷⁸⁾。長享2年（1488）、木津荘に関して次のような室町幕府奉行人奉書が発給された⁷⁹⁾。

山門西塔院雜掌申江州高島郡木津庄事、去文明十五年御成敗処、名主沙汰人等、猶以任雅意年貢難洪云々、言語道断次第也、所詮於彼名主等交名注文
在別紙緩怠之輩者、可加退治之上者、合力山門、可被致忠節由被仰出候也、仍執達如件

長享式

八月十五日

兼連（花押）

清房（花押）

佐々木朽木殿

この頃木津莊を管理していたのは、山門西塔院（西塔）であった。村3の永正4年（1507）の木津莊四至に関する命令も、山門西塔院執行代⁸⁰⁾祐憲によるものであった。15世紀の終わり頃には、西塔院が事実上木津莊の支配に当たっていたのであり、かつて三千大衆の聖供料を負担する莊園として、寺家の預所を通じて支配されていた木津莊は、先に見た梶井と寺家との契約のように、様々な利害が錯綜する中で権利が分割され、西塔院の支配下に組み込まれていったのであろう。しかも長享の奉行人奉書に名主沙汰人らが年貢を緩怠したとあるように、従来よりの山門の莊園支配体制そのものが機能しなくなりつつあったのである。15世紀末以降、山門にとっても高島郡内の莊園支配に、朽木氏の軍事力は不可欠のものとなっていた⁸¹⁾。

享祿4年（1531）、江北の戦国大名浅井氏は高島郡への進入を開始する。高島郡の制圧を終えつつあった永祿9年（1566）、浅井長政は千手坊を通じて、西林坊・定林坊・宝光坊の三坊を帰属させた。長政は「山門江運上分之儀者、可為如前々候」として、木津莊の山門運上分はこれまで通りとする一方、それ以外は三坊の管理に委ねたらしい⁸²⁾。三坊は同時に善積八坂名なども与えられており、木津莊内に限定されない活動範囲を有していた。この定林坊が遺した文書こそ、饗庭昌威所蔵文書であった。元龜元年（1570）、長政は同盟関係にあった織田信長に反抗する。翌2年信長は山門を焼き討ちにし、天正元年（1573）には浅井氏を滅ぼす。しかし定林坊はその影響をくぐり抜け、生き延びていく。第2章で述べたように同2年には集積した膨大な田畠に関する2冊の定林坊引分并田畠帳（饗35）を作成しているが、これは信長の安堵を受けるためとも考えられる。信長の下で高島郡の支配に当たったのが、木津莊（饗庭莊）の境相論の裁定（村4・5）を行った磯野員昌であった。

- 1) 「近江国」（『講座日本荘園史6北陸地方の荘園近畿地方の荘園Ⅰ』、吉川弘文館、1993年）
- 2) 黒田俊雄「中世寺社勢力論」（『岩波講座日本歴史6中世2』、岩波書店、1975年）・『寺社勢力』（岩波書店、1980年）など。
- 3) 「湖西、安曇川下流域における村落景観」・「『注進木津庄引田帳』に基づく村落景観の復原」・「安曇川下流における条里制の復原」（『近世新田とその源流』、古今書院、1986年）。以下引用にあたっては、福田A・B・C論文とする。
- 4) 木津莊についてのまとまった記述としては、『高島郡誌』（1927年）・『新旭町誌』（1985年）や、角川書店・平凡社の地名辞典などの他、高橋昌明「木津から今津へ」（『湖の国の中世史』、平凡社、1987年）があげられる程度である。
- 5) 『平安遺文』補遺273号文書。以下「平」補273のように略記する。
- 6) 「東西交通」（『歴史と古道』、人文書院、1992年）
- 7) 三尾駅の比定地などについては、『高島町史』（1983年）参照。
- 8) 奈良国立文化財研究所『平城宮木簡』1（1969年）
- 9) 滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会『美園遺跡発掘調査報告』（1975年）。ただしこの説は、当時の津が現在の木津集落地先に存在していたとの前提に立ったものである。
- 10) 滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会『森浜遺跡発掘調査報告書』（1978年）
- 11) 福田C論文
- 12) 「浜堤・内湖の消長から見た湖岸の変動の調査」（琵琶湖歴史環境研究会『平成4年度（仮称）琵琶湖博物館開設準備室委託研究報告書 琵琶湖水位の変遷と湖辺環境の分析に関する調査研究』、1993年）
- 13) 現段階では、木津集落地先の湖岸が本来の津であった可能性を否定しきることはできないが、その場合立地条件などからは、中世前期に今津に先行して木津が大きく発展した理由は、必ずしも明確ではなくなる。
- 14) 『安曇川町史』（1984年）・橋本鉄男『輪ノ内の昔』上（北船木史稿刊行会、1989年）などに図が掲載され、分析が行われている。
- 15) 『鎌倉遺文』4337号文書。以下「鎌」4337のように略記する。
- 16) 福田C論文・橋本前掲書および滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会『一般国道161号（高島バイパス）建設に伴う新旭町内遺跡発掘調査報告書Ⅲ針江中遺跡・針江南遺跡』（1991年）参照。
- 17) 滋賀県教育委員会『高島郡新旭町堀川遺跡発掘調査報告書』（1975年）によれば、9世紀中葉を遡る時期に、統一的かつ大規模な条里地割が施行されたという。なお旧河道沿いの深溝地区では、地下から平安時代の埋没条里が検出されている。
- 18) 『安曇川町史』および橋本前掲書によれば、船木が登場するのは、寛治元年（1087）の堀河天皇即位の大嘗会節会の屏風に記された大江匡房の歌が最初である。
- 19) 「日本中世都市をめぐる若干の問題—近江国高島郡船木北浜を中心に—」（『年報中世史研究』7、1982年）。以下船木については、同論文および『安曇川町史』・橋本前掲書参照。
- 20) 「鎌」19136。なお17676・19294・19297も関連する。
- 21) 近世の記録によれば、応安6年（1373）5月11日の大洪水の後、安曇川は下流で、旧本流＝南川と新たな北川との二筋に大きく分れて湖に注ぐようになったといわれる。この伝承に従うならば、中州の輪中に集住する現在の居住形態が、このころから生まれたことになる。網野前掲論文等参照。
- 22) 『大日本古文書』5巻

- 23) 「天平建築用材の運漕」(『寧楽』2、1927年)
- 24) 福山敏男「奈良時代に於ける石山寺の造営」(『日本建築史の研究』、桑名文星堂、1943年)・吉田孝「律令時代の交易」(『律令国家と古代の社会』、岩波書店、1983年)・松原弘宣「勢多庄と材木運漕」(『日本古代水上交通史の研究』、吉川弘文館、1985年)など、小川津の位置については、中村説が踏襲されている。
- 25) 「平」2281
- 26) 「平」補170
- 27) 湖西の摂関家領の柚山に関しては、戸田「摂関家領の柚山について」(『初期中世社会史の研究』、東京大学出版会、1991年)参照。
- 28) 小林博「今津と饗庭野一地図にみる近江の変容(一)一」(『湖国』、啓文社、1991年)。なお木津周辺の古道については、前掲『美園遺跡発掘調査報告』参照。
- 29) 『福井県史通史編1 原始・古代』(1993年)。
- 30) 「平」649
- 31) 『小浜市史通史編』上巻(1992年)。
- 32) 「荘園制支配と都市・農村関係」(『歴史学研究』1978年大会別冊)
- 33) 吉井敏幸「比良山系における中世寺社の近世的展開」(元興寺文化財研究所『比良山系における山岳宗教の調査報告』、1979年)
- 34) 「鎌」1709。なお2258も関連する。
- 35) 「鎌」12790・21050・25304・26775など。
- 36) 「鎌」11168
- 37) 「鎌」24120・24473
- 38) 前掲『小浜市史通史編』
- 39) 『続々群書類従』9
- 40) 年欠正覚院宝栄書状(東寺百合文書ノ函312)
- 41) 年欠11月日若狭国太良荘百姓等申状(東寺百合文書ツ函277)
- 42) ほぼ同時期に『高島郡誌』が刊行されており、そちらとの関係も考えられるが、郡誌に利用された検注帳等は目録に掲載されていない。
- 43) 饗庭昌成自身、町長・教育長などを歴任した地元の名士で、郷土史家でもあった。
- 44) 近世文書では、天明2年(1782)11月の「針江村方よりの書付」および文久3年(1863)正月の「石津徳兵衛よりの書付」が確認できなかった。
- 45) 滋賀県史編纂史料として採訪された滋賀県立図書館所蔵県有影写文書の中には、大正12年(1923)3月影写の饗庭文書・饗庭庄記録・木津庄引田帳・応永木津庄検注帳・天正饗庭定林坊田畠帳が収録されている。饗39までの饗庭昌成所蔵文書の大多数が、全文あるいは表題・端裏書のみ影写されているが、その中には饗37・38も収められており、すでにその存在は知られていた。
- 46) 当然ながら役場には、これ以降、近年に至る多くの文書も所蔵されている。以下本稿では、主題に直接関わる、京大影写本に収められた中世・近世初の文書に限って言及する。
- 47) 享保19年(1734)年成立の近江一國の地誌『近江輿地志略』には、村1・2・3・5・6が掲載されている。同書での引用史料は、六国史や『延喜式』・『吾妻鏡』などの編纂物が中心であり、ナマの古文書が引用されている例は多くない。高島郡の場合、在地の史料と言えそうなのは酒波寺の寺記ぐらいである。それにもかかわらずこれらの文書が掲載されたこと自体、この史料群がきわめてポピュラーな存在であったことを示している。『近江輿地志略』の編纂時には、現在のそのような形態が整えられていたであろう。
- 48) 饗庭村は明治22年(1889)の町村制施行により成立するが、それ以前にこれらの文書群がどのような形で保管されていたかについては、確認は困難である。
- 49) 饗19の饗庭定高卿由来によれば、命鶴丸が高島に土着して重高と改名、その長男定高は後に妻子を失ってしまい、「重代相統ノ氏系図・名字・稼督、無遺三坊二相伝而饗三坊ト号ス」という。これ以降饗庭三坊は、荘内に多くの寺院を建立したり、様々な神事の整備や二宮権現の勧請にも関わったという。なお滋賀県立図書館所蔵県有影写文書明治5年(1872)日吉二宮由緒書参照。定林坊は饗庭三坊に連なるものとされるが、これらの伝承による限り、山門を権威の源泉とみなす志向は希薄である。
- 50) 『高島郡誌』は、検注帳等に記された田数の多さなどから荘官と推測される「吉武」の子孫が、定林坊を名乗ったとする伝承を伝えている。しかし全く確証はない。
- 51) 領域型荘園については、小山靖憲「古代荘園から中世荘園へ」(『歴史地理教育』329、1981年)・拙稿「中世村落と領域構成」(『日本史研究』271、1985年)参照。
- 52) 村落領域において、近隣山(野山)と概念化される部分に当たる。前掲拙稿参照。同時期の建保6年(1218)11月の葛川常住僧賢秀陳状案(「鎌」2413)によれば、比良山系の東部に広がる青蓮院領伊香立荘では、青蓮院に「日次炭木」などを負担していたが、「伊香立御庄後山盡テ」しまったため、聖地葛川に入り込み、伐木・炭焼を繰り返した。そのため葛川から強く非難されたのであるが、この「後山」も住人らが日常的に関わる山林を意味している。葛川については、拙稿「結界と領域支配—近江国葛川の村落—」(岸俊男教授退官記念会『日本政治社会史研究』下巻、塙書房、1985年)参照。
- 53) 四至の比定については、福田C論文が詳しい。
- 54) 『牒状類聚』所収の元徳3年7月延暦寺衆徒申状(「鎌」31483)には、「爰以保延則被附木津庄、訪餐霞臥雲之寂寥、寿永復被寄富永庄、資石門嚴扉之幽適、世斯称三千之聖供、人斯謂兩宗之学糧」とある。
- 55) 『続群書類従』54
- 56) 富永荘については、福田栄次郎「山門領近江国富永荘の研究—中世後期における荘園の支配とその様相—」(『駿台史学』36、1975年)・「富永荘」(『講座日本荘園史6 北陸地方の荘園近畿地方の荘園I』(前掲)参照。基本史料である井口日吉神社文書については、福田「山門領近江国富永荘史料—『近江井口日吉神社文書』について—」(『駿台史学』58、1983年)・「続山門領近江国富永荘史料—『近江井口日吉神社文書』紙背文書について—」(『駿台史学』61、1984年)が紹介している。
- 57)・58) 福田注56論文の指摘により、読みを「富永」と改めた。
- 59) 「中世における近江坂本の発展と都市景観」(『ヒストリア』88、1980年)
- 60) 「中世大寺院における『寺家』の構造—延暦寺の『寺家』を素材として—」(『京都市歴史資料館紀要』10、1992年)
- 61) 『門業記』巻173。寛喜元年(1229)には権寺主であった。
- 62) 『天台座主記』
- 63) 勤修寺経雄所蔵文書中には、「山座主令旨 江州木津庄之事」と注記された、康応元年(1389)から宝徳元年(1449)に至る、17通(1通は前欠)の歴代天台座主による木津荘預所職補任状案が収められている。これによれば、応永元年(1394)段階の預所は「宰相法眼」と呼ばれる人物であった。翌2年には新座主青蓮院尊道より、「執当法印」が預所職の補任を受けているが、『天台座主記』によれば、この時執当には尊能が就いている。
- 64) 注63山座主令旨案。一部で数年遅延しているケースはあるものの、多くの場合座主就任後、数日から1カ月ほどで、預

- 所職の補任を受けている。また座主任期中に預所が交替した場合も、改めて座主より「同御代継目」として、補任状が出されている。応永5年(1398)の座主青蓮院尊道令旨案からは、「木津庄半分」の補任状となっている。
- 65) 注63山座主令旨案には一部に、座主が交代した場合でも、預所職補任状が取められていないケースがある。応永24年(1417)頃もその例に該当するが、山門内部に何らかの混乱があり、座主による預所職補任手続が行われていなかったのであろうか。
- 66) 『天台座主記』および『華頂要略門主伝』22
- 67) 『華頂要略門主伝』22の別の箇所では、同じ出来事に関わって、次のように記されている。
十二月廿六日 後土御門帝第二皇子尊敦親王入十楽院坊室、^{十三歳}
或記曰、十二月廿六日就皇子入室、御門徒西城杉生月輪南岸蓮養各御太刀百疋准后_江進上、執当両預所樟一荷御看二種宛進上、(以下略)
- 68) 福田B論文参照。
- 69) 下坂「山門使節制度の成立と展開—室町幕府の山門政策をめぐって—」(『史林』58—1、1975年)、『新修大津市史第2巻中世』(1979年)など。
- 70) 福田A論文が指摘するように、検注帳の一部に「古帳」の記載が見られる。
- 71) 「中世検注の特質—取帳と目録を通じて—」(『日本史研究』233、1982年)・「検注と田文」(『講座日本荘園史2 荘園の成立と領有』、吉川弘文館、1991年)
- 72) 養4の末尾には、応永31年(1424)に目録が定められたとあるが、養4はその目録に関わるものかもしれない。
- 73) なお引田帳には、検注帳にはなかった17条3・4里の6町余の田地も記載されている。
- 74) 福田「続山門領近江国富永荘史料」(前掲)第32丁・第15丁紙背文書
- 75) 前述したように木津荘預所承弁は、仁治元年(1240)、横

- 川・西塔衆徒の抗議によって改易されたが、そのきっかけは荘内の福万・末吉名の所当を増徴しようとしたことにあった。応永の引田帳の名には、「福万」・「新福万」・「本末吉」・「新末吉」などが見えるが、当然これらの名はその系譜を引くものと考えられ、その継続性に注目してよいであろう。
- 76) 木津荘に対する幕府の関与も無視できない。高橋前掲論文は、検注帳に見える20町余の「料所」を幕府料所と推定している。また応永8年(1401)4月17日の足利義満御判御教書(秋本興朝所蔵文書)では、木津荘名田と比叡本荘所職が、座主一品親王令旨に任せて安堵されている。なお『何事記録』延徳2年(1490)閏8月27日条でも、木津・善積両荘内の散在名田畠が、幕府によって山門横川飯室谷の蓮生・快運に安堵されている。
- 77) 注63山座主令旨。17通の令旨案はこの時梶井門跡に引き渡された「木津庄預所証文」の案文である。
- 78) 『内閣文庫影印叢刊朽木家古文書』661・662・663
- 79) 同上77。197も関連する。
- 80) 『駉驢嘶餘』(『群書類従』28)に、「東塔西塔ハ執行ト云也、横川ハ別当ト云ナリ、衆僧ノ一老任之役也、執行代別当代ニ若キ衆徒任之」とあるように、責任者である執行には衆僧中の一老が就き、補佐役の執行代には・次の若い衆徒が任命されていた。
- 81) 朽木氏については、仲村研「朽木氏領主制の展開」(『荘園支配構造の研究』、吉川弘文館、1978年)など参照。
- 82) 来迎寺文書中の永禄9年(1566)4月18日付の4通の浅井長政宛行状など(『東浅井郡志』第4巻、1927年)、『東浅井郡志』第2巻(1927年)・『新旭町誌』参照。なお天文19年(1550)の養16や養20など、定林坊に書状を送っている進藤貞治は六角の家臣である。

付記

史料調査にあたっては、新旭町教育委員会郷土資料室の石田弘子氏の協力をえた。記して感謝したい。

琵琶湖周辺の遺跡で検出された地震の痕跡

通産省工業技術院地質調査所
寒川 旭

Earthquake Traces found out in many Archaeological sites around the Lake Biwa

SANGAWA Akira, Geological Survey of Japan

I はじめに

琵琶湖は地殻変動によって形成された湖と考えられている。

そして、図1に示したように、湖周辺に多くの活断層が分布する(村井・金子, 1975; 東郷, 1971, 1974; 松田他, 1971; 池田他, 1979; 寒川・佃, 1987; 活断層研究会編, 1980など)ほか、湖底にも活断層が存在(植村・大井子, 1990)し、現在の琵琶湖を形造るような活動をくり返している。

また、湖底の深層ボーリング調査から、湖底下1000 m近くまで未固結地層が分布することが判明し、湖を含む盆地が長年にわたって沈降をくり返していることがわかる(Horie, 1984; 横山, 1985など)。

琵琶湖がこのような断層活動によって形成されているのであれば、当然、湖周辺で行われている考古遺跡の発掘現場に、過去の地震の痕跡が多く刻まれているはずである。

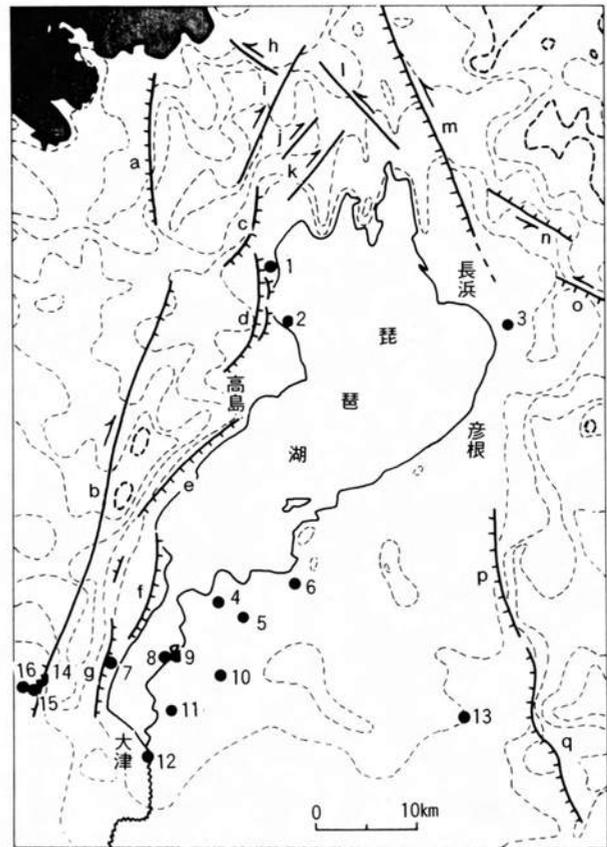
著者は1986年以来、湖周辺の遺跡で、過去の地震の痕跡を調査し、多くの資料を得ることができた。

これまでに得られた地震の痕跡は、年代的に、縄文時代晩期、弥生時代中期、中～近世の3時期に区分することができる(寒川, 1990, 1992など)。以下、時代順にくわしく説明したい。

II 縄文時代の地震跡

① 北仰西海道遺跡

1983年以降、今津町教育委員会によって発掘調査が行われており、縄文時代晩期の土器棺墓が多く検出されたことで注目をあつめた。その他に、縄文時代の土壙墓、そして、弥生時代の円型堅穴住居や方形周溝墓も見出されている。



- | | | |
|------------|----------------|----------|
| 1. 北仰西海道遺跡 | 2. 針江浜遺跡 | 3. 正言寺遺跡 |
| 4. 堤遺跡 | 5. 湯ノ部遺跡 | 6. 加茂遺跡 |
| 7. 穴太遺跡 | 8. 津田江湖底遺跡 | 9. 烏丸崎遺跡 |
| 10. 野尻遺跡 | 11. 襖遺跡 | 12. 養谷遺跡 |
| 13. 五斗井遺跡 | 14. 北白川上終町の遺跡 | |
| 15. 北白川廃寺跡 | 16. 京都大学北部構内遺跡 | |

- | | | |
|-----------|----------|----------|
| a: 三方断層 | b: 花折断層 | c: 酒波断層 |
| d: 養庭活断層群 | e: 比良断層 | f: 堅田断層 |
| g: 比叡断層 | h: 野坂断層 | i: 敦賀断層 |
| j: 駄口断層 | k: 路原断層 | l: 集福寺断層 |
| m: 柳ヶ瀬断層 | n: 鍛冶屋断層 | o: 関ヶ原断層 |
| p: 百濟寺断層 | q: 綿向山断層 | |
- (c～gが琵琶湖西岸活断層系)

図1 琵琶湖周辺の活断層と地震跡が検出された遺跡
(太実線が活断層: ケバをつけた側が相対的に下降)

1986年5月の発掘調査では、遺物包含層中に幅約1mで長さが少なくとも31m以上の溝状の構造が認められた(図2)。この溝の内部は混入物のない極細粒砂で満たされており、人工的に作られたものとは考えられなかったので、中央部に小さなトレンチを掘削して内部の構造を調べた(図3)。

この断面は、厚さ42cmの粘土質砂(I層)、厚さ約70cmの細粒砂(II層)、厚さ70cmの粘土層(III層)、および砂礫層より構成されており、II層の砂がI層を引き裂いて上昇していることが判明した。このような現象

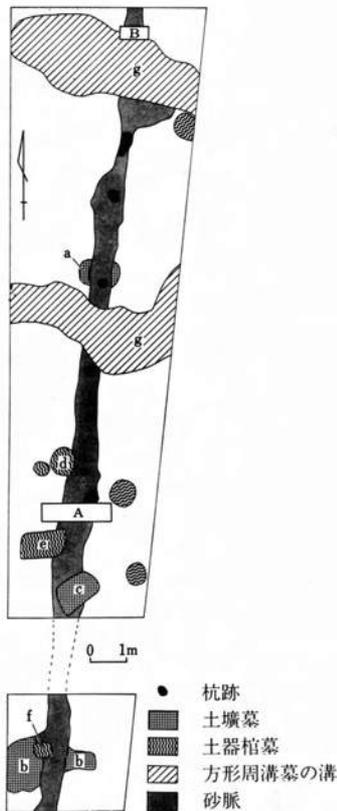


図2 北仰西海道遺跡で検出された砂脈

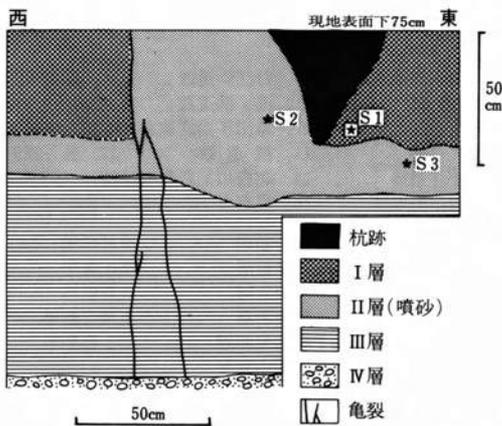


図3 北仰西海道遺跡で検出された液状化跡の断面図(寒川他, 1987より)

は、激しい地震動に伴う液状化現象によって生じるもので、直線的な溝は、砂層の液状化に伴って上昇した噴砂の通り道(砂脈)であることがわかった。

図2に見られるように、砂脈は土壙墓a・bを引き裂いているものの、土壙墓c、および、土器棺墓d・e・f、さらに、方形周溝墓の溝(g)に覆われていた。bは縄文時代晩期前半代、eは縄文時代中頃、c・d・fは縄文時代晩期後半代、gは弥生中～後期のものと考えられるので、地震の発生した年代は縄文時代晩期前半代中頃と限定される。

これらの事実から、少なくとも琵琶湖の北西岸地域に激しい地震動をもたらせるような地震が、約3000年前に発生したことが判明した。

また、図3のI層、II層、噴砂内で採取した試料S₁～S₃についての粒径加積曲線によると、液状化した地層にくらべて噴砂の方が細かい粒子の比率が少し大きくなる傾向がみられた(図4)。

さらに、図2のトレンチBでも同様に、液状化層(N₃)、砂脈下部(N₂)、砂脈上部(N₁)の砂の粒度組成を調べたが、噴砂として上昇するにつれ、細かい粒子の比率が増加する傾向が顕著である(図5)。

遺跡内には、図2の砂脈に平行する小規模の砂脈(図6)も認められた。これは、長さ6.5mで、最大幅78cm程度のレンズ状の砂脈である。この中央部で掘削

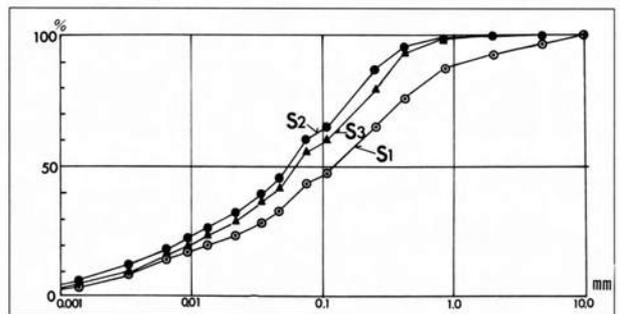


図4 北仰西海道遺跡における液状化層(S₃)・噴砂(S₂)などの粒径加積曲線(寒川他, 1987より)

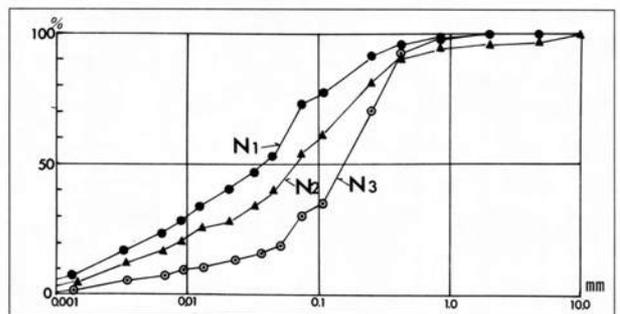


図5 北仰西海道遺跡における液状化層(N₃)と噴砂(N₁・N₂)の粒径加積曲線

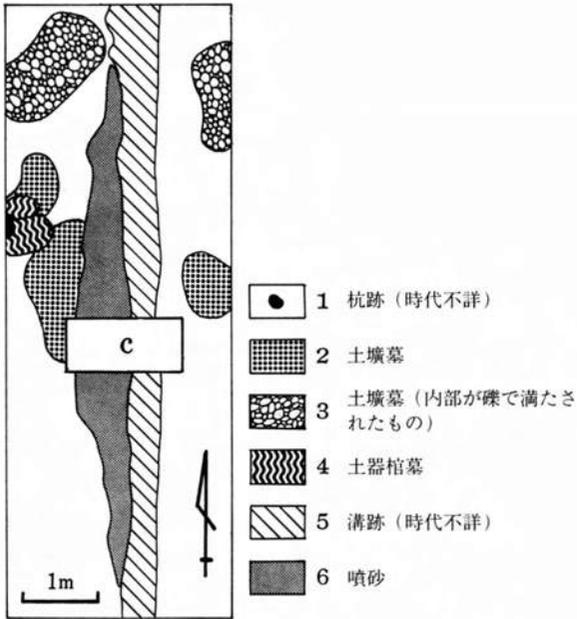


図6 北仰西海道遺跡における小さな砂脈
(寒川他, 1987より)

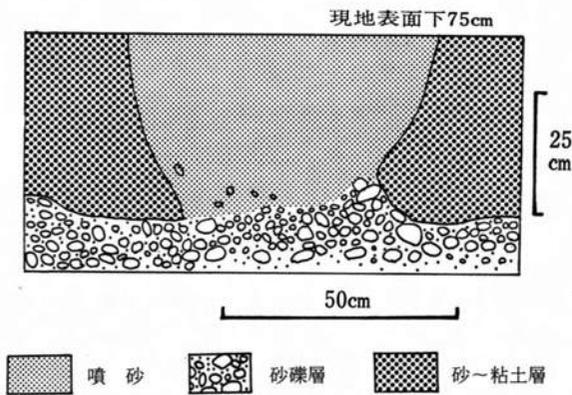


図7 北仰西海道遺跡のトレンチCにおける断面図
(寒川他, 1987より)

したトレンチの壁面(図7)に示されるように、砂礫層が液状化し、その中の砂だけが噴砂として選択されて上昇している。

遺跡内では、縄文時代晩期前半代中頃を境にして、それ以前の土器棺墓の破損が著しいが、これも激しい地震動の存在を裏付けるものである。

上述の内容について寒川他(1987)、および、葛原(1987)にくわしい記述がある。

② 津田江湖底遺跡

草津市下物地先の湖底に位置し、滋賀県教育委員会と滋賀県文化財保護協会が調査を行っている。1987年に行われた調査では、遺物を包含する粘土層中にレン

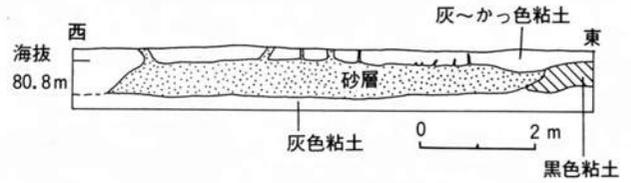


図8 津田江湖底遺跡で検出された液状化跡の断面図

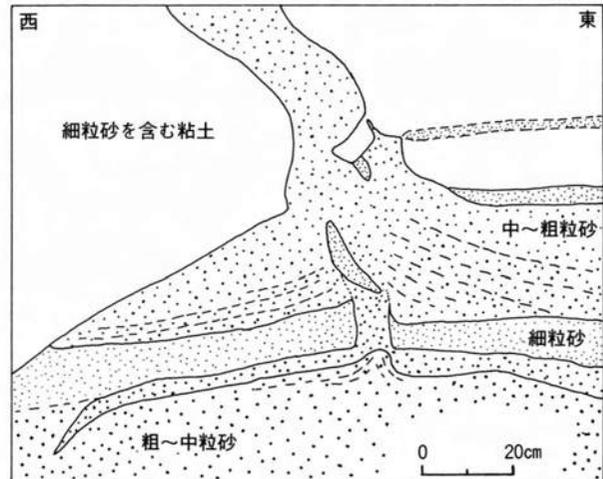


図9 図8の西端にみられる液状化跡の詳細図

ズ状に堆積した幅約7m、厚さ65cmの粗粒砂層が液状化した痕跡が認められた。

この砂層から10本の砂脈(最大幅12cm)が発達しており(図8)、図9のように砂層中を地下水と砂が流動した様子がよく残されていた。

砂脈は縄文時代中期の遺物を含む粘土層を引き裂き、縄文時代中期以降で少なくとも晩期以前の地層に覆われていた。地震の時期は縄文時代中~晩期に限定されるので、前述の北仰西海道遺跡の地震跡と同時期、又は、それ以前の、さらに古い時期の地震の存在を示すものと考えられる(寒川他, 1988など)。

Ⅲ 弥生時代の地震跡

① 針江浜遺跡

1986年から1989年にかけて、滋賀県教育委員会と滋賀県文化財保護協会による新旭町針江地先の針江浜遺跡の発掘調査が行われた。この調査の中で、現在の湖岸のすぐ東側の湖底（1988・1989年度）、および、約250m沖合の湖底（1987年度）において著しい地震跡が検出された。

1988・1989年度の調査区では、3時期の遺構面が検出された。

第1遺構面は、現在の湖底下約10cmの位置にあり、耕作痕（田畑の畝跡）や杭と板で護岸された小さな道が見出された。年代は現段階では未定である。第2遺構面は、湖底下1mの位置にあり、弥生時代Ⅱ期の溝跡が検出されている。また、この生活面上には到る所で噴砂が噴出して広がっていた。噴砂の中には溝の内部が少し埋まった段階で溝内に噴出して堆積したものもあった。さらに、噴砂の広がった面上で柳の木が検出された。第3遺構面は、第2遺構面の直下で、弥生

時代Ⅰ期の住居や溝が見出されている（滋賀県教育委員会・滋賀県文化財保護協会、1988；滋賀県教育委員会他、1989）。

図10は、第2遺構面に広がった噴砂に関する断面図である。ここでは、地震当時の地表面下75～85cmに分布していた、最大径7cmの礫を多く含む砂礫層で液状化が生じ、砂・礫が上昇していた。しかし、砂にくらべて上昇し難い礫は砂脈の最下部に取り残され、地表面には砂と、最大径1.5cmの礫が広がっていた。そして、砂脈内のほとんどの礫は流れに従って長軸が上下方向に向かうように配列していた（写真1）。

この調査区では、他に多くの砂脈が分布し、生活面上には噴砂が広がっていた。また、一部の溝では、底に埋土がわずかに堆積した段階で噴砂が広がっていた。

湖岸から250m沖合いで行われた1987年度の調査でも、第2遺構面が検出され、弥生時代Ⅱ期の土器や農耕用の木製品が出土した。さらに、生活面上で多くの柳の木が横倒し、あるいは立ち枯れ状態で検出された（写真2）。

ここでも、多くの砂脈と遺構面上に広がった噴砂が

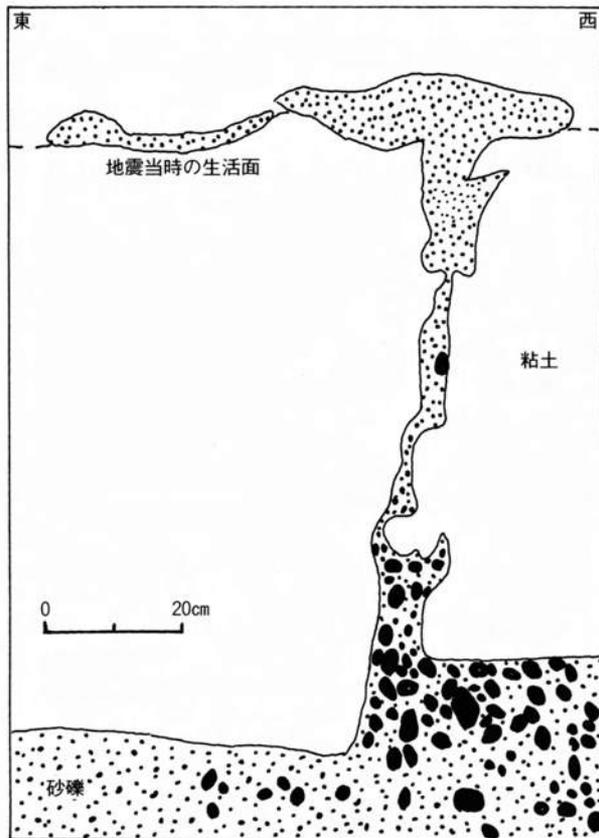


図10 針江浜遺跡で検出された液状化跡の断面図
(その1)



写真1 針江浜遺跡で検出された液状化跡



写真2 針江浜遺跡で検出された柳の木
(写真の中央部で横倒しになっている)

検出されている。図11はその断面形である。最大径4cmの礫を多く含む砂礫層中で液状化が生じ、主に、砂と小礫が選択的に上昇し、かつての生活面に噴砂として広がっていた。さらに、水田・柳の木・噴砂が検出された生活面は、湖底に堆積した粘土層（遺物を含まない）に覆われていた。

このような状況から、弥生時代Ⅱ期末～Ⅲ期にかけての時期に、この遺跡周辺に激しい液状化を生じさせるような地震が発生し、柳の木の一部が横倒しになったものと考えられる。また、地震によって湖岸の陸域（今回発掘対象になった地域）が広範囲に水没したことが推定される（寒川他，1988など）。

さらに、第1遺構面も水没していることから、この後にも陸域の顕著な水没が生じたものと思える。

② 正言寺遺跡

1990年度に長浜市教育委員会が発掘調査を行った長浜市南田附町の正言寺遺跡で、弥生時代Ⅳ期の遺物を多く含む地層に覆われる二種類の液状化跡を検出した。

一つは、地震当時の地表面から少なくとも25cm以深に分布する砂礫層が液状化し、最大幅3cmの砂脈を通して噴砂が上昇したものである（図12）。図13に示したように、液状化した地層にくらべて、噴砂として上昇した砂・礫の方が細かい粒子の比率が多くなっている。

他も、地震当時の地表面から少なくとも25cm以深の砂礫層が液状化したもので、最大幅25cm、長さ80cm以上のレンズ状の砂脈を通して砂・礫が上昇していた。また、液状化した地層および砂脈内の噴砂から弥生時代Ⅱ期の土器片が検出された。

このように、弥生時代Ⅱ期の遺物を含む層が液状化し、砂脈がⅣ期の地層に覆われていることから、当遺

跡周辺に、弥生時代Ⅱ期以降でⅣ期以前に激しい地震動をもたらすような大きな地震が発生したことが明らかになった。

③ 津田江湖底遺跡

この遺跡では、前述のように縄文時代中期～晩期の液状化跡が検出されている。

さらに、この調査区より約200m南東の位置で弥生時代前～中期の集落跡が検出され、この中から同時代の顕著な液状化跡が見出された。

図14²⁾のように、幅広い砂脈が3条、西北西－東南東方向に平行しており、最大幅はそれぞれ、北より85cm、107cm、50cmとなる。砂脈の内部は中～粗粒砂で満たされており、部分的に礫がまじっていた。砂脈は、弥生時代Ⅰ期の住居跡やその埋土を引き裂いており、弥生時代Ⅰ期以降に生じた地震の痕跡である。

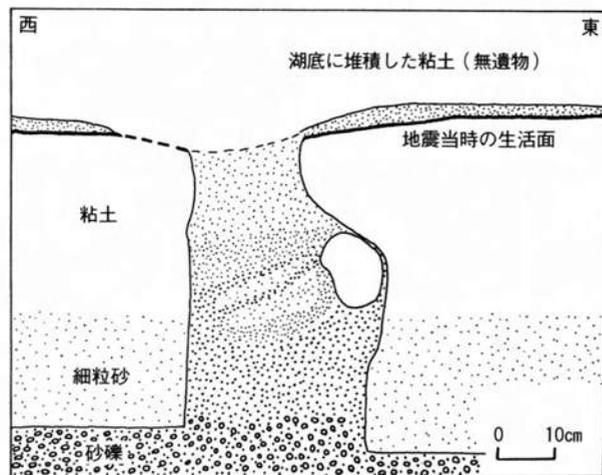


図11 針江浜遺跡で検出された液状化跡の断面図（その2）（寒川，1992より）

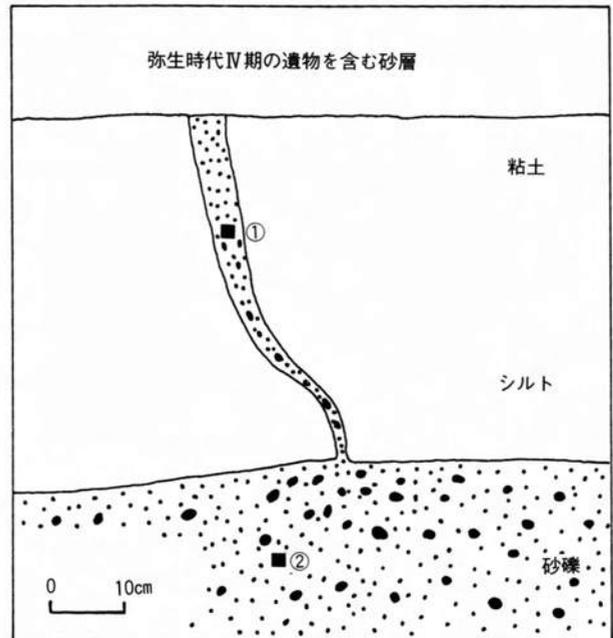


図12 正言寺遺跡で検出された液状化跡の断面図（その1）

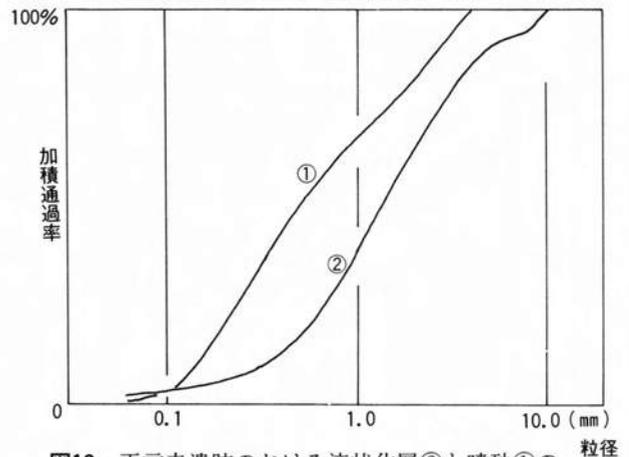


図13 正言寺遺跡における液状化層②と噴砂①の粒径加積曲線（試料採取位置は図12に示す）

図15は調査区の東側壁面で観察した断面形である(写真3)。最大径6cmの礫を多く含む砂礫層中で液状化が発生していた。液状化層中の礫が砂脈の最下部付近で少しもり上りを示しているものの、砂脈内はほとんど砂で満たされていた。また、砂脈の下部では粗粒砂が、上部では中粒砂が卓越し、液状化層が噴砂として上昇するにつれて細かい粒子の比率が増加していることがわかる。

砂脈の壁面に沿って礫(最大径2cm)が上昇しているが、噴砂発生初期で砂脈の幅が狭い状態で礫が上昇し、その後、砂脈が広がるにつれて砂のみが選択的に

に上昇したものと解釈される。

砂脈の上端はほぼ水平に浸食され、弥生時代Ⅳ期の遺物を多く含む地層に覆われているので、地震の発生した時期は弥生時代Ⅱ～Ⅲ期前後に限定される(寒川他, 1988など)。

さらに、同遺跡の1988年度末の発掘調査によって、多くの方形周溝墓(弥生時代中期中頃)と共に、顕著な液状化跡が検出された。

液状化に伴う砂脈は最大幅60cmのものが数条、概ね北東-南西方向にのびていた。図16・17は、その中の1つの平面図と断面図である。砂脈は平面図には、最

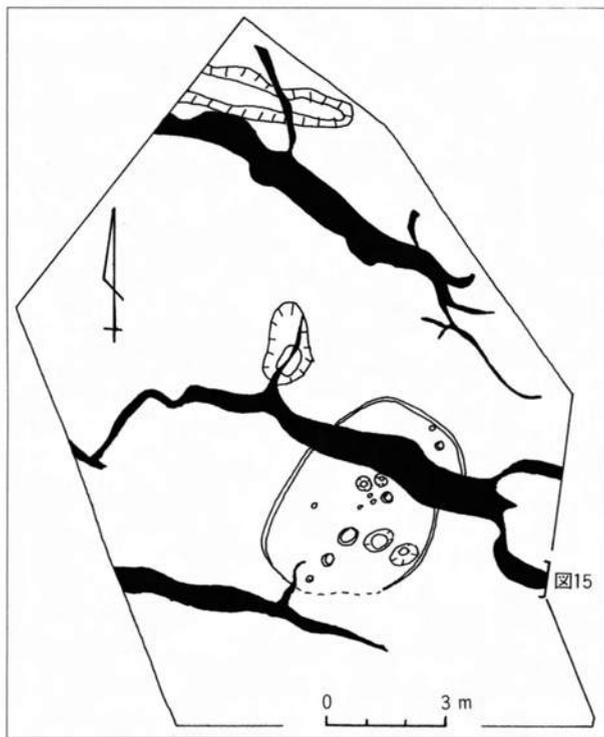


図14 津田江湖底遺跡で検出された砂脈の平面図(その1)

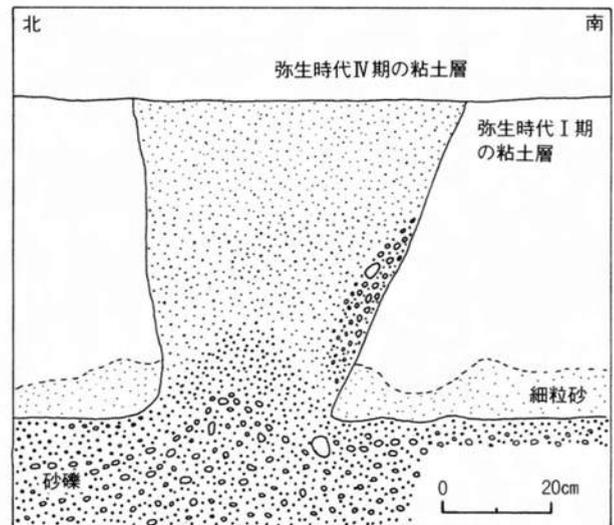


図15 津田江湖底遺跡で検出された液状化跡の断面図(その1)(寒川, 1992より)



写真3 津田江湖底遺跡で検出された液状化跡

大幅12cmでN45°E方向にのびており、中心部では粗粒砂～礫、末端部では中粒砂に満たされていた。

図17に示した断面形では、最大幅4cmの礫を多く含む砂礫層中（地震当時の地表から50～60cm以深）で液状化が発生し、礫および粗粒砂が砂脈内を上昇していた。砂脈の下部には最大径3cmの礫がみられるが、上部には大きな礫がほとんどなく、最大径7mmの礫を含む粗粒砂で構成されていた。噴砂（礫）の発生に伴って細かい粒子が優先的に上昇したものと考えられる。

この砂脈も弥生時代Ⅱ～Ⅲ期頃に発生したことが、

遺構・遺物との前後関係から推定される。

④ 湯ノ部遺跡

中主町の湯ノ部遺跡は文書木簡が検出されたことでよく知られる（濱，1992）。そして、1991年度の滋賀県教育委員会と滋賀県文化財保護協会による発掘調査において、弥生時代の液状化跡が検出された。

液状化に伴う砂脈はN40°Wのもの（最大幅10cm、長さ3m）と、これに直交するもの（最大幅7cm、長さ4m）の2本である。

図18は前者の平面図、図19は断面図である。砂脈の

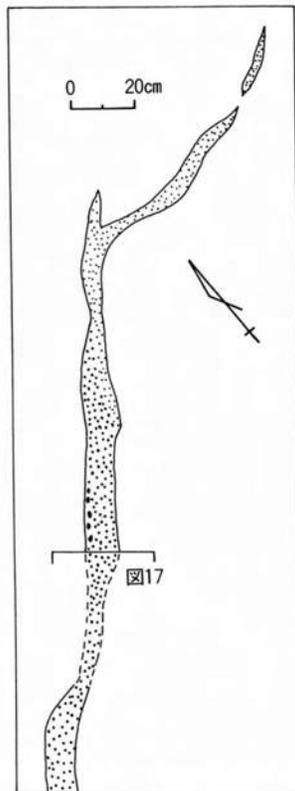


図16 津田江湖底遺跡で検出された砂脈の平面図 (その2)

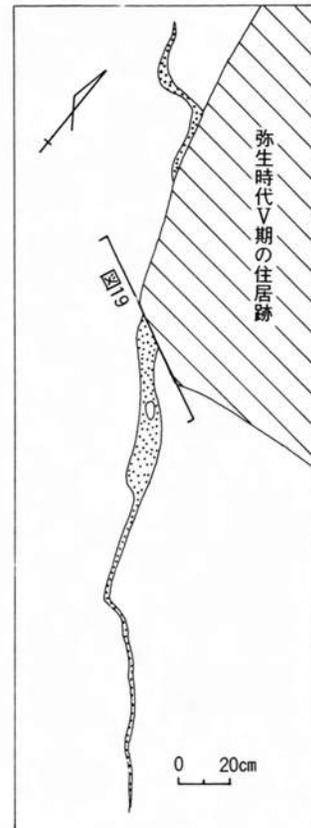


図18 湯ノ部遺跡で検出された砂脈の平面図

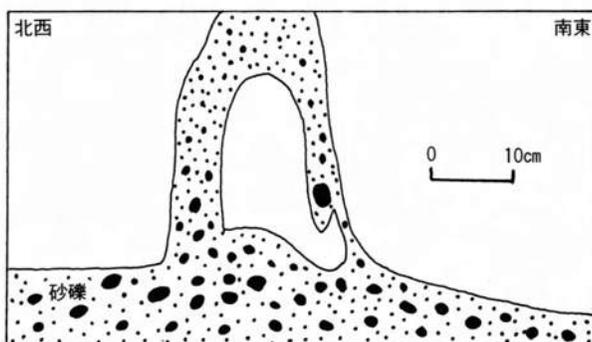


図17 津田江湖底遺跡で検出された液状化跡の断面図 (その2)

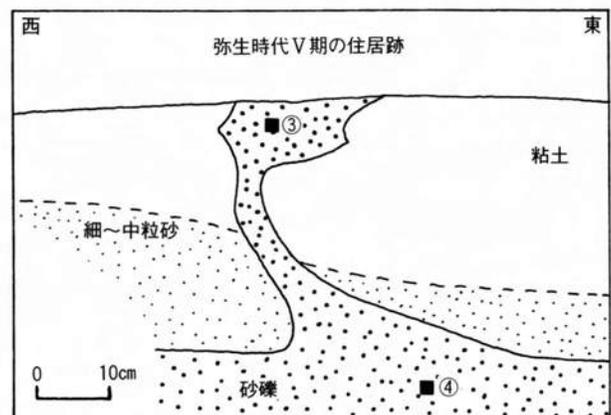


図19 湯ノ部遺跡で検出された液状化跡の断面図

内部は粗粒砂に満たされ、弥生時代Ⅰ期の生活面を引き裂いているものの、弥生時代Ⅴ期の住居跡には完全に覆われていた。

図20のように、最大径2cmの砂礫層の中で液状化が発生し、その中の粗～中粒砂が選択されて砂脈内を上昇したことがわかる。

⑤ 京都盆地北東部の地震跡

琵琶湖の場合、大きな地震の震源となる活断層系が湖の西側に多いので、琵琶湖周辺と同じ時期の地震の痕跡が京都盆地（特に北東部）にあらわれる可能性が強い。以下、弥生時代を含む時期と考えられる地震跡の検出された3地点について紹介したい。

イ. 北白川上終町の断層跡

石田（1976）による活断層の痕跡で、排水路新設工事に伴って生じた露頭である。ここでは、大阪層群が逆断層による変位・変形をうけていた。さらに、大阪層群より上位にある腐植土層（ ^{14}C 年代より2,500±80年B.P.：石田，1976）も断層変位（N-S， 10°E ）をうけていた。

また、断層を完全に覆う地層は古墳時代後期から平安時代初期と考えられているので（石田，1976）、断層活動の時期は、縄文時代晩期から平安時代初頭までの期間に限定される。この断層の位置は花折断層の南端付近に当たるので、花折断層がこの時期に活動した

可能性がある。

ロ. 北白川廃寺跡

前述の断層露頭より200m南の地点で、1990年度に京都市埋蔵文化財研究所が発掘調査を行い、顕著な液状化の痕跡を検出した（京都市文化観光局，1991）。

液状化に伴う砂脈は最大幅1.8メートルで北東-南西方向にのび、縄文時代晩期の遺物を含む層、および、その上位の無遺物層を引き裂いていた。さらに、北白川廃寺が造営された7世紀後半から8世紀初頭までの生活面には完全に浸食されていたので、地震の時期は縄文時代晩期の後半から奈良時代初頭までの間に限定される。

ハ. 京都大学北部構内遺跡

京都市左京区北白川追分町の京都大学北部構内の南西隅で、京都大学埋蔵文化財研究センターによる発掘調査が1992年度に行われ、江戸時代・鎌倉時代・平安時代中期の遺構とともに液状化の痕跡が認められた（京都大学埋蔵文化財研究センター，1992）。

ここでは、弥生時代前期と縄文時代晩期の遺物を含む黒褐色粘質土を引き裂く多くの砂脈群が検出された。砂脈の多くは5～7cmの幅をもち、東西、および、西北西-東南東方向にのびていた。

砂脈の一部で、この黒褐色粘質土を覆う洪水砂（弥生前期末～中期初頭）を引き裂いていることが確認で

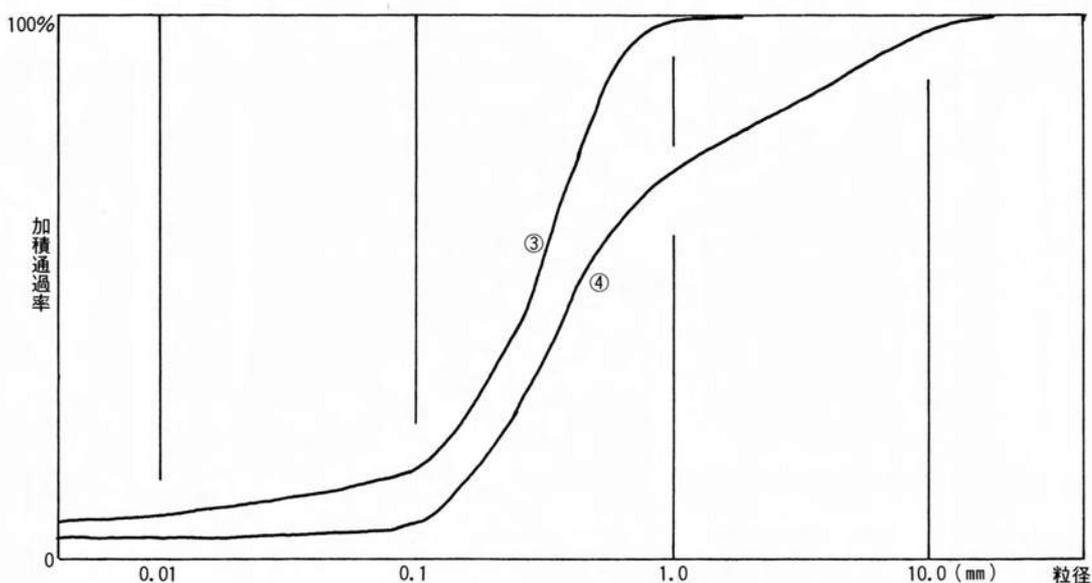


図20 湯ノ部遺跡における液状化層④と噴砂③の粒径加積曲線（試料採取位置は図19に示す）

きたので、この洪水砂の堆積以降の地震による痕跡と考えられている（詳しくは、鎮西，1994参照）。

図21・22は、砂脈の一部に南北方向の小トレンチを掘削して両側の壁面の状態を示したものである。両図の地層を本稿では、説明のため、I層（シルト～礫）、II層（礫～粗粒砂）、III層（礫を含む粗～細粒砂）、IV層（礫～粗粒砂）、V層（礫～中粒砂）、VI（中～細粒砂）とする。

そして、図21ではIV層が、図22ではII層が砂脈内に噴砂を供給しており、同一砂脈内に異なった地層から物質が供給されていることになる。また、図23・24に示したように、液状化して砂脈内に噴砂を供給した地層はB段階（日本港湾協会が、粒度組成から液状化し易さを分類したもの³⁾）に属している。最も液状化し

易いA段階の粒度組成をもつVI層からは、この位置で噴砂が供給されておらず、他の地点で水平及び斜め方向の砂脈が生じている。

ここでは、粒度組成や層序的な位置関係が地震跡の形態に微妙な影響を与えていることがわかる。

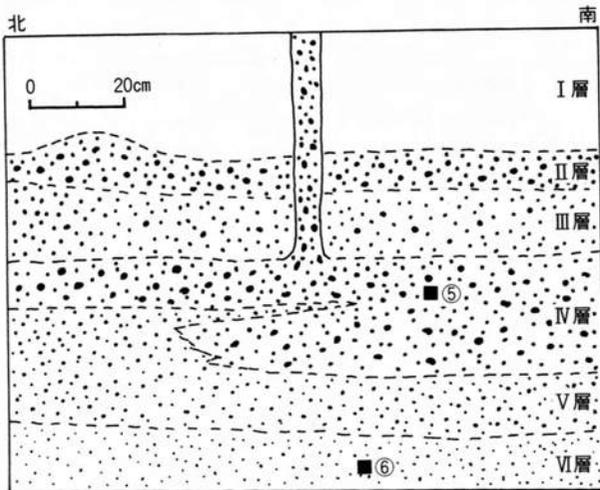


図21 京都大学北部構内遺跡で検出された液状化跡の断面図（東側壁面）

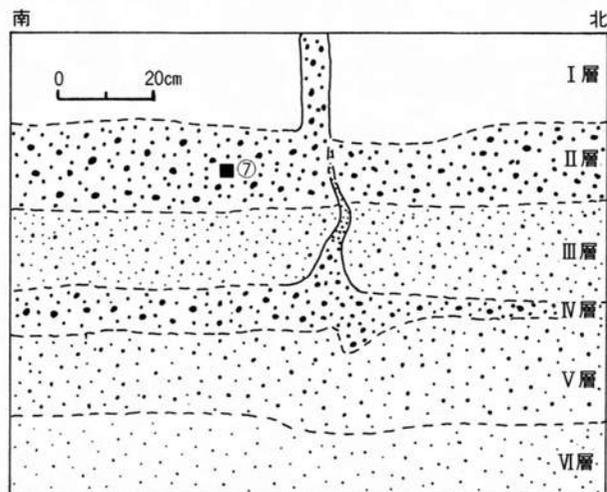


図22 京都大学北部構内遺跡で検出された液状化跡の断面図（西側壁面）
（図21・22の間隔は約1 m）

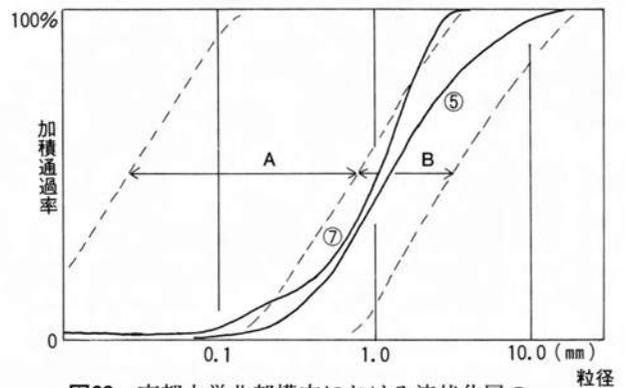


図23 京都大学北部構内における液状化層の粒径加積曲線（その1）

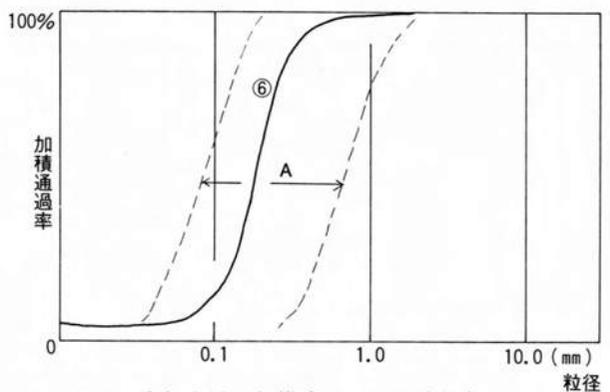


図24 京都大学北部構内における液状化層の粒径加積曲線（その2）

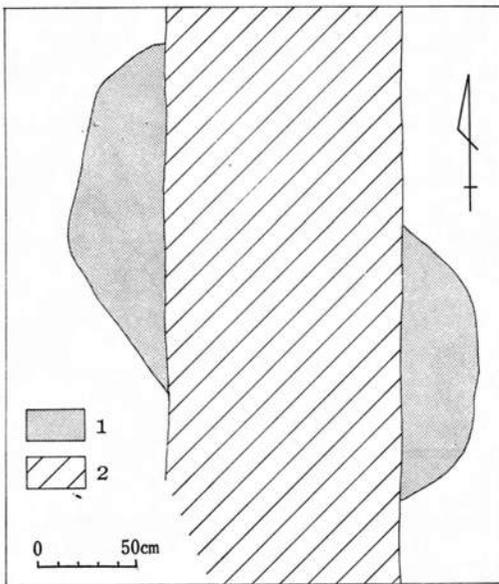
IV 中～近世の地震跡

① 螢谷遺跡

大津市螢谷地先の瀬田川川底において、1984年度に滋賀県教育委員会と滋賀県文化財保護協会による発掘調査が行われ、縄文時代早期から弥生時代にかけての遺物包含層、および、平安時代中～末期の生活面が検出された。

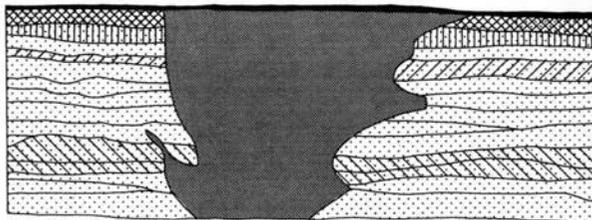
そして、平安時代末期の生活面で、図25に示すような、楕円形の構造（長軸の長さ約2.6m、短軸の長さ約1.5m）が認められ、この内部は主に細砂で満たされていた。

図26はこの断面図である。これによると、楕円状の平面形をもつ筒状の構造の内部を砂が上昇した砂脈であることがわかる。そして、砂脈は、平安時代末頃の生活面を引き裂いていることから、砂脈を形成するよ



1 噴砂 2 調査用セクションベルト

図25 螢谷遺跡で検出された砂脈の平面図



1 黒褐色粘質土 2 噴砂 3 平安時代末期の遺物を含む層 4 弥生時代の遺物を含む層 5 縄文時代早期末～前期の遺物を含む層 6 縄文時代早期の遺物を含む層

図26 螢谷遺跡で検出された液状化跡の断面図

うな地震の発生した年代は、少なくとも平安時代末期より後に限定される（濱・寒川，1987）。

② 穴太遺跡

滋賀県教育委員会と滋賀県文化財保護協会による大津市穴太二丁目の穴太廃寺跡寺域内で、1989年に顕著な地割れ跡が検出された。

地割れは、図27に示したように、少なくとも幅15cm、長さ7mで、北東-南西方向に枝わかれしながらのびていた。また、地割れは、古墳時代から平安時代にかけての遺物包含層（黒色粘土）、および、その下位の固い砂礫層を引き裂きながら、0.5～1mの深さに及んでいた。地割れの内部には、遺物を含んだ黒色粘土が流れ込んでおり、平安時代頃までの遺物を含んだ粘土層が堆積した後に、地割れが生じた可能性が強い。

さらに、1990年度には、この北方延長上にある大津市穴太の穴太遺跡において、顕著な液状化跡が検出された。

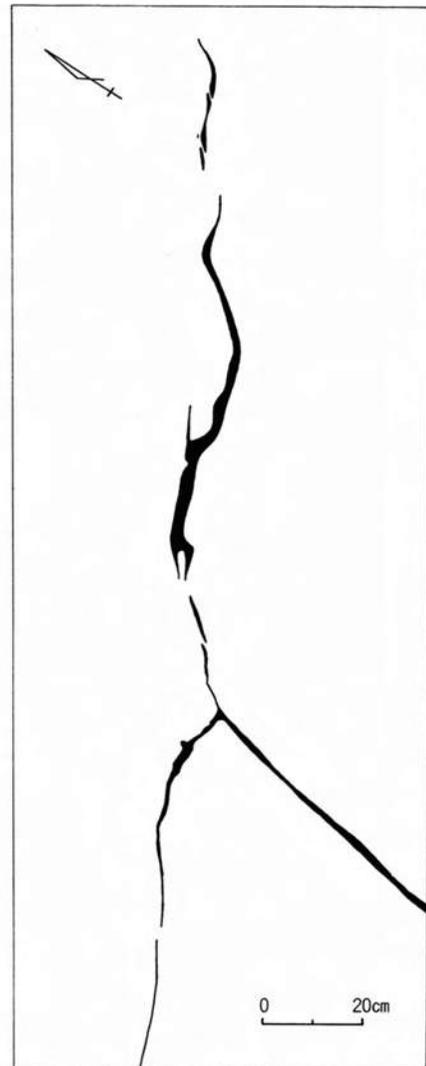


図27 穴太遺跡で検出された地割れの平面図（底部付近）

ここでは、最大径2 m近い巨礫を多く含む扇状地（土石流）堆積物内で液状化が生じ、主に小礫と砂が選択されて上昇していた。

図28～30は、この中の液状化跡について示したものである。図28・29の場合、液状化層⑪は礫から細粒砂に至るまで様々な粒子で構成されている。しかし、砂脈内の粒子については、最下部⑩・中部⑨・上部⑧と、顕著に細かい粒子の比率が増加している。

図30の場合、液状化層は最大径30cmの砂礫層から構成されており、砂脈の最下部では最大径3 cmの礫が上昇している。そして、砂脈中部に至るまで、砂脈内の

粒子が次第に細かくなっている。しかし、砂脈の上部では、逆に、最大径6 mmの礫を含む砂礫層となる。

この現象は、液状化が発生した際に地下水と砂・礫が間欠的に上昇し、上昇の過程で粒子の分級化が生じたことを示している。図30の例では、最も後の段階で上昇した砂が砂脈の中部まで上昇し、1サイクル前に砂脈内を満たしていた砂礫を砂脈の上部へ押し上げたものと考えられる。

③烏丸崎遺跡

草津市の烏丸崎半島で1991年に滋賀県教育委員会と滋賀県文化財保護協会による発掘調査が行われ、方形

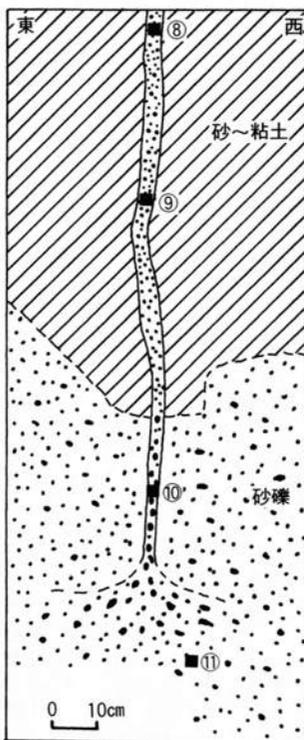


図28 穴太遺跡で検出された液状化跡の断面図（その1）

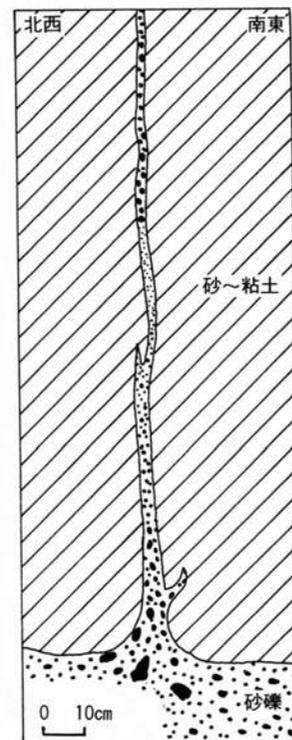


図30 穴太遺跡で検出された液状化跡の断面図（その2）

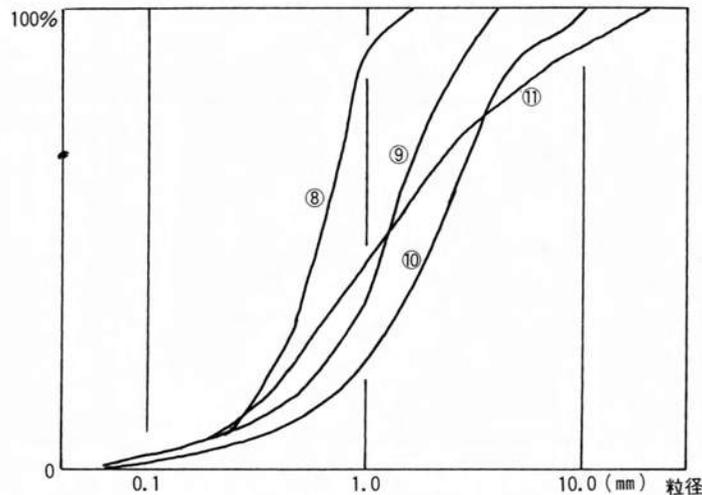


図29 図28における液状化層と噴砂の粒径加積曲線

周溝墓群や土隅を検出した。さらに、13～14世紀の頃の溝跡と逆断層跡（図31）を検出した（仲川・清水、1993年）。

断層は粘土層で発生し、走向N55°E、傾斜は40°～23°（下部ほど低角度）となっていた。この断層によって、13～14世紀の黒色土器や土師器が含まれる黒褐色粘土層が垂直方向に80～90cm変位（北西側が上昇）していた。

垂直変位量が断層から離れるとともに急速に減少するので、断層の近傍に水平方向からの激しい圧縮力が加わったことによって、地層が変形をうけ切断されたものと思える。

激しい地震動が加わった場合、砂層の液状化や粘土層の流動によって、地表付近の堆積物が水平方向に移動することがよく知られている。当遺跡の場合も、このような表層部の移動に伴って、激しく圧迫される部分が生じたためと考えられる。

断層は13～14世紀の遺物を含む地層と、その上位の地層を切断しており、現在の水田面とその下位の砂礫層には完全に覆われている。このため、地層が変形し

て切断された時期は鎌倉時代より後で現在より少し前に限定される。

④ 野尻遺跡

栗東町大字総字地京に分布する野尻遺跡では、栗東町文化体育振興事業団による発掘調査が行われており、1990～1992年度にわたり、液状化や断層などの痕跡が多く検出されている（財団法人栗東町文化体育振興事業団、1993）。

図32は1991年度に検出された正断層の痕跡である。少なくとも地表下3mまでは垂直に近い高角の断層面が認められ、粘土層を10～11m垂直方向に変位させていた。この断層は平安時代末～鎌倉時代の地層を変位させているものの、江戸時代後半の遺構に削られていたので、断層の発生時期は鎌倉時代から江戸時代中頃までの時期に限定される。

このような断層の成因として、地下に堆積していると推定される軟弱な腐植土や粘土層または砂礫層が水を含んだ状態で水平方向に急激に流動したことが考えられる。そして、このような現象を引き起こす要因と

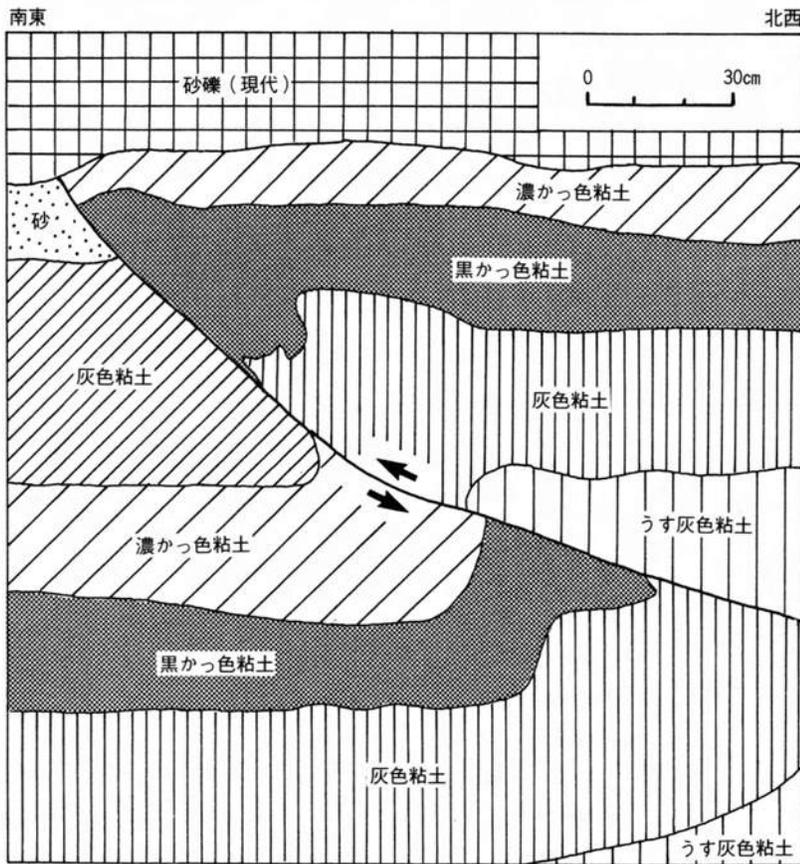


図31 烏丸崎遺跡で検出された逆断層跡
（黒かっ色粘土層中に13～14世紀の遺物が含まれる）

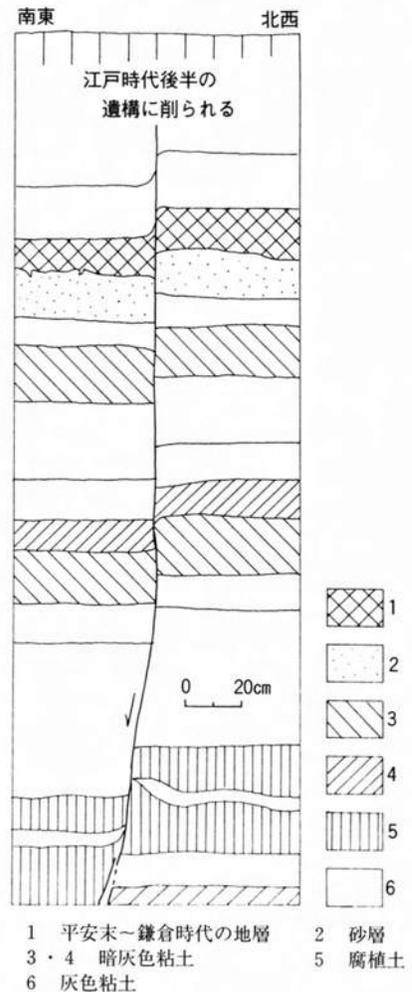


図32 野尻遺跡で検出された正断層跡

して激しい地震の存在が考えられる。

⑤ 堤遺跡

中主町大字堤字伊庭ノ前では中主町教育委員会による堤遺跡の発掘調査が行われ、野洲川がかって北流していた折の河川の両側に古い堤防跡が検出された。この堤防は中世末（15世紀頃）のもと考えられ、この堤防建設後、堤防をのり越えながら河道が南西に凸な弧を描きながら湾曲を続け、自然堤防が広範囲に発達している。

そして、自然堤防の堆積物に被覆された旧河道の堆積物（砂と礫）が液状化し、自然堤防を引き裂く砂脈が多く形成されている。

図33に示した砂脈は幅1～3mで、上部ほど幅が広がっている。また、砂脈の最下部と、液状化したと考えられる砂層の間が途切れているが、図34に示したように、砂脈内の砂⑬と砂層⑭がほぼ同一の粒度組成を示していることから、⑭の砂が噴砂⑬として上昇したものと考えられる。さらに、壁面を掘り進んだ段階

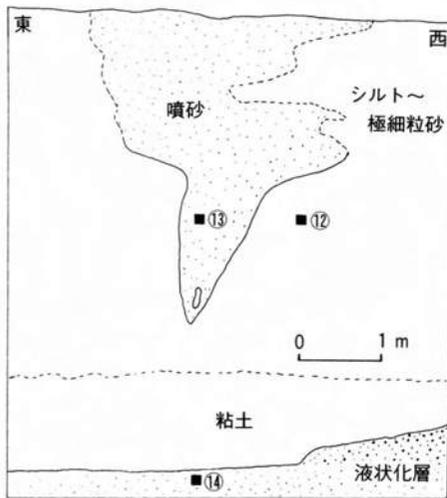


図33 堤遺跡で検出された液状化跡

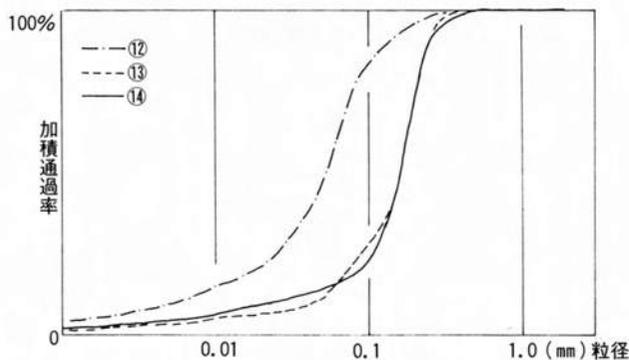


図34 堤遺跡における液状化層⑭と噴砂⑬、および、噴砂に引裂かれた地層⑫の粒径加積曲線（試料採取位置は図33に示す）

で、砂脈と液状化層が連続することが推定される。

砂脈の大部分は、北東部に発達する古期の自然堤防を引き裂いている。しかし、南西部の新期の自然堤防には地震の痕跡は認められない。このため、15世紀以降に、堤防がある程度形成された段階で激しい地震に見舞われたと考えられる（辻，1993など）。

⑥ 加茂遺跡

近江八幡市加茂の加茂遺跡では、1990年度に滋賀県教育委員会と滋賀県文化財保護協会による発掘調査が行われ、数カ所で液状化の痕跡が認められた。

調査区の一部では、幅3～4cmの砂脈がN40°Wの方向に多く発達しており、小トレンチを掘削して断面形を観察した。

図35のように、最大幅5cmの地割れの中～上部には、鎌倉～南北朝期の遺物を含む黑色粘土（砂を少し含む）が流れ込んでいた⁴⁾。一方、地割れの下部には下方からの噴砂が上昇していた。

噴砂をもたらした地層は、厚さ2cm程度の中粒砂層と、厚さ3cm程度の粗粒砂層で、この両層で液状化が生じたと思える。噴砂は、中粒砂の部分と粗粒砂の部分に識別できるので、両地層から供給された砂が地割れ中に交互に上昇したのであろう。

激しい地震（鎌倉～南北朝期より後）によって地割れが生じ、地表付近に分布していたやわらかい粘土が上から流れ込み、下から上昇した噴砂と割れ目内で対峙しながらバランスがとれた珍しい事例である。

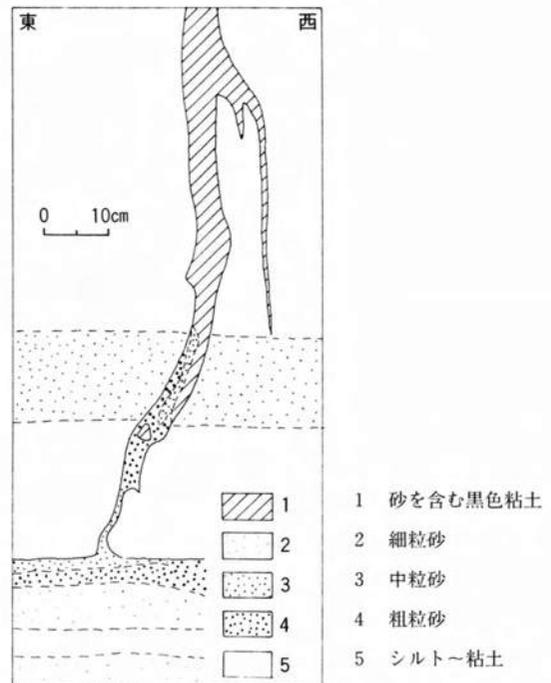


図35 加茂遺跡で検出された液状化跡と地割れ跡の断面図

⑦ 五斗井遺跡

日野町村井の五斗井遺跡では、滋賀県教育委員会と滋賀県文化財保護協会による1989年度の発掘調査によって液状化跡が認められた（滋賀県教育委員会・滋賀県文化財保護協会、1991）。

この遺跡では、幅3m程度の埋没河道があり、それを構成する砂礫層から噴砂が発生していた。また、図36に示したように、砂礫層が分布する東縁付近では、階段状の正断層が生じて地層を20cm程度（積算した変位量）変位させており、一部では断層面に沿って砂が上昇していた。

図37に模式化したように、ここでは、地下に細長く埋没した砂礫層で液状化が生じていた。また、噴砂が発生することによって、砂礫層を構成する物質の量が減少したり、液状化の過程で砂礫間のすき間が小さくなったため、地表付近が正断層を伴いながら沈降している。

図36のように平安時代の遺物を含む黒褐色シルトまで変位が及んでいるので、地震の発生は平安時代以降に限定できる。

V. 考察とまとめ

(1) 地震跡の形成時期

琵琶湖周辺で検出された地震跡は概ね三つの時期にわたっている。

最も古いものは北仰西海道遺跡で検出された事例で、縄文時代晩期前半代中頃である。

次は弥生時代中期のⅡ～Ⅲ期にかけてのものである。この時期に相当する地震跡は琵琶湖の北西部・北東部・南部とほぼ全域にわたっており、琵琶湖全域にわたって激しい地震動をもたらせるような大きな地震が発生した可能性が強い。京都盆地北東部で検出された地震跡のいくつかは、この地震による可能性がある。

他は、平安時代末期から近世（一部は現代）にかけてのものである。この時期に琵琶湖周辺地域に液状化現象をもたらしうる地震として、1185年の地震（湖の北部が沈降⁵⁾）、1325年の地震（竹生島の一部が崩落⁶⁾）、1596年の地震（主に京阪神地域に大被害をもたらした）、1662年の地震（湖の周辺に大被害をもたらした）、1819

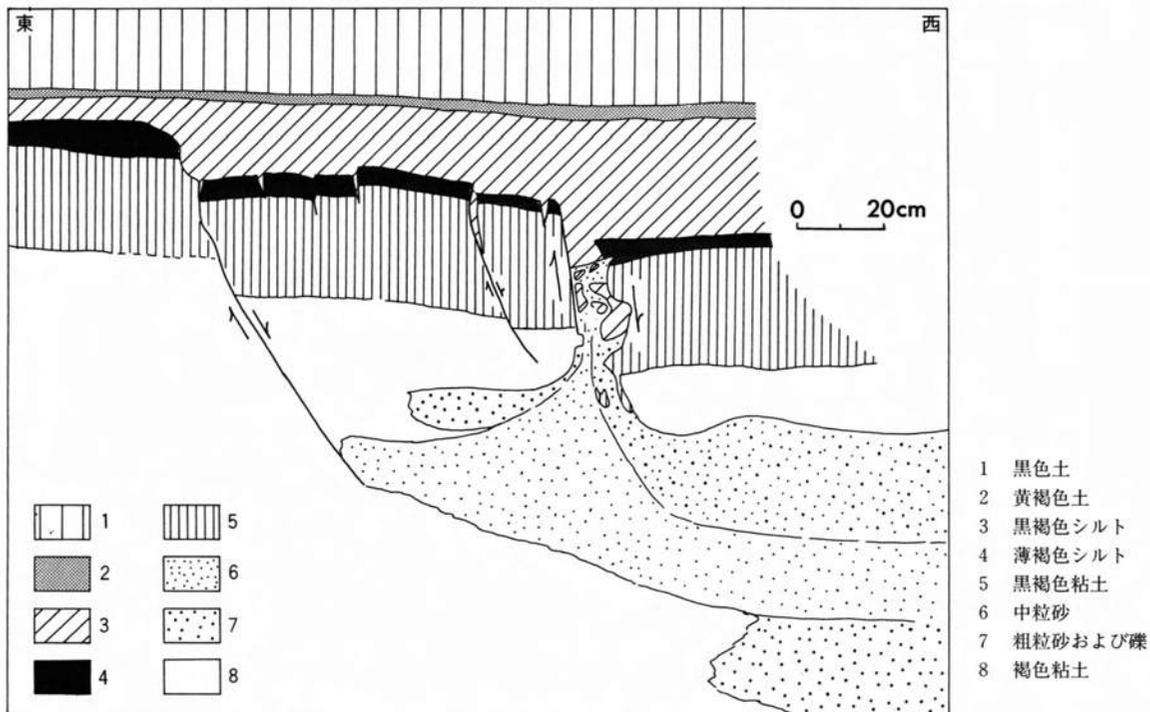


図36 五斗井遺跡で検出された液状化跡の断面図（寒川，1990より）

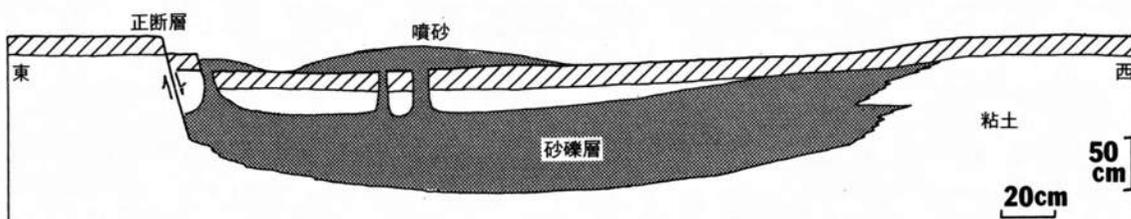


図37 五斗井遺跡の液状化跡の模式図（寒川，1990より）

年の地震（鈴鹿山脈と養老山地の周辺に被害が生じた）、1854年の地震（伊賀上野市を中心に被害が生じた）がある。

この中でも1662年6月16日の琵琶湖西岸地震は湖西岸に発達する琵琶湖西岸活断層系の活動によると考えられ、琵琶湖周辺地域にとくに著しい地震動をもたらしている。湖西岸のいくつかの集落では、史料から100パーセント近い倒壊率が推定される。また、比良山地内では山崩れによって集落が埋没し、湖岸一帯が広範囲に水没している⁷⁾。中～近世に限定された地震跡の多くはこの地震によると考えられる。

弥生時代中頃には針江浜遺跡にみられるような、地震による陸域の水没が生じている。しかし、湖底で砂脈に沿って噴砂が良く残されていたことから、水没量が少なく内湖のような状態になった可能性が強い。縄文時代晩期にも湖岸が水没した可能性があり⁸⁾、湖の形成に関与するような断層活動が生じたものと思える。

(2) 地震跡の形態の特徴

① 砂礫層での液状化

当地域において認められた液状化跡について、液状化した地層の一部について粒径加積曲線を図38に示した。これによと、前述の日本港湾協会による液状化し

易さに関する分類のA・B段階に属するものが多い。しかし、野尻遺跡（図40に示した）における事例では、B段階をこえて、さらに液状化し難いランクに位置していることがわかった。

琵琶湖周辺地域では、砂礫層が液状化している事例が多く、針江浜遺跡や津田江湖底遺跡の場合では、さらに構成礫の礫径が大きく、もっと液状化し難いランクに位置している可能性が強い。

その他、時代は未詳であるが、滋賀県教育委員会・滋賀県文化財保護協会による草津市襖遺跡の発掘調査によって礫と粗粒砂のみが液状化した事例が見出された（滋賀県教育委員会・滋賀県文化財保護協会，1990）（写真4・5）。液状化した粒子は最小径が1mm、最大径が4cmで、中粒以下の砂はほとんど含まれていなかった。

これらの調査の結果、砂礫層の場合でも、ゆるづまりで、地下水が逃げ難い条件下で、強い地震動をうけると液状化が生じることが判明した。

② 噴砂の発生過程での分級化作用

液状化した地層から噴砂が発生する際に、細かい粒子の方が容易に上昇するため、砂脈の内部でも上位ほど細かい粒子の比率が多くなることから、多くの遺跡で

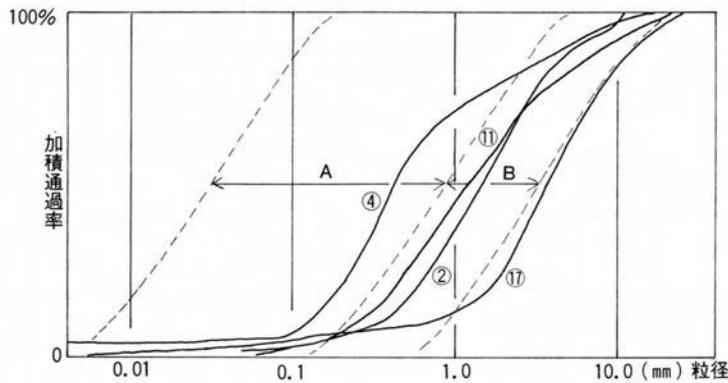


図38 液状化層の粒径加積曲線



写真4 襖遺跡で検出された液状化跡



写真5 写真4の近景（粗い粒子が液状化している）

確認できた。

栗東町文化体育振興事業団が1992年度に発掘調査を行った野尻遺跡でも、砂礫層が液状化し、砂と礫が上昇し、砂脈の上位ほど粒子が細くなる様子が顕著に認められている(図39・40・写真6)。

このような現象は、比較的細い砂脈で顕著であるが、幅1 m近い砂脈でも同様な現象があることが北仰西海道遺跡において認められている。

針江浜遺跡の事例(図10・写真1)では、最大径7 cmの礫を含む砂礫層で液状化が生じたものの、多くの礫は砂脈の最下部に取り残され、当時の地表へは砂とわずかな小礫が噴出していた。

このように、地震時の地表へ噴き出した物質と液状化した物質の粒度組成が大きく異なることがあるので、今後の研究において留意する必要がある。

③ その他の特徴的な地震跡

激しい地震動に伴う地表面付近の地変を示す興味深い事例がいくつか認められている。

五斗井遺跡では液状化現象による噴砂の発生によっ

て、上位の地層が正断層を伴いながら沈降している事例が認められた。

京都大学理学部構内遺跡では、複数の地層で液状化が発生し、二つの地層から同一の砂脈内に噴砂が供給されている事例が得られた。

地震の際に、液状化した砂(礫)層や流動性の強い粘土層が水平方向に移動し、上位の地層に地割れや断層を生じさせることが考えられる。野尻遺跡の場合は表層部に引張力が働いて地割れや正断層群が生じた例、烏丸崎遺跡の場合は局所的に圧縮力が働いて逆断層が生じた例と解釈される。

④ まとめ

琵琶湖周辺の遺跡で検出された地震の痕跡は、現時点で、縄文時代晩期前半代中頃、弥生時代Ⅱ・Ⅲ期、中～近世と三つの時期に大別できる。中～近世の場合、遺跡によってはもう少し限られた時期にしばり込めるものもある。

地震の痕跡の多くは液状化跡であるが、砂礫層内での液状化の発生や、噴砂として上昇する際の分級化作用をはじめ、興味深い現象が認められた。

遺跡の発掘現場は、地震の痕跡の研究において、多くの情報を提供してくれる。地震と深いかわりのある湖国において、遺跡で地震の情報を集めることは、将来に向けてたいへん有用な研究課題である。

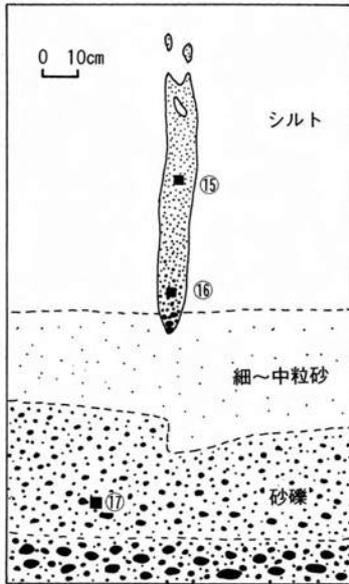


図39 野尻遺跡で検出された液状化跡の断面図

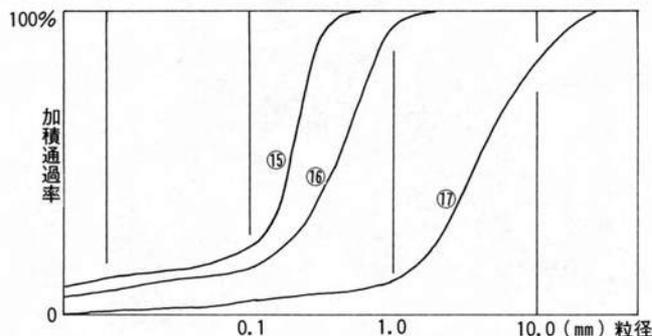


図40 図39における液状化層と噴砂の粒径加積曲線



写真6 野尻遺跡で検出された砂脈 (トレンチを掘削してして図39を作成する以前の状態)

謝 辞

本報告をまとめるにあたり、京都大学の金田章裕教授はじめ、琵琶湖歴史環境研究会の皆様には多くの御教示を頂きました。また、京都大学の鎮西清高教授には京都大学北部構内遺跡の地震跡について有益な御教示を頂きました。

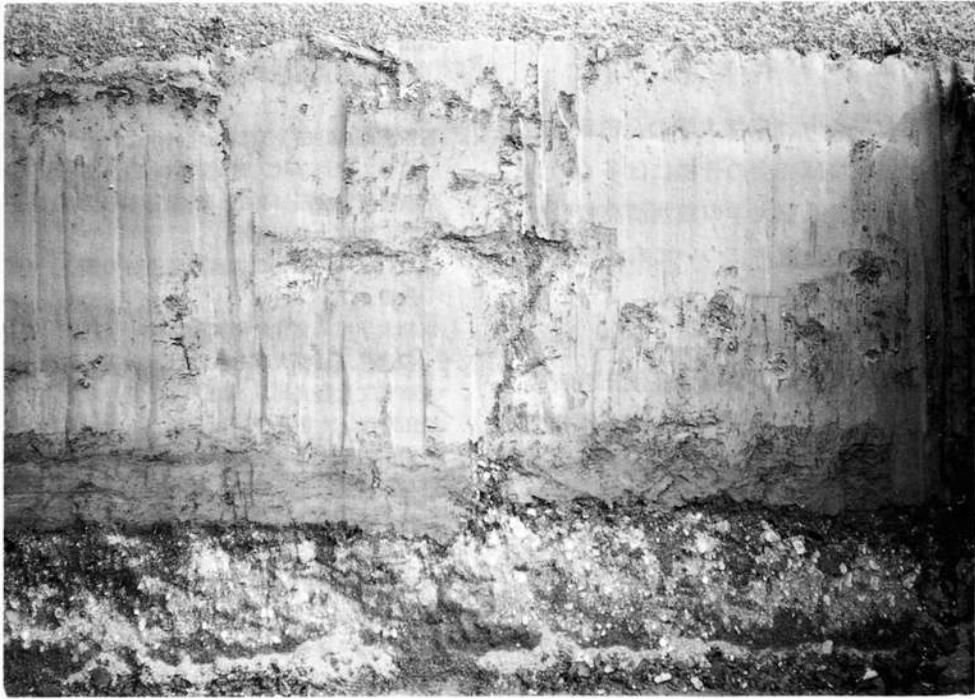
本稿で取り上げた資料は、滋賀県教育委員会、滋賀県文化財保護協会、今津町教育委員会、長浜市教育委員会、中主町教育委員会、栗東町文化体育振興事業団、京都市埋蔵文化財研究所、京都大学埋蔵文化財センターの発掘を担当された皆様の御協力による成果です。お世話になった方々に心より感謝いたします。

注

- 1) 図8は滋賀県文化財保護協会の吉田秀則氏の原因に基づいて作成した。
- 2) 図14は安土城考古博物館の濱修氏の原因に基づいて作成した。この図では、砂脈との切り合い関係がわかる遺構のみを示した。
- 3) 日本港湾協会が1979年に示した「港湾の施設上の技術上の基準・同解説」に基づく、ここでは、粒径加積曲線に基づいてA：特に液状化の可能性あり、B：液状化の可能性ありの2段階に分類されている。
- 4) 遺物の年代などは安土城考古博物館の大沼芳幸氏にお教え頂いた。
- 5) 「山塊記」などに記録されている。
- 6) 杉山他(1993)による活断層の発掘調査から、柳ヶ瀬断層の活動によると考えられている。
- 7) 「玉露叢」に「近江国志賀、辛崎両所之内、一万四千八百石之内、田畑八十五町余(湖中に)ゆりこむ」という記述がある。古川(1973)、内藤(1981)、萩原編(1982)、寒川・佃(1987)に地震と陸域の水没のことが報告されている。
- 8) 本報告中の横田洋三氏の論文に記載されている。

文 献

- 鎮西清高(1994)堆積物の液状化跡。京都大学構内遺跡調査研究年報1992年度(印刷中)。
- 古川与志継(1973)「にはの海の変貌」琵琶湖水位の変動をめぐって。近江、郷土史研究, 1, 42-57。
- 萩原尊禮編著・藤田和夫・山本武夫・松田時彦・大長昭雄(1982)古地震—歴史資料と活断層からさぐる。東京大学出版会。
- 濱 修(1992)湯ノ部遺跡出土の文書木簡と弥生時代の一對の木偶。滋賀考古, 7, 56-57。
- 濱 修・寒川 旭(1987)滋賀県大津市の螢谷遺跡において認められた地震跡。地質ニュース, 390, 18-19。
- Horie, S. and Tanaka, S (1983) On the investigation of the lake basin structure by air gun method (II). Paleolimnology of Lake Biwa and Japanese Pleistocene, 11, 5-10。
- 池田 碩・大橋 健・植村善博・吉越昭久(1979)近江盆地の地形。滋賀自然環境研究会編, 滋賀県の自然, 滋賀県自然保護財団, 1-112。
- 石田志朗(1967)京都市北白川上終町の衝上断層でずれている腐植の絶対年代。地球科学, 21, 39-41。
- 活断層研究会編(1991)新編日本の活断層—分布図と資料—。東京大学出版会。
- 葛原秀雄(1987)北仰西海道遺跡の調査。今津町文化財調査報告書, 7, 1-18。
- 京都大学埋蔵文化財研究センター(1992)京都大学理学部構内の遺跡。京都大学B A 28区発掘調査現地説明会資料。
- 京都市文化観光局(1991)北野廃寺・北白川廃寺発掘調査概報。松田時彦・太田陽子・岡田篤正・清水文健・東郷正美(1977)空中写真による活断層の認定と実例。地震研究所彙報, 52, 461-496。
- 村井 勇・金子史朗(1975)琵琶湖周辺の活断層系。地震研究所彙報, 50, 93-108。
- 内藤 登(1981)湖西の古絵図—湖岸地形の変化を見る—。文化財教室シリーズ, no. 46, 滋賀県文化財保護協会。
- 仲川 靖・清水ひかる(1993)滋賀県草津市烏丸崎遺跡, 日本考古学年報 44, 518-521。
- 寒川 旭(1990)湖国の地震考古学(上)(下)。文化財教室シリーズ, no. 114・115, 滋賀県文化財保護協会。
- 寒川 旭(1992)地震考古学—遺跡が語る地震の歴史—。中公新書。
- 寒川 旭・佃 栄吉(1987)琵琶湖西岸の活断層と寛文2年(1662年)の地震による湖岸地域の水没。地質ニュース, 390, 6-12。
- 寒川 旭・佃 栄吉・葛原秀雄(1987)滋賀県高島郡今津町の北仰西海道遺跡において認められた地震跡。地質ニュース, 390, 13-17。
- 寒川 旭・濱 修・大沼芳幸・吉田秀則(1988)琵琶湖湖底の地震跡。地震学会講演予稿集, no. 2, 54。
- 滋賀県教育委員会・滋賀県文化財保護協会(1988)針江浜遺跡現地説明会資料。
- 滋賀県教育委員会・新旭町教育委員会・滋賀県文化財保護協会・水資源開発公団(1989)針江浜遺跡現地説明会資料。
- 滋賀県教育委員会・滋賀県文化財保護協会(1990)レトロ・レトロの展覧会。
- 滋賀県教育委員会・滋賀県文化財保護協会(1991)五斗井遺跡・太田氏館遺跡・宮ノ後遺跡。圃場整備関係遺跡発掘調査報告書, XV III-5。
- 杉山雄一・栗田泰夫・佃 栄吉・吉岡敏和(1993)柳ヶ瀬断層のトレンチ掘削調査。日本地震学会講演予稿集, no. 2, 200。
- 東郷正美(1971)饗庭野台地の変形について。地理学評論, 44, 193-200。
- 東郷正美(1974)琵琶湖北岸, 野坂山地の変動地形。地理学評論, 47, 669-683。
- 辻 広志(1993)野洲川北流高水敷で発見されたM7.6の地震跡。滋賀考古, 9, 63-66。
- 植村善博・大井子宏和(1990)琵琶湖湖底の活構造と湖盆の変遷。地理学評論, 63, 722-740。
- 横山卓雄(1985)琵琶湖堆積物からみた古環境。月刊地球, 7, 328-332。
- 財団法人栗東町文化体育振興事業団(1993)栗東町埋蔵文化財発掘調査1992年度年報。



針江浜遺跡で検出された液状化跡（遠景）



針江浜遺跡で検出された液状化跡（近景）

琵琶湖沿岸平野の地形環境分析

立命館大学 地理
高橋 学

A Morphological Analysis on the Environment of the Plain around Lake Biwa

TAKAHASHI Manabu, Ritsumeikan University

視 点

過去における人間の活動について考察しようとした場合、それぞれの時代について生活の舞台としての自然環境を予め知っておく必要がある。それは、過去に遡ればのほるだけ、生活の舞台の様子は現在のそれと異なっていたであろうし、人間の生活と自然環境との関わりがより密接であったとみなされることによる。

これまで、10⁴年オーダーあるいはそれ以上の自然環境の変貌については、おもに地質学や地形学など第四紀学の研究者たちによって明らかにされてきた。このようなアプローチに対し、完新世の後半にあたる縄文時代後期以降の自然環境を明らかにしようとした研究は多くない。それは、この時代の自然環境の変貌がそれ以前のように劇的でないため注目されにくかったことによる。また、この時代を研究対象とした場合、10²年オーダーあるいはそれ以上の精度が要求されるため、地質学や地形学の研究者が従来からとってきた方法に合致しなかったことも原因のひとつであると考えられる。

他方、考古学、文献史学、歴史地理学などの研究者の多くは自然環境の変貌に興味を持っていなかったり、興味はあってもアプローチの方法を欠いていた。このような分野では研究者は、暗黙のうちに現在の状況を前提としていたり、現在の状況しか示さない土地条件図や地形分類図をあたかも自然環境の復原図のように用いてきた。しかしながら、これらのことは明らかに誤りである。

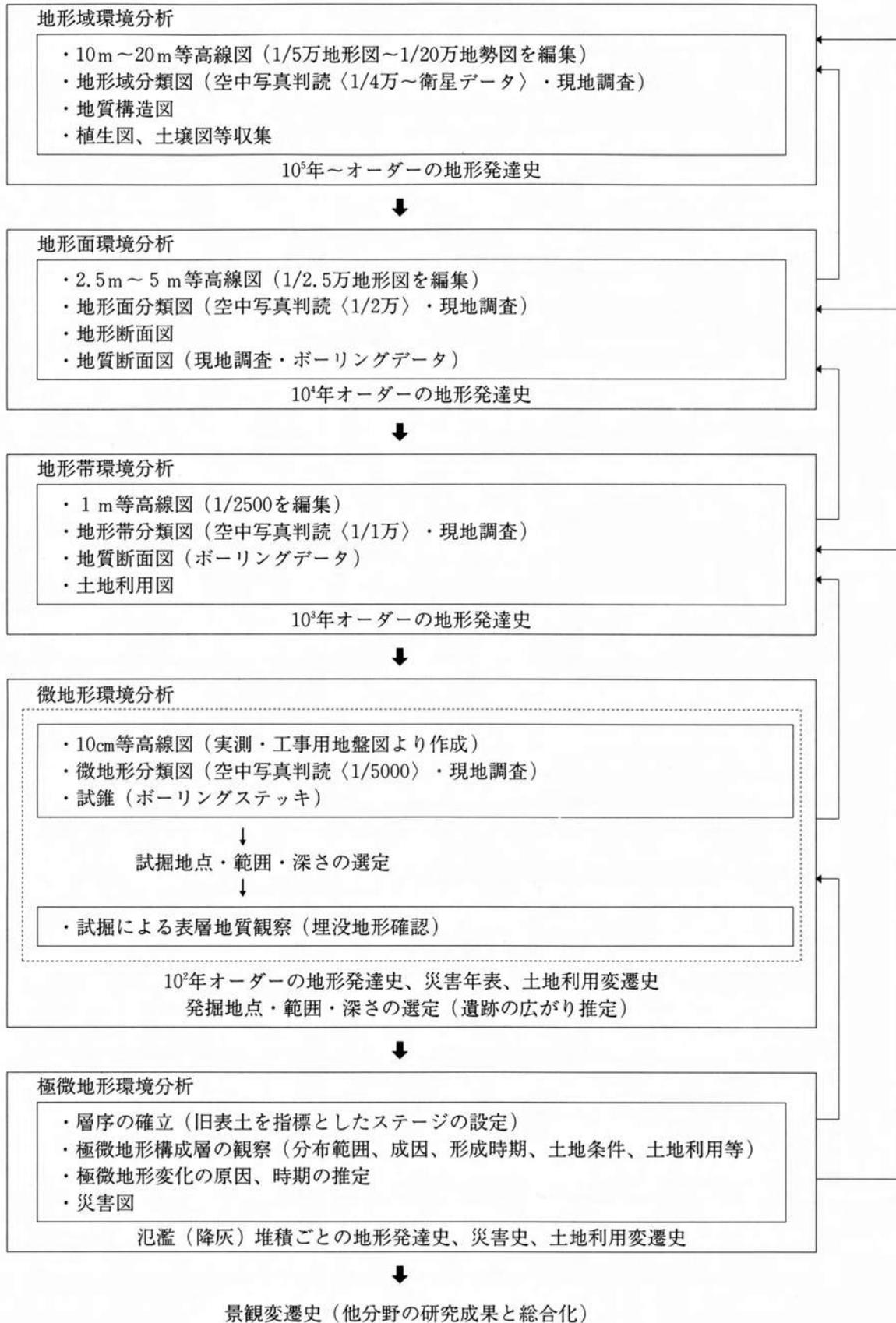
縄文時代末以降の自然環境の変化は、第四紀全体からみれば決して大きいとはいえない。しかしながら、米を主要な食糧とし、低平な平野に居住してきたわれ

われの祖先にとっては、わずかな自然環境の変貌も無視できないものであったと考えられる。たとえば、河床の高さのわずかな変化は、洪水による被害の大小や地下水位に影響をおよぼし、集落立地や水田の土地生産性の違いとなるのである。

琵琶湖の沿岸、特に湖東の平野についてはこれまでも先学によって多くの地形学的知見が得られている。その研究を振り返ると、大きくふたつの特徴があることに気づく。

特徴のひとつは平野をみる視点が10⁴年のタイムスケールによっていることである。したがって、当然のことながら段丘面については地形発達史が検討されているが、沖積面の細かな形成プロセスについては十分な検討がなされていない。このため自然環境の変動と人間活動との関わりについて検討しようとした場合、利用が難しい。たとえば、かつて琵琶湖の東岸に特徴的に発達した内湖が何時できたのか。あるいは、野洲川や草津川などが天井川化したのは何時なのかといった問題はこれまでほとんど検討されてこなかったのである。このような「時間」に関わる検討を積極的に行う必要がある。しかも、それは人間との関わりで考えるならば10³年以下の精度であることが望ましいと考えられる。

既存の研究のもうひとつの特徴は、平野の地形を分類する際に「形態」や「構成物」に主眼が置かれ、「成因」や「営力」が補助的に用いられている点である。地形の「規模」はほとんど考慮されていないように思われるのである。「規模」が考慮されていないため数万年かかって何千回何万回の洪水で形成された更新世の段丘面も、数度の河川の氾濫で形成された自然堤防も分類図の中では同列に扱われてきた。土地条件図のような目的を持った地図であれば、「規模」はあ



第1図 地形環境分析の手順と方法

まり考慮する必要がないものの、自然環境と人間活動との関わりを考える場合には「規模」は無視できない。たとえば自然堤防のように「規模」の小さな地形は、100年程の間にも激しく変貌する。これに対して、「規模」大きな地形は1000年程度ではほとんど変化しない。これらを同列に扱うのは無理がある。ここでは、地形環境分析の考え方を導入することで、この問題の解決を試みる。

地形環境分析の方法と手順

地形環境分析は、「純粋な自然」ではなく、人間の「生活環境としての自然」を研究対象とする。「地形」ではなく、わざわざ「地形環境」という言葉が用いられるのは、このためである。地形環境分析の観点からすると、地形変化は単なる地形発達史の一部を構成するものではなく、災害史の一部であり、土地開発史の一部でもありと考えられるのである。

さて、地形環境分析は、第1図に示したように5段階のサブシステムから構成される方法である。地形環境分析が、この様にサブシステムから構成されるのには2つの理由がある。

第1に、従来の地形分類図に区分されていたものの多くが、系統的に分類されたものでなかったことが挙げられる。たとえば、1回の洪水で形成される規模の小さな自然堤防と数千回、数万回洪水が繰り返し形成された扇状地が、同列に扱われていた。これは、わが国の地形分類図が、洪水の被害を予想するために作成された水害地形分類図の流れを汲んでいることによる。従って、突発的に生じた地形環境の変化と、長い間に徐々に生じたものが区別されていないのである。地形環境の変化を捉えるためには、モノフォーカスでは不十分であり、マルチフォーカスの視点がとられねばならない。

第2に、調査方法の問題がある。たとえば、既存のボーリングデータの収集整理では、いわゆる縄文海進など10³年オーダーの地形環境の変化は、復原していくことができる。ところが、人間の活動が活発になった先史時代末以降の地層は、ほとんどが沖積層最上部陸成層として一括されてしまうために詳細な検討が不可能であった。対象とする地形環境の規模や形成に必要な時間のスケールによって、調査方法を替えることが必要がある。

地形環境分析の中で、最も広い地域を対象にするのが地形域環境分析(10⁵年およびそれ以上のオーダー)

である。たとえば、この分析では臨海平野は平野域として一括され、丘陵域や山地域との関係が論究される。地形環境分析(10⁴年オーダー)では臨海平野は、更新世に形成された複数の段丘面と完新世に形成された沖積平野面とに分けて検討される。さらに地形帯環境分析(10³年オーダー)では、沖積平野面は、扇状地帯、自然堤防帯、三角州帯として把握される。この段階までは、地質学や地形学の分析に負うところが大きい。これに対し、微地形環境分析(10²年オーダー)と極微地形環境分析(洪水や火山の爆発などによって地表が埋積されるごと)は、地形環境分析独自のものである。

微地形環境分析や極微地形環境分析の段階になると、人間の存在が顕著になり注目されるようになる。たとえば、弥生時代以降を対象とした場合、地形環境の変化は、河川の氾濫や火山の爆発などによって引き起こされることが顕著であるため、災害として把握される必要である。生活域の拡大は、それまで地形を変化させる要素としてのみ捉えていれば良かった河川の氾濫を、水害としても把握しなければならなくなる。

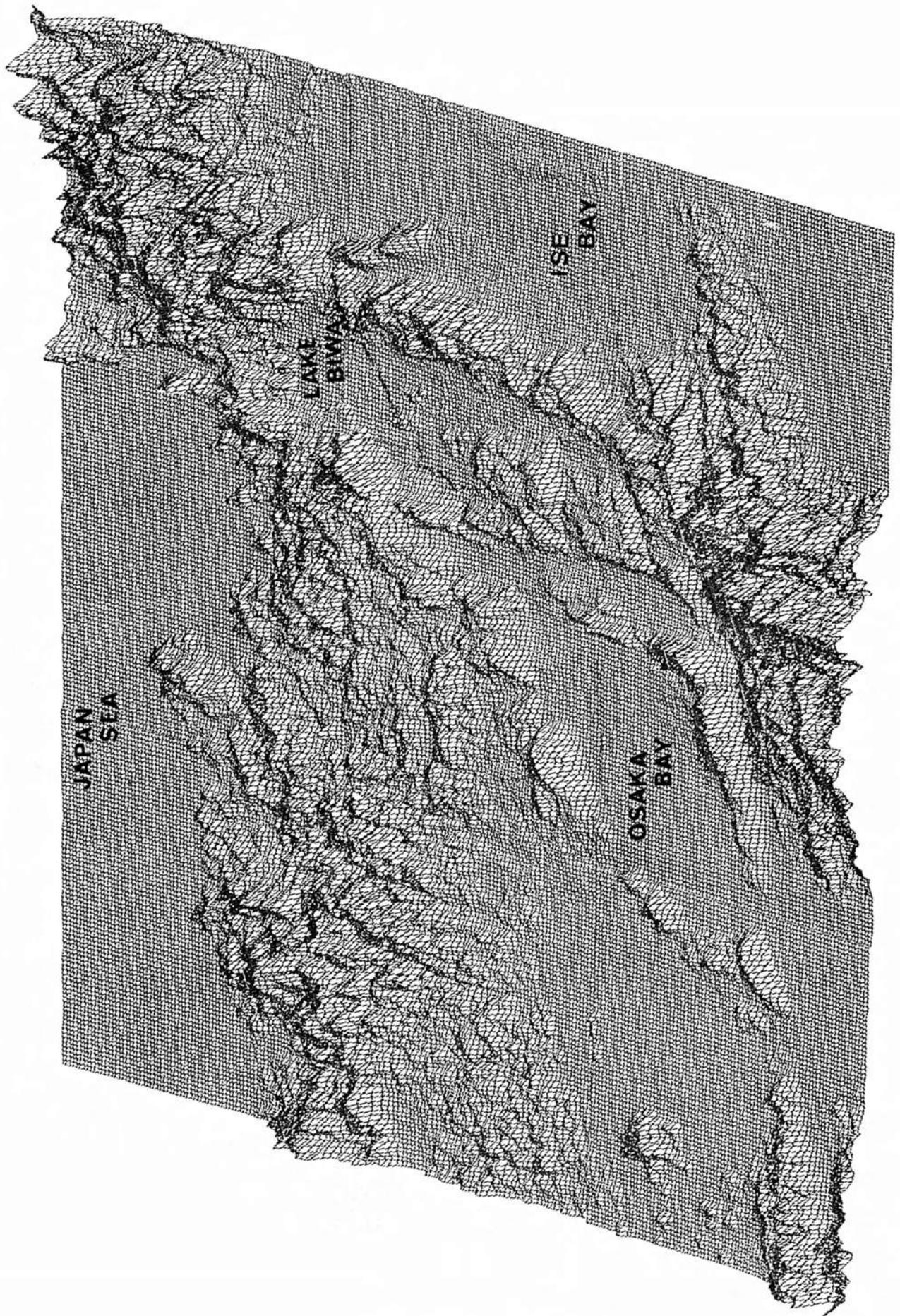
また、地形環境の変化を考察する上で人間の活動が無視できなくなることがあげられよう。農地の確保や燃料を得るためなどによって生じる森林破壊、土器を焼くための粘土の採集、あるいは、灌漑目的や水害防止のための流路固定などは、環境を変化させるための引き金の役割を果たし始めたのである。

さらに、災害後の復旧は、土地開発史の点からの検討を必要とする。それぞれの時代における土地利用や開発の状況を、それぞれの時代に生きた人々の意識、技術などを反映したものとして捉えられよう。

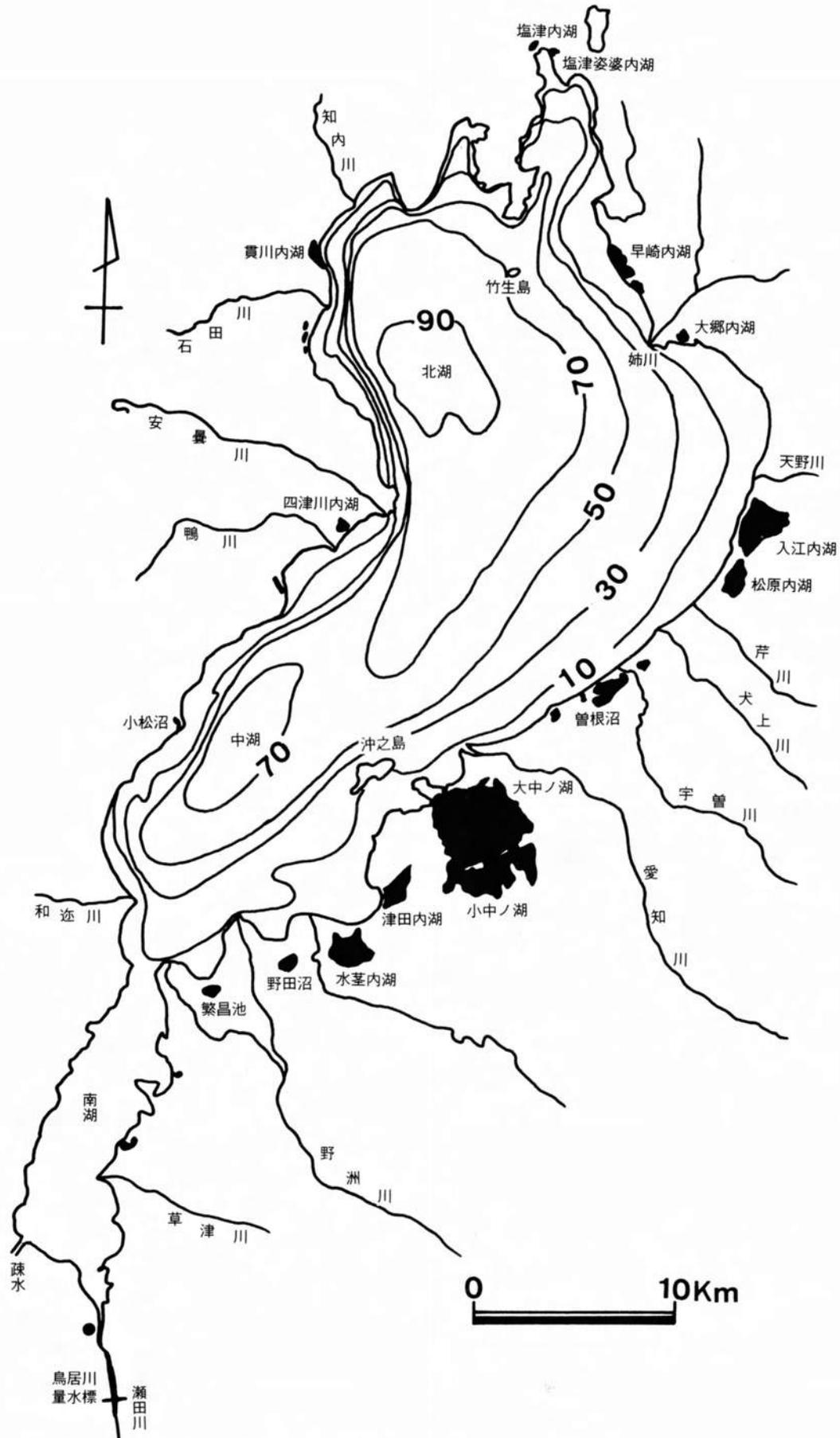
以上述べたことから明らかなように、この時代を把握するためには、いわゆる自然科学的な考察のみでは不十分である。また、それぞれの時代の環境を考慮にいれない人文科学的な考察も避けねばならないと考えられる。弥生時代以降の環境を検討するためには、自然・人文の両側面からの検討が必要がある。

琵琶湖沿岸平野の地形域環境分析

第2図は、琵琶湖およびの周辺地域について、1 km × 1 kmのメッシュをかけ、国土数値データに基づいて立体化したものである。琵琶湖およびその周辺の平野は、山地域、丘陵域、平野域(琵琶湖を含む)の境界は断層によって境されている。琵琶湖の東縁は養老山地から敦賀へSSE-NNW方向の断層が延びる。他方、



第2図 琵琶湖周辺の地形



第3図 琵琶湖湖底地形・内湖干拓地分布

西縁には生駒山地から京都の東山を経て八瀬から敦賀へ向かう花折断層や、奈良盆地の西縁から大津市街の西端を貫き敦賀へ至る皇子山断層などSSW-NNE方向の断層が卓越し、線状構造として明瞭にみとめることができる。これらの断層を大局的にみると、敦賀を頂点に、六甲山地、淡路島を西側の斜辺、養老山地を東側の斜辺そして伊勢から和歌山を経て東西に延びる中央構造線を底辺とした三角形の中の一部であることが判る。この三角形の範囲は近畿三角帯（トライアングル）と呼ばれ、その中では山地-盆地が規則的に配列する。また、地質や地形の点で共通することが多い。この地域の特徴を造りだした地殻変動は六甲変動と呼ばれる。

さて、近畿三角帯といった視点を意識して、琵琶湖およびの周辺に再び注目してみよう。そうすると、比良山地は西側の斜辺、伊吹山地は東側の斜辺にあたる事が判る。また、このレベルでは琵琶湖南部の丘陵地域は西を笠置山地、東側を鈴鹿山地や布引山地に限られた低平な凹地にみえる。この凹地を構成する名張盆地や伊賀上野盆地、あるいはその周辺の丘陵地帯は古琵琶湖層と呼ばれる地層が卓越している。古琵琶湖層は、文字通りかつての琵琶湖の湖底に堆積した地層である。その堆積した年代にはズレがあり、南に位置するほど古いことが明らかになっている。たとえば、伊賀上野盆地には約500万年前の地層が存在する。また、現在の地が琵琶湖になったのはおよそ130万年前と見られている。いいかえれば、琵琶湖は南から北へと徐々に移動していることになる。その量は年平均1.5~3cmに達する。かつての湖底は、現在は隆起し丘陵地域となっているのである。琵琶湖の移動は、広域的な地殻変動である六甲変動に起因するとみられることから、現在も進行しているものと考えてよからう。第3図に示した湖底の深度もこれを反映しているものとみることができよう。琵琶湖の湖岸線の移動について検討する場合、地殻変動は長期的で極めて大きな因子といえる。

さて、現在の琵琶湖およびその周辺についてももう少し精度をあげてみてみよう。この地域の地質、地形の構造は、琵琶湖という器に次々により小さなお椀を重ねたようになっていると考えられる。山地域の上には、丘陵域、平野域、そして水域（琵琶湖）が重なっているようにみえる。これは、琵琶湖を中心とする造盆地運動と山地を中心とする造山運動といった構造運動を反映した結果であると考えられる。

これまで、琵琶湖は琵琶湖大橋のかかる狭さく部を境界として南湖と北湖に二分され検討されることが多かった。しかし、第2図や第3図からすると、北湖を沖ノ島と安曇川とを結んだ線でさらに二分し、三つの盆地の連結したものと考える方が良いと思われる。ここではそれらを便宜的に北湖、中湖、南湖と呼ぶことにする。水深は南湖、中湖、北湖の順で深くなっているが、これは前述した構造運動を反映しているといえる。

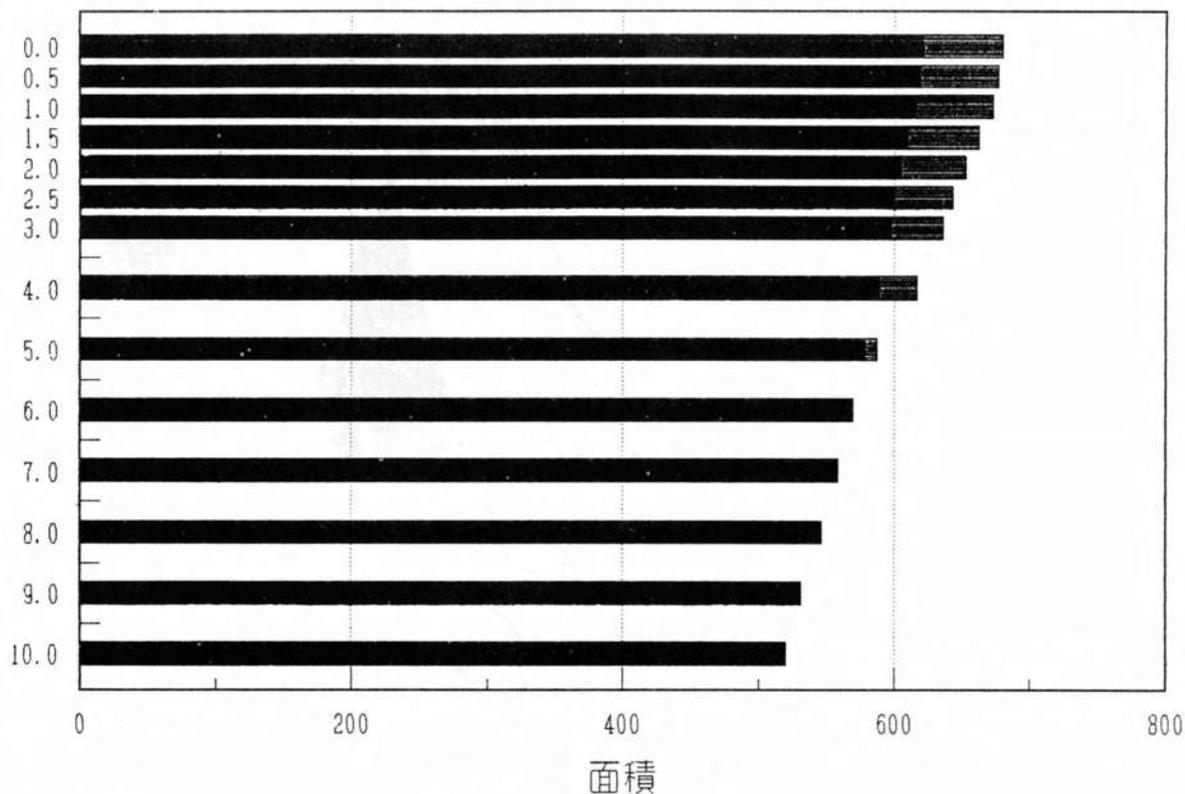
ところで、琵琶湖の湖岸線を決定する主な要因は、構造運動の他にもいくつか存在する。なかでも水収支の変化は重要な意味を持つ。降水量（1878mm/年・1901~1980年平均）の変化は琵琶湖の水量に直接影響をおよぼすだけでなく、流域から琵琶湖に運搬されてくる土砂量をも大きく左右する。また、流出量（琵琶湖疎水とあわせて1337mm/年・1901~1980年平均）は基本的に瀬田川に限られる。このため、瀬田川の流出量の変化は琵琶湖の水量を変化させ、ひいては湖岸線を移動させることになる。直接的な人間の影響による湖岸線の変化も無視できない。たとえば、琵琶湖疎水による取水、南郷洗堰での流出量の調整など水量を変化させるものや埋立、干拓の様に人工的に陸地を拡大させる活動がそれにあたる。

琵琶湖の面積は681.2km²である。これには竹生島などが含まれておりこれを除くと、琵琶湖の水面積は679.5km²（T. P. +84.371mを水面の基準とした場合）となる。また、平均水深は北湖（中湖を含む）で44m、南湖で3.5mを測る。第4図には、水位が低下した場合の湖の面積が示す。これによれば、北湖では5m以上水位が低下しなければ、著しい水面積の減少は生じない。他方、南湖では水深が著しく浅いためわずかな水位の低下でも干上がってしまうことが判る。そうなった場合、琵琶湖は流水口を失ってしまう恐れすらある。あるいは、南湖を北から南へと流れる河川が横切る可能性もある。南湖の南端近くに位置する粟津貝塚では縄文時代に遺跡の周辺が干上がり貝塚が形成されていた。また、南流する河川も確認されているのである。

琵琶湖の水位については1874年以降の鳥居川の観測値が公表されている。これによれば、現在までにおよそ1mの水位の低下がみとめられるが、その主たる原因は瀬田川浚渫や洗堰の操作による人為的なものと考えられている。

第5図には1890年頃~1990年頃の琵琶湖南部の湖岸線の変化を示した。この間に造成された埋立地として

水深



■ 北湖 ■ 南湖

琵琶湖湖沼図より小谷が計測

第4図 琵琶湖の水位と水面積

は天津市の打出浜、レークサイドゴルフ場、浄化センター、あるいは旧野洲川南流河口西側の琵琶湖大橋ゴルフ場などが目立つ。しかしながら、これらは琵琶湖全体の面積からみると3km²で0.5%にも満たない。

他方、内湖の干拓は第3図示したように、第二次世界大戦中に食糧増産を目的に著しく進行し、23.65km²に達する。内湖の分布は湖東から湖北にかけて顕著であり、琵琶湖の東岸に遍在する。内湖は臨海部の潟湖(ラグーン)に相当し、その形成には砂堆の形成が重要な役割を果たす。砂堆によって境されることで内湖は琵琶湖と区別されるのである。したがって、砂堆の形成される条件が整っていることが必要である。砂堆の形成されるためには、a. 豊富な砂が供給され河口部分に突出した三角州帯が形成されること、b. 砂を運搬する湖岸流が存在すること、c. 河川の堆積からは取り残された水深の浅い湖底があることなどの条件が必要である。琵琶湖の東岸にはこのような条件がそろっている。条件a. は侵食され易い古琵琶湖層を流域に持つ比較的規模の大きな河川が多いことが有利に作用する。また、条件c. も東岸の湖底が河川の搬出する土砂や構造運動の影響で遠浅になっていることによって満たされる。そして、条件b. についても、東

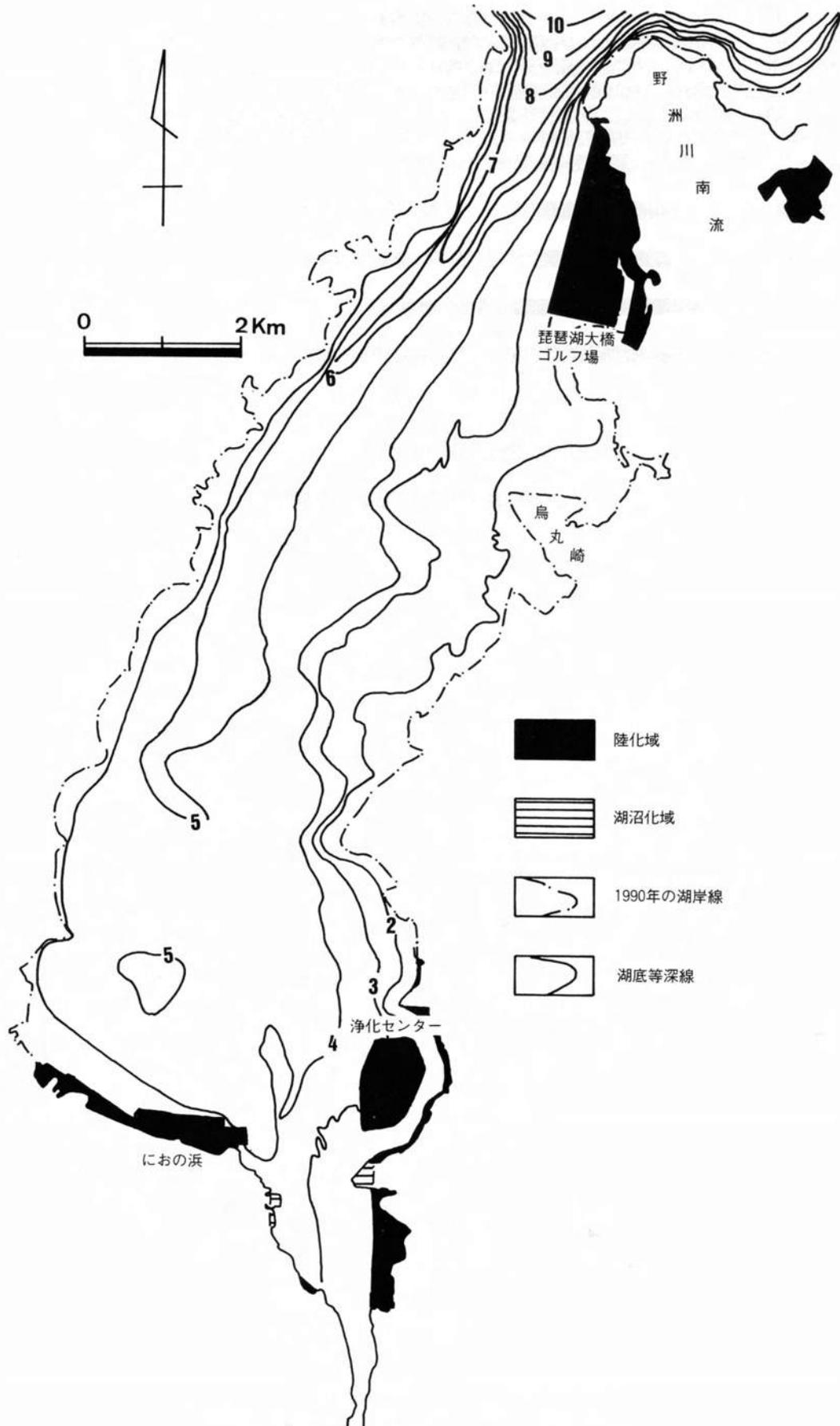
岸は北西季節風の影響を受け湖岸流が生じ易いため問題ない。

琵琶湖の西岸においても、安曇川河口の南に位置する横江浜や安曇川と石田川に挟まれた今津や木津は辛うじてこれらの条件を満たしており規模の小さな内湖が形成されている。

内湖は潟湖同様にバイオマスが高く、採集や狩猟生活を営む場合には非常に重要な場所である。また、琵琶湖本体とは砂堆で隔てられているために、波が極めて穏やかで湊として利用するには理想的な場所といえる。他方、砂堆は湖に近い割には高燥で土地条件が安定しているため集落の立地する場所として選択され易い。このため、水位がわずかに上昇したような場合には、砂堆はそのまま残存し琵琶湖本体の湖岸線は移動せず、内湖部分が拡大すると考えられる。土地開発の歴史を考える際、砂堆および内湖の形成時期は重要なカギとなるものの琵琶湖沿岸ではこれまで十分に検討されておらず今後の課題である。

南湖および沿岸のリモートセンシング

琵琶湖の南湖は前述したように水深が極めて浅く、わずかな環境の変化でも大きな影響を受けると考えら



第5図 南湖の湖岸線変化 (1890~1990年)

れる。特に東岸はその傾向が著しい。また、野洲川や草津川の流入で土砂が運搬されてくるためである。

さらに、南湖の沿岸は琵琶湖の周辺では最も開発の進んだところであり、水質の汚濁などが極めて深刻な地域でもある。しかも、琵琶湖の水は近畿地方の飲料水としてかけがえの無いものである。しかし、瀬田川から流出するにしろ琵琶湖疎水によって取水されるにしろ、琵琶湖の水は南湖を通過しないわけにはいかない。そこで、琵琶湖の南湖およびその周辺を対象にして人工衛星データの解析を実施した。使用したのはランドサットのTM (Thematic Mapper) データである。

TMデータは、第6図に示したような範囲の波長の電磁波をカバーしている。そして、1～7の波長帯(バンド)はそれぞれに異なった特徴を有しており、これらを別々にあるいはいくつか重ねあわすことで様々な情報を導き出すことができる。第7図はTMバンド3を赤、TMバンド2を緑、そしてTMバンド1を青に割り振り表示させた自然色画像である。画像を構成する1点(ピクセル)は熱赤外線域(TMバンド6)をのぞき57×57km(間引率2)の範囲にあたり、1画面は400×512のピクセルから構成されていることから、およそ22.8×29.184kmの範囲が映し出されていることになるランドサットデータを利用した場合、解像度だけならば空中写真の方が勝っているのはいうまでもない。しかし、空中写真では可視光線以外の波長もカバーしており空中写真ではできないことが可能になる。たとえば第8図は琵琶湖の南湖および周辺のTMバンド3を赤、TMバンド4を緑、TMバンド2を青に割り

振った疑似自然色2倍拡大画像である。これには埋立地や人工改変の著しいところが明瞭に表現されているのである。また、第9図に示したように、熱赤外線域をカバーするTMバンド6の等濃度値をみると地表や水面の温度分布を知ることができる。これによれば、平野域の温度が最も高く、山麓や南湖の一部がこれに続き、山地域や北湖の西岸側で温度が低いことが判る。また、第10図で明らかのように、水面温度の高かった南湖の烏丸崎付近は、水面であるにもかかわらずTMバンド4をのぞき平野と類似したデータが得られた。これは、おそらく湖の付近の水深が-2.5m以下と極めて浅いことに起因すると考えられる。このことはTMバンド4が水域と陸域の区別に有効性を発揮することとも矛盾しない。

琵琶湖の南湖は、既に述べたように、現在、極めて水深が浅い。しかも野洲川や草津川などの運搬してくる土砂の堆積は、南湖をより浅いものにする。しかも、北湖と比較すると南湖は相対的に隆起する傾向がある。したがって、このままの状態が継続すれば、南湖が無くなってしまふ日もそれほど遠いことではないといえよう。

野洲川下流域平野の地形面・地形帯環境分析

鈴鹿山地の御在所岳(標高1209m)に源を発した野洲川(主流延長61km、流域面積387km²)は、野洲川の三上山(標高427m)付近から下流に琵琶湖沿岸で最大の平野を形成している。地形面環境分析レベルで平野域に注目すると、更新世段丘面相当層の上を沖積平野面が被覆しており、ここでは更新世段丘面の露出し

ているところはほとんど無い。野洲川下流域平野には複数の段丘崖がみとめられるものの、段丘面上において完新統が存在することから、これらは完新世に形成されたものとみなされる。したがって、従来からの考え方に立つならば、野洲川下流域平野は沖積平野面ということになる。

野洲川下流域の沖積平野面を地形帯環境分析レベルで捉えると、上流から下流側に向けて扇状地帯—自然堤防帯—三角州帯といった地形帯の配列をみとめることができる。

ここでは、従来、比較的多くの地形学の業績があげられてきた。その代表

電磁波帯域	TMバンド	波 長	判 別
可 視 域 青—緑	1	0.45~1.52 μm	落葉樹、針葉樹の区別など
可 視 域 緑	2	0.52~0.60 μm	植物の活力度など
可 視 域 赤	3	0.63~0.69 μm	植物の識別など
近 赤 外 域	4	0.76~0.90 μm	水、陸の区別など
中間赤外域	5	1.55~1.75 μm	地表の水分含有量など
	7	2.08~2.35 μm	
熱 赤 外 線	6	10.4~12.5 μm	地表や海面の温度分布推定

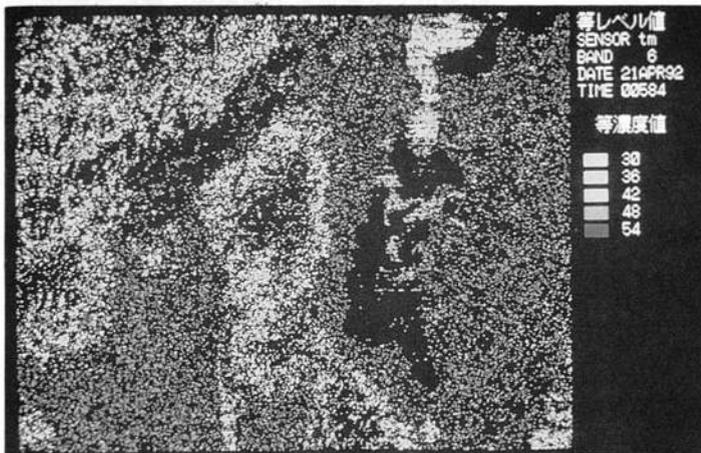
第6図 TMデータの波長域と特性



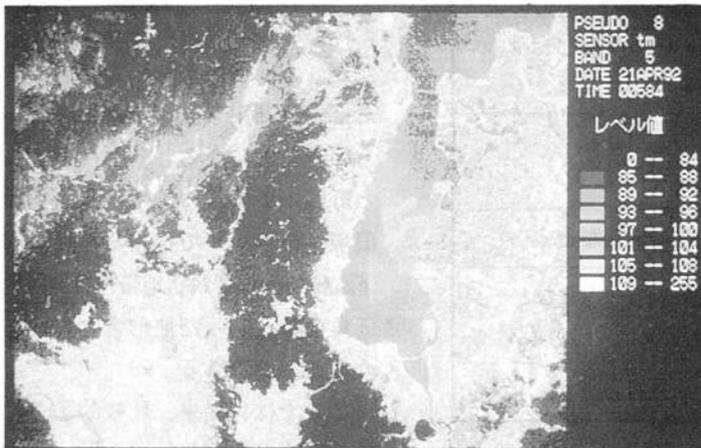
第7図 南湖および周辺の自然色画像



第8図 疑似自然色2倍拡大画像



第9図 TMバンド6等濃度値



第10図 烏丸崎沖の異常値分布

的なものとしては大矢雅彦(1973)、小林健太郎(1974)、籠瀬良明(1975)、辰己勝(1979、1981)などがある。これらの研究を地形環境分析の観点からすると、いずれも地形帯環境分析の段階に位置づけられるのである。しかしながら、これらのほとんどは現況の地形を形態、成因、構成物、土地条件などを指標に分類したものであり、形成時期、あるいは分類単位の規模(タイムスケール・スペーススケール)などは考慮されていない。

地形帯環境分析のレベルでみた場合、野洲川下流域平野は第11図に示したように扇状地帯Ⅰ、扇状地帯Ⅱ、自然堤防帯、三角州帯から構成されていると考えられる。

扇状地帯 扇状地帯は中洲と旧河道の集合体であり、砂礫で構成されていると考えられることが一般的である。ところが実際には、扇状地帯の主要部分となる礫層を被覆し、自然堤防を形成する地層が上層に存在する。この地層は、現在の地下水位よりも高い場合には黄灰色、それより低い場合には青灰色を呈するシルト質細砂-シルトで構成されている。比較的均質で、あまり遺物を含まないことから、これまでしばしば「黄色地山」と呼ばれたり、還元され青灰色をしている場合には「湖成(臨海部では海成)堆積物」と考えられたりしたが、そのいずれでもない。この地層は、堆積環境からみれば、河川の溢流堆積物と判断される。色調の違いは現在の地下水位と関係するにすぎないのである。そして、さらにその凹地部分(旧河道)には、シルトや粘土を主体とする後背湿地堆積物が覆っている。

さて、扇状地帯にあたる部分の1mインターバルの等高線図を検討すると、段丘崖と考えられる比高1~2mを測る2段の低い崖をみとめことができる。すなわち、扇状地帯はわずかではあるが段丘化した2面の地形面から構成されているのである。このうち上位の地形面には、野洲川右岸では野洲、五之里の集落が、野洲川左岸では守山から赤野井の集落が立地すると考えられる。

上位の地形面を構成する扇状地帯Ⅰでは、およそ24000年前に降下した始良Tn火山灰(通称AT)が現地表面下5mほどの深度で確認される。そしてその上を4mほどの厚さで砂礫が覆い、さらにそれを砂やシルトが被覆する。したがって、扇状地帯Ⅰを構成する砂礫が24000年以降に堆積したことになる。また、砂礫を被覆する砂・シルト層の上面からはこれまで縄文時代晩期以降に属する遺構が検出されていた。ところが、1994年に守山市教育委員会が下長遺跡において

縄文中期に遡る住居址群を検出したことから、完新世前半には完成していたことが明らかになってきた。

扇状地帯Ⅰと低い崖で区別される扇状地帯Ⅱ構成層は、中主町教育委員会の調査した木部遺跡において、6300年前に降下したアカホヤ火山灰を被覆し、その上面には縄文時代晩期~弥生時代前期の遺構が検出された。したがって、扇状地帯Ⅱの形成時期は、縄文時代後半に限定されると考えて良い。

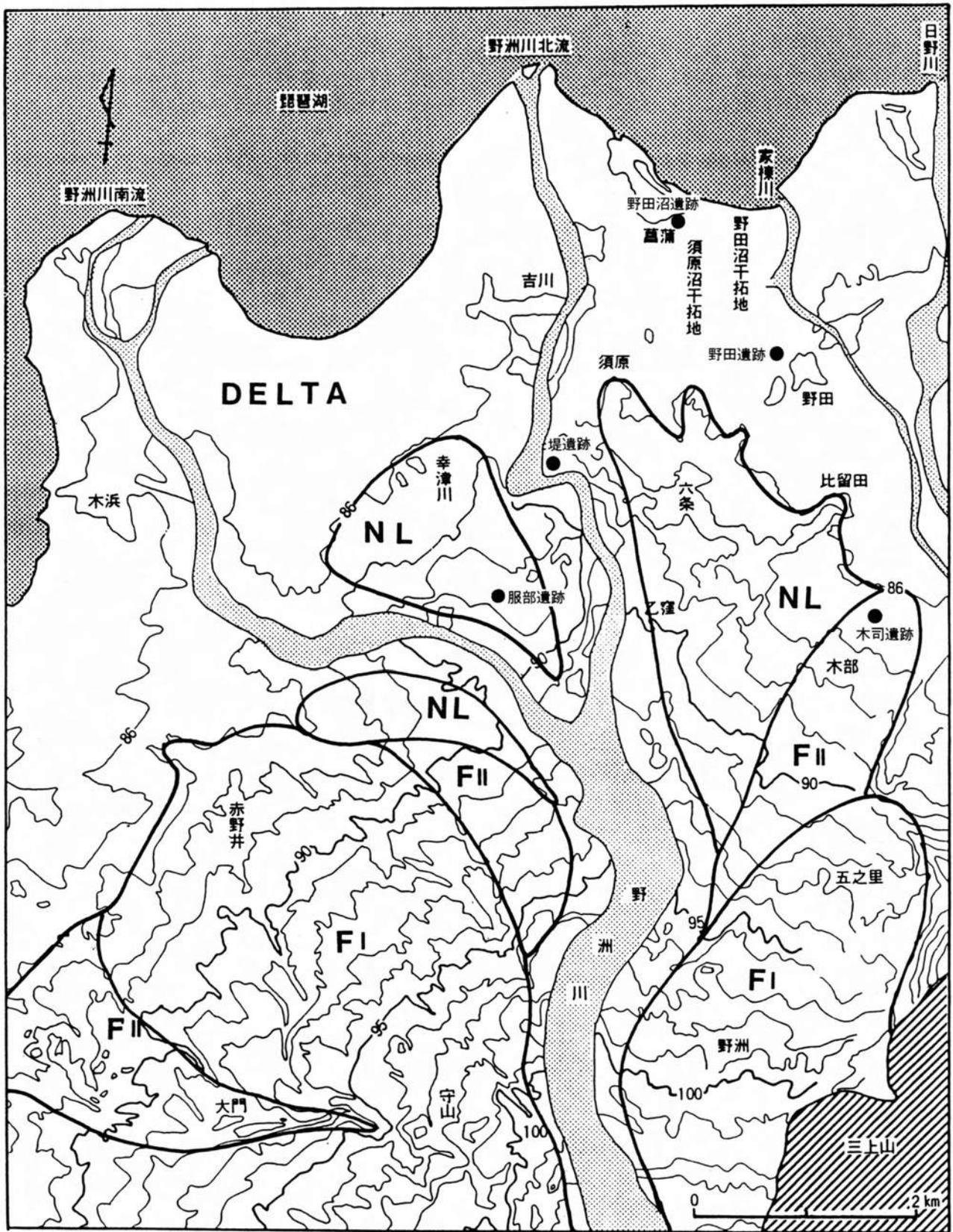
扇状地帯の傾斜(5~6/1000)は、後述する自然堤防帯(3/1000)や三角州Ⅰ・Ⅱ帯(<1/1000)の傾斜と比較すると急なため、河川の下流に向かうほど現在の地表面からの埋没深度が深くなる。仮に傾斜が一定とした場合、扇状地帯Ⅰは旧野洲川南流の河口付近でT.P.70m付近に位置することになる。また、扇状地帯Ⅱの分布高度もT.P.72m付近と推定される。すなわち、現在の湖岸線付近において扇状地帯Ⅰは、地表面下15mより深いところに位置することになる。また、扇状地帯Ⅱも、10m以深に埋没していると考えられる。野洲川の河口付近では始良Tn火山灰が発見されていないが、日野川の河口付近ではT.P.72m付近から、草津川の河口付近ではT.P.69.5m付近から検出されたと植村善博によって報告されており、上記の推定と矛盾しない。

自然堤防帯 自然堤防帯は、扇状地帯Ⅱの形成から取り残されたか、扇状地帯Ⅱが侵食された凹地に形成された。自然堤防帯は現在の野洲川の流路と標高95mの等高線が交差する付近を頂点とした同心円を描いているように見える。また、自然堤防や旧河道なども、この付近を中心に放射状に広がっている。

微高地を構成する自然堤防の上には、現在の集落や古墳が立地する他、弥生時代中期以降の遺物が散布することが知られている。また、守山市が大規模に調査した服部遺跡では、弥生時代前期には比較的低下な後背湿地に水田が営まれていた。ところが、これを覆い自然堤防を構成する砂・シルトが堆積した。そして、その上には弥生時代中期の方形周溝墓が造られていたのである。このことから、自然堤防帯の主要な形成時期が弥生時代の前期~中期の間にあったことが判る。

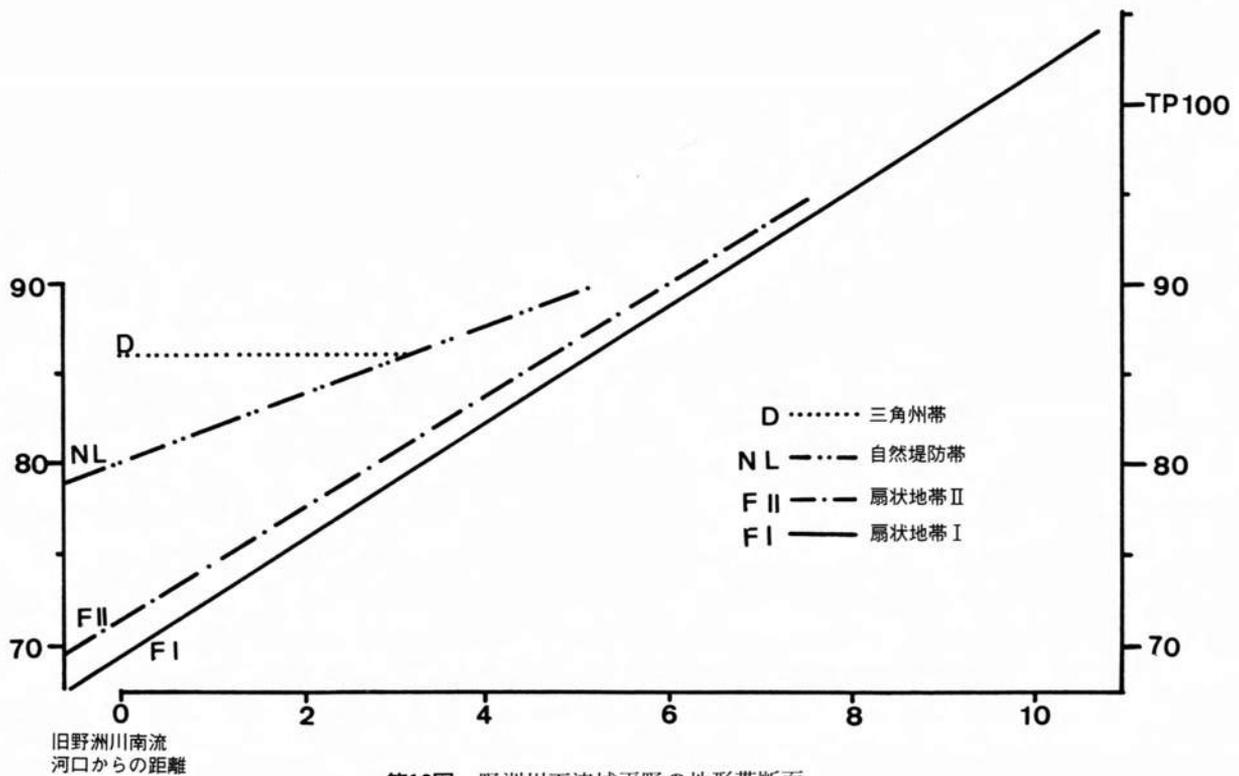
なお、烏丸崎の沖に水没し、小谷昌らに第3湖底段丘面と呼ばれた平坦面は、第12図に示すように地形の傾斜から自然堤防帯に対比される可能性が高い。

三角州帯 三角州帯は、自然堤防帯が埋め残した所や自然堤防帯が侵食された凹地を埋めており、形成時期のさらに新しいことが判る。三角州帯は微地形の分



DELTA 三角州帯 FII 扇状地帯II
 NL 自然堤防帯 FI 扇状地帯I

第11図 野洲川下流域平野の地形帯



第12図 野洲川下流域平野の地形帯断面

布状況からみて形成時期の異なる二つの地帯に細分される可能性が高い。

三角州I帯については、これまでほとんど埋蔵文化財の存在が知られておらず、発掘調査も実施されていないため詳細については不明な点が多い。三角州I帯の形成について知ることのできる数少ないデータのひとつとして中主町の野田遺跡がある。野田沼内湖に面した地域下水道工事の際に発見されたこの遺跡からは、埋没砂堆の形成過程を知ることのできる貴重なデータが得られたのである。ここでは現地表面下2 m 40cm付近に位置する20 a層(2340±75 Y. B. P. : N-5948)では砂堆の形成が進行していた。現地表面下2 mの16 b層(2000±75 Y. B. P. : N-5947)の堆積する頃までは琵琶湖の直接的な影響を受けていた。ところが、現地表から1 m 40cm下の14 a層(2100±75 Y. B. P. : N-5946)が地表面であった時代には水田が営まれていた。すなわち、この時には既に砂堆の形成は終了し、埋没が始まっていたのである。おそらく弥生時代中期頃にはここに汀線があったのであろう。前述したように、弥生時代中期頃には自然堤防帯で河成の堆積が進行していた。このことから考えると、三角州I帯のところには内湖が存在した可能性が高いと思われる。また、その内湖は弥生時代中期に急速に埋積し、全面ではないにしろ水田化が可能であったと推定される。

弥生時代中期は、この地域にとって大きく地形環境が変化し、土地利用も変わった画期となった時期といえよう。瀬戸内海の臨海平野と時期が一致している点で注目される。

さて、三角州II帯は、さらに3区分が可能である。すなわち、a. 現在の湖岸に沿って延びる砂堆列、b. 砂堆列と自然堤防帯の間に位置し、内湖となっていた地区、そして、c. 旧野洲川北流に沿って分布している天井川沿い微高地および河口洲地区がそれにあたる。

砂堆列は内列、中列、外列の3列に細分でき、内陸側に位置するものの方が早く形成された。具体的には内列砂堆は野田沼遺跡の調査によって940±80 Y. B. P. (N-5571)以前に遡る可能性が高いことが判明している。

砂堆列の形成が進むということは、同時に内湖の成立を意味している。内湖は臨海平野におけるラグーンと同様に波穏やかで、しかもバイオマスのポテンシャルが高いと考えられる。従って、湊としての利用をはじめ鳥類、魚介類などに恵まれた場所として人々に恩恵をもたらしたと考えられる。

野田沼内湖は、埋没砂堆と内列砂堆との間に形成された内湖を母体としたものである。その形成は、埋没砂堆が琵琶湖の直接的影響を受けていた弥生時代中期を遡る可能性はなく、内列砂堆が形成されていた11世

紀よりは古いと考えられる。また、陸化には第二次世界大戦中の食糧増産を目的として干拓が実施されるまでであったのである。内湖とその周辺は、極めて低平であるため、わずかな湖水面の上下や地盤の変動によっても陸水分布は大きく変化したものと考えられる。

ところで、天井川沿いの微高地部分において土砂の堆積が急増するのは、三角州Ⅱ帯にあたる中主町の堤遺跡では、野洲川北流の天井川が14世紀末以降に本格化し、100年程の間に進行したことが明らかになっている。また、吉川東出遺跡や比江遺跡でも、室町時代末以降に堆積が急増したのである。この微高地は自然堤防に類似しているものの、形成にあたっては築堤による流路の固定が大きな役割を果たしたと考えられる。また、天井川の形成は、河川およびその周辺の地下水位を上昇させた。

かつて、谷岡武雄は宇曾川、犬上川、愛知川下流の曾根内湖において15世紀に内湖が拡大し霸流荘域の沈水したと推定した。これは、まさに天井川の形成によって地下水位が上昇した時期にあたる。宇曾川、犬上川、愛知川の天井川化について直接的な資料を持ち合わせていないが、瀬戸内海沿岸の各地でも天井川化が野洲川とほぼ同時に起きていることからみて、全く無謀な推定ということにはならないと考える。

野洲川の下流域平野において現地表面を構成している地形帯は、上流側に位置するほど古い時代に形成されている。いいかえれば、野洲川の運搬してきた土砂の堆積場所が時間とともに下流へと移動しているのである。下流側に堆積の中心が移る時に、上流側では侵食が開始し段丘化していることに注目して置く必要がある。上流側は地形の形成を停止させ、下流側に堆積が集中するのである。また、上流側は段丘化によって土地条件は高燥になったのである。同様な現象は、瀬戸内海沿岸の各地でみとめられていた。かつては海水準変動で段丘化のメカニズムを説明できるように推定していた。ところが、海水準変動とは直接関係しないと考えられる琵琶湖の沿岸においても同様な現象がみとめられるのである。したがって、段丘化のメカニズムを海水準で説明するのは、琵琶湖の湖水準変動が海水準と同じ傾向を示すのでない限り困難になった。また、原因のひとつに上流側が相対的に上昇する地盤変動を考えると可能であるが、瀬戸内海沿岸から琵琶湖までの非常に広範な地域で同時に地盤変動が生じたとするにも無理があろう。瀬戸内海と琵琶湖の沿岸において地形が変化のする理由については、今後の慎

重な検討が必要である。

ま と め

琵琶湖沿岸の平野について地形環境分析を実施した結果、次のようなことが明らかになった。

- 1) 琵琶湖の湖岸線の変遷について、地形環境分析のレベルで大きな影響をおよぼしたのは、構造運動による地盤変動と考えられる。
- 2) 現在の琵琶湖は南湖、中湖、北湖の盆地が連結したものであり、特に南湖は他のふたつと性格を異にする。南湖は極めて浅いのに対し、中湖、北湖はかなりの深度がある。これには構造運動が深い関わりを持つものと考えられる。
- 3) 琵琶湖の西岸と東岸は性格を異にする。西岸近くに最も深いところがあり、東岸は相対的に浅い。これには構造運動と野洲川など河川の堆積が関与しているものと考えられる。
- 4) 人工衛星データのリモートセンシングによる南湖の分析では、守山市の烏丸崎沖に平野部分とほぼ同じ性格を示す地域が存在することが明らかになった。
- 5) 現在までのところ埋立による湖岸線の位置の変化は、比較的小規模にとどまっている。
- 6) 内湖の干拓によって生じた陸水分布の変化は、琵琶湖の東岸において顕著であった。
- 7) 野洲川下流域平野において、扇状地Ⅰ帯、扇状地Ⅱ帯、自然堤防帯、三角州Ⅰ帯、三角州Ⅱ帯のおよその形成時期が判明した。
- 8) 弥生時代中期に自然堤防帯や三角州Ⅰ帯で急激な地形環境の変化がみとめられた。
- 9) 埋没砂堆と内列砂堆の形成時期から野田沼内湖の形成時期がかなり絞り込めてきた。
- 10) 野洲川が天井川化したのは14世紀末以降であり、100年ほどの短期間に堆積が集中したようである。これによって、地下水位は急上昇した。地下水位の急上昇は、内湖の拡大をもたらせた可能性がある。

以上

琵琶湖沿岸平野の地形環境分析は、未だ極めて限定された地域においてしか実施できていない。今のところ、著者がこれまで瀬戸内海沿岸で行った調査と類似の傾向を示している。今後、より多くの地域を調査することで、地域性が明らかになってくるものと思われる。

注

1) 谷津栄寿が提唱した営力論な地形の見方は、その後、筑波大学や京都大学防災研究所に引き継がれ、「時間から独立した地形学」として発展している。他方、井関のような考え方は、「時間に従属した地形学」として、より詳細な時間の把握をめざした。埋蔵文化財の調査と共同研究はこのような観点の中で志向されたのである。地形環境分析は基本的に井関の考え方を推し進めたものであるが、河川の氾濫一回ごとに対応する極微地形環境分析レベルにおいては、谷津の観点を援用する。すなわち、極微地形環境レベルでは「同時異相」の概念が導入されるものの、微地形環境、地形帯環境、地形面環境、地形域環境のそれぞれのレベルでは、層相の違いは異なった時代に形成されたために生じたと考えられることとなる。

参考文献

「琵琶湖」編集委員会編 (1983)「琵琶湖—その自然と社会」
サンブライツ出版

滋賀大学湖沼研究所編 (1974)「びわ湖」I・II 三共科学選書

織田武雄 (1953) 湖東平野南部の総合調査 地理学評論26-6

谷岡武雄 (1964)「平野の開発」古今書店

谷津栄寿 (1953・54) 平衡河川の縦断面形について 資源研彙報33・34・35

井関弘太郎 (1983)「沖積平野」東京大学出版会

池田碩ほか (1983) 瀬田川とその周辺の地形・地質・水文 滋賀県文化財保護協会編「瀬田川」所収

辰巳 勝 (1989) 琵琶湖東岸の平野地形の特徴と光相寺遺跡周辺の地形 中主町教育委員会編「中主町文化財調査報告書第19集」所収

池田碩ほか (1970) 近江盆地の地形 滋賀県自然保護財団「滋賀県自然」所収

滋賀県教育委員会 (1979)「服部遺跡調査概要」

追記 本橋を執筆するにあたり、中主町教育委員会および守山市教育委員会が発掘調査をおこない明らかになったデータを使用させていただいた。末筆ながら感謝の意を表したい。

琵琶湖の水没村伝承

滋賀県教育委員会(仮称)琵琶湖博物館開設準備室

用田 政晴

Some Archaeological Notes on the Folk Tale of *Sunken Villages in Lake Biwa*

Yoda Masaharu, Lake Biwa Museum Project Office, Board of Education Shiga Prefecture

1. はじめに

琵琶湖の周辺では、かつての地震などの地殻変動によって、もともとあった村が水没したと言い伝えられているところがいくつか知られている(図1)。

これら湖水に沈んだ村は、しばしば「〇〇千軒」と呼ばれ、今でも湖中において石垣や井戸が見られたり、また古い絵図や古文書等によってそのことが説明されたりしている¹⁾。

ここでは、筆者が実際に現地調査を行なって見ることができた2つの「千軒」関係施設について紹介を行い、こうした千軒伝承と瀬田川の関りについて触れてみることにする。

2. 主な「千軒」村

(1) 三ツ矢千軒

高島郡安曇川町下小川の三ツ矢地区は、現在の湖岸から6~700mも離れているが、この地区のはずれに若宮神社という氏神がある。

社殿は小さいが、この神輿はかなり大きく、担ぐのには40人の人手が必要という。今の三ツ矢地区は23戸しかなく、とうていこれだけの神輿は担げない。このこともかつて住んでいた村の一部が現在の湖中に沈んだという根拠の一つになっている。

「大三ツ屋は(略)永田村より寅卯にありて葭島より百間許も沖に在りしなり。其村址は水底に石垣一町斗もあり、石橋もあり、早水の時五尺許の水底なり」(『高島郡誌』)。

その他、三ツ矢千軒伝承地付近の元禄期ころの絵図には、湖面の部分にまで小字名が付けられていたり、湖岸から約100m沖の湖底に石垣の崩れたあとが見られるという話も残されている。

(2) 藤江千軒

三ツ矢千軒のすぐ北、高島郡安曇川町藤江にはかつて5つの神社があり、「湖水四丁程の水底に黒野神社の当時のお旅所の敷石が見える。」という(『安曇川のむかし話』)。

「往古は藤江千軒と称して今の民家より東方に数百軒の人家ありしが、豊臣秀吉が大阪築城に当り、勢多川の下流鹿飛米浙の地に湖水の流れを堰止めしかば、湖水氾濫して沿湖の人家多く流出し、今は僅かに其一部を残せるなりと云う。南北の二大沼松木梅木も豊臣時代までは田地なりしが、藤江千軒水害の際に共に水底に没して二大内湖なりしと伝う」(『高島郡誌』)。

また地元の人の話によると、「石垣等が見られる」と言い、慶長7年(1602年)6月22日付け『江州高島郡藤江今在家村検地帳』では、現在の内湖も含まれているという。

(3) 阿曾津千軒

阿曾津婆の伝説で有名な、伊香郡高月町西野にあったという村である。

「嵐と津波みたいなのがやってきたんやなあ。(略)部落をひと飲みにしてどおと、琵琶湖の中へ引きずり込んでみた。(略)在所で「の」のつく所は、皆、逃げたんや言うて。「七野」あるんですわ。七里村ちゅうてね。そこが、磯野、柳野、熊野、習志野、桑野、東野、西野言うて」(「阿曾津婆(七野の地名由来)」『西浅井のむかし話』)。

深さ約20mの湖底からは、1974年に古墳時代の須恵器と土師器が採集されており、湖底を示す等深線図によるとかなり深い部分ではあるが、沖への張り出した地形が認められる。

(4) その他の水没村伝承

高島郡安曇川町北船木は、「往者は船木千軒と称したりと。(略)某年洪水氾濫して湖辺水底となり、殊に南浜の一部甚しく陥落したり」(『高島郡誌』)と伝えられる。

マキノ町西浜にある誓行寺は、「もと寺域今の湖中にあり」(高島高校歴史研究会『歴史研究』8)、白鬚大名神は、「土俗伝云、当社の鳥居は前汀湖中にあり、昔は陸地にありしに湖水増して今水中となる」(『近江輿地史略』)という。琵琶湖博物館準備室所蔵の18世紀前葉の作とされる『近江名所図屏風』に描かれたこの鳥居は、確かに陸上部に存在する(写真1)。

一方、琵琶湖東岸では、「神照村大字祇園の西に古へ西浜村と称せし村ありしが、曾て地震により陥落して村の大半を失ひ、その後、今の大字祇園及び長浜町に移住するものあり。(略)此の西浜村の陥没は寛政頃の地震なりと伝う」(『改訂近江坂田郡志』)。

「長浜城は今日の湖岸より約40間の沖まで地域ありしものが、波浪の為に削られしもなりと伝えられ、湖に石垣の痕跡遺れり」(『同上』)という。

また、尚江千軒は坂田郡米原町筑摩と朝妻の間にあつたと言われ、「古へ筑摩の西北に当り、尚江と称する大村ありしが、中古大地震の時、その地陥落して湖中に沈めりと伝へ、風浪なき日、湖底を瞰視すれば、井戸の遺趾等を見る事を得べしといへり」(『坂田郡誌』)と言われ、現在の湖岸近くの湖中に井戸跡が確認されているようである。

磯千軒は、「米原町大字磯の漁人の談に、磯より三・四十町を隔つる湖中の一帯に浅瀬あり、湖水澄徹の日に水底を凝視すれば、井戸の土筒等点々存在するを見る」(『同上』)。

その他、新旭町の森浜沖周辺での湖中の隠れ道伝承などがよく知られている。

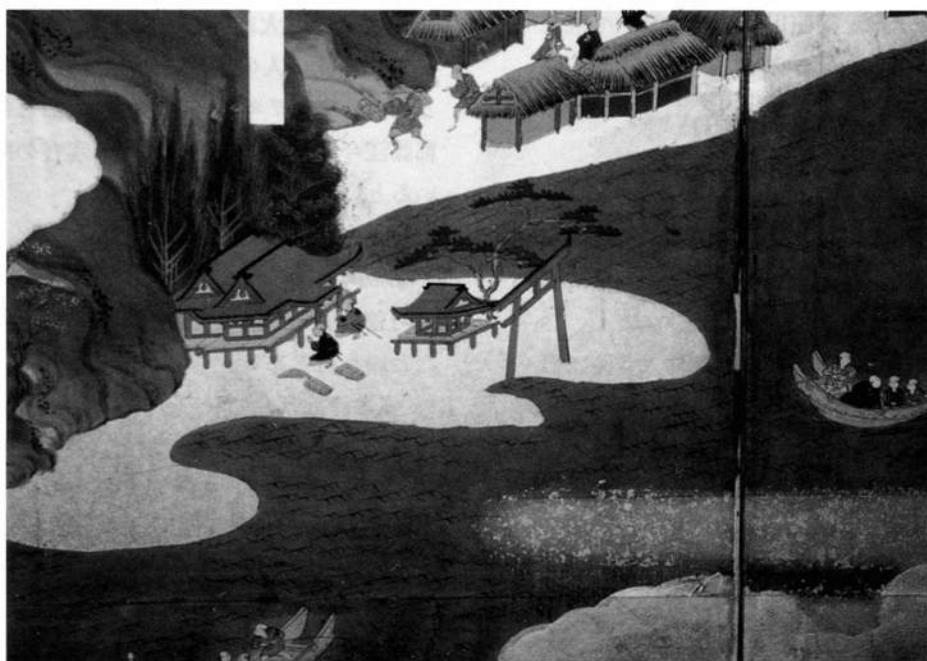


写真1 『近江名所図屏風』に描かれた白鬚神社

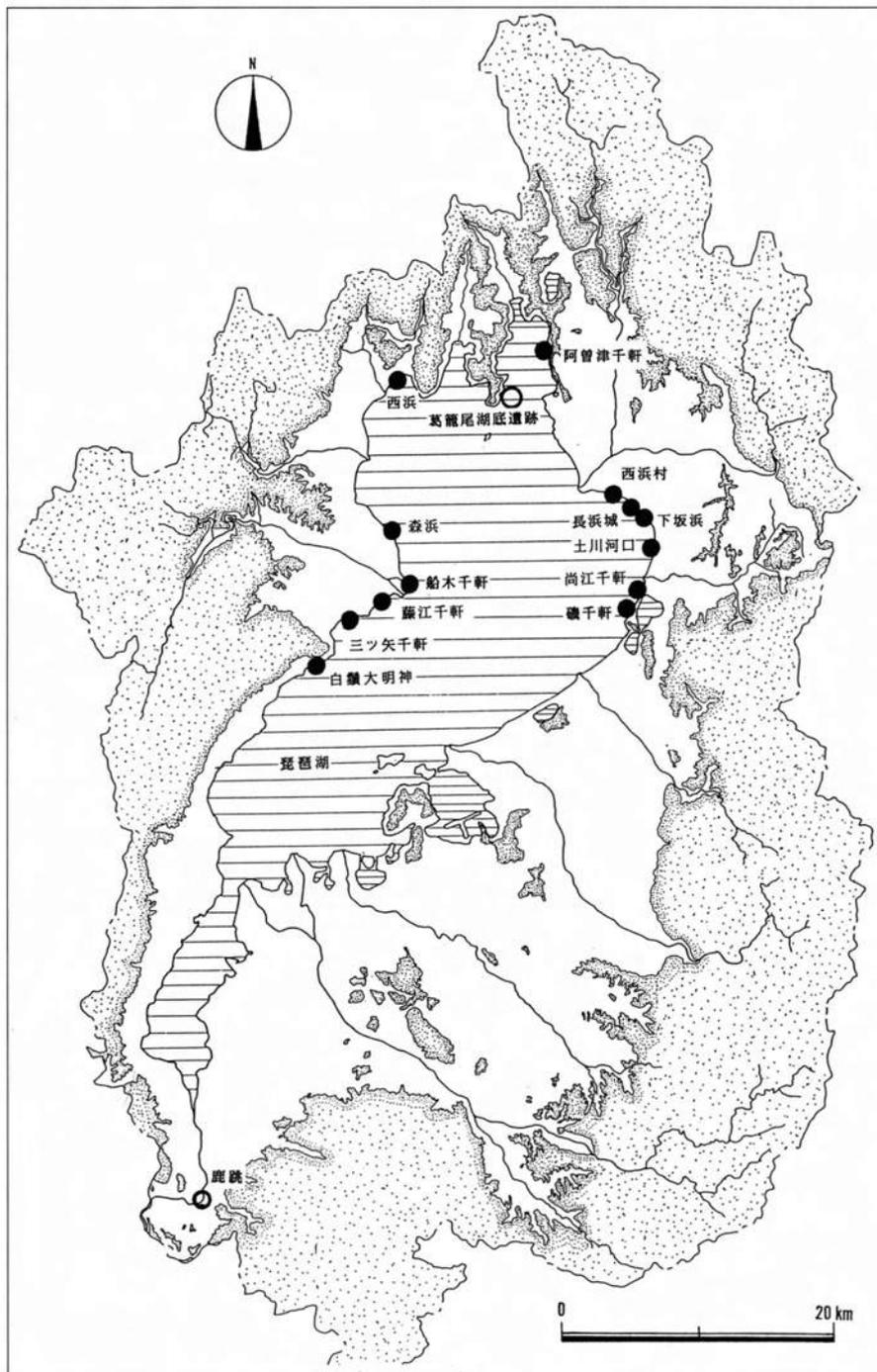


図1 琵琶湖の主な水没村伝承地と関係地

3. 三ツ矢千軒と阿曾津千軒の調査

(1) 三ツ矢千軒の石積

小谷昌による琵琶湖国定公園学術調査の際の報告に、三ツ矢千軒の「湖底石堤」位置図が示されている⁽²⁾。文章による説明はないが、現在の三ツ矢集落から南に向かい琵琶湖に注ぐ小河川河口部すぐ東側湖中に「湖底石堤」が沖に向かい約100m伸び、その先がやや東に曲がって表現されている。幅10m～20m程度と見ることができ、深さ約2mから2.5mの湖底まで石堤は存在するようである。

筆者が1986年11月13日に現地調査を行なった時、小谷の「石堤」とほぼ同規模・同形状の石堤を発見した。ただ、位置が小谷の図と少し異なり、西へ約30mずれる。ちょうど鯉川河口部の東側に位置し、国民年金センターの沖に相当する。ここは現在の高島町域に入るが、今の三矢集落の真南約500mの位置である(図2、写真2)。

当日の琵琶湖水位は、標準水位よりマイナス50cm程であったが、この石堤は船上より容易に見ることがで

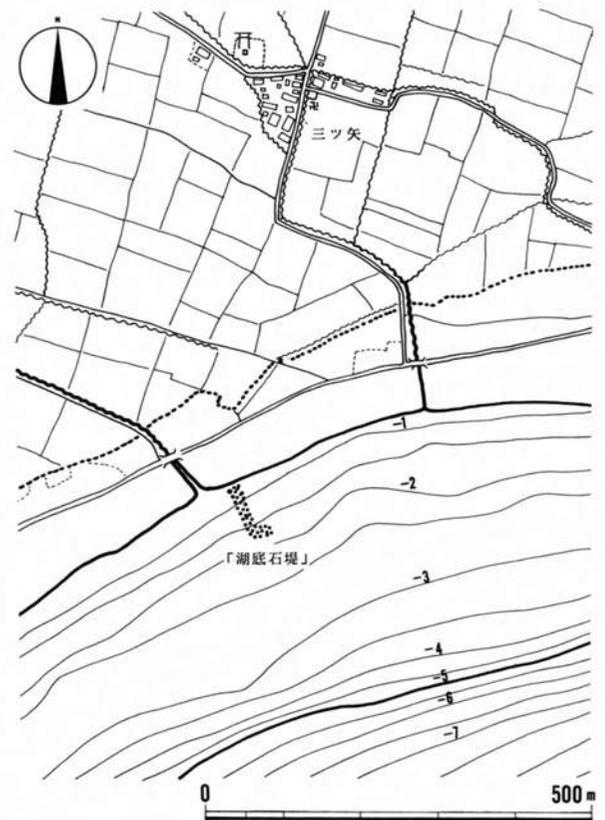


図2 「三ツ矢千軒」付近地形図





写真3 「三矢千軒」石堤（湖上から撮影）



写真4 「三矢千軒」石堤に用いられた石仏

きた(写真3)。また実際にその石堤の裾に人間が立って見たところ、水は胸付近まであり、当時の水位を考えあわせると石堤は、標準水位からマイナス2m程度の湖底にまでその先端は延びていることになる。

石堤は、一抱え程度かそれ以上の大きさの自然石からなり、その堤の断面は大雑把に言うと台形か半円形になるようである。それらの石のなかに転用された石仏を一体発見した。像高約50cmの半肉彫製品で、中世を大きく遡るものではないという印象を得たが、現物はすぐに元の位置に戻した(写真4)。

ただ、これより20年近く前に高島の漁師岡村平佐衛門氏が同様の石仏をここから引き上げ、高島町永田の長盛寺に奉納しており、今も見ることができる。岡村氏の話によると、現地では石積みの他に直径約1.5m程の井戸もあり、石仏はこの井戸の脇にあったという。

その他、地元でのいくつかの証言も石堤と木杭の存在を知らせるものであるが、現在までのところ、これら石堤は港の防波堤機能を持ったものであろうと考えるほかない。ただそのおおよそ位置と規模および水深が明らかになったのみであるが、防波堤あるいは棧橋

であるなら、少なくとも今の標準水位より約1.5mは水位が低くないと機能しないものであったらうと言うことができる。

これに関連して、ほぼ同じ頃、新旭町深溝浜において浜から沖に向かって伸びる同様の石堤を見ることができた(写真5)。異常渇水の埋蔵文化財への影響を調査していた時で、幅約10m、長さ約50mに渡って一抱え大の割り石が積まれていた。縁辺部には木杭も見ることができたが、その周囲にはその他の施設・遺構などは認められていなかった。

(2) 阿曾津千軒の石臼と石積

1986年4月、朝日新聞社が中心になって水中テレビロボットを使って行なった琵琶湖底探査が、阿曾津千軒伝承地(図3)でも行なわれた。

調査の結果、湖岸から10mほどは緩やかな湖底で、水深4~5mのところから急斜面になって、水深20~23m付近で再びなだらかになる地形であった。この急斜面の途中、水深15m付近で湖岸線に沿って数10mに渡って石積み帯が連続していたという⁽³⁾。



写真5 新旭町深溝浜石堤(異常渇水時)

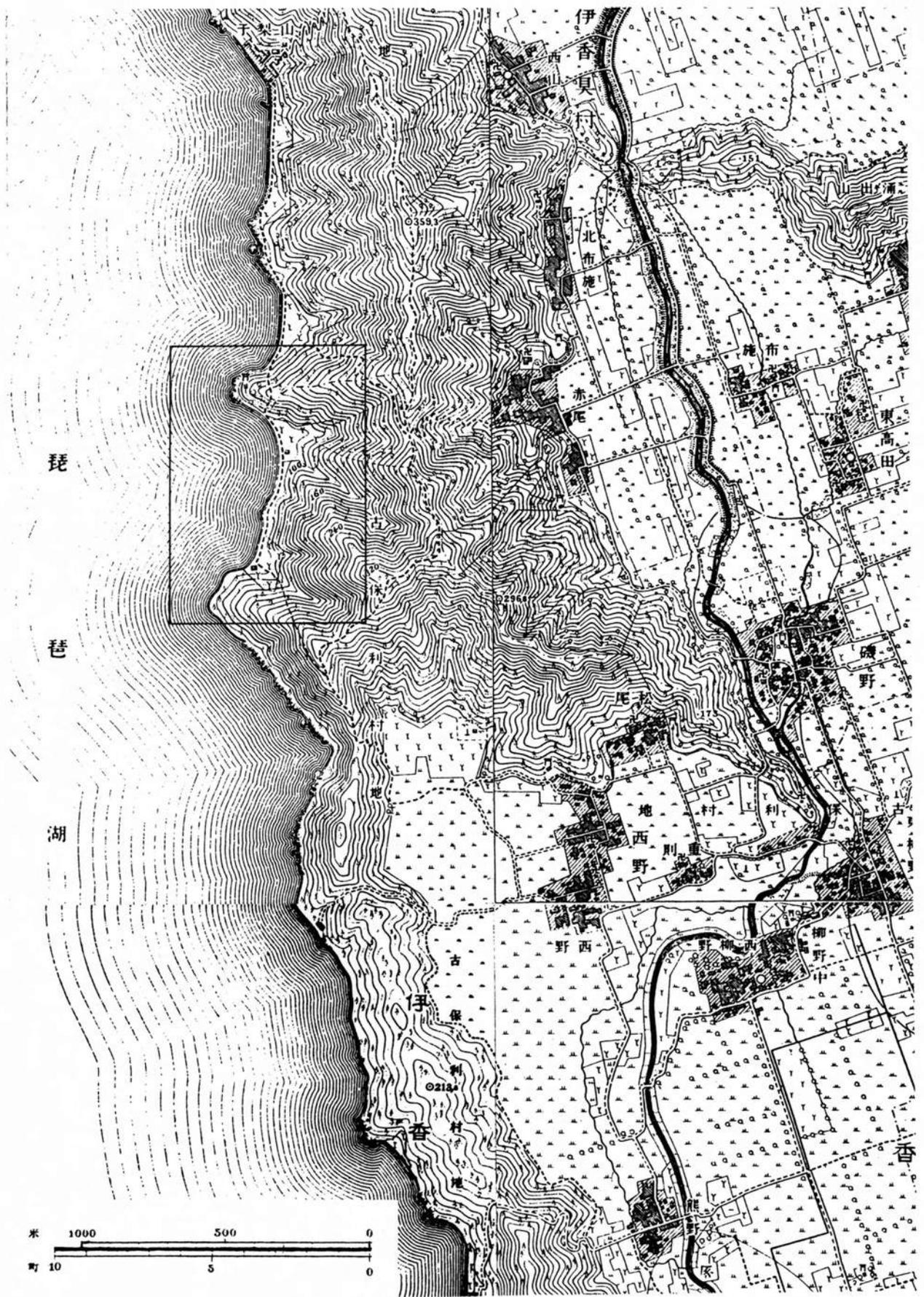


図3 「阿曾津千軒」周辺地形図(明治28年)

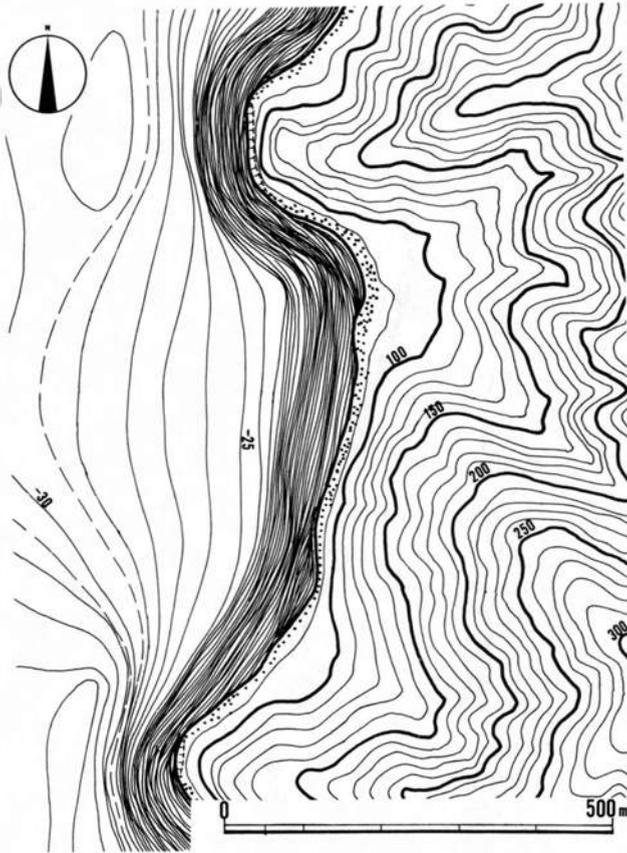


図4 「阿曾津千軒」付近地形図

同じ年の11月に、筆者も同様の水中カメラロボットを使用した湖底の調査を行なったが、この時も全体像はつかめなかったものの、水深約10m付近から約15m付近までの間で多数の石を確認し、中には石列とおぼしきものも見ることができた。またこの伝承地の北側湖底の水深約8m付近で、今でも農村部で見ることができる石臼を発見した(図4)。

一方、この阿曾津千軒伝承地の陸上部分は、崖錐性の堆積物からなる2haほどの狭くて急な扇状地状の地形で、地表面は礫をかなり含む砂礫土からなる(写真6)。今でも小さなお社と柳の木が残るこの陸上部は、石積みによって数段の雛壇状平坦地が形成されており、こうした平地群の南端に、山の東側にあたる西野集落から八ツ岩の鞍部を越えて来る「若狭道」が取りつく。この先、北側へは明治28年測図の陸地測量部地図によると現在の木之本町山梨子まで続いていたようである。

伊香郡を中心とした地域の歴史研究に情熱を燃やされた今井清右衛門氏に、生前、この阿曾津千軒のことをお伺いした際に以下のようなご教示を得た。

<大字西野を中心に古文書、過去帳等をずいぶん調べたが、阿曾津という名前は出てこない。また江戸時



写真6 「阿曾津千軒」付近

代には、木戸ヶ浜、片山、山梨子がこの地域の物資の集積地であり、特に、彦根藩への米は、船積みのために木戸ヶ浜へ集められたという。このように阿曾津は、近世以降は全く知られなくなったようである。>

以上のことから、阿曾津の湖底、水深およそ8 mから10数mには石積みと石臼が遺存することから村とおぼしき遺構が眠っていると考えられ、かつそれが湖中に没したのは近世以前のことと類推することができる。

(3) 瀬田川と琵琶湖水位

従来、水深1～2 m程度の位置に沈んでいるいわゆる琵琶湖の湖底遺跡は、平安時代の末から鎌倉時代の初めごろまでにすべて廃絶したものであると言われてきたが、近年の琵琶湖のマイナス1 m程度の水位低下の際の筆者等の調査によって、鎌倉時代以降の遺跡もいくつか発見されるようになった。例えば、長浜市下坂浜地先や近江町土川河口付近の琵琶湖湖底では、灰釉陶器、山茶碗のほか中・近世の陶器や土師質の土器を採集している。

また、琵琶湖総合開発事業にともなう琵琶湖周辺の数多くの発掘調査により、大雑把ながら現在の標準水位よりマイナス4 mで縄文時代前・中期、マイナス3 mで縄文時代晩期、マイナス2 mで弥生時代前・中期の遺構面が存在することが明らかになってきている。

一方、陸水学や花粉分析等の成果により縄文時代においても2～3回の水位変動があったことが裏付けられている⁴⁾。

現在も残る水没村伝承地は、阿曾津千軒だけが近世以前で、他の三ツ矢千軒などは関係文書等の記述や古絵図も考えあわせると、近世前期である蓋然性が高い。また、多くの千軒伝承のほか長浜城、坂本城の湖中の石垣なども考えあわせると琵琶湖全域に分布すると考えてよい。

文献上、地震による水没と言われているのが尚江千軒、西浜村、洪水・津波によると言われているものが船木千軒、阿曾津千軒、白鬚大明神、そして大坂築城によるといわれているのが藤江千軒である。

現象的には琵琶湖の水位上昇による水没と考えるのが自然である。水位上昇とは『山槐記』に言うような一時的な津波か、琵琶湖全体の水位上昇のどちらかであるが、少なくとも一時的な津波というものは地震によるもの以外に原因はない。

また全体の水位上昇は、琵琶湖から唯一流れ出る河川瀬田川の停滞、川床の上昇によるものである。「湖

辺の田園は従来湖水氾濫の外を被りしが、近年瀬田川改修工事後其害を被ること減少せり」(『高島郡誌』)。

古くから瀬田川の川床には土砂が堆積しやすく、水が塞ぎ止められ、湖岸のあちこちにたびたび水害をもたらしていた。明治33年(1900年)の瀬田川改修以前は、現在の12分の1の流下能力しかなく⁵⁾、特に弘法大師が鹿の背に乗って跳び渡ったという伝承が残る大津市の鹿飛橋付近は、そうした原因の場所であった。

瀬田川浚渫の願い出は、寛文年間より明治まで20数回にわたっている。しかし、供御瀬と鹿跳は軍事上の秘密の徒渉点であり、京都の防衛、彦根城・膳所城の堀の水位の確保、湖周辺の50にもものぼる村の意見の不一致、下流部の大阪淀川筋が反対したことなどにより⁶⁾、なかなか受け入れられなかったが、とりあえず幕府は寛文10年から瀬田川浚渫に着手はしている⁷⁾。これが寛文2年(1662年)に起こった高島町上音羽を震源地とするマグニチュード7.6の大地震により⁸⁾、瀬田川川床に土砂が堆積し、その結果、浚渫せざるをえなかったものと考えられる。またこの地震の前後の高島郡の絵図の分析により、田畑の減少が証明されているところである⁹⁾。

こうしたところから、多くの洪水・津波伝承を伴う村の水没は、地震に伴う大がかりな地形活動で証明するより、瀬田川の疎通能力の低下が直接の原因と考えてよい。

そうした中で、説明し難いものは阿曾津千軒である。近世以前に水深8から10数mに沈んだ阿曾津の村は、やはり局地的な地形活動も含めて考えたほうがよさそうであるし、現在の周辺地形も切り立った崖錐性の斜面からすぐ湖になることがそのことを裏付けているようである。

最後に水没村に関連して、著名な葛籠尾崎湖底遺跡について触れておく。

この遺跡の評価に関しては、今のところ丸山龍平の理解が最も自然である¹⁰⁾。それを要約すると、この遺跡の出土品はその組成からも遺存状況からも、一般の集落と同じではなく特殊な性格をもつこと。この周辺の地形形成はすでに縄文時代中期に完了しており、それより後の大規模な地形変動等は認められないということである。

この遺跡の性格についての筆者の意見は、丸山のそれとは少し異なるが、それはともかく葛籠尾崎遺跡を水没村の一つとは位置付けず、湖上における水神祭祀ととりあえずしておきたい。

註

- (1) 琵琶湖の水没村伝承については、かつて古川与志継が詳らかに紹介・分析している（「におの海の変貌—琵琶湖の水位の変動をめぐって—」『近江』第3号 1973年）
- (2) 小谷 昌 「琵琶湖の湖底地形およびその環境」『琵琶湖国定公園学術調査報告書』 1971年
- (3) 『朝日新聞』1986年4月5日付け朝刊および林 博通氏のご教示による。
- (4) 用田政晴「余呉湖の埋没林とその評価」『余呉町埋蔵文化財発掘調査報告書』1 1985年
- (5) 全国治水砂防協会『日本砂防史』 1981年
- (6) 饗庭昌威「水とのたたかい」『近江』第3号 1973年
- (7) 『琵琶湖治水沿革誌』 1925年
- (8) 大長昭雄・松田時彦「寛文2年の近江の地震—地変を語る郷帳」『古地震—歴史資料と活断層からさぐる』 1982年
- (9) 内藤 登「特別展『湖西の古地図』余話—高島郡南部湖畔の沈下—」『安曇川文芸会館ニュース』第9号 1981年
- (10) 丸山龍平「葛籠尾崎湖底遺跡の考古学的検討覚書」『滋賀考古学論叢』 第3集 1986年

湖底の遺跡と集落分布

(財)滋賀県文化財保護協会
濱 修

Off Shore Sites of Lake Biwa and the Distribution of Ancient Villages

HAMA Osamu, Shiga Institute for Cultural Heritage Protection

1. はじめに

京阪神の水源を確保するための琵琶湖総合開発は、琵琶湖の湖岸周辺の環境を大きく変貌させた。以前は広大な葦原や、柳の大木の生い茂る湖岸の風景は、近代的な湖岸道路や、舟溜まりとなった。しかし、これまで知られていなかった湖底の遺跡の存在が明らかになり、縄文時代や弥生時代の人々の営みが長い眠りの中から目覚める機会ともなった。そして、志那湖底遺跡や赤野井湾遺跡の多くの部分や、粟津第1・2貝塚などが現状保存されることとなった。

琵琶湖総合開発に伴う遺跡の調査は、昭和48年度の分布調査から始まり、本格的発掘調査は昭和52年度より始まり平成3年度までに33近い遺跡で、215件の発掘調査を行った。

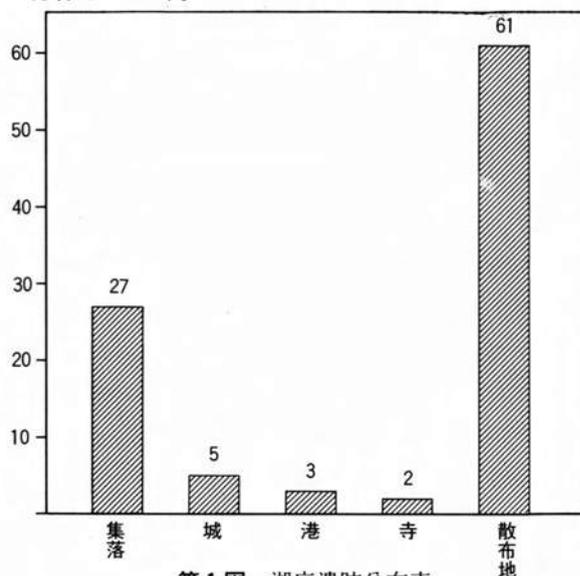
発掘調査の結果、滋賀県最古の遺物である約2万年前の後期旧石器時代のナイフ形石器が瀬田川の川底より出土したり、守山市の赤野井湾遺跡では約6,300年前の縄文時代早期の集石遺構が水面下約4mの湖底から見つかった。また、瀬田川入口の粟津湖底遺跡では縄文時代中期の貝塚から当時の食生活を知る上での貴重な動植物の残骸も出土した。弥生時代では新旭町の針江浜遺跡より前期から中期にかけての住居跡や水田が見つかり、守山市の小津浜遺跡でも同時期の遺構が出土し、草津市の烏丸崎遺跡ではこの時期の方形周溝墓や玉造工房が発見された。古墳時代では赤野井湾遺跡や小津浜遺跡から水辺の祭祀遺構が見つっている。さらに歴史時代になると、瀬田の唐橋遺跡では白鳳時代の橋脚遺構が出土し、赤野井湾遺跡では白鳳期の瓦集積遺構や、湖北町の尾上遺跡では奈良時代の人形や斎串を用いた祭祀遺構が見つっている。平安時代になると遺物の出土は見られるが湖底での明確な遺構は

次第に少なくなる。

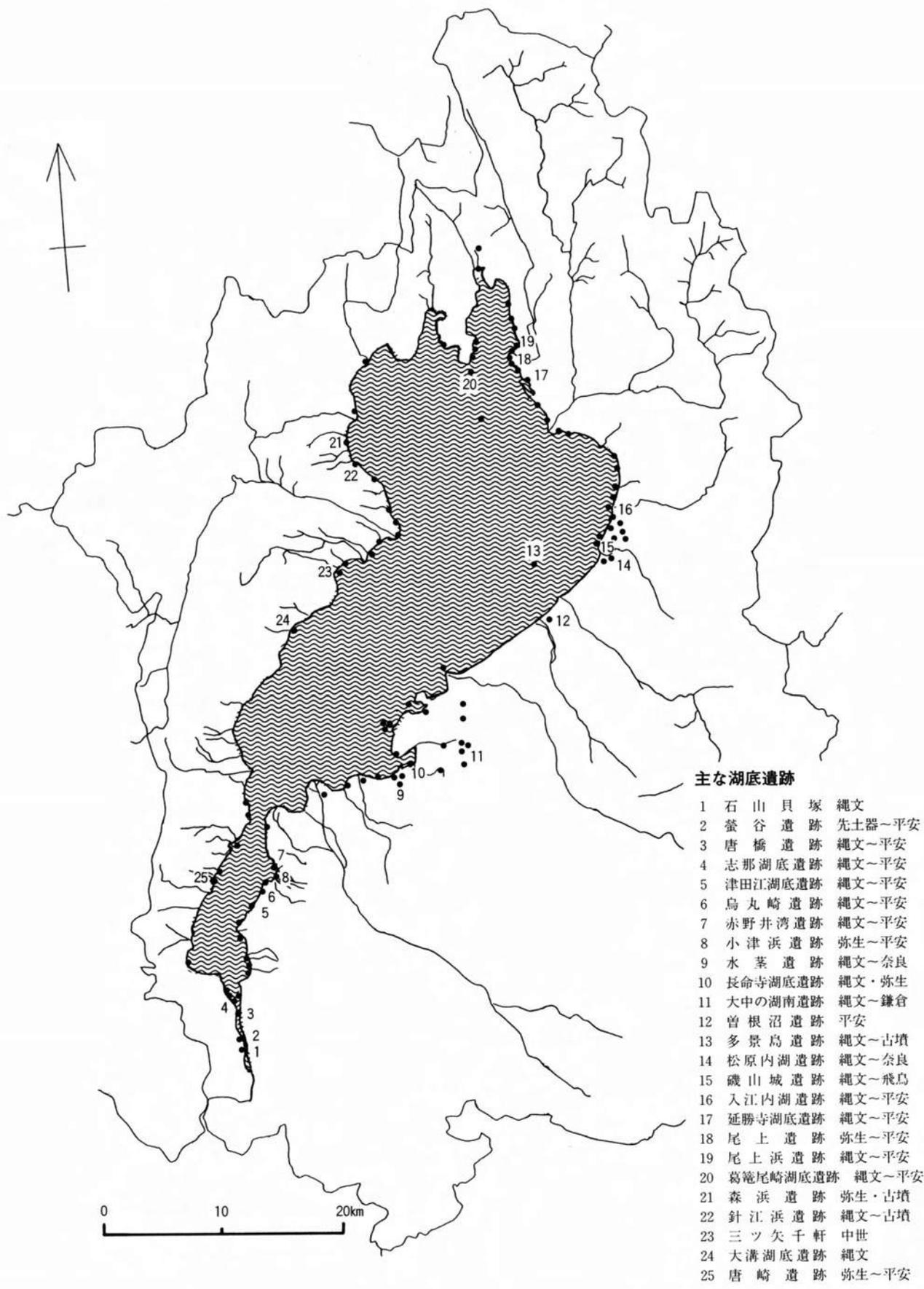
こうした湖底遺跡の成立の要因については様々な論議がなされているが、その要因については水位が上昇したと考えるか地盤が沈降したと考えるか何れかである。地盤の沈降は地震により急激に起きる場合、毎年1mmといわれる自然沈降による場合、水位の上昇は気候の急激な変動にともなう降水量の増大、琵琶湖の唯一の排水口である瀬田川の川床の相対的上昇などによる。

今回は湖底遺跡の成立要因もさることながら、縄文時代から平安時代に成立した遺構を検討し水辺における人々の暮らしについて考えたい。また、同時代の周辺の遺跡と比較検討する事で湖底遺跡の性格について分析してみたい。

なお、湖底遺跡の概念には明確な規定を当てはめるのは困難であるが、今回は現在の琵琶湖の平均水位を基準にして、水位以下に存在する遺跡を広く湖底遺跡と総称しておく。



第1図 湖底遺跡分布表



第2図 湖底遺跡分布図

2. 湖底遺跡の特徴

今回の琵琶湖総合開発に伴い33遺跡215カ所の発掘調査をおこなった¹⁾。

現在湖岸・湖底に存在する遺跡は98遺跡ある。今回はこれらの遺跡の内約3分の1発掘調査したことになる。

地域別では湖南・湖東が全体の約4分の1、湖北が約3分の1、湖西がやや少なく約1割強である。特に湖西の南部地域は大川がなく扇状地形や湖岸デルタの発達が乏しく湖岸の平野部が少ないことによると思われる。

遺跡の立地条件では湖底・湖岸に立地する遺跡が約50%、湖岸に立地する遺跡が約4分の1、旧内湖に立地する遺跡が5分の1、瀬田川周辺の遺跡が数件含まれる。遺跡の性格としては集落遺跡（住居跡、墓、水田、貝塚など）が約27件、城跡5件、港湾施設3件、寺院跡2件などでその他6割は散布地である。このうち近年の発掘調査において確実に人間生活が営まれた遺構が発見されている遺跡は17遺跡あり、その中でも特筆すべき遺跡では粟津貝塚、志那湖底遺跡、津田江湖底遺跡、烏丸崎遺跡、小津浜遺跡、赤野井湾遺跡、大中の湖南遺跡、松原内湖遺跡、磯山城遺跡、延勝寺湖底遺跡、尾上遺跡、針江浜遺跡などがある。

時代別の分布では縄文時代～平安時代の遺物が出土する遺跡が全体の5割と圧倒的に多い。また縄文時代だけの遺跡は15遺跡、弥生時代が5遺跡、旧石器時代の遺物が出土が2遺跡で前近代の遺跡が全体の8割以上を占めることになる。近現代の遺跡では城郭や港湾など意図的に水中に建造物を構築したもので、陸上にあった集落が水没した遺跡とは性格が異なる。こうした特別な意図を持った遺跡を除外すると、湖底遺跡は近世以降ほとんど形成されていない。

3. 遺跡の分布と水位の変化

(1) 瀬田川周辺

瀬田川周辺で発掘調査が行われ琵琶湖の水位変化を検討できる遺跡としては石山貝塚、螢谷遺跡の瀬田川底遺跡、唐橋遺跡、瀬田川入口の粟津貝塚、大江湖底遺跡等がある。

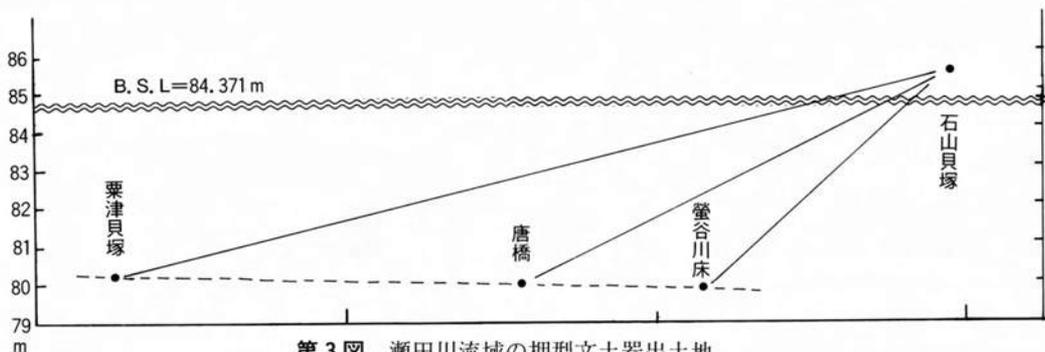
石山貝塚は平安高校等が発掘調査した「石山貝塚概説²⁾」(1956)によれば貝塚底部の泥砂中の鉄分含有量から貝塚形成直前の川底が明らかになったとした。それによると当時の川底は海拔85.5mであるとした。

また、1989年の調査³⁾では貝層の末端部の堆積が約30m瀬田川寄りで見つっているが、ここでは貝塚最下層の黒土層と同じ押型文土器を含む黒色粘土層が86.0mで見つっている。

貝塚最下層の黒色土は縄文時代早期の遺物包含層ではほぼ85.5～86.0m前後にあり、その下層が当時の川底と考えると、現在の川底より4m近く高水位となる。

螢谷遺跡では縄文時代早期末の貝塚とされる螢谷貝塚が瀬田川右岸の標高89m付近にある。また、瀬田川川底には縄文時代から平安時代にかけての遺物包含層や集石遺構があり多くの遺物が出土⁴⁾している。縄文時代早期の押型文土器は標高79.8m以上から出土し、縄文時代早期末から前期初頭の包含層は80.5m付近に集中する。また、平安時代の包含層は80.65mから81.7mにかけて存在する。

唐橋遺跡では4時期の橋脚遺構と、礎石が標高80.8m前後を基盤として検出⁵⁾されている。4時期の橋脚遺構の年代は第1橋脚、第2橋脚は7世紀代、第3橋脚は8世紀前半、第4橋脚は12～13世紀の年代観が考えられている。出土する遺物は縄文時代早期から近世まで多様であるが、橋脚遺構建設時の遺物以外も多く出土していることから瀬田川の川岸に遺跡が存在した事になる。縄文時代では草創期の石器や早期の押型文土器が出土していることが注目される。



第3図 瀬田川流域の押型文土器出土地

粟津貝塚は唐橋遺跡の上流で南湖のほぼ末端にあり、縄文時代早期末から中期前半の貝塚⁶⁾がある。最近の発掘調査では以前から確認されていた第1・第2貝塚以外に小規模ではあるが縄文時代中期前半の第3の貝塚が発見され、全面発掘調査された。この調査は縄文時代の生活様式を知る上での貴重なデータを提供することとなった。とりわけ、これまでは貝塚内からほとんど出土する事なかった植物遺体が層位的に出土し、縄文人の季節性が明らかになった事である。貝塚の標高は81.5m~81.0mで緩やかに傾斜しながら堆積している。さらに、この下層には縄文時代前期前半の土器を含む包含層や、動物の足跡が見ついている。さらに標高81.2mで縄文時代早期の流路やクリ塚と思われる遺構が見ついている。さらに試掘調査で位置の確認がされている第1・第2貝塚では早期、前期、中期、後期の遺物が出土し、漆塗りの土器、石器、骨角器、海水産の貝、イノシシ、シカなどの獣骨類など多様な生活遺物が出土している。

粟津貝塚は縄文時代早期の流路から出土したヒョウタンの¹⁴C年代から9,600 B. P.の年代が示されており、貝塚の最盛期である縄文時代中期初頭が約4,800年前であるから、その間約5,000年余り人間生活の活動の場であったことになる。

瀬田川入り口の粟津貝塚から、中流の石山貝塚の4遺跡で縄文時代早期の押型文土器が出土する標高は表3のようになる。粟津貝塚では「大鼻式」から大川式、神宮式が流路内から層位的に出土している。下流の唐橋遺跡では大川式の他神宮寺式、穂谷式、高山寺式などの押型文土器が出土している。更に下流の螢谷遺跡では神宮寺式を中心に葛籠尾式、穂谷式の土器も出土している。石山貝塚では高山寺式などの押型文土器が出土している。押型文土器の年代は古い時期では粟津湖底遺跡の¹⁴C年代で約9,600年前の数値が出ている。出土する包含層のレベルは上流から81.2m~80m~79.8mとなり石山貝塚で86mと高くなる。

縄文早期の遺構では粟津湖底遺跡の流路やクリ塚、守山市の赤野井湾遺跡の早期の集石炉など遺構を重視すると80.6m~81.2mに遺構が存在する。

現在の琵琶湖の平均水位は84.371mとすると、守山市の赤野井湾の湖底から出土した縄文時代早期末の集石遺構の高さや、粟津第3貝塚の早期遺構レベル(80.6m~81.2m)よりも4メートル近く高い。更に石山貝塚の黒土層を当時の湖底面(85m)とすると約5mの差が生じる。大橋健氏⁷⁾はこの5メートルの垂直変位

を琵琶湖周辺の山地側の上昇と、琵琶湖側の相対的沈降によるものとし、唐橋付近を支点に置いて下流側で隆起し、上流側で上昇し、その速度を年間0.7mm~0.8mmとして説明した。

しかし、螢谷遺跡の川底の縄文早期の包含層レベルでは約6mの比高差になる。こうした点から、石山貝塚の川底と推定された高さが事実とすれば螢谷川底と石山貝塚の間約800mで南郷側が6m以上隆起した地殻変動を認めなければならず、無理が生ずる。こうした年何ミリかの増傾斜運動以外にも、局地的な地震などで傾斜速度に変化があるとしたらこの変位速度にも変化が生じる。螢谷の川底遺跡では地震の液状化による噴砂が平安時代の層を突き破って噴出しているものが見ついている。こうした地震による噴砂の考古学的な発見を、活断層の地殻変動などと関連させて考える必要がある。

歴史時代では螢谷遺跡の平安時代の遺物包含層が80.65m以上であり、唐橋遺跡の白鳳時代の橋脚遺構の基礎構造が80.8mである。とすると、7世紀から12世紀にかけては安定した川底の状態が保持されていたと考える。螢谷遺跡の平安時代の遺物包含層は、当時の生活面に多くの遺物が集中していたがその生活面を積極的に陸地化していたとする遺構は確認できなかったが、土器が集中して出土した状況や、杭が打ち込まれた状況から考えると極めて水位の低い状態であったことは予想される。この時期水位の低い状態は、唐橋遺跡の橋脚遺構の基礎構造からも論議⁸⁾されている。唐橋遺跡から出土した巨大な橋脚遺構を構築する事は現在の水位ではとうてい不可能である。おそらくせいぜい人間の膝くらいか更に水位の低い時期を選んで構築したものだろう。

(2) 湖西北部周辺

湖西北部の湖底遺跡では新旭町の森浜遺跡と針江浜遺跡、高島町の大溝湖底遺跡などで良好な遺構や遺物が出土している。

森浜遺跡では第1面から第6面までの遺構面が確認⁹⁾されている。第1・2遺構面は弥生終末期から古墳時代初頭の遺物と溝などが出土して、この標高は83.0m~83.6mである。第3遺構面は82.9mで、第4遺構面は82.7mで古式土師器と共に溝が見ついている。第5遺構面は82.4mで弥生時代後期の溝が見ついている。最終の第6遺構面は弥生時代後期の落ち込みと田下駄が81.3m付近から出土しているが、この遺物包含層が森浜遺跡の最終生活面と考えられる。

この森浜遺跡から約2 km南の湖岸から湖底に位置する針江浜遺跡では4面の生活面が検証されている。第1面は時期は不明だが82.3mで耕作痕や護岸矢板などが見つかっており水田など農地として利用していた。第2面は81.8mで弥生時代中期の土器と共に掘立柱建物や溝、大規模な地震跡が見つかっている。第3面は81.5m前後で弥生時代前期の土器と共に竪穴式住居跡や土壇が見つかっている。さらに81.0mで最下層は縄文時代後期から晩期の土器が出土している。

針江浜遺跡の最大の特徴は現在の水面よりも2.1m～2.8m低い地点で、確実に人間生活が営まれていたことが証明できる住居跡が検出されていることだ。更に、大規模な灌漑施設を造って水田耕作を営んでいた。その期間は弥生時代前期後半から中期にかけておよそ200年近くは人間生活の場であったと思われる。

とくに弥生時代前期の竪穴式住居跡は、滋賀県内でもその検出例はごく僅かである。針江浜遺跡以外には2～3例しか見つかっていない。前期弥生人にとっては湖岸の生活環境が、定住生活には非常に良好な環境であったと思われる。

このように弥生時代前期に水田耕作を受け入れた人々は、不十分な灌漑設備しか持たなかったが、中期以降確実に生産力を上げ、大規模な土止め矢板の灌漑工事も可能な生産力の蓄積があったものと思われる。

また、高島町の大溝湖底遺跡では沖合い約50mの標

高80.0m付近で縄文時代晩期から弥生時代前期の土器に覆われた埋没林が見つかって、¹⁴C年代では2,380 B. P.の年代が出ている。

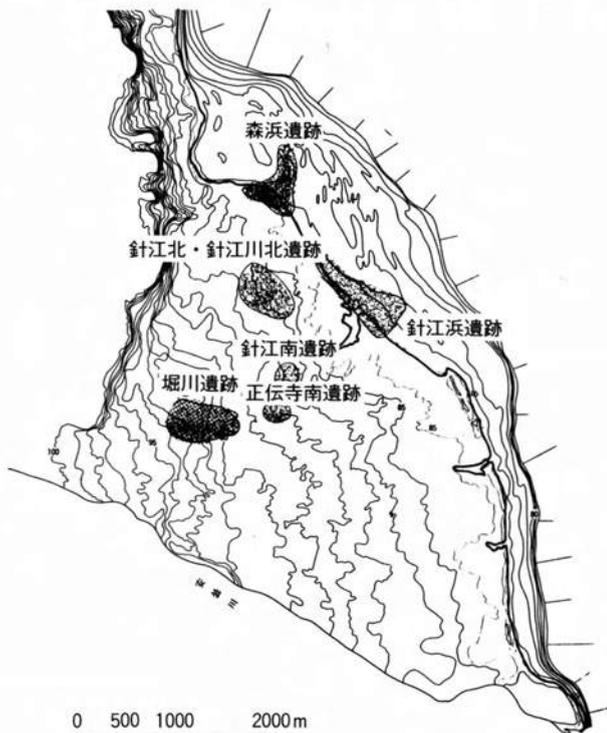
大溝湖底遺跡では埋没林が形成された時点が陸地化していたとする積極的根拠はないが、針江浜遺跡の埋没林形成は弥生時代中期で、その時点では陸地化していた。大溝湖底遺跡でも直径50cm以上の大木が埋没していたが現在でも湖岸で柳などの大木が形成される環境は陸地化しているか、水位が極少ない環境でないと形成されない。

このように考えると、大溝港沖の標高80m前後では縄文時代晩期から弥生時代前期にかけて陸地化していたか、極めて水位に低い状況であった。

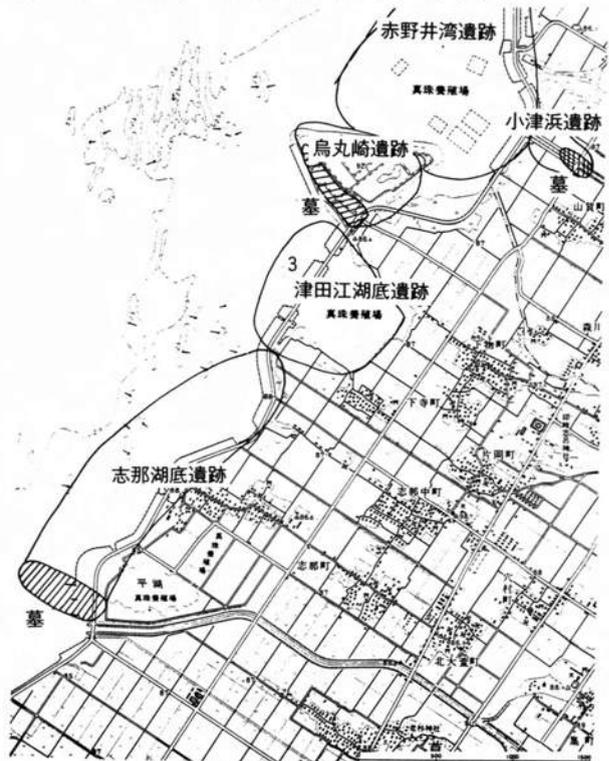
(3) 南湖東岸周辺

南湖東岸の遺跡では南から矢橋湖底遺跡、北萱遺跡、北山田湖底遺跡、七条浦遺跡、志那湖底遺跡、津田江湖底遺跡、烏丸崎遺跡、小津浜遺跡、赤野井湾遺跡などがある。

このうち志那湖底遺跡では葉山川右岸河口から沖合い約400mにかけての82.5m前後の砂洲上に縄文時代晩期中ごろの甕棺墓が見つかっている。葉山川河口から沖合いには湖岸から湖底にかけて低い埋没砂州が形成されている。この砂洲上に縄文時代晩期の甕棺墓群が埋没している。砂洲や浜堤上に遺構が形成される遺跡は針江浜遺跡や延勝寺湖底遺跡、烏丸崎遺跡でみら



第4図 湖西北部主要遺跡



第5図 南湖東岸の遺跡

れる。針江浜遺跡や延勝寺湖底遺跡で浜堤上に集落や水田が形成され、烏丸崎遺跡では旧野洲川の堆積作用によって形成された砂嘴の上に弥生時代前期から中期にかけての住居跡や方形周溝墓群が形成されている。

また、志那北地区では弥生時代後期から古墳時代初頭の土壌や溝が、湖岸周辺の82.8m付近から検出されている。

志那湖底遺跡ではこれまでの分布調査や試掘調査から縄文時代晩期の甕棺が見つかったり、葉山川河口から津田江湾にかけての約3kmの間で、沖合い約1kmにわたって縄文時代から歴史時代までの多くの遺物が散布している。発掘調査した部分は湖岸地区中心で、沖合いについては葉山川河口の沖合いと志那漁港の沖合い約400m付近の2カ所を発掘し、それ以外はほとんど浚渫工事を行わずに遺構は保存されている。

分布調査や試掘調査の結果から志那の湖岸から沖合いにかけての広い範囲で湖底遺跡が集中している事が予想される。これらの遺物散布状況は湖底に大規模な集落遺構が存在することも予想される。

そうしてこれらの遺跡は湖底内に埋没する砂嘴や浜堤上に立地するものと思われる。

志那湖底遺跡の北に位置する津田江湖底遺跡では81.5m付近の土壌に縄文時代前期の土器が完形で出土

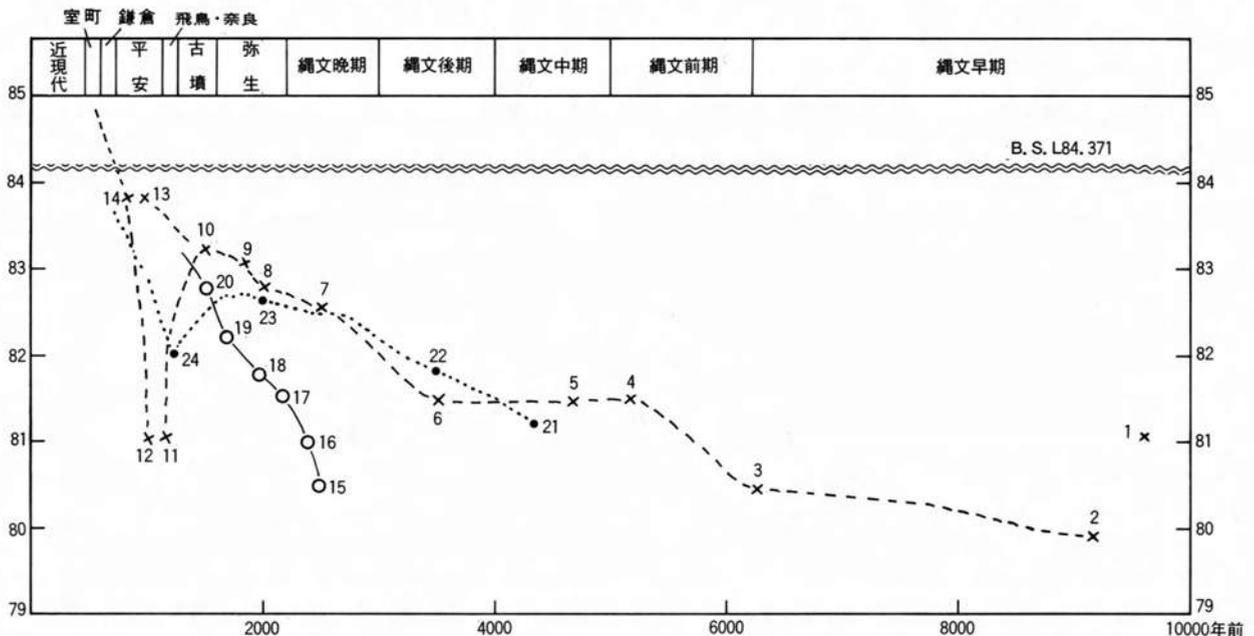
している。出土状態から土器を埋納して祭祀のために使われたものと思われる。

先にも述べたが烏丸崎遺跡は旧野洲川で作られた砂嘴で、その半島上には縄文時代晩期から弥生時代にかけての遺跡が存在する。半島の先端部分には弥生時代中期の玉造工房があり、それを取り巻くように方形周溝墓群が半島の列をなす。また半島の付け根部分には周溝墓の下層に突帯文土器をとまなう弥生時代前期の遺構群がある。

これらの遺構群は標高83.5m付近に位置し、この下層の81.5m付近の黒色粘土層は¹⁴Cで3,890 B. P.の年代がある。津田江湖底遺跡の81.5m付近では縄文時代前期の遺構があり、またほぼ同一レベルに縄文時代中期初頭の包含層が存在するから、半島の形成はB. C. 2,000～B. C. 500年前後の縄文時代中期後半から後期・晩期前半にかけて半島は形成されたものと思われる。

更に烏丸崎遺跡の北には赤野井湾湖底遺跡がある。湾内には縄文時代早期から平安時代までの遺構や遺物が多く出土している。

また、湖岸からやや内部に入った地点には小津浜遺跡がある。ここでは弥生時代前期から中期にかけての集落、方形周溝墓、水田跡などが見つかったり。ま



- | | | |
|------------|-------------|--------------|
| 湖南型 | 湖西北部型 | 湖北型 |
| 1. 粟津湖底クリ塚 | 15. 大溝湖底埋没林 | 21. 延勝寺湖底包含層 |
| 2. 螢谷包含層 | 16. 針江浜包含層 | 22. 延勝寺湖底包含層 |
| 3. 赤野井湾集石炉 | 17. 針江浜住居跡 | 23. 延勝寺湖底溝 |
| 4. 津田江湖底土壌 | 18. 針江浜住居跡 | 24. 尾上集石・瓦遺構 |
| 5. 粟津第3貝塚 | 19. 森浜溝 | |
| 6. 赤野井湾包含層 | 20. 森浜包含層 | |
| 7. 志那湖底甕棺墓 | | |
| 8. 赤野井湾溝 | | |
| 9. 赤野井湾溝 | | |
| 10. 赤野井湾土壌 | | |
| 11. 唐橋橋脚 | | |
| 12. 螢谷包含層 | | |
| 13. 赤野井湾土壌 | | |
| 14. 赤野井湾土壌 | | |

第6図 遺跡の推移と推移変動

た、古墳時代中期の祭祀遺構などもある。弥生時代中期の住居跡は83.5m付近にあり烏丸崎遺跡の遺構群とほぼ同レベルである。赤野井湾周辺の弥生時代中期の安定した生活面は83.5m前後と思われる。

4. 湖底・湖岸遺跡の分布

(1) 湖南の遺跡変化

このように琵琶湖各地域における湖底遺跡の分布は地域的な違いが認められるものと統一的に把握しないと理解できないものがあるが、今回は局地的な変化が現在の時点での遺跡分布について、湖南、湖西、湖北についてみてみたい。

瀬田川流域から湖南については時代別に確実に生活跡の確認できた遺跡が多く標準的資料作りの参考となる。

図6では縄文時代早期の最も古い遺構としては粟津湖底遺跡の古い時期の押型文土器を伴う流路とクリ塚である。このクリ塚出土のクリ、ヒシなどの¹⁴C年代では約9,600~9,300B.P.である。また、縄文早期の土器を含むこの流路やクリ塚が形成された状況は「水湿地性植物群および珪藻化石群から、いずれも湖沼成の堆積物であり、沈水・浮葉植物が繁茂し浮遊性珪藻に富む、入江状の多少とも穏やかな水域において堆積したことが推定される¹⁰⁾」としている。こうした状況は完全な乾陸化した環境ではなかったにしても縄文人が動植物の食料資源を確保する生活の場であったことに変わりない。

縄文時代早期末では赤野井湾の集石遺構がある。検出面は粟津貝塚より低いが、確実に陸化していることが証明できる遺構である。

縄文時代前期から中期、後期にかけては標高81.5m付近のやや安定した遺構推移である。

後期から晩期にかけては約1mの推移変動がみられる。晩期は志那湖底遺跡の甕棺墓群を指標にしているが、この甕棺が82.5m付近で、後期の良好な遺構はないが赤野井湾の法竜川水門地区で後期の良好な包含層が見つかったので、これを指標とした。

縄文晩期から弥生時代にかけては82.6m付近で溝や土坑、包含層などがみついているが確実に集落跡となると小津浜遺跡や烏丸崎遺跡の83.5m付近にまで標高は上がるが、住居域と生産域を区分すれば湖岸の浜堤上に水田や作業小屋などを作っていたことは湖西の針江浜遺跡の例からも明らかである。古墳時代から奈良・平安時代にかけては83.2m~83.7m付近にかけて低

水位の状況が考えられる。人間の居住空間は内陸部分で湖岸周辺は水辺の祭祀や、水上交通の基地的な遺構がみられるのみで、平安時代末で湖底遺跡の多くは消滅し、中世以降は新たな性格の遺跡が出現する。

このように湖南の水位変動に伴う遺跡変化の画期は大きく4時期に区分できる。

第1は縄文時代早期末から前期にかけての時期で赤野井湾の集石遺構と、隣の津田江湾の土器を埋納した祭祀土壇で1mの変動がある。第2は縄文時代後期から晩期の変化である。この間の遺構変化も約1m上昇する。第3のは画期は弥生時代中期から後期・古墳時代初頭にかけてである。のちに述べるが、この変化ははっきりとグラフに現れないが遺構群の内陸部への移動が特徴的である。社会的政治的変動と共に、湖岸の変化のその要因の1つと考えられる。第4は平安時代後期から近世にかけてである。中世以降湖底遺跡の性格は大きく変化する。湖西や湖北に伝わる千軒伝承は発掘調査で確認されていないが、中世末から近世の湖底遺跡は明らかに琵琶湖の水力を利用して、水中に石垣を築くことで湖底に遺跡を作っている。

ここで一点気になる問題は白鳳時代から平安時代にかけての瀬田川の水位の変化である。さきにも述べたが唐橋遺跡では白鳳時代の橋脚遺構が80.8m見つかり、その基礎構造は長さ6m以上、直径60cm近い丸太材を六角形に組み更にネット状に組んだ材木で被い、その上を粘土や礫で被うなど非常に大規模な構造である。このような大規模工事は低水位の中でこそ可能である。また螢谷遺跡の平安時代の生活面は81.2m前後で検出されている。この81m前後の標高が7世紀後半から11世紀代の低水位状況を示す積極的根拠は明確ではないが、赤野井湾の白鳳瓦は82.8m付近から出土し、湖北の尾上遺跡では奈良時代の瓦・石集積遺構が82mで見つまっている。いずれも確実に陸化していたことを証明する積極的遺構ではないが低水位の状況は認められる。

この時期、一時的にも低水位の状態が何回か訪れたものと思われる。

こうした遺跡の変化はどのような原因で進んできたのであろうか。秋田裕毅氏¹¹⁾は水位変動と湖底遺跡の形成「第Ⅰ~Ⅳ期湖底遺跡群」に分類し、それぞれの画期に最近発見が相次いだ液状化現象から古地震が湖底遺跡を形成したとしている。そして、琵琶湖の唯一の出口である瀬田川河床が隆起し琵琶湖の水位が上昇することで湖底遺跡が成立されたとする。

今回湖底遺跡の成因については論稿の余裕はないがこのような古地震¹²⁾も大きな要因のひとつであろう。

(2) 湖西・湖北の遺跡変化

湖西・湖北については十分な資料が揃っていないがこれまでの資料を表で見ると以下の様になる。

湖西については湖南の遺跡変動に比べると相対的に0.6m～1m近く低位置にある。

最も良好な遺跡である針江浜遺跡では弥生時代前期の住居跡が81.5m付近である。この高さは湖南地区では縄文時代前期の遺構レベルである。湖西の水位が相対的に低位置にある大きな原因は、地震が原因とも考えられる。湖西では今津町で縄文時代晩期前半の墳砂、新旭町針江浜遺跡の弥生時代中期の墳砂など大規模な古地震が見つかった。また、寛文2年(1662)の大地震は高島町を震央として、湖西の湖岸の多くが水没したとされる。

こうした大規模な地震が湖西の相対的な湖底遺跡の低下を現していると思われる。

湖北地域では、遺構分布にばらつきはあるがおおむね湖南パターンに近い。また、遺構の性格も湖南の特徴と一致する点が多い。

湖北地域の尾上から今西、延勝寺にかけては現在も多くの砂州上の島をみる事が出来るが、湖底内にも埋没した砂州が多い。こうした砂州と後背湿地の形成は砂州上に立地する住居跡と後背湿地の水田と言った生活パターンが想定できる。これまでに住居跡は見つからないが湿地帯の泥炭地に遺物包含層や灌漑排水用と思われる溝と杭列なども見つっている。

今回湖東地域については言及しないが、内湖の砂州上に形成された大中の湖南遺跡など弥生時代の農耕集落遺跡など貴重な遺跡が多い。

5. 赤野井湾遺跡の特徴

(1) 遺構の分布状況

縄文時代早期では湾内の80.6m付近から早期末の集石炉が見つかりその上層の80.8m付近にはアカホヤ火山灰が堆積¹³⁾していた。出土している土器は条痕文系の土器が中心で石山貝塚出土の石山Ⅵ、Ⅶ式を中心とした土器群で東海地方との関連が強い土器である。集石遺構はやけた石が多く琵琶湖の魚介類を採って食用にするための集石炉と考えられている。

縄文時代中期では81.6m付近に良好な包含層がある。中期の前半の土器群で、琵琶湖周辺から近畿、瀬戸内にかけて多くみられる。さらに、後期では湖岸付近で

81.6mで磨消し縄文のプライマリーな包含層が見つっている。出土する土器群には完形品も多いから周辺に集落が存在しているものと思われる。

縄文時代晩期から弥生時代前期にかけては湾の北、湖岸部と湾内で土器群が見つっている。標高は80.7mで出土しているが湾内では81.8m付近から晩期から前期にかけての包含層が見つっている。湾の南から北側に向かって遺物包含層が深くなる傾向は縄文時代晩期から前期にかけて見受けられる。これは赤野井湾の形成が、湾南の烏丸半島が堆積することで、湾の北側一帯は低いままであったものと思われる。

弥生時代中期になると湾内ではほとんど出土しなくなる。湖岸部で弥生時代中期から後期にかけての水路が82.3m～82.6mにかけて出現する。こうした水路は小津浜遺跡に見られる水田の灌漑用の排水路や集落内の排水路と同様の機能を持つもので、集落や水田から琵琶湖に注ぎ込む溝の末端部分と考えられる。そのためやや低いレベルで遺構が検出されるが、湖岸からわずかに内陸に入り込んだ地点には大きな集落跡が存在するものと思われる。更に、82.7m付近の水路周辺には木製農具と多数の足跡が見つっていることから、水田に利用されていた可能性もある。

古墳時代では湖岸付近で古墳時代初頭の溝が82.7m前後から見つっている。また、湾の南の湖岸部分で古墳時代初頭の大量なミニチュア土器が出土している。いわゆる祭祀用の土器で水辺における祭祀を行っていたものと思われ、ここの標高が83.3m付近で見つっている。また、小津浜遺跡の湖岸から約200m入った地点でも古墳時代中期の祭祀遺物がまとまって出土している。この地点が標高83.2mである。古墳時代の水位はこのレベルを基準に考えられる。白鳳時代の瓦集積遺構が湖岸部分で見つっているレベルが82.8mである。この瓦群は水位が低い状態で廃棄されたものか、乾陸化して状態であったかは明確ではないが水位の低い状態であったことは想像できる。

平安時代の遺物は沖合いと、湖岸の法竜川の河口地点で82.7m付近から遺物が出土しているが、湾南の湖岸部分では83.7m付近で平安時代後期の黒色土器などが出土している。平安時代の湖岸の水位としてはこの83.7m前後からマイナス1メートル程度であろうか。

(2) 遺構の特徴

湖岸、湖底の遺跡数が限定される中での遺構の性格について論究するのは無理があるが、現在判明している時点での遺跡から分かる情報について考えてみたい。

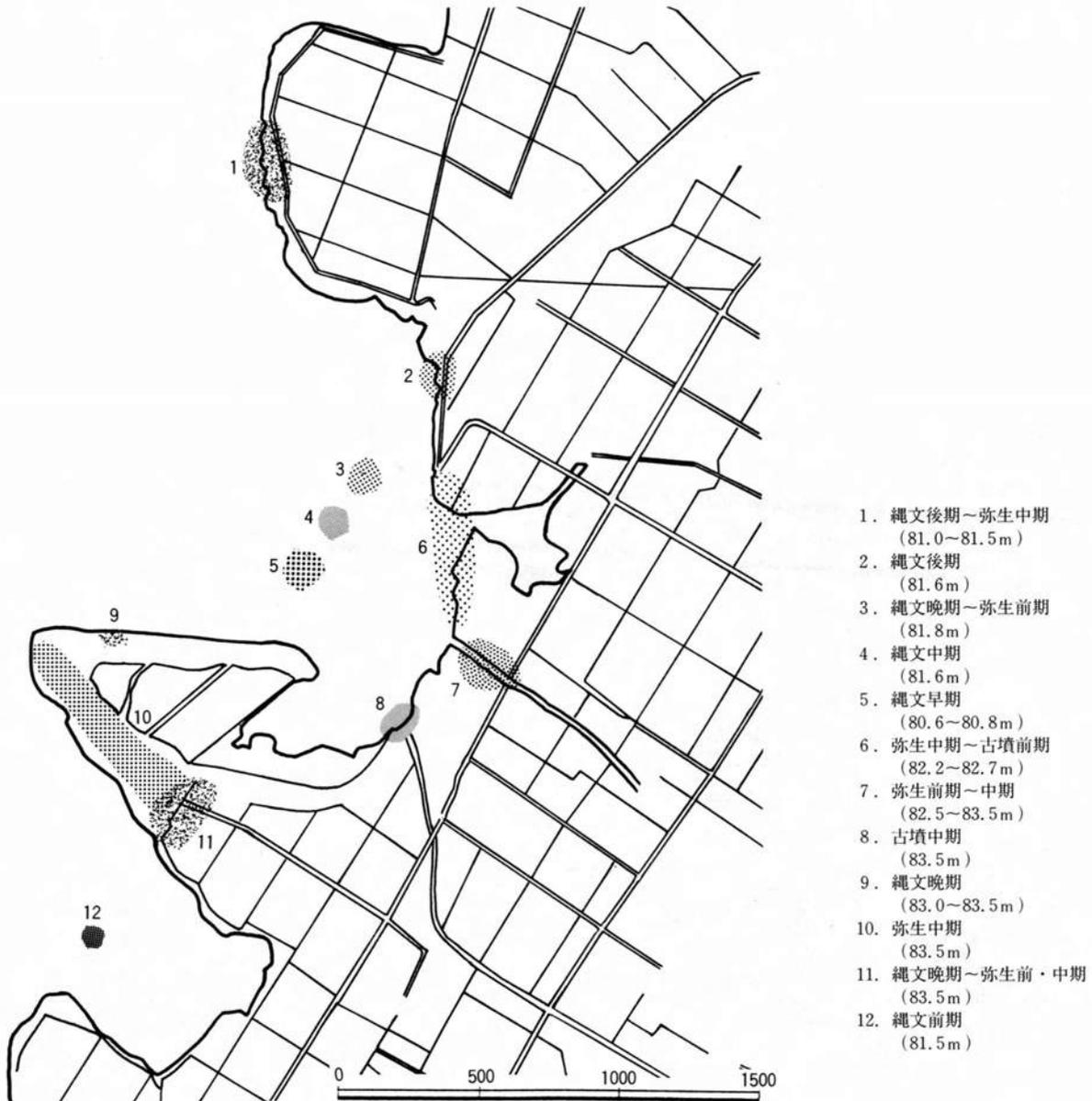
赤野井湾における遺構の変遷は住居域、墓などの祭祀域、漁労採集・農耕といった生産活動の場などが考えられる。遺構形成の典型的パターンから考えると最も条件の良い地点に住居を形成し、条件の悪い地点には水田や採集のための生産の場が考えられる。まず住居域については縄文時代から平安時代を通じて明確に住居跡が確認できる時代は弥生時代である。縄文時代の住居跡については琵琶湖周辺に限らず県下全域においても出土例は稀である。

縄文時代では早期の集石炉が貴重な資料となろう。この時期の資料は県内では石山貝塚の資料が唯一の資料である。この集石遺構は石が焼けていたことから炉として使われたものと考えられ、焼けた石の中に魚などを入れ蒸し焼きにしたものといわれている。こうした集石遺構以外は土坑などが見つかっているが住居跡

などは明確ではない。そのために当時の湖岸の環境は琵琶湖の魚介類を求め周辺の縄文人が漁労採集の場として利用したものと思われる。縄文時代早期の遺跡は先の石山貝塚、粟津湖底遺跡、磯山城遺跡など代表的な遺跡はすべて湖岸周辺から見つかっている。こうした点から集落跡についてはさほど離れていない地点に存在しているものと思われる。

縄文前期の遺物の出土は多くないが、中期・後期のまとまった遺物が出土している。土器類の他に石鏃がまとめて出土しているのが特徴的である。石鏃の出土は湖岸の豊かな鳥獣類の捕獲に用いたものと思われる事から湖岸周辺ではあくまで居住空間と言うよりも漁労採集の場であったものと思われる。

近年、栗東町の下釣遺跡や狐塚遺跡、守山市の下長遺跡、吉見西遺跡などで縄文時代の前期から後期の集



第7図 赤野井湾周辺の遺跡分布

落が見つかるがいずれも湖岸から約5～8km離れた野洲川の形成した扇状地上で山麓から広がる台地に立地している。扇状地上の遺跡は湖岸の氾濫源や三角州上の遺跡に比べ堆積作用が少ない事から発見され易い点もあり、湖岸周辺の堆積地にもまだ多くの集落遺構が埋没しているものと思われる。湖岸地区では縄文晩期から弥生前期に関するもまとまった遺物が出土している事から、周辺に集落が存在しているものと思われる。更には縄文晩期と弥生前期の遺物が烏丸半島や赤野井湾北地区からは共伴して出土している事から、初期農耕がこの周辺ですで行われていたものと思われる。

弥生時代の住居跡は湾内では検出されていないが、約300m内陸の小津浜遺跡では弥生時代中期の掘立柱群が見つかる。湾の南の烏丸崎遺跡では弥生時代前期の土壇群や貯蔵穴も存在している。また半島の先端には中期の玉造工房が2基見つかる。小津浜遺跡、烏丸崎遺跡ともに遺構の検出面は標高83.5m～84.0mで赤野井湾周辺の弥生時代の住居域はこのレベルでは確実に生活が行われている。

更にこの周辺では方形周溝墓群が数多く見つかる。小津浜遺跡では住居跡を取り囲むように弥生時

代中期の周溝墓があり更にその外側に水田域が広がっている。

弥生時代の集落形成の特徴的なあり方は集落を取り囲む環濠と、環濠の周辺に配置される墓域、更にその外側に水田域と言った集落パターンであるが、小津浜遺跡はその集落パターンの形式を踏襲している。

一方、烏丸崎遺跡は旧野洲川の砂嘴上に形成されているが半島の全域に中期前半の方形周溝墓が分布している。縄文時代晩期ではあるが志那湖底遺跡の南端でも葉山川が形成した砂嘴（埋没している）上に甕棺墓群が見つかる。湖中に突き出した半島上の目立つ地点に墓を形成することは、古墳時代の群集墳が尾根上に立地する点に似かよっている。琵琶湖をめぐる祭祀形態のひとつの形態かも知れない。

同時に弥生時代前期には水田耕作も赤野井湾周辺では行われてきた。小津浜遺跡では前期の溝から炭化した米がまとまって出土しているし、烏丸半島でも、同時期かやや新しい時期の袋状土坑から多量の炭化米が出土している。こうした点から弥生時代前期後半には確実に赤野井湾周辺では水田農耕が開始されていた事が窺える。

弥生時代後期から古墳時代初頭には、農耕に伴うと



第8図 瓦集積遺構より赤野井湾を望む

思われる水路や大量の木製品、水田跡と思われる足跡群などが見つっている。

近年まで、湖岸は典型的な湿田地帯で胸まで浸かって農作業をしたり、クレークを田舟を用いながら移動するといった光景が見られたが、湖岸のこうした湿田の農作業風景は弥生時代から続けられていたものと思われる。

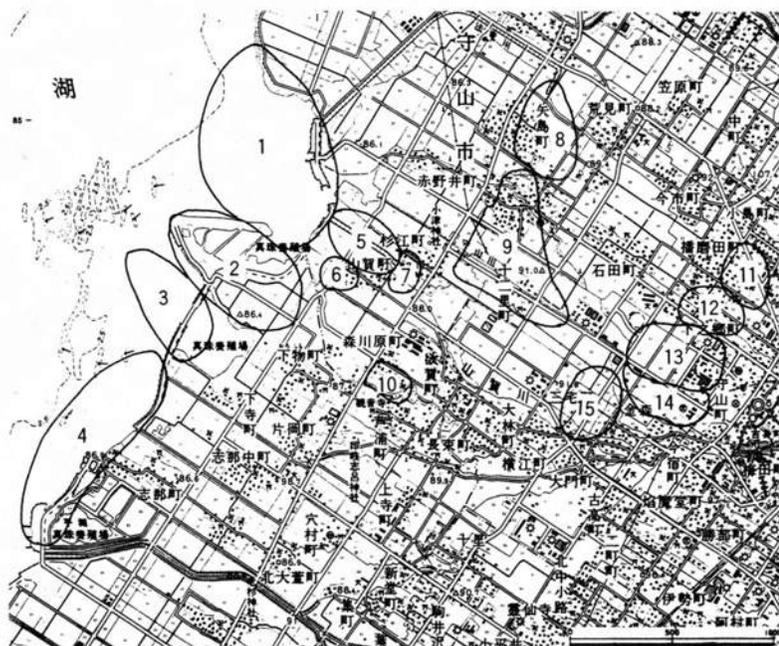
古墳時代では赤野井湾周辺では農耕や住居跡と言った生活痕ははっきりしない。古墳時代初頭に湾の南では大量のミニチュア土器を土坑に埋納して水辺の祭祀を行っている。中期では湾のやや内陸部分で須恵器、鉄鎌、ミニチュア土器などを溝に一括で投棄している。また、湖岸部分では幅5mほどの溝の肩に集石や焼けた木製品、製塩土器、土製品などをまとめて廃棄した跡がみられた。古墳時代には木製の農具や土器類も多くみられる集落や水田耕作も盛んであったことは予想できるが、それ以外にこのような祭祀遺構がみられる点で特徴的である。こうした古墳時代の水辺の祭祀は弥生時代の農耕を中心とした祭祀から農業共同体の規制を越えた新たな祭祀、中央主権的な前方後円体制下での祭祀形態の末端での現れと思われる。

また、湖岸からは7世紀末葉の未使用の瓦群が約90点まとめて出土している。未使用の瓦がまとめていかにも運搬途中であるかのように集積されていた様子から生産地から消費地、窯から寺に運搬の途中で何らかの事故にあって放棄されたものと思われる。当然ながら、運搬手段は琵琶湖の湖上交通を利用した水運

であったらう。周辺には花摘寺廃寺、芦浦観音寺廃寺、赤野井遺跡など官衙遺構や廃寺も多い。また、安閑紀の葦浦の屯倉の記録や対岸には大津宮も営まれた。この時期には米や瓦などの貢納品を琵琶湖の水上交通を利用して運搬していたことは湖岸の遺跡立地を考える上でも重要である。

赤野井湾の奈良時代から平安時代にかけては土器などの遺物の出土はあるが、溝や土坑など遺構の性格ははっきりしない。平安時代の遺物は現在の琵琶湖よりも低い地点から出土する点で、この時期に水位の上昇があり、現在の水位よりも高くなったものと思われる。

このように赤野井湾をめぐる遺跡の特徴は以上のようにまとめることができる。①縄文時代は早期末から人間生活が営まれ縄文時代晩期まで続いた。しかし、湖岸での生活様式は主に狩猟採取の生活中心で安定的に居住するまでには至らなかったものと思われる。現在住居跡は湖岸から5km以上離れた地点で見つっているが湖岸周辺から3km以内にも、この地域が特に沖積作用が激しいため、縄文時代の住居跡が埋没している可能性は高い。②には縄文時代晩期から弥生時代初頭には近江でも先進的に稲作農耕を受け入れた地域である。③弥生時代前期には集落を構成し、中期には墓域化する。④弥生時代後期から古墳時代には水田耕作を営みつつ、水辺での祭祀もしばしば行われた。居住域はやや内陸部に移動する。⑤歴史時代になると周辺の廃寺や屯倉などへの物資の港湾運搬の基地としての性格を持つ。⑥平安時代頃まではこのような状況が形



1. 赤野井湾遺跡
2. 烏丸崎遺跡
3. 津田江湖底遺跡
4. 志那湖底遺跡
5. 小津浜遺跡
6. 山賀西遺跡
7. 山賀遺跡
8. 寺中遺跡
9. 赤野井遺跡
10. 欲賀西遺跡
11. 酒寺遺跡
12. 下之郷遺跡
13. 吉身西遺跡
14. 金森東遺跡
15. 金森西遺跡

第9図 内陸部の弥生集落

を変えながら続いたと思われる。

6. 湖岸と内陸部の遺跡の変化

(1) 稲作農耕の受け入れ

縄文時代ではすでに述べたように、湖岸から湖底にかけては縄文早期から前期、中期、後期、晩期まで赤野井湾から志那にかけての広い地域で遺構や遺物包含層を見つけることができる。

縄文早期では赤野井湾遺跡で遺構が形成され続け前期では隣の津田江湾に移動して。中期になると赤野井湾や、志那にかけて分散的に生活跡がみられる。後期では赤野井湾の北や志那北に生活跡が見られる。この時期後期の後半にかけて烏丸半島が形成されてきたこのと思われる。晩期前半は志那南に墓域が形成されるが、後半になると烏丸半島から赤野井にかけての湾岸に生活の拠点が移る。

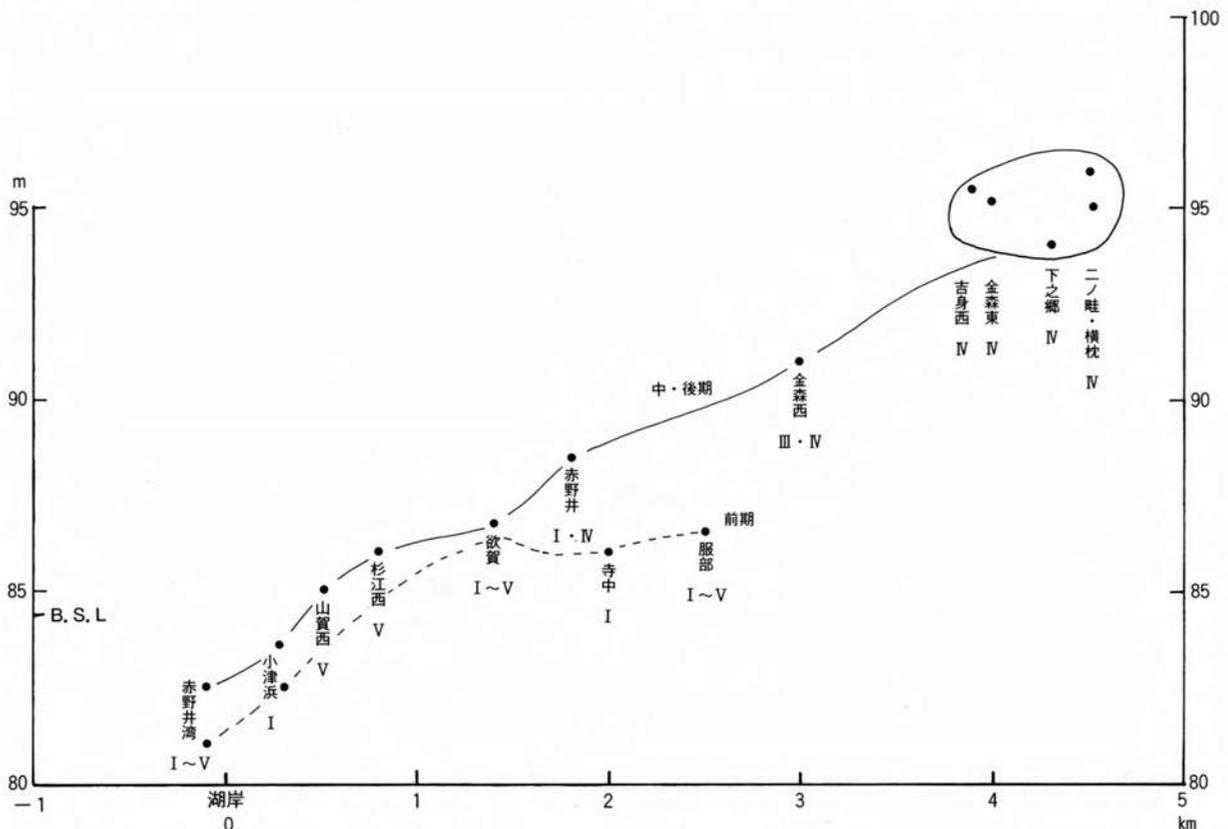
一方、内陸部においても、最近の調査で縄文時代の住居跡が見つかってきている¹⁴⁾。前期では栗東町の下釣遺跡、中期では守山市の下長遺跡や古高遺跡、後期では栗東町の狐塚遺跡、守山市の吉見西遺跡など標高90m～98m付近の台地上に住居跡が発見されている。これらの遺跡以外にも周辺には前期から晩期までの生活跡が見受けられる。

弥生時代のこの地域では前期の遺跡が湖岸周辺に集中して後期になると内陸部の標高95m付近に集中することが特徴的である。

縄文時代の終末といえる晩期の突帯文土器と弥生時代前期初頭のいわゆる稲作文化を伝えたとする遠賀川式土器が共伴して出土¹⁵⁾する遺跡が湖岸周辺の赤野井湾遺跡や烏丸崎遺跡など野洲川流域の左岸地域の湖岸部分の低湿遺跡に集中する。

これは初期水田耕作が湖岸の低湿地から開始されたこととなる。その後、弥生前期の核となる集落は小津浜遺跡に形成される。この遺跡は先にも述べたように典型的な集落構成を成している。さらに、烏丸崎遺跡においても前期の集落が営まれる。弥生時代の初期水田の「湿田から乾田という技術の進歩の定式化¹⁶⁾」は、近年の発掘調査から灌漑システムが稲作農耕が導入された時点で既に形成されていたことから否定されている。県内では縄文晩期から弥生前期にかけての水田遺構は見つからないが、この時期の突帯文土器と弥生式土器が共伴する遺跡は湖岸周辺に多い点は事実であろう。

しかし、大規模な灌漑工事などの共同作業を必要とした水田耕作は弥生前期中葉から後葉にはすでに湖岸の低湿地からやや離れた服部遺跡のように扇状地の末



第10図 弥生時代の遺跡水平分布

端にも耕作範囲は拡大していく。大規模な水田耕作の発展は飛躍的な人口の増加を促し、集落の拡大分散化が行われた。

湖岸部分においては中期以降後期から古墳時代初頭にかけても集落は形成されているが、下之郷遺跡を中心とした環濠集落の様な大規模なものは形成されないようだ。

(2) 弥生時代の遺跡推移

琵琶湖の湖岸線に平行する様に条里地割が施工されている。この湖岸から内陸部分の守山市内の現在JR線や新幹線が走っている付近は旧野洲川の扇状地形になっているがこの扇状地上には多くに遺跡が埋没している。赤野井湾からJR守山駅周辺の標高97m付近までの新守山川の直線上の弥生時代の遺跡分布について標高の変化はどうであろうか。(表10)

赤野井湾では弥生時代前期の包含層が81m付近で出土するがこの包含層が最も深い位置から出土する弥生時代の遺物である。後期になると湖岸部分であるが82.5m付近で溝跡がみられる。ここから内陸部分には1km以内では湖岸から200m付近の標高83.5m~84mの小津浜遺跡で中期の集落群がみられる。その湖岸寄りでは前期の土器と炭化米を含む溝がある。また、500m~800mには山賀西遺跡、杉江西遺跡で後期の溝(周溝墓か)などが見つかっている。

1~3kmでは直線上からややずれるが欲賀西遺跡で弥生時代前期の土壙や中期の方形周溝墓が86.6m付近で出土している。赤野井遺跡では弥生後期から古墳初頭の遺構が88.5m付近で出土している。やや北方向になるが湖岸から約2kmの標高86m付近で寺中遺跡では前期の方形周溝墓が、服部遺跡では前期の水田遺構が見つかっている。遺構形成当時はいずれも扇状地形の末端部分であったと思われる。また、約3kmの地点の金森西遺跡では弥生時代中期中葉の遺構面が91m付近に存在する。更に湖岸から4km付近では標高95mを中心とする等高線上に金森東遺跡、吉見西遺跡、下之郷遺跡、酒寺遺跡、播磨田東遺跡、二ノ畦・横枕遺跡等の弥生時代中期後半から後期にかけての遺跡群が並んでいる。

高橋学氏¹⁷⁾は野洲川左岸の遺跡形成について、野洲川の形成する扇状地帯と湖岸のデルタ地形などの微地形分析をしている。そして、赤野井湾における湖底遺跡の成因については段丘化した扇状地帯に立地するものとしている。

このように野洲側左岸地域の遺跡の分布は旧野洲川

の形成した三角州上の1つ(境川~江西川ブロック)に弥生時代前期から後期にかけての遺跡変遷¹⁸⁾を追うことができる。

その特徴的なことは弥生時代前期から後期にかけての拠点的な大規模集落遺跡は琵琶湖の湖岸から次第に内陸部に移って、弥生時代後期になると野洲川支流の水源地に環濠集落を形成することである。

8. 結びにかえて

今回赤野井湾の周辺の湖底遺跡について若干検討し、野洲川左岸流域の内陸部の弥生時代の遺跡について検討してみた。

縄文時代から琵琶湖の豊富な魚貝類を求め狩猟採集のための生産活動の場が湖岸にはあった。南湖東岸には瀬田川河口域に見られる様な貝塚遺構は見つかっていない。これは瀬田川の流域が瀬田シジミの生息条件に適していたり、容易に採集が可能であったことによるものと思われる。赤野井湾周辺の縄文遺跡の立地条件は志那湖底遺跡の晩期の甕棺墓は砂州上に立地していたが、それ以外はほとんどが黒褐色の粘土層や泥炭層に立地している。こうした条件では入り江や内湖に入り込んだ鯉や鮒、スッポン等を捕獲していたと思われる。また、泥炭の粘土質層ではこれらの骨や貝類も遺存状態は極めて悪い。そのために集石遺構や、石鏃、土器等が出土するにすぎない。

弥生時代では近江でも先進的に稲作農耕文化を受け入れた地域と思われる。湖岸での生産力の向上はやがて内陸部により安定した服部遺跡など大規模集落の形成を促した。また、弥生時代中期末から後期にかけては環濠集落や大型の掘立柱建物を持つ集落形成の基盤となった。

琵琶湖の湖底遺跡はその形成と成立の要因に付いては多角的に多方面からアプローチする必要を痛感する。

考古学的にはこれまでの発掘調査の成果に基づいて湖底遺跡の性格をより正しく分析する必要がある。とりわけ出土する遺物や遺構については、単に遺物だけ出土しているものか遺構が伴っているものかを明確に分類しないと大きな誤解を生ずることとなる。

今回は南湖の赤野井湾を中心に検討したが、琵琶湖全域の正確な分析が必要であろう。今日、湖底遺跡の成立については地殻変動に伴う水位の変化や、気候の温暖化による降水量の増加といった問題など、琵琶湖全域の問題だけでなく地域的・局地的な変動についても検討しなくてはならないだろう。

註

- 1) これまでの調査結果については以下の概要報告書がある。
水資源公団『びわ湖と埋蔵文化財』1984
滋賀県教育委員会・(財)滋賀県文化財保護協会『文化財調査出土遺物仮収納保管業務』「昭和62年度発掘調査概要」1988・3「昭和63年度発掘調査概要」1989・3「平成元年度発掘調査概要」1990・3「平成2年度発掘調査概要」1991・3「平成3年度発掘調査概要」1992・3『整理事業マニュアル』1993・3
その他各遺跡別の概要報告書は多数あるが、正報告書については現在整理中である。
- 2) 平安学園教育研究会「石山貝塚概説」『研究論集第一号』1956
- 3) 滋賀県教育委員会・(財)滋賀県文化財保護協会『石山貝塚発掘調査報告書』1992
- 4) 滋賀県教育委員会・(財)滋賀県文化財保護協会『螢谷遺跡・石山遺跡』1994
- 5) 滋賀県教育委員会・(財)滋賀県文化財保護協会『唐橋遺跡報告』1994
- 6) 滋賀県教育委員会・(財)滋賀県文化財保護協会『粟津貝塚湖底遺跡』1984『粟津湖底遺跡』1994
- 7) 大橋健「琵琶湖南岸地域の地形発達史」『立命館文学4・5』1978
- 8) 松村博「古代の橋の構造」『勢多唐橋』1990
- 9) 滋賀県教育委員会・(財)滋賀県文化財保護協会『森浜遺跡発掘調査報告書』1979
- 10) 辻誠一郎他「粟津湖底遺跡の縄文時代早期の植物化石と放射線炭素年代」滋賀県教育委員会・(財)滋賀県文化財保護協会『粟津湖底遺跡』1994
- 11) 秋田裕毅「湖底遺跡の成因について」『謎の湖底遺跡を探る』滋賀県立風土記の丘資料館1988

- 12) 寒川旭「琵琶湖周辺の地震跡」『地質ニュース』390号1987『地震考古学』1992
- 13) 平井美典「赤野井湾」『火山灰と考古学をめぐる諸問題』第22回埋蔵文化財研究会1987
- 14) (財)栗東町文化体育振興事業団『1991・1992年度年報』守山市埋蔵文化財センター『乙貞』
- 15) 丸山竜平「近江の縄文・弥生時代」『古代を歩く11』1988
- 16) 広瀬和雄「堰と水路」『弥生文化の研究』2 1988
- 17) 高橋学「野洲川下流域平野の地形環境分析Ⅳ」『中主町文化財調査報告書』第29集1991
- 18) 山崎秀二「野洲川流域遺跡群の構造」『守山市文化財調査報告書』第38冊1991

文献・資料

- 秋田裕毅「水位変動に関する試論」1988
丸山竜平「近江南湖の縄文遺跡群素描」『立命館文学』105号1990
池田碩・大橋健・植村善博「滋賀県・近江盆地の地形」『滋賀県自然誌』1991
植村善博・太井子宏和「琵琶湖湖底の活構造と湖盆の変遷」『地理学評論』63A-11 1990
濱修「琵琶湖湖底遺跡の調査の現状」『紀要』1号、(財)滋賀県文化財保護協会 1989
濱修「琵琶湖湖周辺の遺跡について」『紀要』4号、(財)滋賀県文化財保護協会 1990
伊庭功「粟津湖底遺跡の地形環境」『紀要』5号、(財)滋賀県文化財保護協会 1993
(財)滋賀県文化財保護協会『滋賀文化財だより』『レトロ・レトロの展覧会』昭和62年度・63年度『第2回埋蔵文化財調査研究会』1992
『近江の縄文時代』滋賀県立風土記の丘資料館1984

考古資料から見た琵琶湖湖岸の地形的歴史環境

(財)滋賀県文化財保護協会

横田 洋三

Environmental Change in Shore of Lake Biwa from the Archaeological Point of View

YOKOTA Yozo, Shiga Institute for Cultural Heritage Protection

1. はじめに

琵琶湖の湖岸では多様な地形を見ることができる。湖との活発な活動の跡が認められる琵琶湖湖岸において、その形状は利用形態にも大きな影響を与えている。この中から琵琶湖固有の湖岸形状である浜堤と内湖に特に注目し、湖岸における人間の活動状況を把握してその歴史的な利用形態、変化のありかたを見て、しいては琵琶湖の変動について触れていきたい。

第1章 琵琶湖の湖岸形状

浜 堤

琵琶湖のほぼ全周を取り巻いている堤防状の自然地形。波の打ち寄せにより湖辺に土砂が打ち返され堤防状に盛り上がっている。現在は琵琶湖総合開発に伴う湖岸堤の建設により、観察できるところが激減したが、湖東の愛知川河口から芹川河口、湖西の石田川河口から海津、高島から安曇川河口までの間などで観察することができる。また湖岸堤が建設されている箇所においても建設位置がずれたため観察可能なところもある。調査にあたって既に消滅した箇所については古い段階の地図、航空写真を使っておこなった。

琵琶湖において浜堤のよく発達しているのは北湖であり、山の斜面が直接湖水に接するところ以外でほぼ全周において認めることができる。代表的なサイズは幅30~40m、高さは湖水面から2m程度である。土砂の供給量の多い河川の河口部分は厚み、高さ共に大きくなっているが、閉塞された空間である琵琶湖（北湖）では一般に河川による土砂の供給は均され、どの箇所においてもほぼ均一な大きさのものが観察されることが特徴となっている。

形成される浜堤の大きさに最も影響を与えるのは波

高である。閉鎖された水面である湖の場合、生じる波高は湖面の面積に比例することとなる。このことから浜堤の大きさは湖面のサイズに比例しその湖固有の大きさということになる。このため北湖、南湖と分けられる琵琶湖では琵琶湖大橋から北の圧倒的に面積の広い北湖で明確な浜堤が観察されるのに対して、湖面の小さな南湖では安定した浜堤と認識できるものは形成されていない。このことは湖岸の利用形態において大きな影響を与えている。

浜堤は陸地からの水の排水を阻害する作用を及ぼすため、浜堤の後背部は湿地となる場合が多い。浜堤が形成された後、相対的に水位の上昇する変動が生じた場合、後背部分に内湖が発生する。今津あたりに見られた湖岸に平行して並ぶ内湖はこのようにして発生したものと考えられる。

野洲川から愛知川にかけての湖東では河川による土砂の流入量が多く、愛知川など河口から伸びる「砂堆列」が大きく発達し、これと浜堤が同化し明確な区別がつかない所もある。ここでは一応湖岸線に平行し離岸することなく発達する自然堤防のことを「浜堤」として一応「砂堆列」とは区別したい。しかし複合形状を示すところは多く実際には区別して取り扱うことは困難と思われる。

またこの自然堤防は「湖岸堤」とも呼ばれることがあるが、琵琶湖総合開発で建設された人工堤防に同じく「湖岸堤」という呼称が用いられているため、これと区別するためにも自然堤防に「浜堤」の呼称を用いた。

内 湖

内湖は琵琶湖本湖の周辺に取り巻いている小型の湖。かつては数多くの内湖が存在したが現在は多くが干拓、

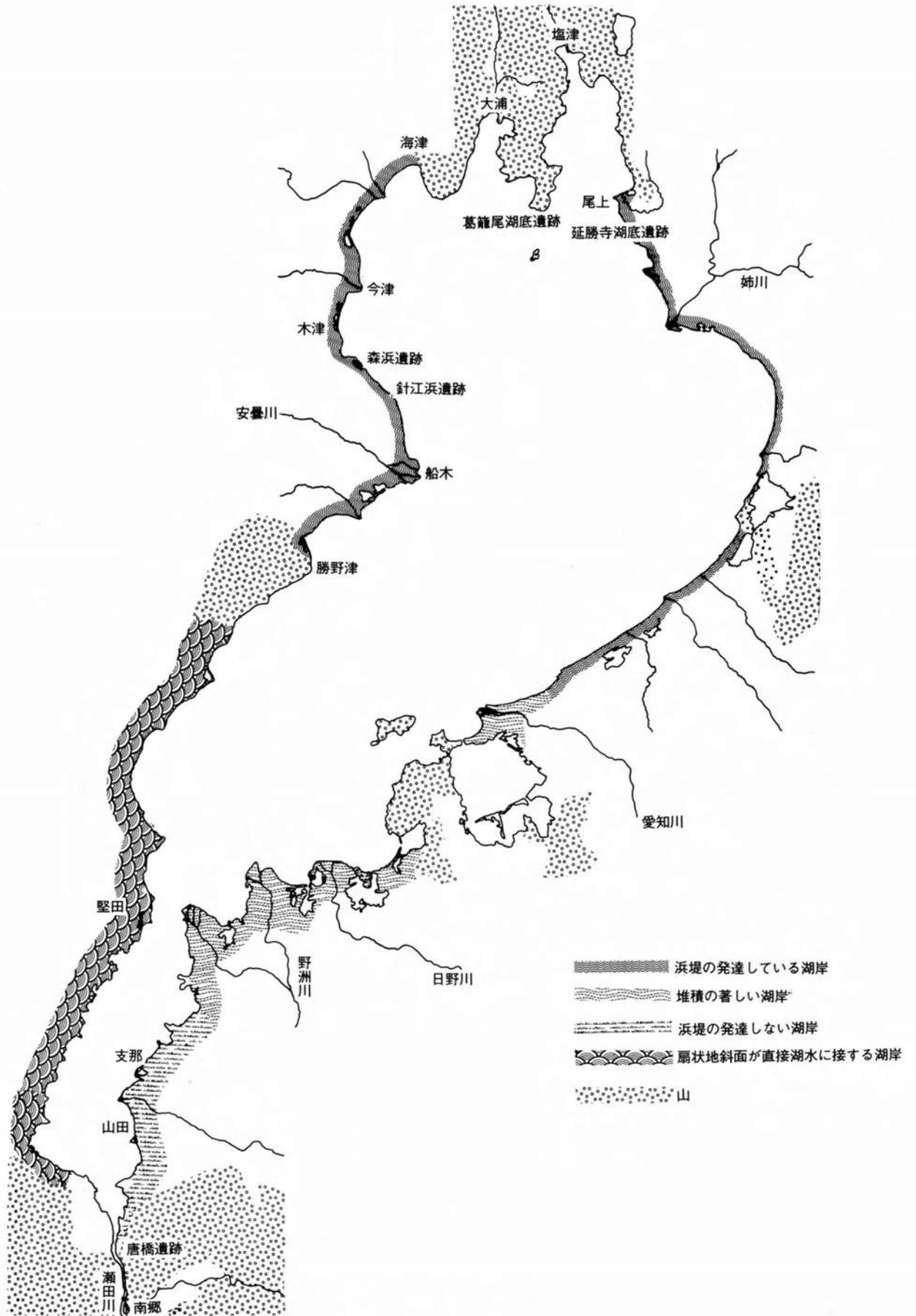


図1 琵琶湖の湖岸形状

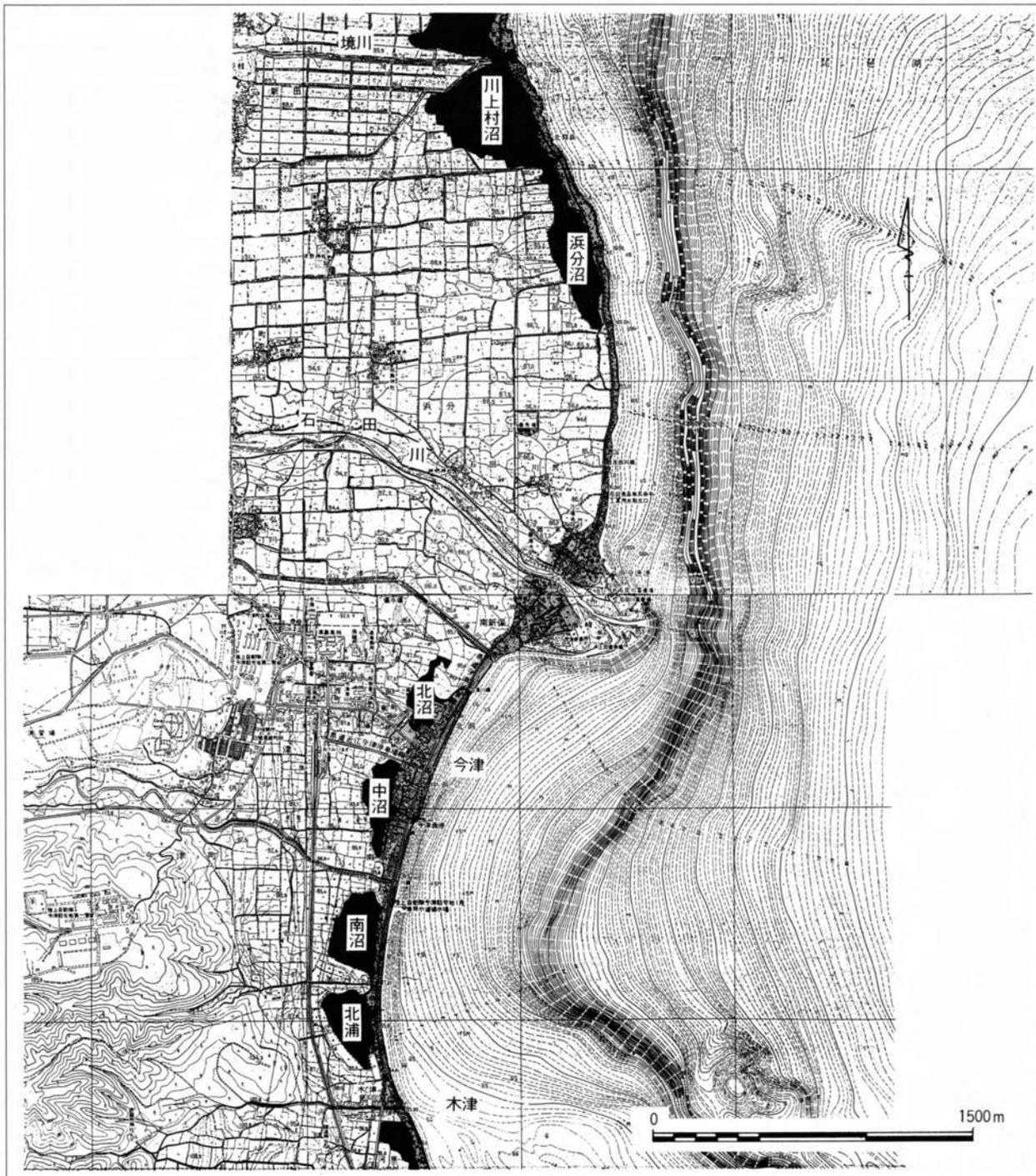


図2 浜堤が発達し内湖が連続的に並ぶ北湖西岸の湖岸

浜堤が発達し湖辺を取り囲んでいる。中でも良く発達した部分に今津の浜堤型集落が営まれている。
 内湖は浜堤に添うように形成されており、湖辺が沈下して発生したものであることが解る。これらの内湖はほとんどが埋立て、干拓によって今は消えてしまっている。
 石田川は浜堤を破って湖に流れ出し、河口洲を形成している。(1965年頃の国土基本図を縮小し浜堤・内湖を強調した)

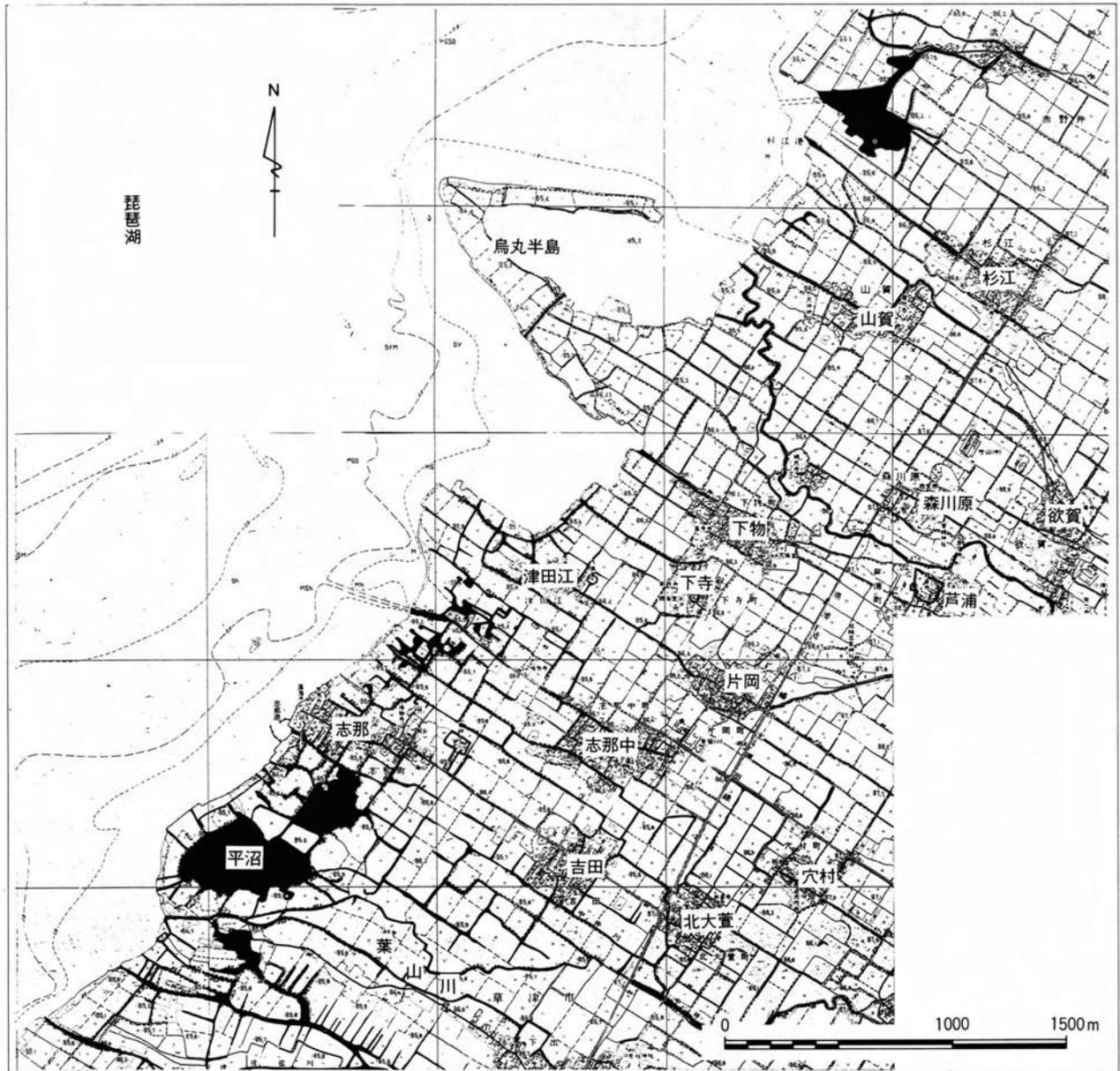


図3 南湖湖岸の湖辺

浜堤の発達はほとんど見られず、浜堤型集落は見当たらない。
 水路網が非常によく発達しており、内陸部にある集落は水路でもって琵琶湖との接触をはかっている。
 烏丸半島は旧野洲川河口の砂嘴、平湖は葉山川河口のラグーン型内湖。

埋立てなどにより消滅している。内湖は本湖と水位を同じくし、本湖と有機的につながった存在である。このため内湖は本湖との直接的な接触を図る媒体としても働くことができ本湖を活動主体とする集落にとってもその利用形態は有用多岐にわたっていたものと考えられる。

北沢武夫氏は内湖を成因から5タイプに分類している。(北沢分類)

1. 独立峰などの地形的障害によって河川の堆積作用が及ばなかったために形成されたもの。(大中之湖、津田内湖など)
2. 2河川のデルタの間に挟まれ、いずれの河川の堆積作用からも取り残されて凹地が形成されたもの。(野田沼など)
3. かつての山の突出分(岬)が河川の堆積作用によって埋積される過程で、デルタとそれから延びた砂堆積物が連結したために閉塞されて形成したもの。(入江内湖など)
4. デルタの発達過程において、デルタの先端の両側、あるいはいずれか一方にラグーンを形成したもの。(小松沼、松ノ木内湖など)
5. 沈水性の湖岸線を示す湖北地域にみられ、狭い湾を土砂が堆積していく過程で形成される『埋め残し』なもの(塩津内湖、娑婆内湖)

以上北沢分類で分類された内湖の5タイプはどれも河川の堆積のアンバランスが主な成因となり閉塞されたものとなっている。

しかし、これらの分類とは他に琵琶湖の変動によって発生した内湖が存在すると考える。

逐次発生型内湖(地震発生型内湖)

高島からマキノにかけての湖西の湖岸に見られる小型の内湖は湖岸に添って連続して存在し、細長い形状を示すものが多い。これらの内湖は浜堤後背部が内湖となったものと考えられる。

湖水水位に変化がなかったとすれば、浜堤の後背部は水の排出が阻害されるので湿地帯となるが、内湖となることはない。

この部分が内湖となるためには湖水面の上昇もしくは地面の沈下を想定しなければならない。相対的に水位が上昇することによって浜堤後背部に湖水が侵入し、湖岸に沿うように内湖が発生したものと考えられる。

水位の上昇を地震に起因するとした場合これらの内

湖は地震の直後に発生したものとするができる。

1662年の地震は多くの内湖の発生、もしくは拡大をもたらしたものと思われる。

(今津の北沼、中沼、南沼など)

第2章 遺跡に見れる水位の変動

針江浜遺跡に見られる浜堤の移動

針江浜遺跡の調査では時代の異なる複数の浜堤が検出されている。いわゆる定点観測的な視点で浜堤の動きを捉える結果が得られており、浜堤の動きから琵琶湖の立体的な変動を捉えるには非常に良好な資料となっている。

発掘調査は1988年から1990年にかけて新旭町の針江浜漁港でおこなわれた。調査地点は湖中にあり、漁港から湖中の方向に幅約30mで約160mの長さにわたっておこなわれている。

発掘調査によって検出された遺構面は基本的に3面あり、古いものから弥生時代前期、弥生時代中期、古墳時代と想定されている。ここで検出された遺構面すべてにおいて浜堤の存在を想定することができ、浜堤から見た琵琶湖の変動状況を捉えることができる。

古浜堤 1

弥生時代前期の遺構面の調査で微地形として、複数の住居の存在する微高地を検出している。湖辺の集落と捉えられるのであるが、微高地上で検出された住居跡が竪穴式住居であるところからその構造上、床面への浸水の無い湖水面から安定した高さを確保できる場所であったものと推定できる。調査地点の地形条件からこの高さの要求を満たす微地形は浜堤であると考えるのが自然である。よって、この微高地を弥生時代前期の浜堤と想定し古浜堤1とした。

この古浜堤1は現浜堤(湖岸堤によって破壊される前のもの)の頂部を基準点として(以後、湖岸からの距離を示すときの基準はこれを用いる)、沖合い約190m地点で南北方向に走る。当時の竪穴住居の掘り込みの深さを約30cmと推定すると、当時の浜堤の高さは遺構の検出された81.50mにこの数字を加算して81.80mと推定することができる。さらにこの地点が湖水面からの安定のために必要な比高を1.5mとした場合、当時の見掛け上の湖水位は80.30mを平均としていたと想定することができる。

古浜堤 2

第2遺構面は弥生時代中期にあたる。

古浜堤1よりもさらに110mほど沖合で柳の木の埋没林を検出している。現浜堤からは300mあまり沖合になる。この木は立ち木の状態で検出されていることからこの場所に生息していたものと判断されている。またこの木の根元付近から弥生時代中期の土器を検出したことから柳の木の生育していた時期を同じく弥生時代中期と仮定することができる。

古浜堤1の弥生時代前期より湖岸が前進し、陸化していたことが想定できる。

さらにこの遺構面で地震の痕跡である墳砂が観察されている。ここで注目しておきたいのは地上に噴き出した砂が当時の地表面に残されていたことにある。通常、地表面に噴き出した場合、噴き出した砂は降雨によりすぐに洗い流されてしまう。寒川氏の指摘によると、針江浜遺跡で見られたように噴き出した砂がそのまま残るには水中で噴き出す必要があり、また波浪の影響を受けない静水であることが条件となる。

この条件を満たす地形はここでは内湖と考えるのが自然である。この想定でいくと弥生時代中期には柳の木の検出された位置付近もしくはさらに前方に浜堤が形成され、後背地は内湖となっていた、もしくはこの墳砂をもたらした地震により地盤が下がり、後背湿地に速やかに水が進入し内湖化したものと考えられる。

ここでの浜堤を古浜堤2とする。古浜堤2は現浜堤から沖合いに約300mの地点に形成されていたことになる。

また想定できる見掛け上の琵琶湖の水位は、内湖の水位が本湖と同レベルとしかつ柳の木の根元の高さを越えなかったと仮定して、約81.2mと想定できる。

古浜堤 3

最上面の遺構面は土器など時代を示す遺物が存在しなかったため、明確な時期の確認はおこなわれていない。ただ調査担当者の説明では古墳時代との感触を得ているとのことである。

この遺構面では湖中方向に進む道と考えられる遺構を検出している。両側に杭を打ち込み内側に板をはめて内部に土を充填した盛土の構造となっている。所々には左右に開かないようにほぞを切った梁がかけられている。

これは浜堤後背地の強湿地帯を通過するために設けられた道と考えられ、湿地帯を通過することから盛土

の構造をとり、かつ泥粘質のため両側を木材で押さえる必要があったのであろう。比較的手をかけた構造の道であるためこの先には活発な活動を行ってきた場所があったことを想定できる。つまりこの先にも浜堤の存在が考えられる。

調査では道は途中から木質部が腐り消滅している。道自体の遺構はさらにつづくためここで強湿地帯を抜けきり浜堤上に上がる部分と考えられる。つまりこれより先が浜堤であったと考えられる。ここで想定される浜堤を古浜堤3とする。

古浜堤3は現浜堤から沖合い約300mの所に形成されていたことになる。この位置は弥生時代中期の古浜堤2とほとんど位置を同じくしている。琵琶湖の見掛け上の水位は道の上位面を越えない程度と考え、およそ82.3mを平均としていたものと想定することができる。

ここでは古浜堤の位置が変わらず見掛け上の水位のみが上昇していることに注目したい。

この遺跡で推定できる古浜堤はそのまま当時の湖岸線を示すものであると考えられる。実際の湖岸はさらに数mから数10mの前浜にあたるものがあるが、湖岸線の位置を最も端的に示すランドマークは浜堤でありこの浜堤の動きを追うことにより琵琶湖の動きを立体的に捉えることができる。

まず垂直方向の動きである水位の変化をみていくと、弥生時代前期の80.30m、弥生時代中期の81.2m、古墳時代の82.3m、そして現在の84.8mと着実に見掛け上の水位は上昇していることになる。これは南郷付近との比高差が徐々に大きくなっていることを示す。

水平方向の動きは弥生時代前期から中期にかけて前進し、そこから古墳時代ではほぼ停滞状況を示し、更に現在では大きく後退している。このように垂直方向では一律的に沈下の動きを示しているが、水平方向の動きでは振動していることが解る。これは湖岸の変動が沈下と堆積のバランスの上に成り立っていることを示し、かつその動きが脈動的であるところから、何れか一方の動きが他方の動きにたいして短時間に行なわれたことを示している。

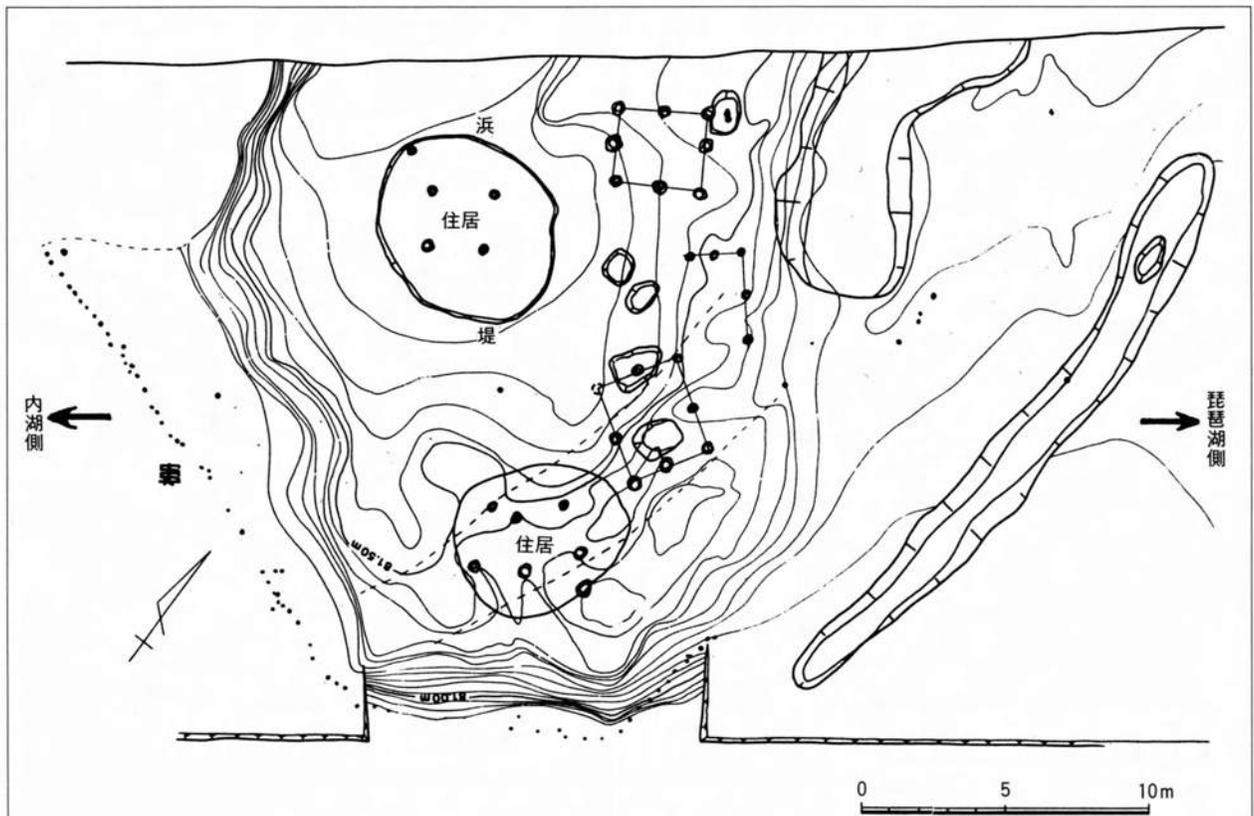


図4 針江浜遺跡 弥生時代前期遺構面（古浜堤1）

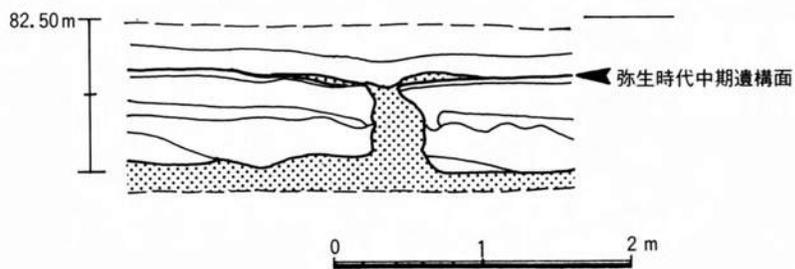


図5 針江浜遺跡、弥生時代中期噴砂断面図

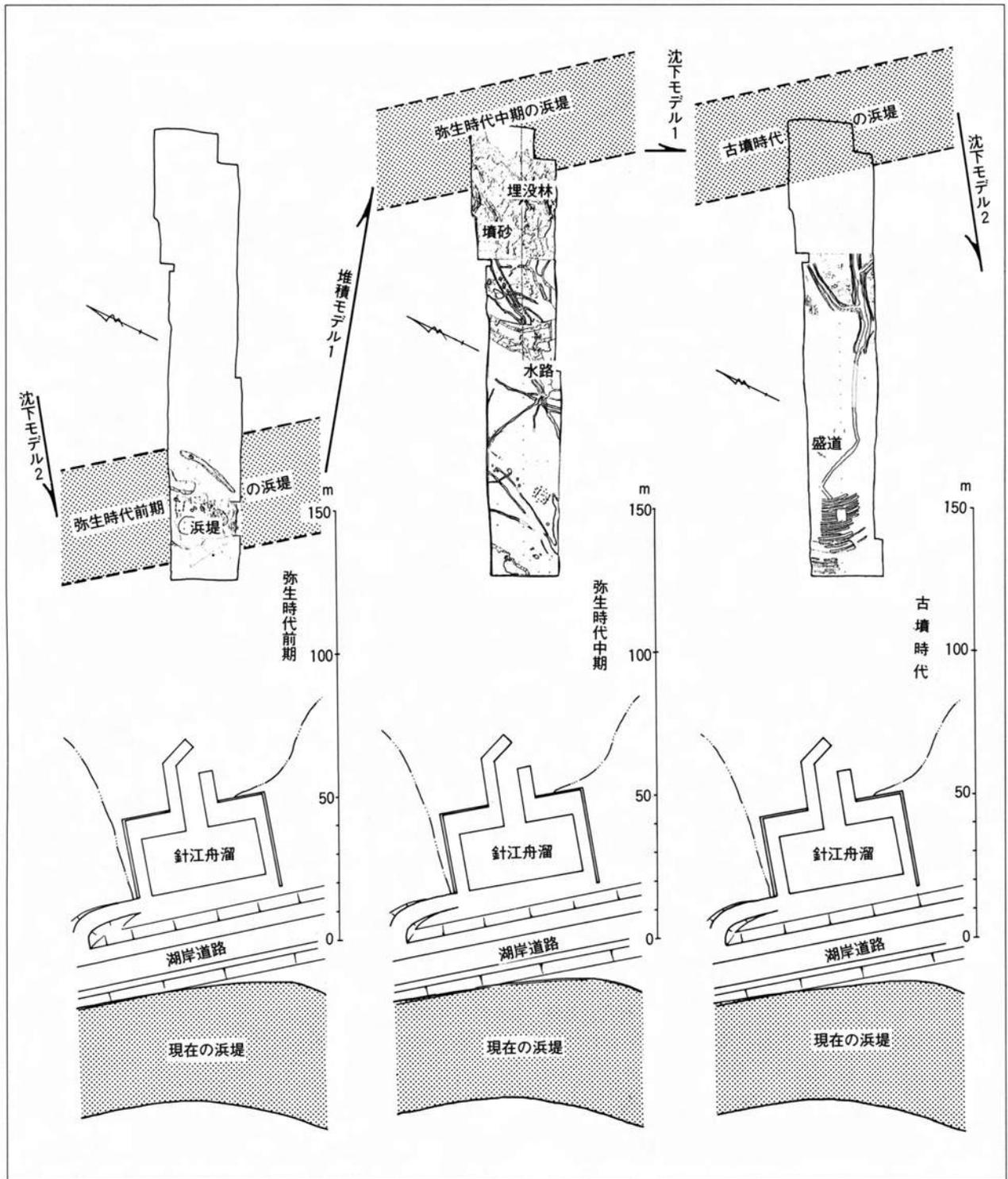


図6 針江浜遺跡に見る浜堤の動き



図7 針江浜遺跡における浜堤の移動

針江浜遺跡の後背部は堆積量が少なく、広い面積で湿潤地となっている。近世の地籍図では新田となっており、それまでは荒地もしくは内湖となり、水田化されていなかったことがわかる。

しかし弥生時代ではこの場所を水田として利用しており、土地条件の変化のあったことを示している。

唐橋遺跡に見られる水位の変動

唐橋遺跡の発掘調査は1988～89年にかけて行われ、7世紀中葉の初期の勢多橋から江戸時代の橋まで複数の橋を検出している。(瀬田橋は古代では「勢多橋」と記されていることが多くここでは現在橋以外は「勢多橋」とした。)ここで注目しておきたいのは橋が大きく位置を移して付け替えられているところにある。

古代勢多橋は現在の瀬田橋の架橋位置より約80mほど下流から検出されている。橋は当然、道とつながり古代勢多橋とつながる道は古代の官道となり周辺の開発に大きな影響を与えている。とくに律令期のこの地域は新規開発地として整備されていったところであり古代官道の位置は開発の基準線となりうる。近江国庁、勢多駅、国分寺などが配置されていくのであるが、この配置の基準線となったのが官道である。この主軸の基となる架橋の位置は唐橋遺跡の調査から、現在残されている東海道より約一町南側に通されていたことがわかっている。また初めて橋の架けられた白鳳時代から戦国時代までは架橋位置はほとんど移動していないことが判明している。

ところが江戸初期に比定される時期に橋はその位置を大きく変えている。現在の瀬田橋と同じ位置に架け替えられたと考えられるのであるが、橋の移動は道の付け替え及び両端に発達した集落の移動を伴うため大きな負担となる。この橋の移動を必要とした大きな原因の存在を想定できる。ここで勢多橋の架け替えの原因として水位の変動があげられる。

検出された古代勢多橋は図8で示すとおり瀬田川の川岸がわずかに張り出した位置に取り付けられている。この部分はコンクリートの護岸がなされ現在その地形条件を調査するには困難な状況であるが、古絵図においてもその張り出し部分を描いたものを見ることができる。この張り出し部分は瀬田丘陵が東方より延びてきている尾根部分の先端にあたり、地形的には安定している。この張り出し部分から対岸の中の島までの約130mがこの辺りでもっとも川幅が狭く、架橋に際して最も有利なポイントであり、ここに古代勢多橋が架けられていたことを指摘できる。

対岸の西側は古代橋も現在橋も中ノ島に取り付き位置を求めている。この中ノ島は南北に長い島となっているが明治25年の2万分の1の地図には南北の浅瀬は沈水し、現在の橋の架かる部分のみが小さく描かれて

いる。この地図では烏丸半島の先端部分も沈水しており、増水期を基準に湖岸線を描いたものと考えられるが、いずれにせよ島の南北は沈水しやすい不安定な地形であることを示している。江戸時代に描かれた絵図においてもこの島は南北に長く描かれたものと、丸く小さく描かれたものの2種類の形状を見ることができ同様に不安定な状況であることを示している。

古代の勢多橋はこの南側の不安定な部位に取り付けられているのであるが、この架橋位置は白鳳時代から戦国時代まではほぼ同じ場所を利用されていたことが調査によって明らかになっている。このことは中ノ島のこの位置が古代においては近世とは異なり比較的安定した地形を保っていたことを想定することができる。

架橋方向がほぼ正確に推定できる1号橋は、やや北西方向に斜行して架けられているが、これはこの付近で瀬田川の流れが緩いS字形を描いているためであり、現在橋もそうであるように流れに直行して橋を架けるため北西方向にやや斜行したものとなっている。

ところが、江戸時代初期と想定できる時期に明らかに流れに斜行した橋が検出されている。ここで橋の西側の取り付け部分を失ったものと考えられるのである。つまり取付部となっていた中ノ島の南側が沈水したと考えられる。この結果、これまでより北側の比較的標高が高く安定した箇所に橋の取付部を変更せざるを得なくなり、一時的に斜行する橋が設けられたものと考えられる。

その後はこの不安定な橋は廃止され、約160mと川幅が広がるが残された中ノ島の中央部に正対する現在橋と同じ位置に移す大改造が行われたものと考えられる。つまり勢多橋の架橋位置の変更は琵琶湖の水位の変動に起因するものと考えられる。

ここで江戸時代の初期に中ノ島が沈水する水位の上昇が起こったものと考えられる。

この水位の変動を引き起こしたと考えられる地震は、先学が多く指摘しているように1662(寛文2)年の地震があげられる。この地震の記録では近江を中心としたところで多くの被害の状況が伝えられている。

落穂雑談一言集ではこの地震について「志賀唐崎両郡のうち、14,800石の所、田畑85町ゆり込申候」

の記載が見られ湖西方面で大規模な地盤沈下が起きたことを示している。

勢多橋の付け替えはこの沈下が瀬田においても起きていたことを示すものであるが、他所の沈下の記録の

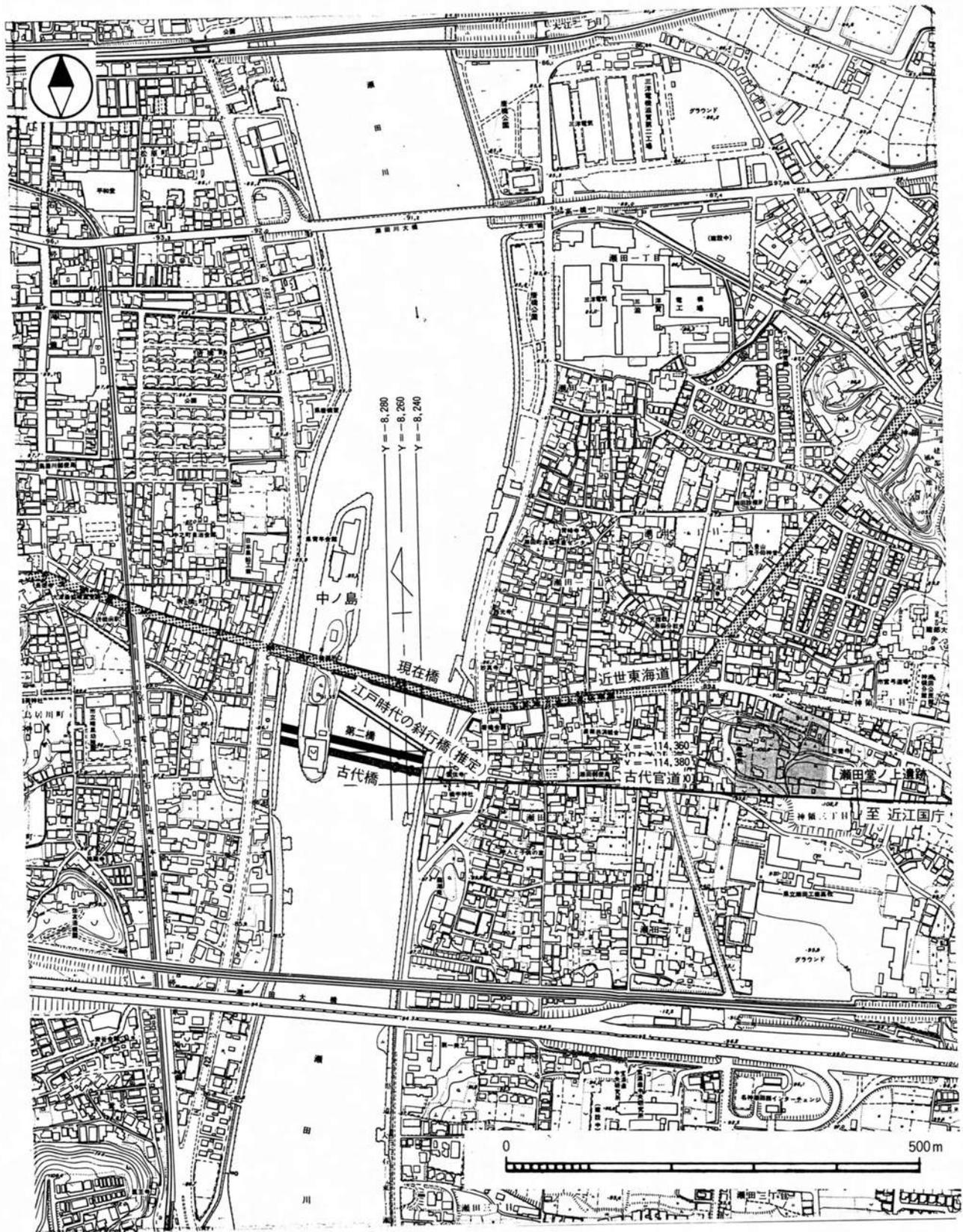


図8 勢多橋の付け替え

勢多橋の架橋は瀬田川東岸の地形条件と中ノ島との関係によって取り付け位置が決められている。図からは古代橋の取り付け位置が架橋には最も適していたことがわかる。古代橋の位置を変更せざるを得なかった理由には中ノ島の沈水が考えられる。

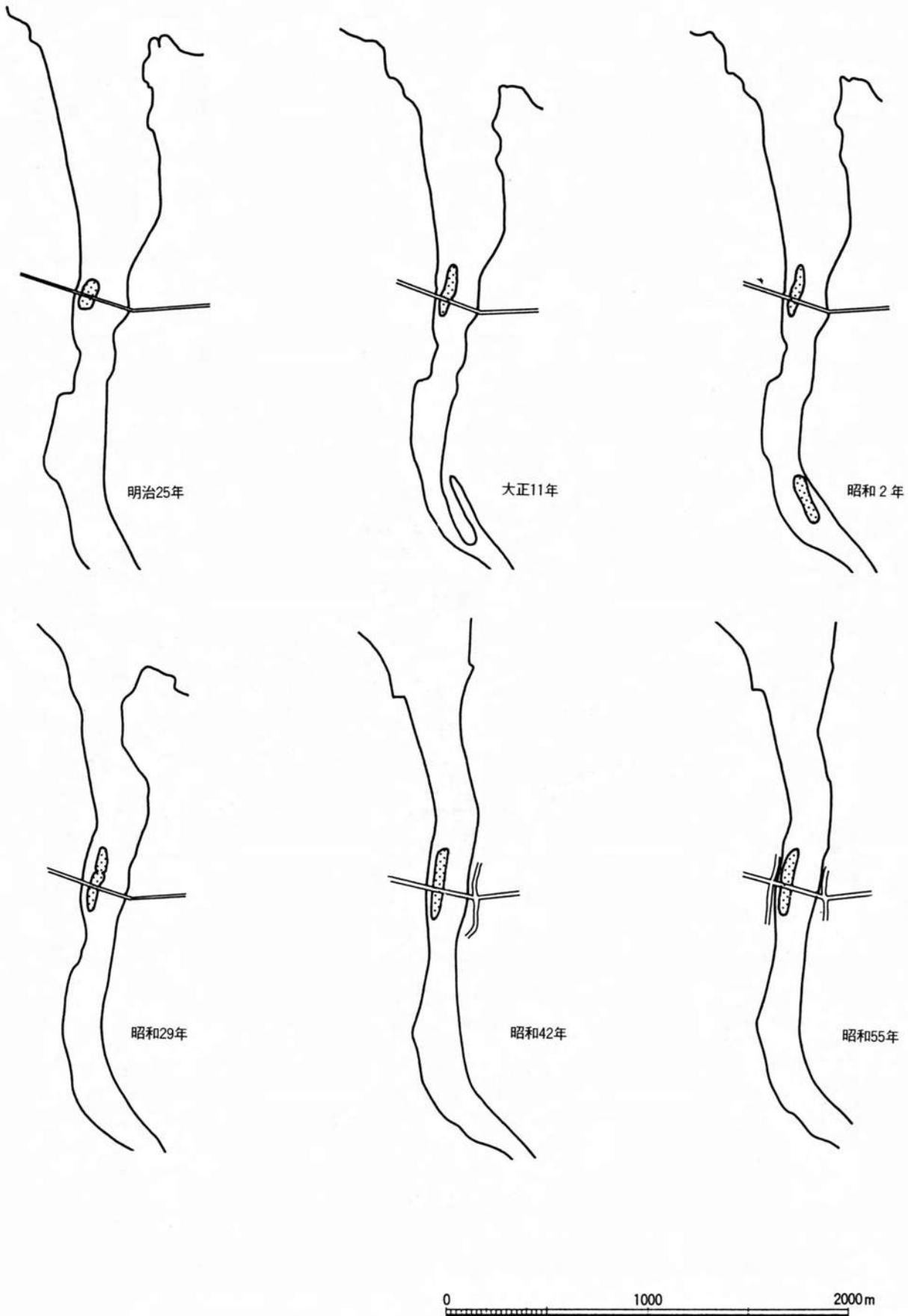


図9 中ノ島の形状変化（明治25年から昭和55年）（唐橋遺跡発掘調査報告書より転載）

中ノ島は明治以降の測図においてもその形状が様々なものとなっている。現在橋の架かる位置は高く安定しているが、南北は沈水しやすい不安定なものであったことがわかる。

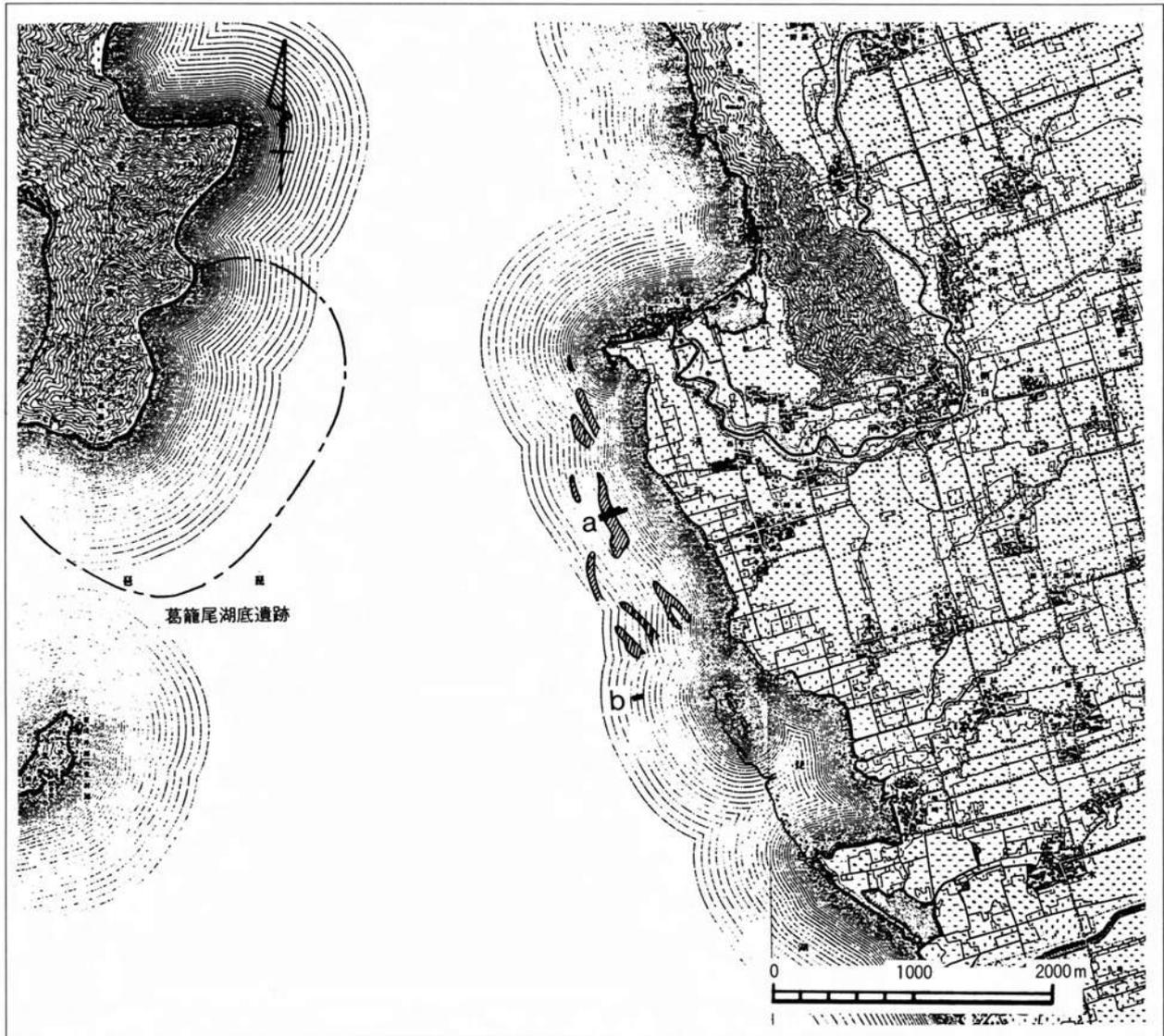


図10 延勝寺湖底遺跡

あるところに比べて瀬田は南郷に非常に近いところにあることに留意しておきたい。琵琶湖の見掛け上の水位は南郷辺りの河床を不動点と仮定して成り立っている。つまり南郷辺りの河床との比高が見掛け上の水位となっているのであるが、1662年の地震による変動は瀬田川入り口の勢多橋付近にも及んでいることになり、南郷との比高差が南郷から近い勢多橋との間にも生じたことになる。またこの変動は水位の上昇が全琵琶湖的に発生したものと考えることができる。

旧高時川デルタの湖底遺跡

早崎から尾上にかけての湖岸には旧高時川の沈水デルタを見ることができる。この早崎から尾上の現在の湖岸には浜堤が認められるのであるが他所の浜堤に比べて貧弱なものであることを指摘できる。早崎から北

には帯状につながる島をみることができ、沈水した旧浜堤であると考えられ、現浜堤が比較的若いものであるとすることができる。

発掘調査は航路浚渫のおこなわれる数箇所において実施されている。

a 地点においては弥生時代中期の水田遺構を検出している。検出遺構面の標高は82.8mで現湖岸から沖合い450mの所になる。

b 地点では遺構面は形成されてなかったが縄文時代後期の土器を比較的濃密に含んだ砂層を検出している。この層は斜層理となっており検出土層は当時水中にあったことを示している。しかし遺物量が比較的濃密であることなどから湖岸に近いものであったものと思われ、当時の湖岸がかなり前進していたことを想定することができる。

高時川デルタは歴史時代においてもかなり湖岸が前進していたことが想定でき、今後の詳細な調査が期待できる。

葛籠尾湖底遺跡

北湖の竹生島と葛籠尾崎との間の湖底に葛籠尾湖底遺跡がある。この地点の湖底は深い所で80mほどの水深があり縄文時代早期から中・近世までの遺物が湖底に散布しているところである。葛籠尾崎の先端分が湖底に滑り込んだとの説や、祭祀によって土器が投入されたなど様々な成因説があげられている。ただ半島の先端分が滑り込んだとした場合、湖底面に遺物が土砂に埋もれずに存在しているのは不自然である。また祭祀に関しては同様の祭祀形態が数千年も継続されたことになりこれもまた不自然であることが指摘されている。

この遺跡の成因の第一に上げなければならないことは縄文時代早期から中世までの遺物がいまだに土砂に埋もれずに同一の湖底面にあるということにある。つまり縄文時代から湖底にほとんど土砂が堆積していない地点であることが指摘できる。過去に転落した遺物は湖底で土砂をかぶることなく同一湖底面に堆積する地点となる。

財団法人滋賀県文化財保護協会がおこなった縄文時代後期の丸木舟の復原船での航行実験では丸木舟の航行性能の高さを示し、すでに縄文時代には琵琶湖本湖において活発な活動を行なえたことを確認している。またこの実験で丸木舟は転覆することを当然の前提として航行していたことも指摘しており、搭載物の湖中への転落は頻繁に起こり得たことを示している。また舟の性能が向上した古代においても、赤野井湾遺跡の発掘調査で大量の瓦が検出され、これは事故として船の搭載物が湖中に転落した事実を示している。

葛籠尾湖底遺跡はこれまで代表的な湖底遺跡の一つとしてあげられ、また半島の滑り込み説などから地震に起因する琵琶湖の変動の端的な例としてあげられることがあったが、ここではこの湖底遺跡は極めて特異な堆積条件の上にはじめて成り立った遺跡として認識したい。湖中に転落した遺物がその後、土砂をかぶることなく湖底面に存在しつづけられる地点は琵琶湖の中でもこの周辺のみである。遺跡はこの特異な堆積条件を第一の成因とし、加えて琵琶湖湖上における活動が縄文時代より活発であったことを示している。

このように葛籠尾湖底遺跡には琵琶湖の変動には直

接関係しない成因によって成り立っているものと考えられる。

第3章 浜堤の利用形態

浜堤型集落

浜堤の利用のうちもっとも積極的な利用形態が集落である。湖東での柳川、八坂、湖北の朝妻、湖西の海津、今津、堅田などがこの浜堤型集落にあたる。現在の浜堤型集落の地形条件は湖水面からの比高が2m以上であることを指摘することができる。ただ現在の水位は南郷洗堰の建設により約50cmほど下げられたものであり、実際には約1.5mの比高が必要な高さであったものとするができる。この比高は波浪や季節間における水位の変化から水の進入を防ぐのに必要な高さと考えられる。

浜堤は湖岸に集落を形成しようとした場合にとって最も有利な地形条件として捉えることができる。浜堤以外に浜堤と同様の比高差を湖水面より得ようとした場合、新旭町針江辺りでは湖岸線より約600mも後退しなければならない。琵琶湖における湖岸集落は浜堤上に形成された浜堤型集落が基本となっている。

港としての浜堤型集落

浜堤型集落には内湖を抱えていたものが多い。高島郡では海津、今津がこれにあたるが、この両集落は「港」として発達した集落である。琵琶湖最大の港である堅田もこれにあたる。港としての機能をはたすためには安定した船着き場を有して本湖との接触を図っている必要がある。これらの集落では内湖との本湖との水路を船着き場としていた。そして内湖を船溜りとして利用していた可能性が高い。交易を目的とした港においては内湖および本湖との連絡水路が重要な役割を果たしていることになる。

木津は今津に対する古津とし、かつては活発に活動していた港とされている。木津と今津は近接し近世においては競合する関係となり今津が優位な港となっている。

近江志略によると江戸中期の今津町の様子は

「湖中に出たる町にして、西の方僅かに陸地に続き一島の如し」

となっており、内湖が大きく浜堤部分が湖中に取り残されるように見えていたことがわかる。この様子は昭和30年代の地図からも容易に観察できる。

これに対して現在の木津の集落は波布谷川沿いの自

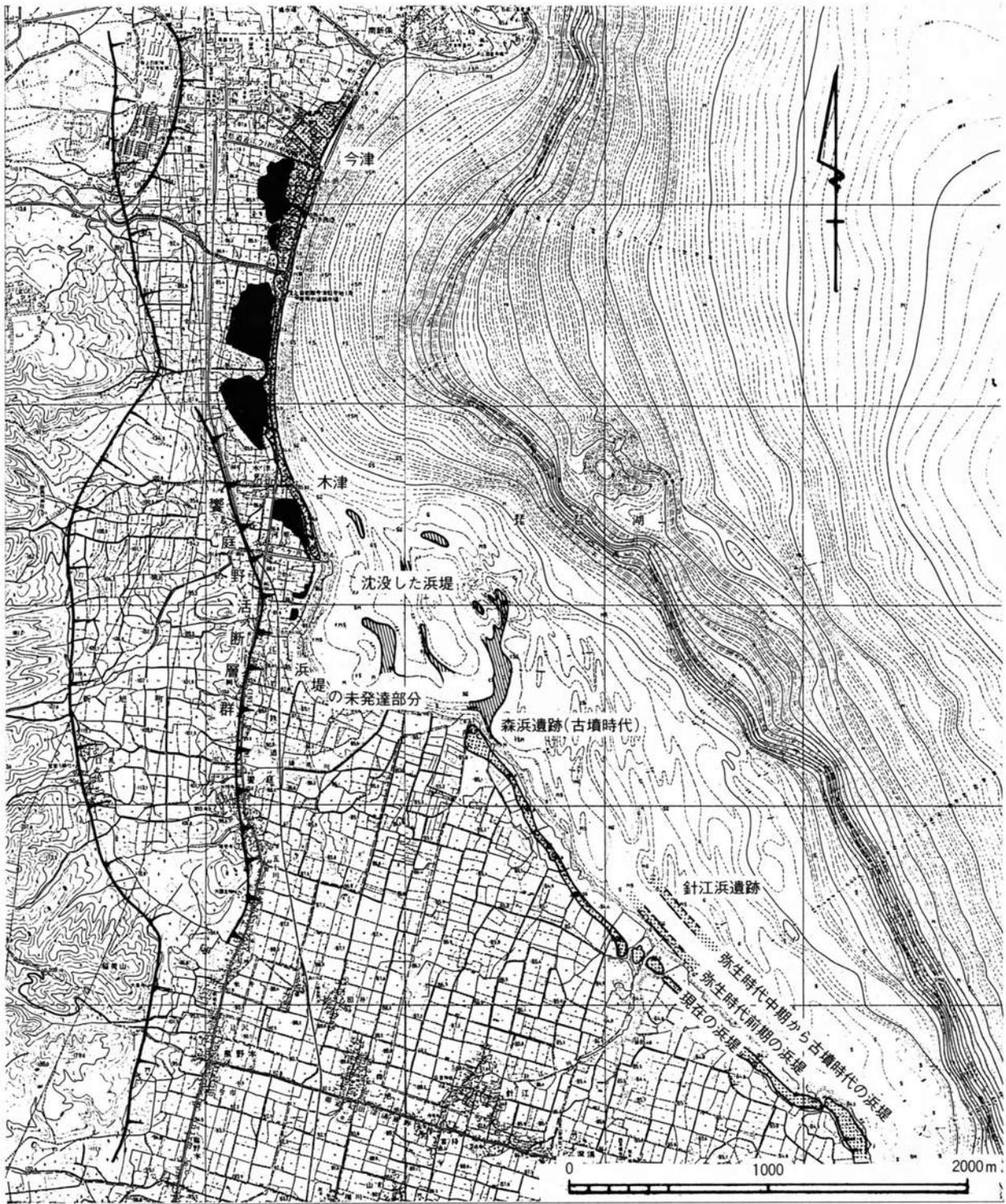


図11 木津周辺湖岸の地形環境

然堤防上にあり、湖岸線とは直行する形となっており、浜堤型集落とはなっていない。この浜堤はやせ細っており浜堤上には集落を展開することのできないものとなっている。このため木津の集落は琵琶湖との接触点が少なく、直接本湖と接するところ以外では、わずかに集落北側に内湖である北浦とに接点を見出す程度

となっている。木津は現在は港としての地形的条件を十分に満たしているとはいえない状況にある。

木津の集落から森浜にかけての湖岸は現在明瞭な浜堤が形成されていないことを観察できる。この周辺では唯一浜堤の形成される条件を持ちながら欠落している箇所として指摘できる場所である。替わって森浜か

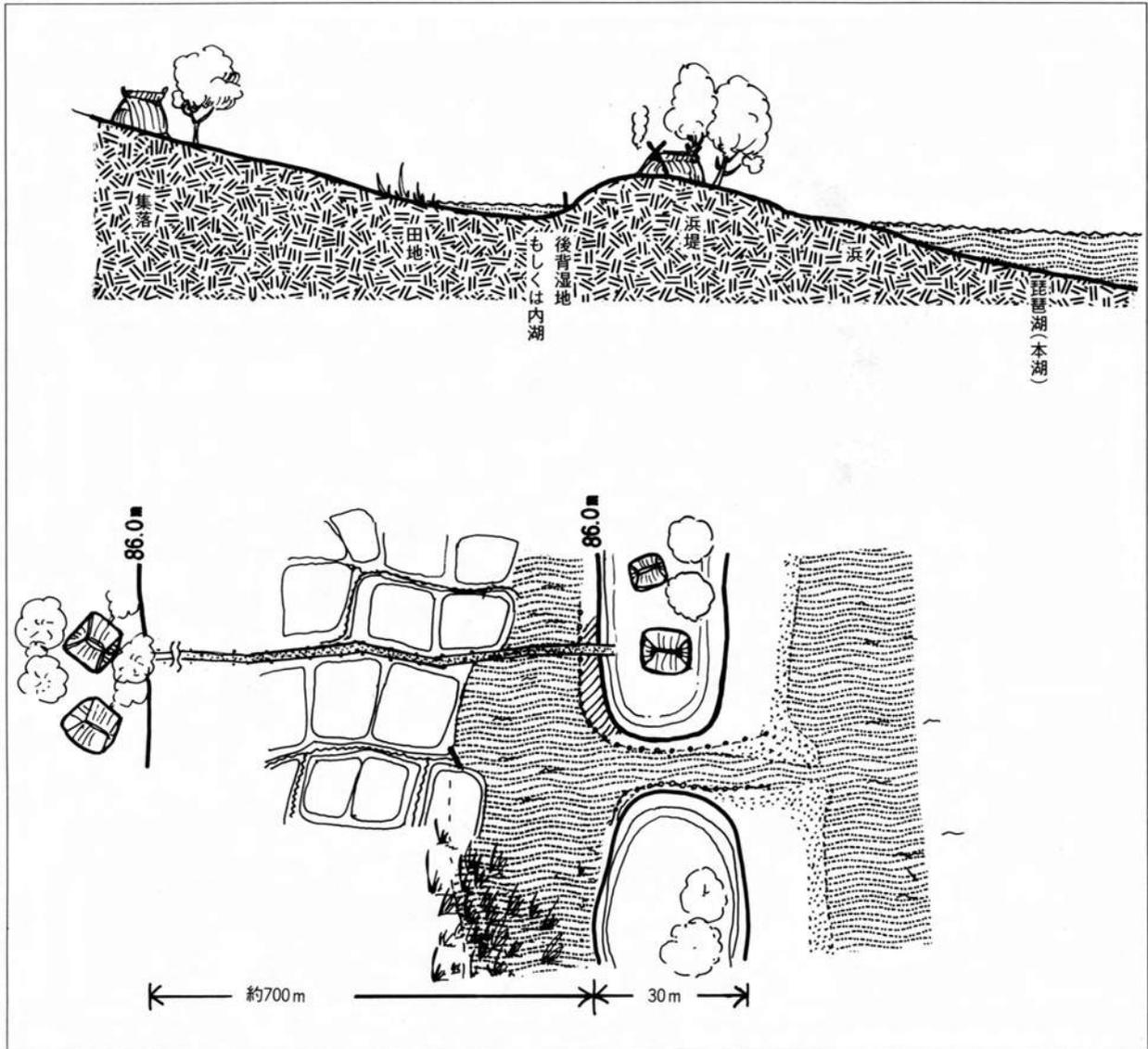


図12 浜堤集落の基本モデル

ら湖中に伸びる沈没浜堤と考えられる高まりを何筋か木津の集落方向まで認められ、木津から南側の湖岸は最近の変動を最も端的に受けた場所の一つであることを伺わせる。

木津はかつて有力な津として活発に活動したがその後、今津に有力な港としての機能を奪われていったとした場合、政治的な背景とは別に、木津は津としての地形的に有利な条件を失ったことを想定させる。

つまり木津は本来、内湖を抱えた浜堤型集落を営むことのできる津であった可能性がある。

一つは、江戸から明治の古地図にしばしば描かれている木津の集落の南側の内湖の浅化のため、津として機能する内湖の一つ失うこととなり、津の機能が半減したとの考え方ができる。しかしこの内湖は浜堤が脆

弱でかつ内部に流れ込む河川のもたらす土砂の埋積量が多いことを指摘でき、比較的最近に発生し、かつ存続期間の短い内湖であったことを指摘できる。可能性としては1662年の地震によって内湖化した後背湿地とすることができる。

今一つは森浜から木津の間にある沈水浜堤が古代においては陸化していたとの想定である。この想定では集落は南側にも大型の内湖を抱えた浜堤集落であったとすることができる。ただこの間にはいく筋かの沈没浜堤と考えられる湖底地形があり復原想定は複雑なものとなる。また針江浜遺跡の調査からは古浜堤は埋没量が多く現湖底面にランドマークをほとんど残していないことを示しており、湖底面の形状からは古浜堤の復原は困難なことを考慮に入れなければならない。

しかし木津は本来、内湖を抱えた浜堤集落であり、波布谷川沿いに美園遺跡、及びその前を通過する古代の官道に接続していたものと想定することはできる。

農耕型の浜堤集落

針江浜遺跡で検出された古浜堤1の遺構面からは木製の農具が数多く出土し、浜堤斜面に捨てられていたごみの中からは多量の炭化米も検出されている。このことから古浜堤1に営まれた弥生時代前期の集落は農耕集落と判断できる。農耕型集落が形成される初期の段階で浜堤上が利用されていたことに注目したい。この集落の耕作地は浜堤後背部の湿地帯であり、水の供給・調整は排水状態を制御することによっておこなっていたものと考えられる。同遺跡の弥生時代中期の後背湿地帯にあたる遺構面からは水田水路と考えられる溝を検出している。ここには堰が設けられており、この堰は排水制御用の堰と考えられている。延勝寺湖底遺跡での弥生時代中期の水田もほぼ同じ環境で営まれていたものと考えられる。

整理すると農耕初期の耕地は浜堤後背部の湿地帯に求め、浜堤で阻害された水の排水状況を堰を設けることによってコントロールし水田への水の供給・排水を行っていた。また集落は湖水面から一定の比高を必要とするため必然的に浜堤上に営まれたとした浜堤型農耕集落のモデルを設定できる。

針江浜遺跡や延勝寺湖底遺跡からは近江において最も早く水田化された地形の一つがこの浜堤後背部の湿地帯であり、また最も早い段階の耕地依存型の集落の一つは浜堤上に営まれたものであったことを指摘できる。

しかし現在の針江浜遺跡周辺の湖岸、つまり安曇川河口から木津までの間の湖岸は集落はまったく形成されていない。最も早い段階で成立したと考えられる農耕定住型の集落は現在はまったく残されていないことになる。それどころか、弥生時代の水田比定地は明治時代の地籍図では大久保新田となっている。この場所は近世になって開発された新田であり、それまでは荒地（おそらくは強湿地帯の葦地）となっていたことになる。同じくこの地区の浜堤後背部には条里地割りの乱れを多くみることができ、河川の氾濫ではない湖水面の変動による乱れを指摘することができる。

これと同じ様な湖岸の変化は東大寺の墾田である覇流荘の比定地でも指摘することができる。覇流荘の比定地は荒神山と湖岸との間に求められており、この

強湿地帯を干拓することによって開発され耕地となったところとされている。しかし後にこの地は曾根沼として内湖となってしまっている。

南湖の湖岸集落

浜堤が発達せず必要比高を浜堤上で得ることのできない南湖の東岸においては浜堤型集落を形成することはできず、また見ることもできない。湖岸に隣接した集落としては支那の集落が認められるがこの集落は河川の自然堤防上に乗っており、浜堤型の集落ではない。かわって南湖の東岸における集落の立地は必要比高を求めて内陸部に下がって形成されている。この内陸部に下がって形成されている集落においても琵琶湖本湖との接触を持った水辺の集落であることを指摘することができる。南湖東岸は条里に沿った水路が発達している。この水路は集落内部にも設けられており一部では船溜りとしてのふくらみを持つところも見られる。南湖東岸は琵琶湖湖岸において水路交通が最も発達したところである。これらの集落は水路を通して琵琶湖本湖と接触しており一種の湖岸集落として捉えられる。

第4章 琵琶湖の変動

琵琶湖における水位変動の様子は同論集の濱氏の論考に示されるとおり、発掘調査の結果からは縄文時代から順に推定水位が一律的に上昇していることを示している。これらは標高を基にした動きとして琵琶湖の水位が上昇しつづけている、もしくは湖岸の地面が沈下しつづけていることを示している。しかし、これは標高を基に比較しているため直接琵琶湖の湖岸をあらわす水位として扱うことはできない。つまり南郷周辺と琵琶湖が同じ沈下の動きを示した場合、水位は湖岸の変動としては現れないが、湖岸の標高は沈下を示した変動が生じたことになる。このため琵琶湖の湖岸の変動を見るに必要な水位の変動は南郷辺りの瀬田川河床を不動点と仮定して、南郷辺りと観測点との比高差がどう動いたかを捉えることが問題となる。

記録に見られる湖岸の変動に興味深いものがある。「山塊記」に『琵琶湖の水北流し水減ず。後に旧に復す。近江で田三町地裂け淵になる。』

と記された

文治元(1185)年7月9日の地震である。

ここでは、地震が起きた時に琵琶湖の水が逆流し、

北の方に流れた。このことにより水位は減少した。後しばらく経ってから水位はもとに戻った。田3町は水没し淵になった。と記されている。

ここでは南湖と北湖との間に比高差を生じる地震が発生したことを示している。まず北湖の一部が地震により沈みこむ運動が起こったものと想定できる。結果として南郷辺りを不動点と仮定して計算できる琵琶湖の容積が増える。南湖の水はこの時沈下の起きた北湖に引き寄せられるように流れ込むため北側に逆流するように流れ込む。

この逆流による南湖の水位の減少は一時的なものであり、後に河川等から水が流入することにより徐々に水位はもとに戻る。安定したあとは南郷との比高差の生じた北湖の一部は沈下し湖岸線は後退したものと考えられ、比高差の生じなかったと考えられる南湖は地震前と湖岸線の状態は大きく変化しなかったものと思われる。

田3町が水没し淵になったとあるのは湖岸周辺の水田が水没したことを示しているものと思われる。ただ「淵となる」とあるのは琵琶湖本湖に直接落ち込んだのではなく新たに淵ができた、つまり内湖が出現したものとも解釈できる。

この地震の記録から推察される湖岸の変動は琵琶湖の一部において沈下を示す運動が生じうることを示している。少なくとも南湖と北湖との間で比高差を生じており、琵琶湖全体で一律的な変動とはなっていない。

これに対して唐橋遺跡に見られる変動は瀬田と南郷との近い距離間において比高差を生じたことを示している。この時の変動は先に示したとおり琵琶湖湖岸の多くに水没したとの記録が残され、これに加え唐橋遺跡では変動が瀬田川にまで及んでいたことを示している。全琵琶湖的に波及する変動が生じたことを示している。

このように地震における変動においても局所的なものから全琵琶湖的なものまでかなりな多様性があるものと思われる。

ただこの地震における湖岸の変動は常に沈下の方向を示しているのは濱氏の論考にあるとおりである。つまり古い時代を示す湖岸遺構面ほど標高の低いところに存在することになっている。ここに堆積と沈下とのバランスが湖岸線を決定している要因が生まれる。このバランスにより湖岸線が振動している様子が捉えられたのが針江浜遺跡の調査結果である。この結果から推

測できる湖岸線の動きは次のとおりである。

浜堤湖岸の変化モデル

基本モデル

浜堤の形成されている湖岸においての基本的な形状。

これを考える上で水位は南郷付近を相対的な不動点と仮定して一定のレベルを保っているものとする。

沈下モデル1（湖岸線の後退を伴う変化）

浜堤の高さを越える（1.5m以上、形成されている浜堤の高さによる）大きな沈下を起こす変動があった場合、浜堤は頂部まで水没することになり、図に示すように湖岸線の後退を伴う。その後新しい湖岸には新しい浜堤が形成される。

沈下モデル2（湖岸線は不動、内湖の形成）

浜堤の高さを越えない規模の沈下を起こす変動があった場合、浜堤は水没することはないため湖岸の位置の変動は起こらない。しかし後背地には湖水が進入し内湖が形成される。

堆積モデル1（湖岸線の前進）

変動がない場合、河川から供給される土砂により湖岸線は徐々に前進する。

この場合土砂の供給は脈動的に行われるため陸地化した箇所古い時代の浜堤がランドマークとして残されている場合がある。

琵琶湖においては以上の3モデルの動きを基本とし、これらが複合的に絡み合っ湖岸が変動してきているものと考えられる。

沈下モデル1は針江浜遺跡の古浜堤3と現在の浜堤との間の動きの中に捉えられる。また同じ遺跡の古浜堤1も縄文時代後期以降に大きな後退があったと推測されるため沈下モデル1により湖岸線が後退した後に形成された浜堤であると考えられることができる。

沈下モデル2は同じ針江浜遺跡の古浜堤2と3との間の動きの中に捉えられる。ここでは見掛け上の水位が1m上昇したにも関わらず浜堤の位置に変動は少なく、さらに古浜堤3は2より高く成長していることを指摘できる。また後背部には内湖が存在していたことを墳砂の状況より推測することができる。この沈下モデル2の変動は琵琶湖湖岸において頻繁に起こり得たことを前章で見た湖辺における水田開発の不安定さから読み取ることができる。

堆積モデル1は古浜堤1と2との間の動きの中に捉えられる。この間は水位の変動は少なく堆積が優勢な

状況であったことがわかり湖岸線は前進している。湖東の湖岸は堆積が優勢なところが多く湖岸の前進して

いる様子を多くみることができる。

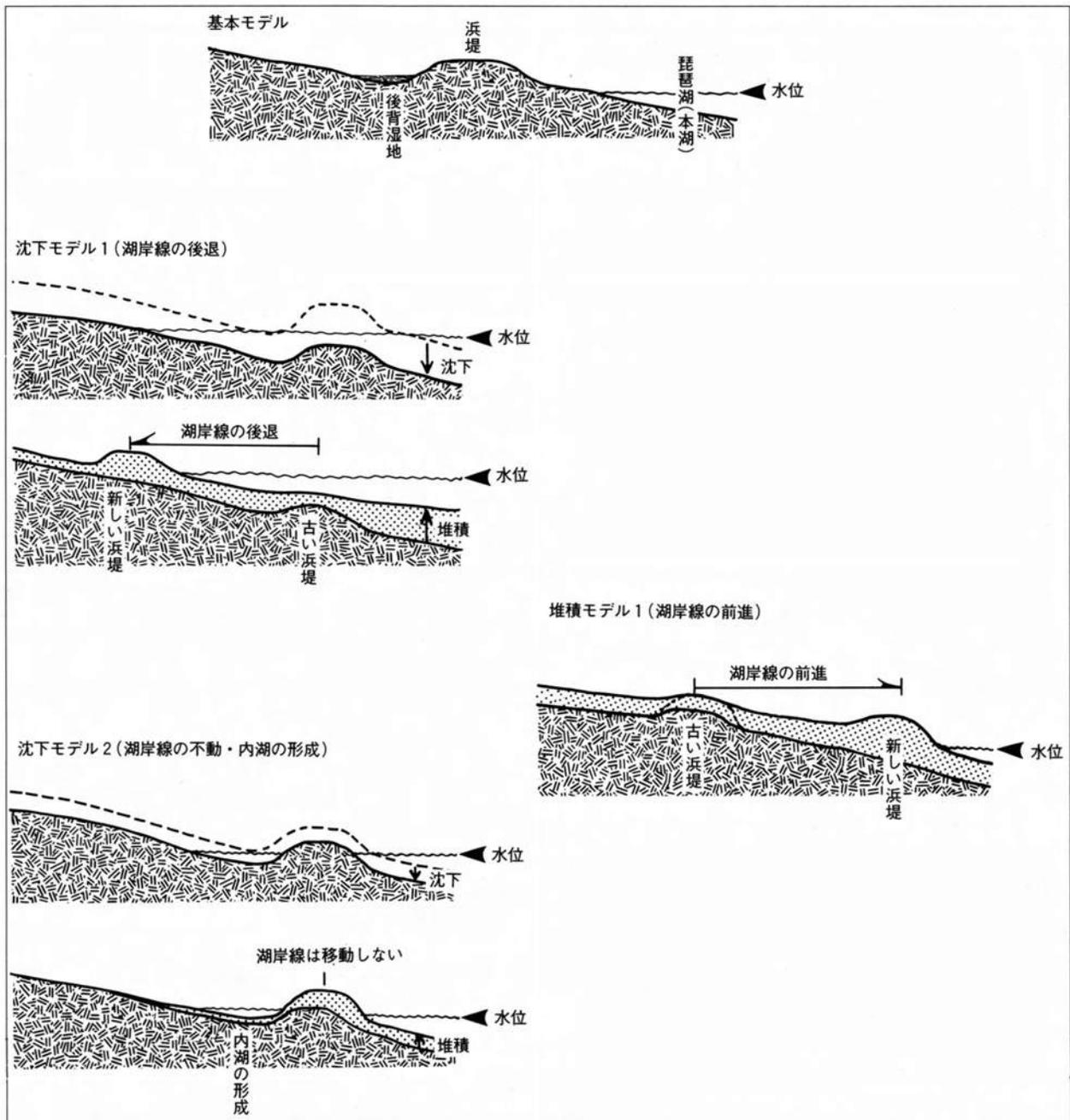


図13 浜堤湖岸の変動モデル

琵琶湖の諸元

面積 ……………685.45平方km
 湖岸線 ……………235.20km
 容積 ……………275億 m^3
 標高 ……………TP+84.371m
 ……………OP+85.614m
 最大深度……………103.58m
 平均深度……………41.20m
 湖流域面積……………3,848平方km

流入河川……………115本
 南北距離……………63.49km
 ……………(塩津～瀬田)
 最大幅……………22.8km
 ……………(饗庭～下坂浜)
 最少幅……………1.2km
 ……………(木浜～真野浜)



写真1 針江浜周辺航空写真(1961年)

参 考 文 献

- 秋田 裕毅 「謎の湖底遺跡を探る」 滋賀県立近江風土記の
丘資料館編 1988.10
- 北澤 武夫 「琵琶湖周辺の地形・地質概観」『昭和63年度琵琶
湖研究所委託研究調査報告 湖岸における土地
条件』(株)総合計画機構 1989. 3
- 古川与志継 「にはの海の変貌」琵琶湖水位の変動をめぐって」
『近江 第3号』 近江考古学研究会 1973. 7

- 「唐橋遺跡」 瀬田川浚渫工事関連埋蔵文化財発掘調査報告書2
滋賀県教育委員会 (財)滋賀県文化財保護協会
1992. 3
- 「文化財調査出土遺物仮収納保管業務 平成2年度発掘調査概
要」 滋賀県教育委員会 (財)滋賀県文化財保護協
会 1989-90
- 横田 洋三 「勢多橋と古道」『考古学ジャーナル』 332, 1991

琵琶湖博物館開設準備室研究調査報告 第2号
「琵琶湖の歴史環境－その変動と生活－」

1994年3月

編集：（仮称）琵琶湖歴史環境研究会

発行：琵琶湖博物館開設準備室

〒520 滋賀県大津市打出浜14-15

電話 0775-27-1405

印刷：大津紙業写真印刷株式会社

大津市月輪一丁目9-33

Research Report of the Lake Biwa Museum Project Office

no. 2



琵琶湖博物館開設準備室
大津市打出浜 14-15 〒520

Lake Biwa Museum Project Office
14-15 Uchidehama, Ohtsu, 520 Japan